

水・みどり・人がきざらめく
安心のまち 活力のまち 土浦

第7次土浦市総合計画



土 浦 市

第7次土浦市総合計画

第7次 土浦市 総合 計画

土浦市

はじめに



土浦市は、豊かな自然と長い歴史に育まれながら、多くの市民の皆様のためまぬ努力により、県南の中心として着実に発展し、平成18年2月には新治村との合併を行い、新生「土浦市」としてスタートしたところであります。

こうしたなかで、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、循環型社会への転換、地方分権の推進など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような時代の潮流を見定め、総合的かつ戦略的な市政運営を進めるため、これから10年間のまちづくりの方針を示す、第7次土浦市総合計画を策定いたしました。

本計画は、「快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちづくり」、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」、「共に考え行動する「協働」によるまちづくり」の三つを基本理念として、新しい土浦市の将来のあるべき姿(都市像)を「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」と定めるものであります。

今後は、将来都市像の実現を目指し、「行財政改革の推進と市民サービスの向上」、「市民と行政が一体となった協働のまちづくり」を計画推進の基本姿勢の二つの柱として、本計画に位置付けた施策・事業の確実な実行に取り組み、このかけがえのない土浦市を次代に誇りと自信を持って引き継いでまいりたいと考えております。

平成20年度からの前期5年間に取り組むべき施策を体系化した基本計画につきましては、厳しい財政状況の下で、各施策の着実な推進を図るため、特に優先的・重点的に取り組むべき主要な事業を「つちうら戦略プラン」として掲げました。また、施策ごとに指標、数値目標を設定し、協働の視点から市民、事業者、行政の役割責任を明示するなど、市民に分かりやすい計画づくりに心がけたところであります。

本計画の推進に当たりましては、「日本一住みやすいまち土浦」の実現を目指して、市民との協働により、だれもが安心・安全で、希望を持って暮らせるまちづくりを進めるとともに、住んでよかったと幸せを感じることができる「新しい土浦」を築いていくために、全力を傾注してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、まちづくりアンケート調査、市政懇談会への参加等、貴重な御意見をいただきました市民の皆様を始め、市議会議員各位、熱心に御審議をいただきました土浦市総合企画審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成20年3月

土浦市長 中川 清

土浦市民憲章

昭和50年12月23日制定

わたくしたちは

常陸野にたつ ゆるぎない筑波と
霞ヶ浦のひろがりを ころろとして生きる
土浦の市民です

この郷土に はぐくまれるわたくしたちは
秩序あるさわやかなまちづくりをめざし
期待と ねがいをこめて
ここに 市民憲章をさだめます



- 1 たがいに信じ 助けあう
あたたかいところを そだてましょう
- 1 からだをきたえ 仕事にはげみ
あかるい家庭を きずきましょう
- 1 自然を愛し 水とみどりの
きれいなまちを つくりましょう
- 1 知性を高め 教養をつちかい
文化のみのりを ひろげましょう
- 1 伝統をふまえ 未来をみつめる
若い力を のばしましょう

市の木



ポプラ

市の花



サクラ

市の鳥



ヨシキリ



ケヤキ



ウグイス

序 論

| | | |
|-----|----------|----|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 10 |
| 第2節 | 計画の構成と期間 | 11 |
| 第3節 | 計画の進行管理 | 12 |

基本構想

| | | |
|-----|---|----|
| 序 章 | 15 | |
| 第1節 | 土浦市の沿革 | 16 |
| 第2節 | 土浦市の現状と特性 | 17 |
| 第3節 | 社会経済情勢等の変化 | 18 |
| 第1章 | 基本理念 | 25 |
| 第2章 | まちの将来像 | 27 |
| 第1節 | 将来像 | 28 |
| 第2節 | 人口の見通し | 29 |
| 第3節 | 土地利用構想 | 31 |
| 第3章 | 計画推進の基本姿勢 | 37 |
| 第1節 | 行財政改革の推進と市民サービスの向上 | 39 |
| 第2節 | 市民と行政が一体となった協働のまちづくり | 40 |
| 第4章 | 施策の大綱 | 43 |
| 第1節 | 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、快適でゆとりのあるまちづくり | 45 |
| 第2節 | 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり | 46 |
| 第3節 | 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり | 47 |
| 第4節 | 保健・福祉サービスの充実した、人々のあたたかいふれあいのあるまちづくり | 49 |
| 第5節 | 心の豊かさとかくましさを育む教育の推進と、 子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり | 51 |
| 第6節 | 人と環境にやさしい循環型社会づくり | 53 |

| | |
|--|-----|
| 序 章 基本計画概要と戦略プラン | 57 |
| 第1節 基本計画の概要 | 58 |
| 第2節 つちうら戦略プラン | 60 |
| | |
| 第1章 計画推進の基本姿勢 | 65 |
| 第1節 行財政改革の推進と市民サービスの向上 | 67 |
| 第1項 効率的な行政運営の推進 | 68 |
| 第2項 健全な財政運営の確保 | 71 |
| 第3項 更なる広域連携の推進 | 75 |
| 第4項 自主・自立のまちづくりの推進 | 76 |
| 第5項 適正な公共施設の維持管理と整備 | 77 |
| 第6項 市民ニーズに対応したサービスの提供 | 79 |
| 第2節 市民と行政が一体となった協働のまちづくり | 81 |
| 第1項 市民協働のまちづくりの推進 | 82 |
| 第2項 心豊かな生活を営めるコミュニティの形成 | 84 |
| 第3項 一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進 | 86 |
| 第4項 行政の透明化を進める情報提供の推進 | 88 |
| 第5項 男女共同参画社会づくりの推進 | 90 |
| 第6項 人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発 | 92 |
| | |
| 第2章 部門別計画 | 93 |
| 第1節 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、快適でゆとりのあるまちづくり | 95 |
| 第1項 市民参加による適正な土地利用の誘導 | 96 |
| 第2項 高質な都市基盤の整備 | 99 |
| 第3項 うるおいのある河川・公園の整備 | 103 |
| 第4項 やさしく利便性の高い公共交通体系の構築 | 106 |
| 第5項 市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化する情報基盤の整備 | 108 |
| 第2節 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり | 109 |
| 第1項 災害に強い安心して暮らせるまちづくり | 110 |
| 第2項 地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり | 113 |
| 第3項 市民の生命と財産を守る消防・救急の充実 | 115 |
| 第4項 市民が安全に生活できる交通環境の整備 | 118 |
| 第5項 浸水被害に強いまちづくり | 121 |
| 第6項 消費生活の安定 | 123 |
| 第3節 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり | 125 |
| 第1項 県南地域の拠点として中心市街地の整備 | 126 |
| 第2項 地域の特性を生かした市街地の整備 | 129 |
| 第3項 景観の向上 | 131 |
| 第4項 安全な食料を供給する農林水産業の振興 | 133 |
| 第5項 消費者ニーズに対応した商業の振興 | 137 |

| | | |
|------------|---|-----|
| 第6項 | 創造性と技術力のある工業の振興と企業誘致 | 140 |
| 第7項 | 自然・歴史的資源を生かした観光の振興 | 143 |
| 第8項 | 安心して働くことのできる環境の整備 | 146 |
| 第4節 | 保健・福祉サービスの充実した、人々のあたたかいふれあいのあるまちづくり | 149 |
| 第1項 | 共に支え合う地域福祉の推進 | 150 |
| 第2項 | 安心して産み育てられる子ども福祉の充実 | 151 |
| 第3項 | 自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実 | 155 |
| 第4項 | 生きがいをもって元気に暮らせる高齢者福祉の充実 | 158 |
| 第5項 | 市民生活のセーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営 | 161 |
| 第6項 | 健康で生きがいのある生活を支える保健・医療の充実 | 165 |
| 第7項 | すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進 | 168 |
| 第5節 | 心の豊かさとかくましさを育む教育の推進と、 子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり | 171 |
| 第1項 | 生きる力を育む学校教育の充実 | 172 |
| 第2項 | 自己実現を最大限尊重する生涯学習の振興 | 177 |
| 第3項 | 次代を担う青少年の健全育成 | 180 |
| 第4項 | 文化・芸術活動の振興 | 183 |
| 第5項 | すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興 | 186 |
| 第6項 | 市民の国際感覚と国際理解の促進 | 190 |
| 第6節 | 人と環境にやさしい循環型社会づくり | 193 |
| 第1項 | 持続可能な地球環境の保全 | 194 |
| 第2項 | 恵まれた自然環境の保全 | 196 |
| 第3項 | ごみ処理の適正化とリサイクルの推進 | 200 |
| 第4項 | 環境美化と環境衛生の推進 | 204 |
| 第5項 | 安定した上水道の供給 | 206 |
| 第6項 | 快適な生活を支える下水道の整備 | 209 |
| 第7項 | 良好な住環境の確保と市街地の形成 | 212 |
| | (参考資料)地区別の計画 | 215 |
| | 付属資料 | 237 |

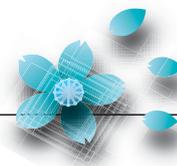
序論

序

| | | |
|-----|----------|----|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 10 |
| 第2節 | 計画の構成と期間 | 11 |
| 第3節 | 計画の進行管理 | 12 |

目次

第1節 計画策定の趣旨



1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年に策定した第6次土浦市総合計画を市政運営の指針として、様々な施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

また、平成18年2月には新治村と合併し、新生土浦市としての第一歩を踏み出したところです。

しかしながら、近年、少子高齢化の急激な進展、人口減少、産業構造の変化、地球規模での環境問題やIT社会の進展に伴うグローバル化、安全志向の高まりなど本市を取り巻く社会経済情勢は予想を超える速さで変化しています。

さらに、地方自治体においても「国から地方へ」、「官から民へ」などの各分野での制度改革や都市間競争が進む中、市民の価値観やライフスタイルの多様化に対応した施策の展開など、従来にない変革期を迎えています。

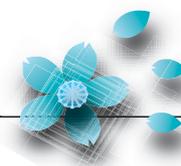
これら時代の潮流を的確にとらえ、将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを目指して、市民との協働による「新しい土浦」を実現するため、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする第7次土浦市総合計画を策定するものです。

2 計画の役割

この計画は、長期的展望の下、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営のための指針とするものであり、各施策や事業を展開する上での基本とするものです。

さらに、市民、団体、事業者と行政が相互の適切な役割分担と協働により、将来像の実現を目指して取り組んでいくための社会経済活動全般の指針とするものです。

第2節 計画の構成と期間



第7次土浦市総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

1 基本構想

基本構想は、まちづくりの目標を示す基本理念や将来都市像を定め、これを達成するための計画推進の基本姿勢と施策の大綱を明らかにし、総合的な市政運営の指針とします。

構想期間は、平成20年度から29年度までの10年間です。

2 基本計画（前期基本計画）

基本計画は、基本構想に掲げた計画推進の基本姿勢と施策の大綱に沿って、より具体的なまちづくり指標を明らかにし、具体的な施策推進の指針とします。

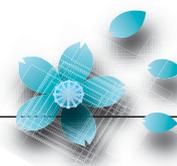
計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するため、財政計画に基づいて、3カ年のローリング方式により必要な見直しを行い、毎年度の予算編成の指針とします。

| 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本構想 | | | | | | | | | |
| 前期基本計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 後期基本計画 | | | | |
| 3カ年実施計画 | | | | | | | | | |
| 3カ年実施計画 | | | | | | | | | |
| 3カ年実施計画 | | | | | | | | | |

第3節 計画の進行管理

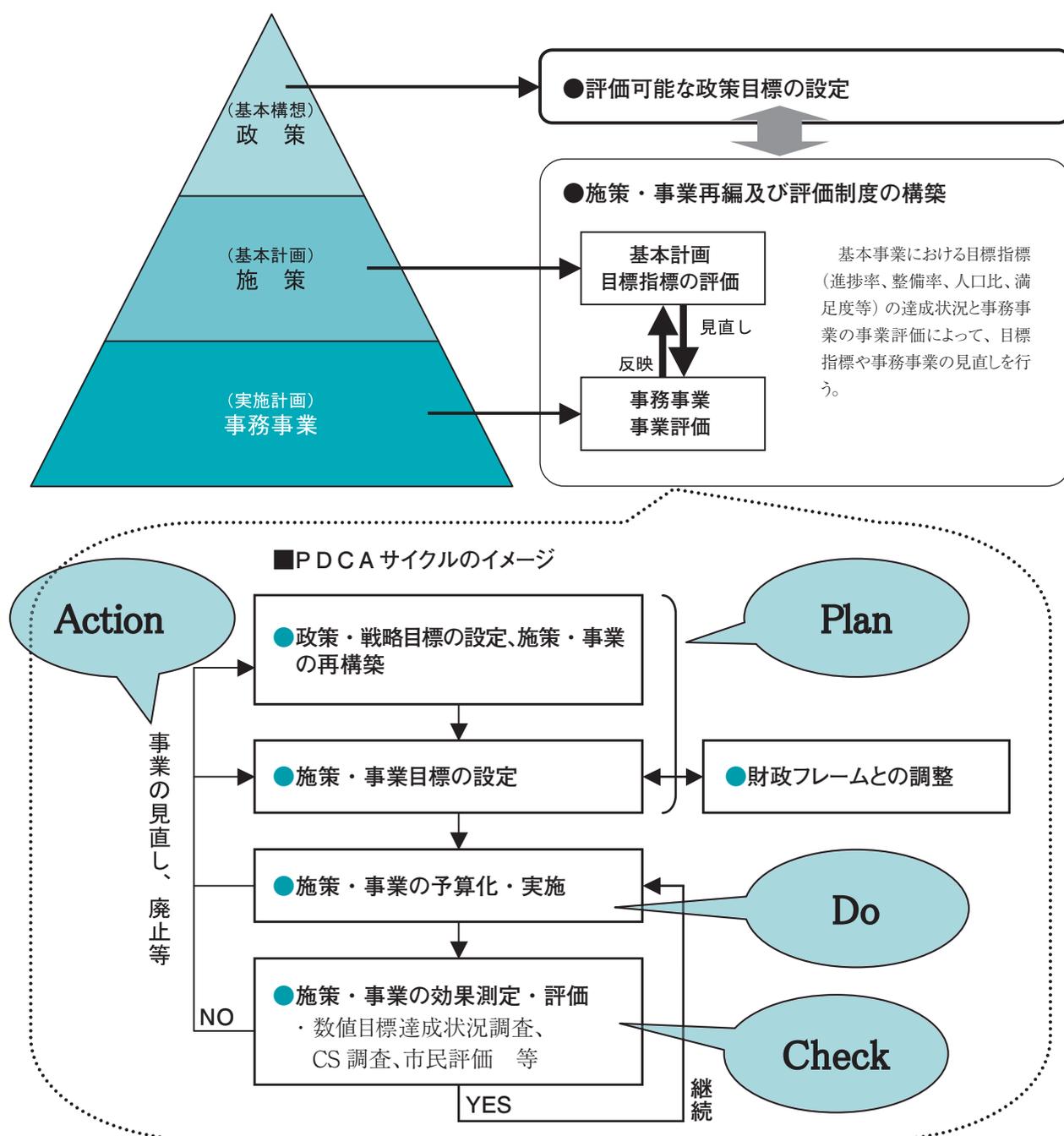


第7次土浦市総合計画では、施策ごとにまちづくりのための「指標」と「目標値」を設定し、目的と成果について、市民にわかりやすい計画として策定します。

計画策定後は、基本計画期間中の進捗状況を継続的に検証するとともに、市民満足度調査の実施など、市民の視点からの成果と課題を把握し、後期基本計画(計画期間：平成25年度～29年度)策定のための基礎資料として、活用します。

これにより、「PLAN(計画)⇒DO(実施)⇒CHECK(評価)⇒ACTION(改善・改革)」のサイクルによるマネジメントシステムを確立し、計画の着実な推進を図ります。

■総合計画の構成とマネジメントシステムのイメージ



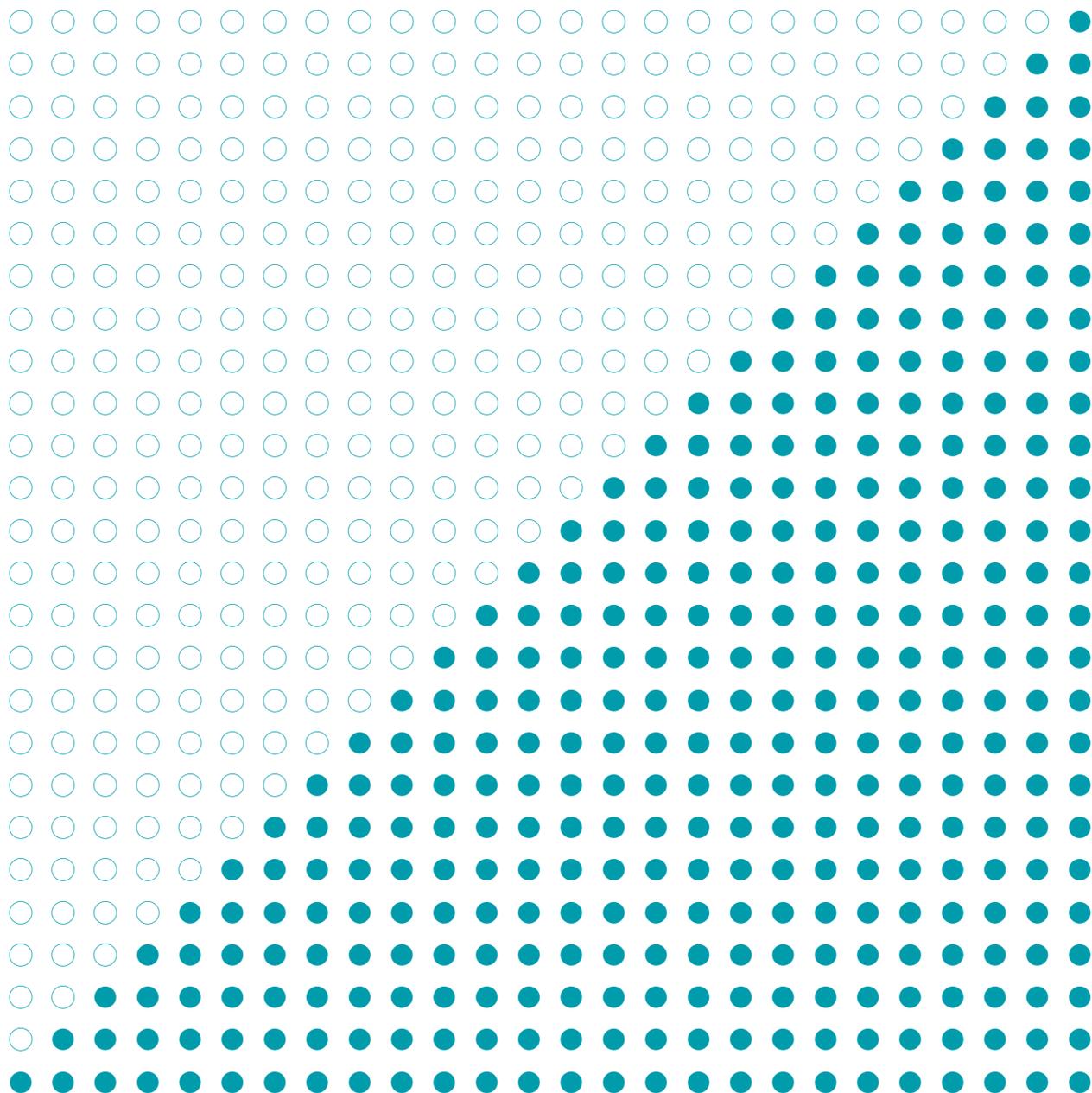
基本構想

| | |
|---------------|----|
| 序章 | 15 |
| 第1章 基本理念 | 25 |
| 第2章 まちの将来像 | 27 |
| 第3章 計画推進の基本姿勢 | 37 |
| 第4章 施策の大綱 | 43 |

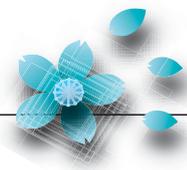
基
本
構
想

序

章



第1節 土浦市の沿革



太古、霞ヶ浦は海であり、土浦は海の幸、山の幸に恵まれた豊かな土地でした。弥生～古墳時代は、稲作により人口が増加し集落も拡大し、奈良・平安時代には、中央集権国家としての体制が整備され、土浦は常陸国に所属することになりました。

鎌倉時代になると、小田氏が活躍し、南北朝時代には関東の南朝方の中心となりました。戦国時代に入ると、小田氏家臣の菅谷氏が土浦城で活躍します。

江戸時代には、譜代の大名がこの地方を支配し、その中で、土屋氏が最も長く、幕末まで領主でした。水戸街道が開通すると、本陣・旅籠・問屋などが置かれ、霞ヶ浦の水運による商業が発展するなど、活気に満ちていました。また、野田や銚子とともに醤油の産地として有名でした。交通や産業の発達に支えられ、水戸に次ぐ常陸第2の都市として発展した時代です。

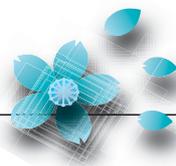
明治時代に入ると、新治県の県庁が置かれ、茨城県に合併してからは、新治郡の郡役所が置かれ、鉄道の開通や養蚕・製糸業や醤油醸造など産業発展により、県南第1の商業都市となりました。明治22年には、人口1万人の土浦町が誕生しました。

昭和に入り、「霞ヶ浦海軍航空隊予科練習部」等が開設され、海軍の町といわれるようになりました。昭和15年には、真鍋町との合併により全国174番目の市として『土浦市』が誕生しました。最近では、平成18年2月20日に新治村と合併し『新生・土浦市』が誕生しました。

表 土浦市の歩み・年表

| | |
|---------|---|
| 明治 22 年 | 人口約1万人の土浦町誕生 |
| 同 28 年 | 土浦・友部間鉄道開通 |
| 昭和 15 年 | 土浦町と真鍋町合併。人口33,567人の土浦市誕生 |
| 同 40 年 | 土浦・千代田工業団地の開発により、従来の商業都市に加え、工業都市化が進む。 |
| 同 48 年 | 筑波研究学園都市に筑波大学開学 |
| 同 49 年 | 人口10万人突破 |
| 同 60 年 | つくば博の開催を契機に、都市基盤の整備を進める。 |
| 同 61 年 | 土浦・学園都市が業務核都市に位置づけされる。 |
| 同 63 年 | 常磐自動車道全線開通。首都との距離が縮まる。 |
| 平成 2 年 | 市制施行50周年 |
| 同 5 年 | 土浦・学園都市に牛久を加えて「土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想」が国の承認を受ける。 土浦ケーブルテレビ開局 |
| 同 7 年 | 第6回世界湖沼会議の開催により、水質浄化をはじめとする環境問題への意識が高まる。 |
| 同 9 年 | 土浦駅前地区市街地再開発事業が完成 |
| 同 11 年 | 第5次首都圏基本計画において、つくば市、牛久市とともに、広域連携拠点として位置づけられる。 |
| 同 15 年 | 荒川沖西口市街地再開発事業が完成 |
| 同 17 年 | 湖沼環境保全の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターが竣工 |
| 同 18 年 | 土浦市と新治村が合併し新生土浦市が誕生 |

第2節 土浦市の現状と特性

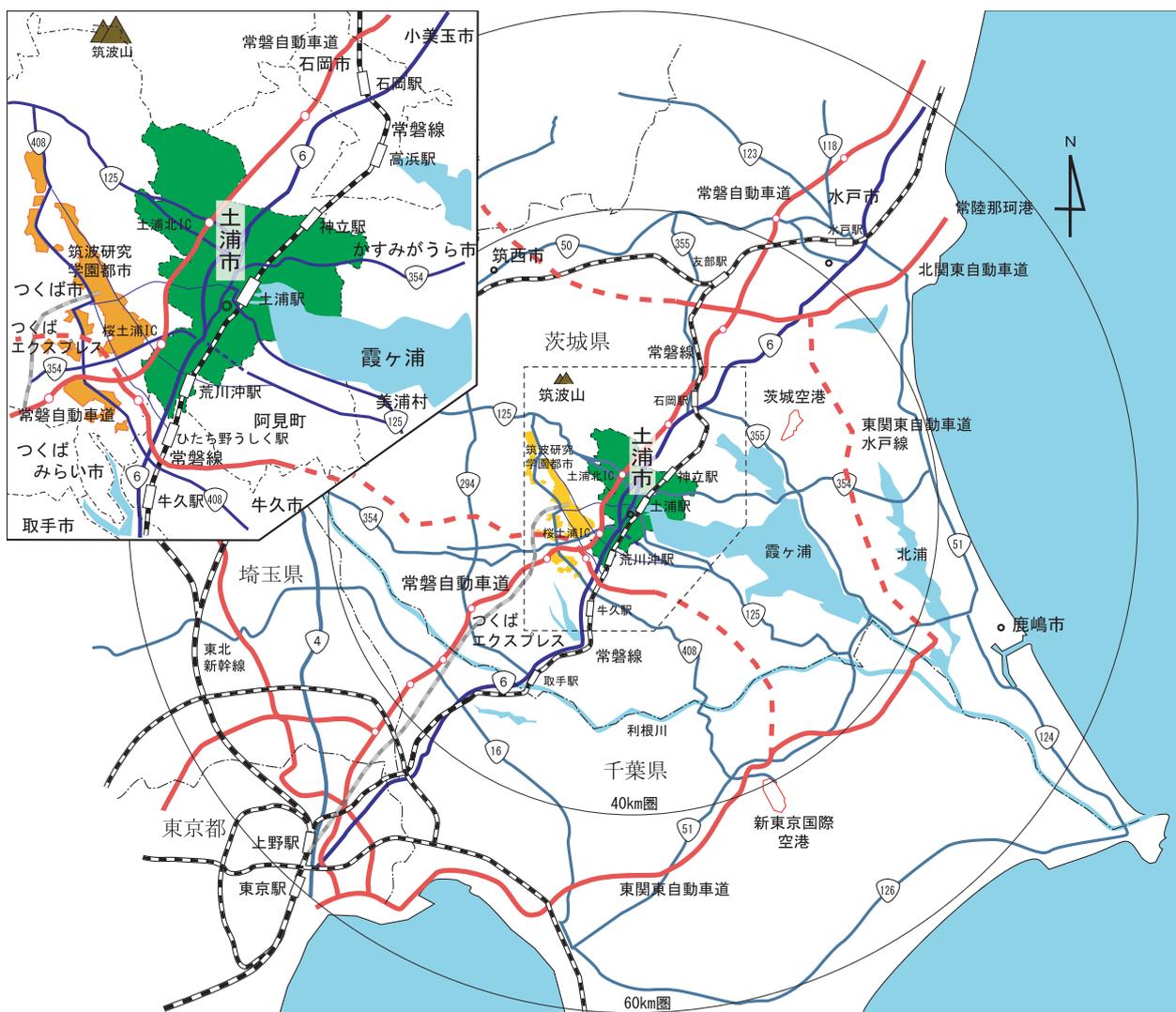


1 土浦市の現状

①位置

土浦市は、東経140度12分、北緯36度4分に位置しています。日本第2の湖である「霞ヶ浦」の西岸にあり、市の西に筑波山麓が広がっています。東京から60km、成田空港から40km、筑波研究学園都市に隣接し、また、県都水戸から45kmの距離にあります。

図 土浦市の位置



②地勢

土浦市の面積は、合併により123.54km²(霞ヶ浦部分9.72km²を含む)となりました。市内には桜川など8本の一級河川が流れ、霞ヶ浦から筑波山麓まで、豊かな自然環境を有しています。台地は関東ローム層であり、台地の間を帯状に谷津田が伸び、桜川沿いには低地が広がっています。

③気象(平成9年から平成18年の平均値)

年平均気温は14.8℃、年間降水量1,214mmで、冬には筑波おろしが吹きますが、総じて年間を通して温和な気候です。

4人口

土浦市の人口は、合併により14万4千人となりました。

平成13年までは人口増を維持してきましたが、少子化や人口の都心回帰傾向等の影響により平成14年以降緩やかな人口減少傾向が見られます。

階層別人口構成比を見ると、15歳未満の年少人口が平成7年は16.0%であったものが、平成17年には14.0%に低下しました。これに対して65歳以上の高齢人口は平成7年の13.1%が、平成17年には18.5%に増加し、本市においても少子高齢化の確実な進行が見られます。

図 土浦市の人口の推移(各年10月1日)



出典:国勢調査

5土地利用

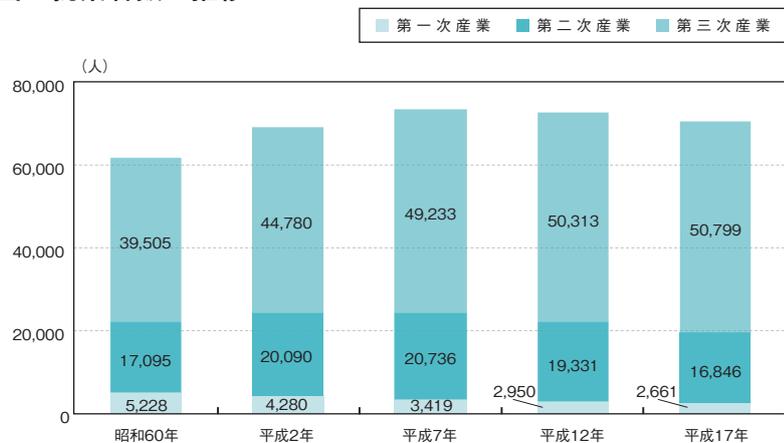
土浦市の面積は123.54km²(霞ヶ浦部分9.72km²を含む)であり、このうち市街化区域は32.35km²(26.2%)、市街化調整区域は91.19km²(73.8%)です。市街化区域のうち、住居系用途地域は23.37km²、商業系用途地域は2.73km²、工業系用途地域は6.25km²となっています。

また、地目別面積では、田が21.04km²(18.4%)、畑が22.47km²(19.7%)、山林が15.33km²(13.5%)宅地が25.81km²(22.7%)となっています。

6産業構造

就業者数(平成17年国勢調査)は、常住地ベースでは70,306人ですが、従業地ベースでは80,065人となっており、常住地ベースに対する従業地ベースの割合は113.9%となっています。常住地ベースで産業別にみると、第一次産業が2,661人(3.8%)、第二次産業が16,846人(24.0%)、第三次産業(分類不能を含む)が50,799人(72.3%)となっています。

図 就業者数の推移



※分類不能は第三次産業に組み入れている

出典:国勢調査

2 主要指標にみる土浦市の特性

面積は平均的ですが、人口や昼夜間人口比率、流入人口比率などは、県内でも上位に位置しており、中心都市としての性格を有しています。

下水道普及率、道路舗装率など、生活基盤の整備は県内でも進んでいます。

産業面では、製造品出荷額等及び商業販売額とも上位にあります。

医療関係では、一般診療所が多く、医師数も多くなっています。

表 土浦市の主要指標

| 土浦市 | | | 県内平均 | 県内順位 (県内44市町村) | 備 考 |
|---------------------|---------------------|---------|---------|-------------------|-------------------------|
| 項目 | 単位 | データ | | | |
| 面 積 | km ² | 113.82 | 133.93 | 24 | |
| 可 住 地 面 積 | km ² | 99.53 | 90.86 | 18 | |
| 人 口 | 人 | 143,703 | 67,541 | 6 | |
| 人 口 密 度 | 人 / km ² | 1,266 | 488 | 5 | |
| 昼 夜 間 人 口 比 率 | % | 111.49 | 96.89 | 3 | |
| 流 入 人 口 比 率 | % | 34.64 | 20.92 | 2 | |
| 年 少 人 口 割 合 | % | 14.04 | 14.21 | 19 | |
| 生 産 年 齢 人 口 割 合 | % | 67.47 | 66.35 | 12 | |
| 老 齢 人 口 割 合 | % | 18.49 | 19.37 | 32 | |
| 市 町 村 民 所 得 | 千円 | 3,523 | 3,327 | 9 | 納税義務者1人当たり |
| 農 業 産 出 額 | 千万円 | 968 | 955 | 17 | |
| 製 造 品 出 荷 額 等 | 百万円 | 611,919 | 245,413 | 5 | |
| 商 業 販 売 額 | 百万円 | 553,093 | 151,166 | 3 | |
| 財 政 力 指 数(※1) | | 0.92 | 0.70 | 4 | |
| 保 育 所 数 | 所 | 12.49 | 14.79 | 34 | 人口10万人当たり |
| 下 水 道 普 及 率(※2) | % | 85.7 | 50.5 | 3 | |
| ご み 収 集 量 | kg | 446 | 359 | 5 | 年間1人当たり |
| 都 市 公 園 面 積 | m ² | 5.92 | 7.93 | 21 | 人口1人当たり |
| 生 活 道 路 舗 装 率 | % | 75.65 | 60.30 | 7 | 市町村道 |
| 道 路 実 延 長 | m | 140.97 | 90.97 | 6 | 総面積1万m ² 当たり |
| 生 活 保 護 被 保 護 実 人 員 | 人 | 4.53 | 5.37 | 24 | 人口千人当たり |
| 一 般 病 院 数 | 所 | 4.84 | 6.05 | 28 | 人口10万人当たり |
| 一 般 診 療 所 数 | 所 | 78.14 | 54.62 | 2 | 人口10万人当たり |
| 医 師 数 | 人 | 226.81 | 142.13 | 5 | 人口10万人当たり |
| 火 災 出 火 件 数(※3) | 件 | 34.71 | 61.24 | 4 | 人口10万人当たり |
| 交 通 事 故 発 生 件 数(※3) | 件 | 11.08 | 7.89 | 43 | 人口千人当たり |
| 刑 法 犯 認 知 件 数(※3) | 件 | 26.41 | 17.57 | 44 | 人口千人当たり |

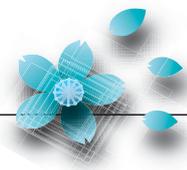
(※1)土浦市財政課算出(平成18年度)

資料：茨城県統計課「茨城県社会生活統計指標(平成19年3月公表)」

(※2)茨城県「いばらきの下水道(平成18年9月)」

(※3)値が小さい方を上位として県内順位を表記

第3節 社会経済情勢等の変化



1 地方分権の推進

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体の責任の範囲が大幅に拡大されました。とりわけ住民に対し身近な行政サービスを提供する市町村においては、地域住民ニーズを迅速、的確に行政に反映し、市民の協力の下で地域の自主・自立を目指した、特色ある地域づくりを効率的に進めていくことが求められています。

2 行財政改革の推進

平成17年3月に国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が通知され、市町村においても一層の行財政改革が求められています。

また、ますます高度化・多様化する行政ニーズに、厳しい財政の状況下にあっても適切に対応していくためには、行政自らが担う役割を重点化するとともに、住民団体をはじめNPOや企業等地域の多様な主体と協働していくことが必要となります。

3 市町村合併の動向

極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められています。これまで以上に基礎自治体の行財政基盤の強化を図る必要があり、その方策の一つとして市町村合併が進められています。平成11年3月31日時点で3,232あった市町村は、平成19年4月1日現在では1,804まで減少しました。

国では、地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えるためには、引き続き自主的な市町村合併を全国的に推進していくこととしており、県においても「市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)」の基本方針に基づき、平成19年11月に、自主的な市町村合併の推進に関する構想」を策定し、市町村の合併気運の醸成を図るとともに、今後とも市町村合併を積極的に推進していくとしています。

4 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成16年をピークに減少へと転じ、2050年には現在より約2,700万人少ない1億人程度になると見込まれています。

生活様式が変化する中、未婚者の増加や晩婚化が進み、平成17年の合計特殊出生率¹が1.25になるなど全国的に少子化が進行しています。一方で、生活環境の向上や医療の進歩などに伴い平均寿命が伸び、世界でも例を見ないほどのスピードで高齢社会を迎えています。

人口構造が大きく変容する時代にあって、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、生涯にわたって生きがいを持ちながら健やかに暮らせる環境づくりが求められています。

¹合計特殊出生率 一人の女性が一生に産む子どもの数を示す指標。

5 協働によるまちづくり

近年、物の豊かさよりも心の豊かさ、新しさや刺激よりも安らぎや癒しが求められるとともに、個人の自由な選択と自己責任が重視されるようになり、また、自然は掛け替えのないものとして再認識されるなど、人々の社会に向けるまなざしは変化しつつあります。

また、身近な地域の課題に対応するボランティア活動やNPO²活動なども活発になっています。このようなライフスタイルや価値観の多様化に伴い、市民が行政に求めるサービスも多様化・高度化しています。これらの市民ニーズに対応するために専門的かつ高度な能力を有する職員の育成・確保などによる行政能力の強化が求められています。

さらに、豊富な人材層である団塊の世代の地域での活躍が期待され、地域性を重視した施策の展開、様々な市民活動への支援、人材育成や団体ネットワークづくりなど、市民による地域づくりが求められています。

6 地球規模での環境問題への対応

平成17年2月に京都議定書が発効し、二酸化炭素の排出量の大幅な削減が日本にも課せられています。また、地球温暖化を始めとする地球規模での環境問題への対応は、産業活動によるものだけでなく、一人ひとりの身近な生活レベルからの改善が必要です。

自然環境・生態系の保全は、各地域においてはもちろんのこと、広域的に取り組むべき課題となっています。水質・土壌の汚染や森林破壊等を回避するため、環境に負荷を与えない暮らしに対する認識を深め、ごみをなくして自然環境を積極的に活用していく、人と地球にやさしい循環型社会の構築が求められています。

7 安心安全なまちづくりに対する意識の高まり

近年、安全・安心に対する不安が高まっています。

防災面では、地震や集中豪雨による被害などがどこで発生してもおかしくない状況となっており、地域防災計画を基本とした防災対策の推進が課題となっています。さらに、地域コミュニティによる防災まちづくりが、地域の安全性を確保する上で重要となっています。また、テロ対策等のため国民保護計画の適切な運用体制の確立が求められています。

防犯については、凶悪犯罪の多発や振り込め詐欺など、子どもや高齢者等が被害者となる例が多く、地域コミュニティによる防犯のまちづくりも、重要となっています。

交通安全対策、O157³やBSE⁴などの食の安全対策、鳥インフルエンザやエイズなど感染症・健康対策などを含めて、多面的な安全対策の実施とその結果として安心感のある社会づくりが課題となっています。

²NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

³O157 腸管出血性大腸菌(による感染症・食中毒)のこと。

⁴BSE Bovine Spongiform Encephalopathy(牛海綿状脳症)の略。牛の脳の中に空洞ができ、スポンジ(海綿)状になる病気のこと。イギリスを中心に発生している変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病は、この牛海綿状脳症と関連があるとの疑いが持たれている。

8 市民の価値観・ライフスタイルの多様化

近年、余暇時間の増加を背景として、心の豊かさ、自然とのふれあい、家族と過ごす時間等、従来の「もの」を購入することに価値をおく生活から、生活の豊かさや心のゆとりを大切にする生活が重視されるようになってきています。人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化、個別化していくものと予想されますが、一方では、個人的な豊かさの追求に加え、ボランティアやNPO活動といった市民の社会貢献活動、地域コミュニティの中での豊かさの創造などへの関心も高まりつつあります。

また、若年層を中心に、フリーター⁵の増加や家族観、結婚観の多様化、社会生活の変容などによって社会参加ができない者の増加などが、社会問題として指摘されるようになってきています。

9 IT社会の進展

携帯電話やインターネットの普及は、社会の高度情報化を急速に進め、産業分野に加えて、市民生活の場面においても大きな変化をもたらしています。IT(情報技術)の発展により、情報のやり取りに関しては人的・物的移動が必要なくなり、「情報圏」はボーダレス⁶のものとなります。また、住む場所や働いたり学んだりする場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになっていきます。

そのため、情報通信基盤を整備し、情報格差が生じないように配慮する必要があります。また、電子自治体の構築により、生活に必要な行政サービス情報のインターネットなどの利用による迅速かつ正確な提供、正しい情報活用のための情報リテラシー(情報を使いこなす能力)教育の推進や個人情報保護なども課題になっています。

10 グローバル化の進展

交通・通信手段の高度化により、日常生活や経済活動における国際化が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化しています。このような急速に進むグローバル化に対して、外国への理解や国際感覚の向上が求められています。

一方、人件費などが安く、巨大な市場を抱える中国などへの企業流出により製造業の空洞化が懸念されています。また、国では、外国からの観光客の誘致も積極的に推進しており、地方自治体による国際化対応の施策は、国際交流を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすい環境整備を中心としたものへと拡大しており、今後も積極的な取組が求められています。

⁵フリーター 正社員以外の就労形態(アルバイトやパートタイマーなど)で生計を立てている人のこと。

⁶ボーダレス 国境・境界がない(希薄化している)という意味。社会・経済など様々な活動が国を越えて行われ、国境や境界の意味が薄まってきていること。

II 産業構造の変化

日本の産業構造は、第一次産業から第三次産業へと、産業構造のソフト化・サービス化が進んでいます。平成17年の国勢調査では、第一次産業の就業者数の割合が4.8%(平成12年は5.0%)、第二次産業が26.1%(同29.5%)、第三次産業が67.2%(同64.3%)であり、特に、第二次産業の減少が目立っています。

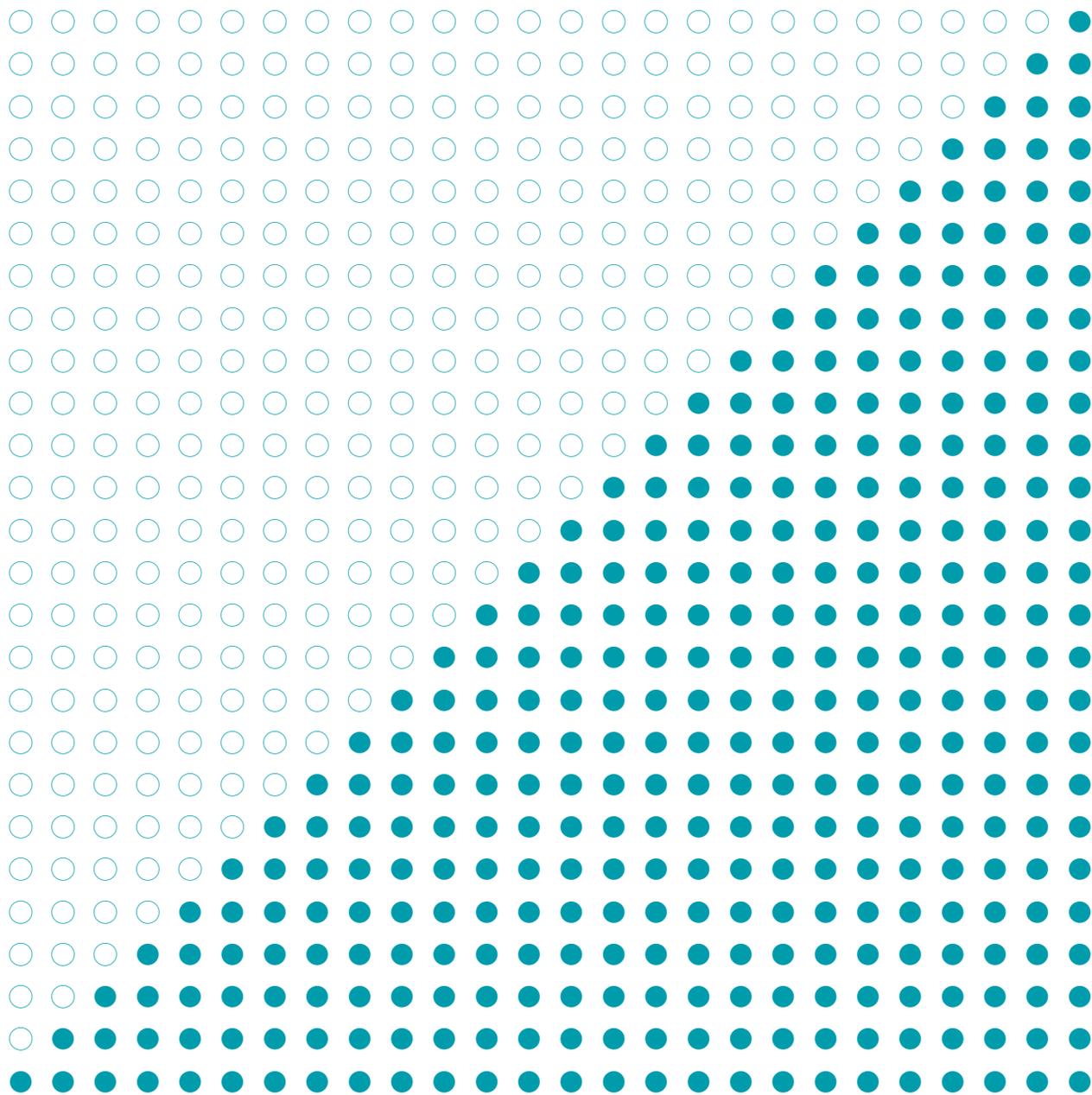
地域経済を支える農林業や工業、商業においても、後継者問題、工業団地への企業誘致、中心市街地の活性化など、いくつかの課題を抱えています。

今後は、だれもが生き生きと働き、定住できる環境づくりとして、魅力ある農林業の振興や企業誘致による雇用の場の確保、地域資源を活用した環境産業やコミュニティビジネス⁷などの新産業の創出が望まれています。

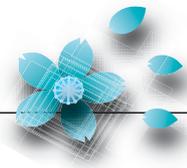
また、産業構造の変化に柔軟に対応することのできる人づくり、基盤づくりを進めていくことも必要となっています。

⁷コミュニティビジネス 地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むこと。

第 1 章



基本理念



まちづくりは、このまちに住み、働き、学び、楽しみ、集い、健康で快適な生活を営むことができる都市環境を創出することです。

私たちのまち土浦は、日本第2の湖「霞ヶ浦」や万葉の昔から歌われてきた「筑波山麓」などの豊かな自然や土浦城をはじめとする多様な歴史と文化に培われ、先人のたゆまぬ努力と情熱によって、県南の中心都市として着実な発展を遂げてきました。

社会全般において競争力が求められるなど厳しい時代を迎えた中で、今後も県南の雄都としてリーダーシップを一層発揮するためには、土浦市が持つ誇れる資源や人材、優れた居住環境などを生かした、土浦ならではのまちづくりが重要です。土浦の魅力や活力が高まることで、住む人たちはまちに誇りを持ち、訪れる人がまちのよさを実感し、定住人口や交流人口の増加にもつながります。

また、市民生活においては、急変する社会経済情勢に不安を感じている市民も少なくありません。だれもが安心・安全で、希望を持って暮らせるまちづくりを進めるとともに、住んでよかったと幸せを感じることができる「新しい土浦」を、市民と行政の協働により築いていくために、「まちづくりの基本理念」を次のように設定します。

○快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちづくり

人々のぬくもりや心の交流を大切にしながら、将来にわたり安心・安全で、生き生きと希望を持って暮らせる環境を整備し、だれもが「住んでみたい、住んでよかった」と思える「日本一住みやすい」まちを目指します。

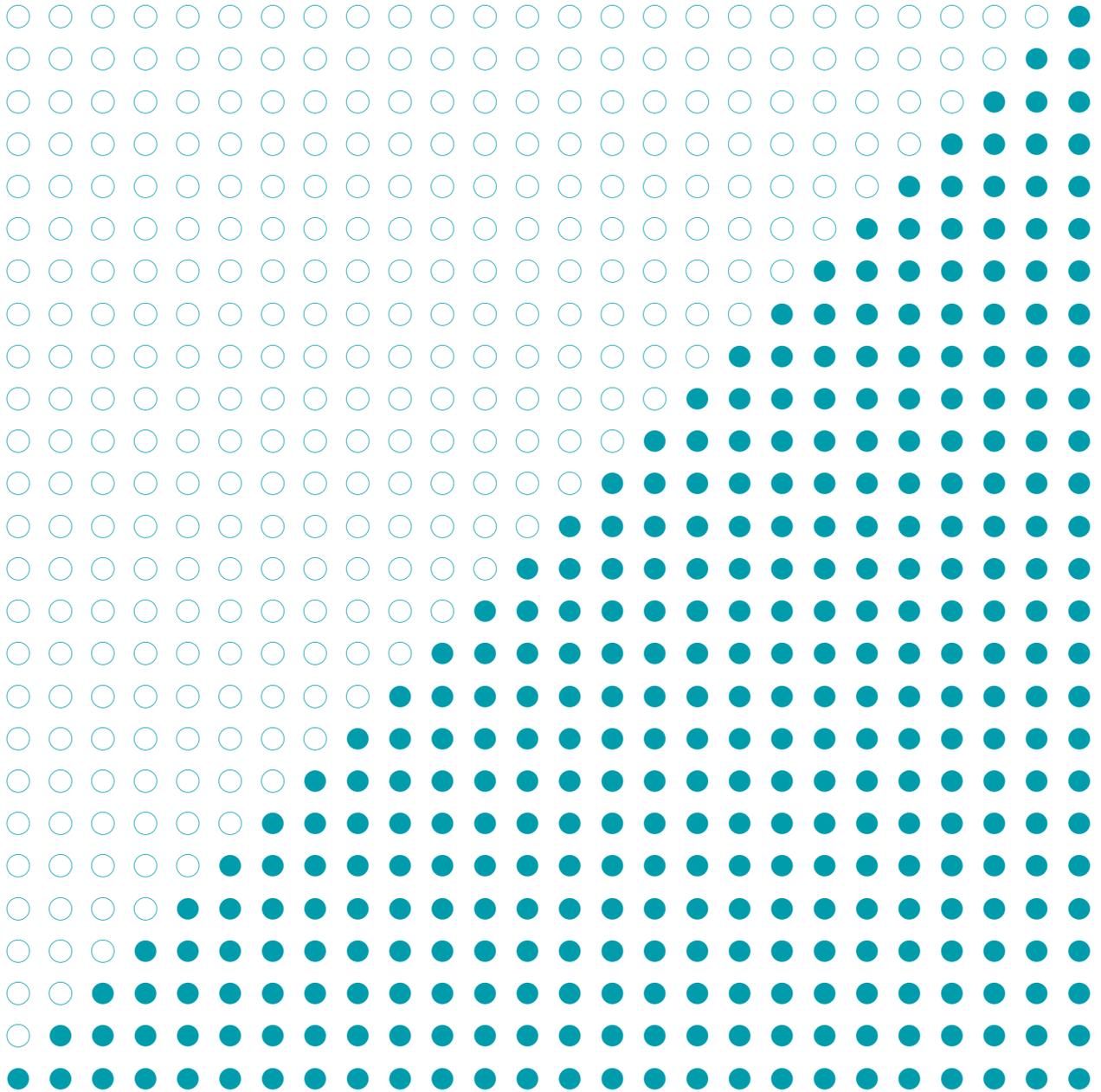
○地域資源を生かした活力あるまちづくり

豊かで美しい自然と誇れる歴史・文化資源を大切にしながら、かけがえのない郷土「土浦」の恵まれた地域資源や人材を生かして、まちに誇りと愛着が持てる、魅力と活力にあふれたまちを目指します。

○共に考え行動する「協働」によるまちづくり

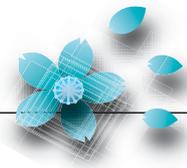
自主自立の都市経営が求められており、まちの主人公である市民が「自分たちのまちは、自らが創る」といった意識のもとに、市民、団体、事業者と行政が相互にパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割分担により、市民協働のまちを目指します。

第 2 章



まちの将来像

第1節 将来像

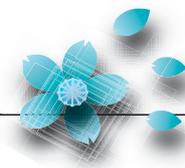


将来像とは、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、まちづくりの方向性や将来の姿を簡明・効果的に表現したものであり、将来におけるまちづくりの意思を明らかにし、市民・事業者のみなさんとともにまちづくりを進めるうえで、共通の目標とするものです。まちづくりの基本理念を踏まえ、本市が目指すべき将来像を次のように設定します。

水・みどり・人がきらめく

安心のまち 活力のまち 土浦

第2節 人口の見通し



第1項 将来目標人口

① 将来目標人口

平成29年の目標人口 145,000人

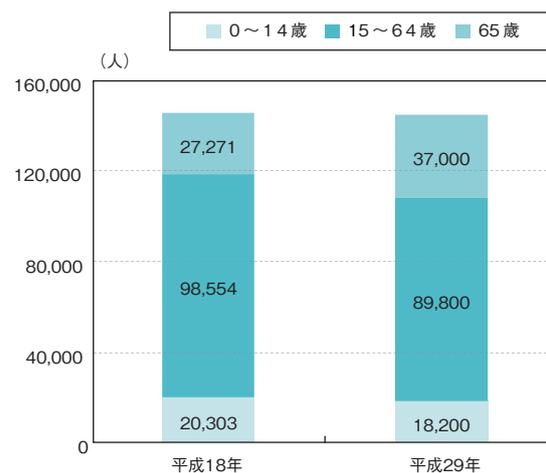
本市の活力を支えるため、

- 日本一住みやすいまちづくりを推進し、生活環境の整備により、定住人口の維持、流入人口の増加を促進をします。
- 県南の拠点都市として昼間人口の集積、また観光交流や首都圏住民との情報交流など、交流人口の拡大を図ります。

② 年齢別人口

平成29年の年齢別人口は、年少人口が18,200人(12.6%)、高齢者人口が37,000人(25.5%)と推計されます。高齢化率は、平成18年の18.7%から、6.8ポイント増加すると見込まれます。

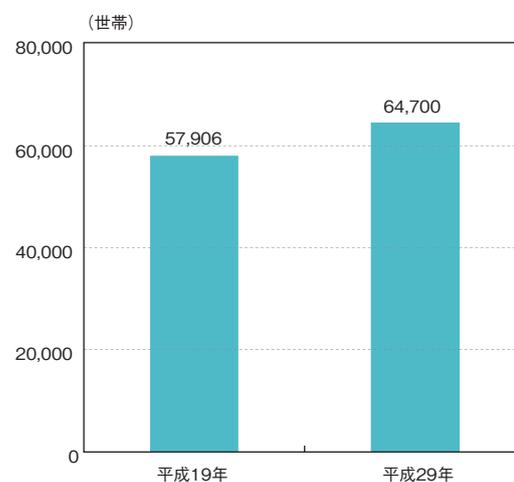
図 年齢別人口



③ 世帯数

引き続き単身世帯、核家族化の進展が予測される中で、世帯数は、平成29年で約64,700世帯になると見込まれます。

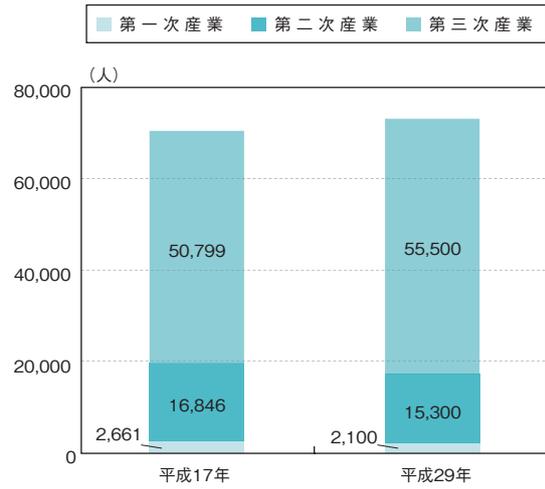
図 世帯数



④ 就業人口

平成29年の就業人口は約72,900人となり、うち第一次産業が2,100人(2.9%)、第二次産業が15,300人(21.0%)、第三次産業が55,500人(76.1%)と見込まれます。

図 産業別就業人口

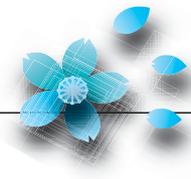


第2項 交流人口

本市が、活力ある都市として、持続的な発展を目指すためには、第一義的には人口の定住を促進することが重要です。さらに、県南地域における本市の拠点性を生かし、都市の活性化を図るためには、通勤、通学、文化、スポーツ、買物、観光など、広域的な交流人口の更なる拡大を図る必要があります。

また、インターネットの普及を背景として、首都圏住民との「情報交流」による交流人口の増大を目指します。

第3節 土地利用構想



第1項 土地利用の基本的な考え方

土地は、限りある資源であるとともに、市民が快適な生活を営み、自然や歴史、文化を守り育み、地域の活力を生み出す舞台となるものです。

本市の将来像を実現するためには、豊かな自然と伝統ある歴史、文化などの地域資源や地域特性を踏まえ、長期的な視点に立った適切な土地利用の誘導・展開に努めるものとします。土地利用構想は、市民にとって貴重な限られた土地の合理的かつ適切な保全・活用の方向を明らかにするとともに、安心・安全で快適な市民生活を営むための指針を示すものです。

したがって、本市を広域的・市域的な視点からとらえ、土地利用の秩序と均衡が図れるよう、以下の点に留意して基本的な考え方を定めます。

1. 市民が安心・安全で豊かに暮らせる生活環境を確保する土地利用
2. 本市の大きな特徴の一つである豊かな自然環境の保全を図る土地利用
3. 自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を十分生かした地域の発展を図る土地利用
4. 将来都市像に配慮しつつ地域の活力を生み出す適切な土地利用

第2項 土地利用の方針

現状における自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保ちつつ、都市計画マスタープランに沿った適切な土地利用の誘導・展開による都市活力の向上に努め、豊かな自然と都市が調和した安心・安全で環境負荷の少ない都市づくりを推進します。

1 自然的土地利用の方針

- ・霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境は、本市の固有の資源であり、その保全・活用を図るとともに、その魅力を十分に引き出していきます。
- ・本市の魅力の一つである豊かな自然景観・田園景観を有する市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑制し、水の循環や生態系の保全に不可欠な農地や樹林地、また、貴重な自然資源の保全・活用を積極的に推進します。
- ・優良農地の保全や農業基盤の充実を図るとともに、美しい田園景観や住みよい集落環境の形成・維持に努めます。

2 都市的土地利用の方針

- ・市街化区域は、住まい、働き、生産する場として、住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地の適切な配置を図り、安心・安全で快適な住環境を確保しながら、活発な都市活動を支える地域としての土地利用を図ります。
- ・中心市街地の魅力と活力を向上させるため質の高いコンパクトな都市づくりの推進を図ると

- ともに、市街地の低・未利用地の有効利用や高度利用など、効率的な土地利用を推進します。
- ・市民生活や事業活動に伴う様々な環境負荷の低減に努めるとともに、環境にやさしい計画的な土地利用の誘導・展開を図ります。

第3項 土地利用ゾーニングの方針

本市の地域特性を生かした魅力ある都市環境を創造するため、適正な土地利用のゾーニングを行い、自然的土地利用と都市的土地利用が調和する土地利用の誘導を図ります。

1 水辺ふれあいゾーン

- ・霞ヶ浦は、後世に引き継ぐべき貴重な財産として、周辺自治体とともに、水質の浄化を図りながら、うるおいのある水辺環境を保全します。
- ・霞ヶ浦及びその周辺は、水郷筑波国定公園の玄関口にふさわしい観光・レクリエーション空間として積極的な活用を図ります。

2 緑のふれあいゾーン

- ・水郷筑波国定公園を構成する筑波山麓の緑は、環境・景観的にも貴重な財産であり、森林環境を保全します。
- ・筑波山麓及びその周辺は、市民や首都圏住民が身近に緑とふれあえる場として、また、観光・レクリエーション空間として積極的な活用を図ります。

3 農業・田園ゾーン

- ・まとまりのある農地や農地内に点在する集落などを農業・田園ゾーンとして位置づけ、農業生産基盤の整備に努めるとともに、既存集落の良好な住環境、田園環境の保全を図ります。
- ・農地周辺の良好な住環境を確保するため、幹線道路等における適切な土地利用を誘導するとともに、住民と生産者との交流を通じて、農地と住宅が共生する環境づくりを進めます。

4 市街地ゾーン

【中心市街地ゾーン】

- ・土浦駅東西地区を中心とする地区では、多くの人々が集い交流する県南地域の拠点機能の維持向上に努めながら、多様な人々が生き生きと安心して楽しく暮らせる良好な市街地の形成を図ります。
- ・土浦駅東西地区に連たんする真鍋地区や高津地区等は、集積した多様な都市機能が融合する安全で快適な市街地の形成を図ります。

【荒川沖市街地ゾーン】

- ・荒川沖駅周辺地区は、本市の南の拠点にふさわしい都市機能の整備を進めるとともに、首都東京への近接性を生かした良好な市街地の形成を図ります。
- ・荒川沖駅周辺地区に連たんする地区は、商業業務機能や流通機能の充実を図るとともに、周辺の自然環境と共生する安全で快適な暮らしやすい市街地の形成を図ります。

【神立市街地ゾーン】

- ・ 神立駅周辺地区は、工業の集積を生かしながら、本市の北の拠点として、また、隣接市との交流拠点にふさわしい、良好な市街地の形成を図ります。
- ・ 神立駅周辺地区に連たんする地区は、市街地に現有する樹林地や周辺の田園環境と共生する個性と魅力ある市街地の形成を図ります。

【その他の市街地ゾーン】

- ・ 藤沢周辺地区は、新治地区の中心地として都市機能の充実と良好な市街地の形成を図ります。
- ・ おおつ野地区は、良好な住宅環境と環境に配慮した産業が立地する職住近接型の市街地の形成を図ります。

【工業・流通ゾーン】

- ・ 既存工業団地やインターチェンジ周辺地区では、工業・流通機能の充実・強化を図るとともに、都市の活力を向上させるための産業立地を誘導します。

第4項 拠点の配置

本市の都市づくりの中心的役割を果たす地区、あるいは広域的視点において重要な役割を担う地区として、次の拠点を配置します。これらの拠点は、暮らし、憩い、就労の場として重点的かつ優先的に機能を強化し、整備を推進することにより、地域の個性を最大限に生かし、発展し続けるまちづくりを先導していくものです。

1 水・緑・憩い・交流の拠点

- ・ 土浦城址及びその周辺は、本市の歴史的・文化的環境や交流の場であり、水・緑・憩い・交流の拠点として位置づけ、環境整備を推進します。
- ・ 霞ヶ浦総合公園、川口運動公園、常名運動公園、新治運動公園、乙戸沼公園、小町の里、朝日峠展望公園を拠点として位置づけ、市民の広域的なレクリエーションの場として、また、市外の人々との交流の場としての機能充実・整備を図ります。
- ・ 宍塚大池周辺地区の一部と茨城県霞ヶ浦環境科学センターを拠点として位置づけ、水辺空間や樹林地の有する自然環境を生かしながら、自然とふれあえる空間づくりを進めます。

2 農業拠点

- ・ れんこん栽培が盛んな手野・田村・沖宿地区、花き栽培の今泉・栗野・小山崎地区、果樹・花き栽培の上坂田・下坂田地区、観光果樹の小野・大志戸地区を農業拠点と位置づけ、生産基盤の整備や体験・交流型農業を促進します。

3 工業拠点

- ・ 土浦・千代田工業団地を中心とする地区を工業拠点として位置づけ、今後も産業発展を促す拠点として、その機能を充実・強化します。また、テクノパーク土浦北、東筑波新治工業団地を工業拠点として位置づけ、広域交通ネットワークを生かした産業発展の拠点として、その機能の充実を図ります。

4 商業・業務拠点

- ・土浦駅東西地区を中心とした都心部では、地域の特性を生かした魅力ある商業・業務・福祉機能が集積し、多くの人々が集い交流する県南地域の拠点としての機能向上を図ります。
- ・荒川沖駅周辺地区では、既存の商業・業務地の機能を強化し、地域住民の日常利便性を向上させ、生活拠点としての魅力の創出を図ります。
- ・神立駅周辺地区では、市北部の生活拠点や隣接市との交流拠点として、広域性を視野に入れた商業・業務地としての機能強化・形成に努めます。
- ・ショッピングセンターの立地が予定されている高津地区は、都心部と連携・機能分担を図りながら整備を促進します。

5 流通拠点

- ・土浦北インターチェンジ周辺地区、桜・土浦インターチェンジ周辺地区、卸売市場周辺地区を流通拠点として位置づけ、広域交通ネットワークを生かした産業発展を促す拠点として、その機能の充実を図ります。

6 研究・業務拠点

- ・おおつ野東部地区を研究・業務拠点として位置づけ、自然環境に配慮した研究・業務系機能を誘致するとともに、需要に応じた総合的な機能が立地できる職住近接型の都市づくりを進めます。
- ・穴塚大池周辺地区の一部は、環境に配慮しながら、筑波研究学園都市に隣接しているといった地理的優位性や交通条件を生かした研究・業務拠点として位置づけ、適切な機能配置や、広域的かつ長期的な視点に立った整備を検討します。

第5項 ネットワークの形成

各種拠点間や各市街地間を効果的に連絡し、広域間を連絡する骨格として、総合交通体系の方針に基づき、道路や公共交通ネットワークの形成を図ります。各種ネットワークは、生活に密着したものから広域連携を強化するものまで、まちとしてのにぎわいの創出と、安心・安全で快適なまちづくりを先導します。

1 道路ネットワークの形成

- ・広域的な都市づくりを進めるため、高規格道路、広域幹線・地域幹線道路の体系的道路ネットワークを形成します。
- ・各市街地間の連携と交流のため、中心市街地、荒川沖市街地及び神立市街地を連絡する道路ネットワークを形成し、各市街地内の交通混雑解消と歩行者空間などの整備を推進します。
- ・人にやさしく、楽しんで歩ける良好な歩行空間を整えるなど、安心・安全な暮らしを支える交通体系を構築します。
- ・水郷筑波国定公園、特に霞ヶ浦や筑波山の観光拠点をネットワークする県道潮来土浦自転車道線(霞ヶ浦自転車道)の整備と県道桜川土浦自転車道線(つくばりんりんロード)の利用を促進し、観光・交流の振興を図ります。

2 公共交通ネットワークの充実

- ・ J R常磐線の東京駅乗り入れや、輸送力増強と輸送サービスの向上を促進し、人や物資の往来を通じた広域的なまちづくりを推進します。
- ・ バスをはじめとする公共交通ネットワークの機能充実により、生活利便性の向上や混雑緩和を図り、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ・ J R常磐線土浦駅とつくばエクスプレスつくば駅間を結ぶバス交通の検討を進めます。

第6項 都市軸の形成

都市機能や良好な市街地形成を図るため、南北軸と東西軸の強化により、広域的な連携を強めます。これらの軸は、人、物資、情報等の交流を促す「連携軸」として、都市としての豊かさと魅力ある都市づくりや広域的な都市づくりを先導していくものです。

1 南北軸の強化

- ・ J R常磐線、常磐自動車道、国道6号を主な骨格とする南北軸上に都市機能が集積しています。今後も国道6号の牛久土浦バイパス、土浦バイパスの4車線化、千代田石岡バイパス、都市計画道路荒川沖木田余線の整備や中心市街地、荒川沖、神立の各市街地整備等により、牛久・東京方面や石岡・水戸方面、民間供用化される百里飛行場(茨城空港)との連携強化を図ります。
- ・ 朝日峠のトンネル化及び県道小野土浦線の整備を推進し、筑波山麓を抜け、石岡・笠間方面へ至る新たな南北軸の形成を図るとともに、都市計画道路高岡下大島線の整備等によりつくば市と新治地区の連携を強化します。

2 東西軸の強化

- ・ 中心市街地からつくば市へ至る都市計画道路土浦駅東学園線を主な骨格とする東西軸上に、都市機能の新たな集積が進みつつあります。今後は、真鍋神林線の延伸や新たな交通システムの導入検討等により、つくば市との連携強化を図ります。
- ・ 国道125号バイパスと国道354号を結ぶ都市計画道路土浦新治線の整備や県道桜川土浦自転車道線(つくばりんりんロード)の利用促進、県道潮来土浦自転車道線(霞ヶ浦自転車道)の整備等により、本市の自然環境の特徴を生かした霞ヶ浦から筑波山に至る新たな東西軸の形成を図ります。
- ・ 荒川沖市街地においては、本市の南の玄関口となる荒川沖駅からのアクセス道路の整備を促進し、周辺市町への連携強化を図ります。
- ・ 神立市街地においては、北の玄関口となる神立駅及び神立駅前の整備やアクセス道路の整備を進め、隣接市との連携強化を図ります。

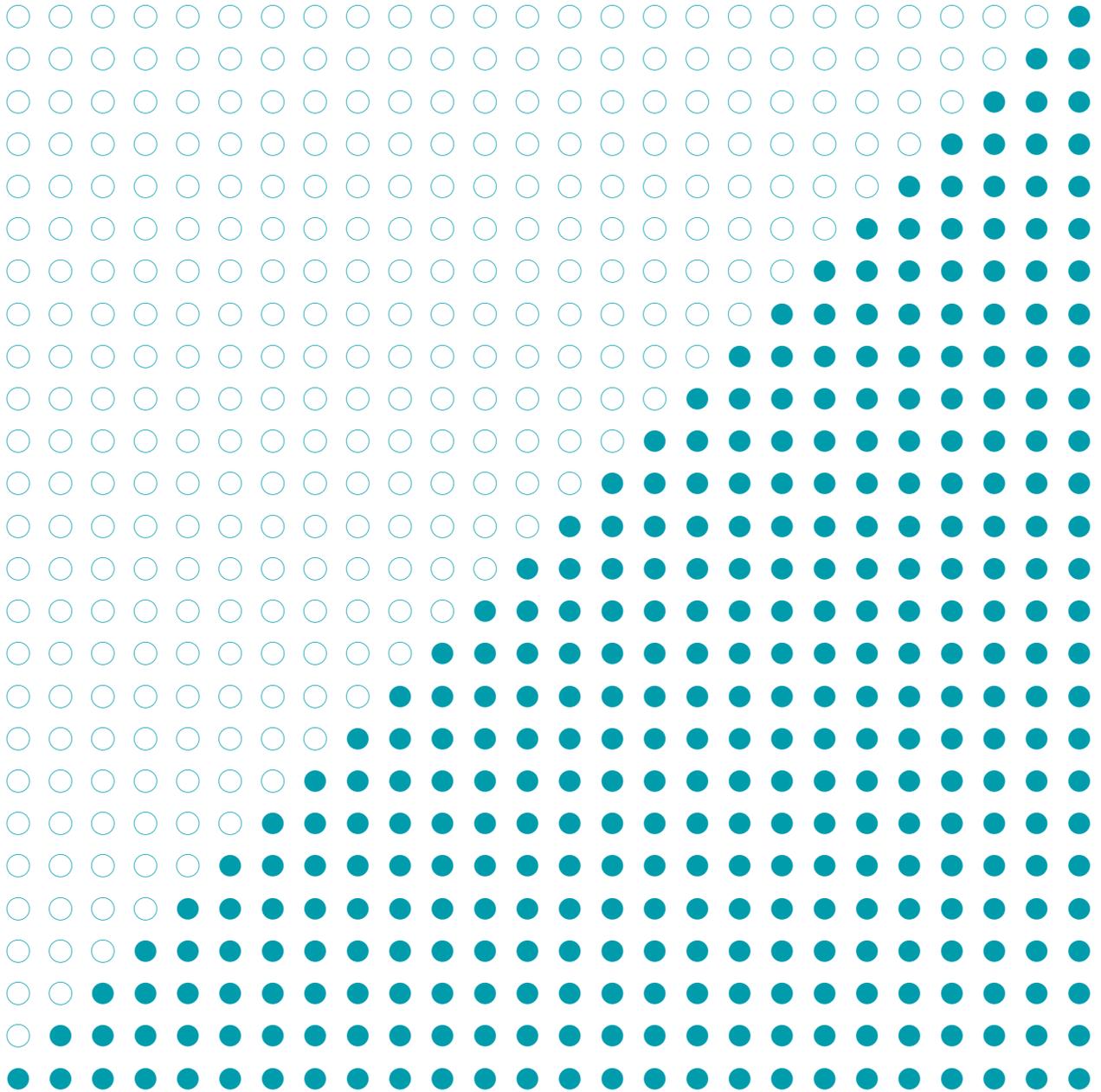


| 凡 例 | |
|-----------|--|
| 水辺ふれあいゾーン | |
| 緑のふれあいゾーン | |
| 農業・田園ゾーン | |
| 市街地ゾーン | |
| 工業流通ゾーン | |
| 霞ヶ浦 | |

| 凡 例 | |
|-------------|--|
| 水・緑・憩い・交流拠点 | |
| 農業拠点 | |
| 工業拠点 | |
| 商業・業務拠点 | |
| 流通拠点 | |
| 研究・業務拠点 | |

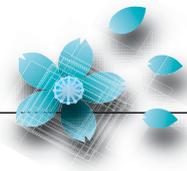
| 凡 例 | |
|-------------------|--|
| 常磐自動車道 | |
| 広域幹線道路(整備済・整備中) | |
| 広域幹線道路(計 画) | |
| 広域幹線道路(構 想) | |
| 補助幹線道路(整備済 / 計画) | |
| 大規模自転車道(整備済 / 計画) | |

第 3 章



計画推進の基本姿勢

計画推進の基本姿勢

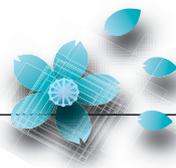


将来像の実現を図るためには、行財政運営の向上はもとより、市民・団体・事業者が一体となり計画を推進する必要があります。

計画推進の基本姿勢として、2つの柱を設定します。

- 1 行財政改革の推進と市民サービスの向上
- 2 市民と行政が一体となった協働のまちづくり

第1節 行財政改革の推進と市民サービスの向上



民間企業の厳しさをもった新しい視点により市政を点検し、行財政改革を徹底して行うとともに、市民の満足度に基づいた市民サービスの向上に努めます。また、財源の確保に努めるとともに、健全で効率的な行財政運営を行います。

①行政運営(効率的な行政運営の推進)

総点検による事務事業や施策の見直し、さらに行政評価制度¹の活用による行財政改革の着実な実施、電子市役所の推進、民間活力の導入、情報の公開と保護、時代ニーズに即した公共施設の統廃合などによる市有財産の適切な管理・運営を図ります。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、各種懇談会やパブリックコメント制度²により広聴の機会の拡充を図り、市民参加による行政運営を行います。

公社等の外郭団体については、事務の統廃合などの見直しにより運営の適正化を図ります。

また、市内外に立地する大学や研究機関と企業との共同研究や情報交換などを通して、産学官連携を構築します。

②財政運営(健全な財政運営の確保)

事務事業の見直しや義務的経費の抑制等による歳出構造の見直し、また、企業誘致等による自主財源の確保や受益者負担の適正化等による歳入確保への取組を強化して、経営的視点に立った、健全で計画的な財政運営を推進します。

③広域連携(更なる広域連携の推進)

ごみ処理や環境行政、交通体系の整備、保健、福祉、教育、消防等において、将来の新たな合併を視野に入れた広域的連携を進め、行政サービスの向上を図るとともに、災害時緊急支援協定によって自治体間の連携を強化します。

④地方分権(自主・自立のまちづくりの推進)

国・県・市町村の「対等・協力」という新しい関係に基づき、まちづくりに必要な権限や税源移譲を働きかけるなど、国、県との適切な役割分担の明確化に努めます。

また、魅力ある個性豊かなまちづくりを推進するため、県のまちづくり特例市制度を積極的に活用します。

さらに、地方分権に的確に対応するための職員の意識改革と政策形成能力の向上を図り、迅速かつ効率的な行政サービスに努めます。

¹行政評価制度 政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。

²パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

⑤公共施設(適正な公共施設の維持管理と整備)

指定管理者制度³などの活用により、公共施設の適正かつ効率的な管理に努めるとともに、市民ニーズや施設の利用状況などを勘案し、多目的利用など機能分担、連携により有効利用を図ります。

庁舎については、市民の視点に立った窓口配置を行うなど、市民サービスの向上に努めるとともに、PFI⁴など新たな整備手法による検討を進め、新庁舎の建設を推進します。

⑥市民窓口サービスの向上(市民ニーズに対応したサービスの提供)

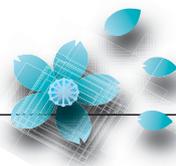
市民の利便性の向上を目指し、支所・出張所等との情報ネットワークや総合窓口の充実、窓口業務の休日サービスや時間延長を図るなど、市民ニーズに対応した迅速かつ質の高いサービスの提供に努めます。

また、暮らしに関する相談などの体制の充実を図ります。

³指定管理者制度 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度のこと。

⁴PFI Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のこと。

第2節 市民と行政が一体となった協働のまちづくり



まちづくり市民会議や地区市民委員会、町内会、NPO¹、ボランティア、事業者など、多様な主体が、地域の問題に自ら取り組む環境づくりを進め、市民等と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。また、情報の提供や男女共同参画の推進、人権の尊重と平和の推進に努めます。

①市民協働(市民協働のまちづくりの推進)

市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、幅広い市民参加を促進するとともに、市民が市政へ参画する機会を拡充し、市民の総意と活力を生かしたまちづくりを進めます。

地域の抱える課題に対し、自ら取り組み、解決能力をもつ地域の創出が求められていることから、行政と市民との役割分担を明確にするとともに、市民活動を支援するシステムづくりを進めます。

また、まちづくりの様々な場面で、事業者による社会貢献活動が活発に行われており、情報提供やPRを行い、事業者個々の特長を生かしたまちづくり活動を促進します。

②コミュニティ(心豊かな生活を営めるコミュニティの振興)

心豊かな生活を営むことができる地域社会を創出するため、まちづくり市民会議を中心として、更に広がりのある市民ネットワークを構築し、市民全体のコミュニティ活動を推進するとともに、コミュニティ施設の整備や指導者を育成するなど、コミュニティ活動の一層の充実を図ります。

③ボランティア(一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進)

ボランティアやNPOなど市民の主体的な活動に対し、個人や団体の自主性を尊重しながら、地域連帯、相互扶助に支えられたボランティア活動などの支援に努めます。

④行政情報(行政の透明化を進める情報提供の推進)

行政に対する市民の理解と認識を高めるとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するため、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリックコメント制度²の適正な運用と充実を図るとともに、ホームページの充実や各種広報媒体を活用した行政情報の提供・公表に努めます。

⑤男女共同参画(男女共同参画社会づくりの推進)

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるように、環境の整備に努めます。

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

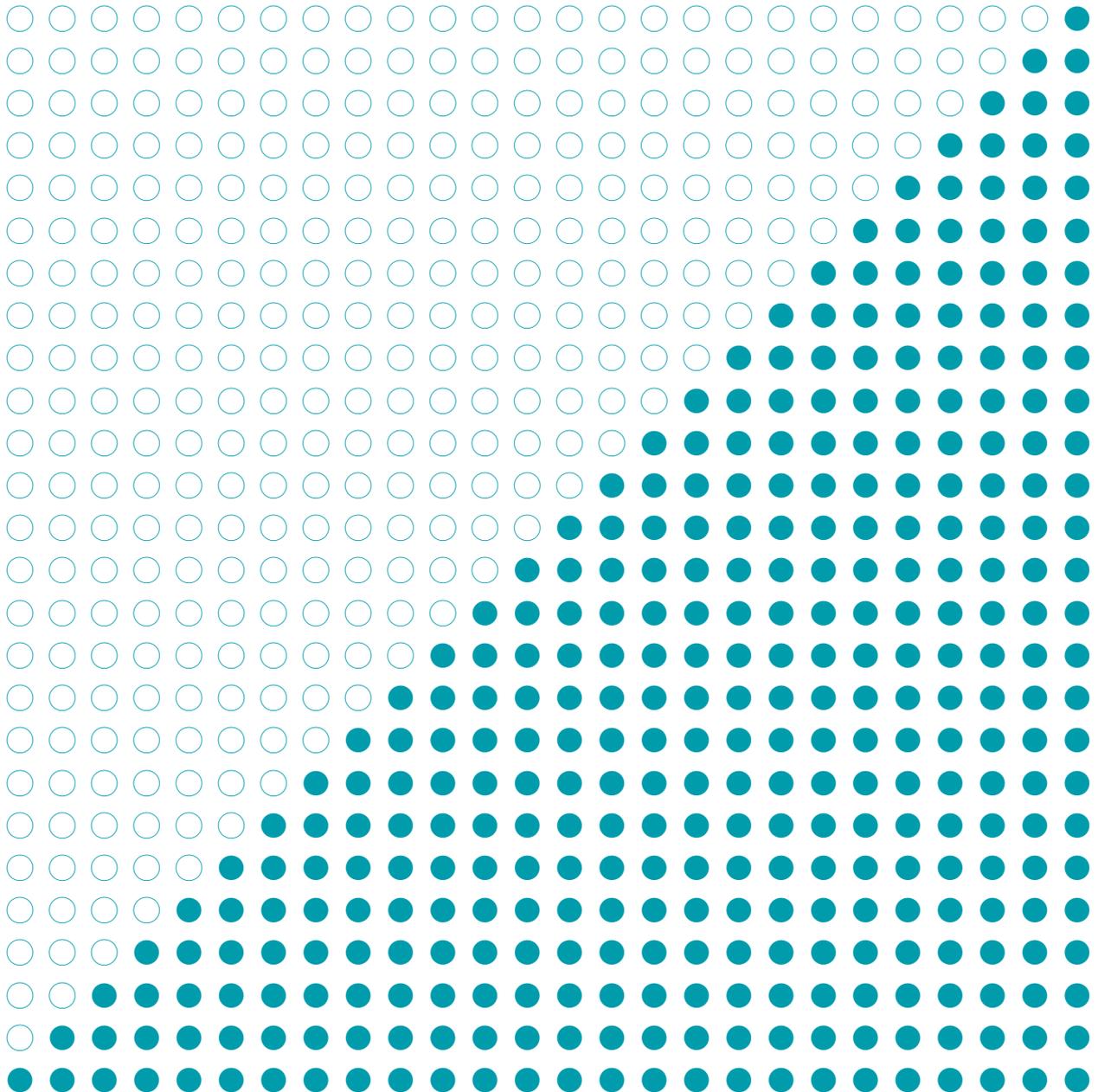
²パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

⑥人権・平和(人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発)

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成・啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業など関係機関と連携し、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通して、人権教育を推進します。

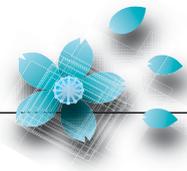
「非核平和都市」として、人類永遠の平和に対する意識の啓発を推進し、平和の大切さ、尊さを後世に引き継ぎます。

第 4 章



施策の大綱

施策の大綱

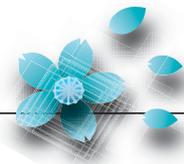


将来像の実現に向けて取り組む6つの柱を設定し、諸施策の体系的、総合的な推進を図ります。

- 1 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、快適でゆとりのあるまちづくり
- 2 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり
- 3 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり
- 4 保健・福祉サービスの充実した、人々のあたたかいふれあいのあるまちづくり
- 5 心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり
- 6 人と環境にやさしい循環型社会づくり



第1節 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、 快適でゆとりのあるまちづくり



生活文化・経済圏を基調として土地利用や道路、公園等基盤整備を進め、快適でゆとりあるまちづくりを進めます。また、将来の50万都市構想にふさわしい中心市街地の整備と、広域的な観点からの都市づくりを進め、周辺市町村との連携を図りながら、秩序ある都市基盤整備を進めます。

①土地利用(市民参加による適正な土地利用の誘導)

土浦らしさを創出する適正な土地利用を推進・誘導し、市民参加の下に合意形成を図りながら、中心市街地の機能更新など、質の高いコンパクトな都市環境を整備します。

②都市基盤(高質な都市基盤の整備)

土地利用に即して幹線道路や生活道路の整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図るとともに、広域幹線である国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線や(仮称)朝日トンネルの整備推進により、広域的な交流や新治地区との一体感の醸成を図ります。

また、霞ヶ浦自転車道については、つくばりんりんロードと連絡を図り、茨城県霞ヶ浦環境科学センターや小町の里などのネットワーク化を促進します。

さらに、歩行者の安全確保を図るため、踏切部の歩道の確保及び人道橋の整備を進めます。

③河川・公園(うるおいのある河川・公園の整備)

自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら河川改修や橋梁の整備を促進します。

また、霞ヶ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、霞ヶ浦湖岸や桜川沿い、宍塚大池周辺などのまとまりのある緑地や本市の特色である水辺環境を生かした公園・緑地の整備・維持管理に努めます。

さらに、市民の意向や需要に合わせた、常名運動公園・新治運動公園・川口運動公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として、安心して憩える都市公園の整備を図ります。

④公共交通体系(やさしく利便性の高い公共交通体系の構築)

多様な活動を支える都市交通の円滑化を図るため、広域的な視点を踏まえた交通ネットワークの形成を推進するとともに、公共交通機関の充実や駐車場の整備・活用に努め、総合的な交通体系の確立を図ります。

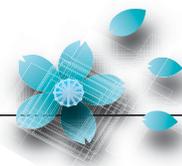
公共交通については、つくばエクスプレス開通に伴って地域の交通利便性が高まっている中、常磐線の輸送力増強とイメージアップを図るとともに、つくば駅との連絡や首都圏中央連絡自動車道へのアクセスを一層強化して、周辺都市や関係機関との広域的連携を図ります。

また、誰もが利用しやすい身近な交通機関としてバス利用の促進を図るとともに、中心市街地への集客や利便性を高めるまちづくり活性化バスの運行を支援します。

⑤通信基盤(市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備)

市民が情報化の利便性を享受できる環境の整備を推進します。

第2節 市民の生活と財産を守り、 安心・安全な、明るいまちづくり



市民が安心して暮らせるよう、災害に備え、犯罪を防止し、安心・安全・快適な、明るいまちづくりを進めます。市民相互の自発的な活動による防犯・防災などのコミュニティ活動を支える市民力の醸成を図ります。

①防災(災害に強い安心して暮らせるまちづくり)

地域防災計画に基づく組織・体制等の強化を図りながら、災害時の初期対応において、地域住民の相互協力が必要不可欠なことから、自主防災組織の育成・強化及び活性化を図ります。

また、市民の生命と財産を守るため、危機管理体制の強化に努めます。

②防犯(地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり)

インターネットや情報誌による犯罪情報の提供や防犯講座の開催によって、市民の防犯意識の普及・啓発を進めます。また、警察署等の関係機関・団体との連携を強化して、市内パトロールや自主防犯組織結成、防犯灯等防犯施設の整備に地域ぐるみで取り組みます。

③消防・救急(市民の生命と財産を守る消防・救急の充実)

市民の生命と財産を守るため、消防体制のより効率的な整備を推進し、救急業務の高度化や医療機関との連携強化など、消防・救急体制の充実を図ります。

④交通安全(市民が安全に生活できる交通環境の整備)

円滑な車両の通行と歩行者・車の安全確保を目指して、人と車が共生できる道路環境づくりや交通安全に対する市民意識の啓発、交通安全施設の整備など市民が安全に移動できる交通環境を整備します。

⑤雨水排除対策(浸水被害に強いまちづくり)

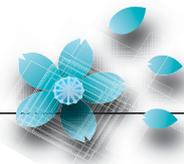
近年の大雨時の住宅地等における雨水の浸水を早期にかつ効率的に排除するため、総合的な改善策の実施や都市下水路等の整備を推進します。

⑥消費生活(消費生活の安定)

市民が消費生活問題に適切に対応し、安心した生活ができるよう、県消費生活センターとの連携強化による消費者情報の提供や消費者の自立を支援するための消費者教育・啓発の充実を図るとともに、全国消費生活情報ネットワークを活用し、相談体制の充実に努めます。

また、消費者団体の育成・支援、消費生活モニターの強化に努め、市民自らが消費生活問題に適切に対応できるよう支援します。

第3節 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり



商業・業務・サービス機能等が集積する中心市街地をはじめとして各市街地は、活力とにぎわいのあるそれぞれの特色を生かした整備を進めます。また、地域資源を生かした農林水産業、商業や工業の振興、自然環境等を生かした観光の振興を図ります。

① 中心市街地(県南地域の拠点として中心市街地の整備)

土浦駅周辺の再開発事業によるまちの顔としての都市機能が充実し、市民がまちなかに回帰・居住し、活気あふれるまちの再生に向け、商店街の取組・イベント等を支援し、交流人口の増加を図るとともに、都市基盤の整備を推進して中心市街地活性化に努めます。

② 市街地(地域の特色を生かした市街地の整備)

地域の特色を生かして、神立駅周辺地区の土地区画整理事業によるまちづくりや荒川沖駅西口市街地総合再生計画の推進を図ります。

また、流通・業務の核として常磐自動車道土浦北及び桜土浦インターチェンジ周辺地区の効果的な整備に努めます。

宍塚大池周辺地区の一部については、豊かな自然の保全に配慮しながら、中心市街地と筑波研究学園地区との中間に位置する地理的優位性や交通条件を生かした教育・文化・業務等の機能を有する地区として整備の検討を進めます。

③ 景観(景観の向上)

筑波山麓や霞ヶ浦・れんこん田の自然的景観と土浦城址周辺や旧水戸街道沿道の歴史的景観を保全・活用するとともに、市民参加の下で景観計画の策定や、景観条例の制定を進め、良好な景観の形成に努めます。

④ 農林水産業(安全な食料を供給する農林水産業の振興)

安全な食料の安定供給の確保や自給率の向上、さらに地産地消などの観点から、農業の持続的な発展が求められており、農業者が将来にわたって取り組めるよう施策を推進します。

地域間競争に強い産地づくりを促進し、れんこん、花き、果樹、そばなどの特産物の生産振興、団塊世代の受け皿としての観光と連携したグリーンツーリズム¹志向を取り入れた都市と農村の交流促進を図ります。

また、農林水産業基盤整備や優良農地の確保、農業経営への支援、流通体制の整備、関係機関の連携強化等によって、時代の消費志向に適応した生産性の高い都市近郊型農業の振興を図ります。

¹グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

⑤商業(消費者ニーズに対応した商業の振興)

多様化する消費者ニーズに対応できる活力に満ちた商業の振興に向け、地域の特性を生かした楽しめる商業空間の形成などの商店街の取組を支援するとともに、中小企業の経営体質改善や意欲ある起業家の育成支援を図ります。

⑥工業・企業誘致(創造性と技術力のある工業の振興と企業誘致)

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応できる創造性と技術力のある工業の振興を目指し、人材の育成や優遇制度の充実を図ります。

また、企業懇談会による情報収集、関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し、工業団地を中心とした製造・物流・研究開発などの多様な業種の立地を促進します。

⑦観光(自然・歴史的資源を生かした観光の振興)

本市のシンボルとして、市民の心に生き続ける霞ヶ浦については、茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による水質浄化施策の推進と併せて、水上スポーツや水辺を生かしたスポーツ・レジャーの場として、観光資源の整備・充実に努めます。

つくばエクスプレスや朝日峠のトンネル化など、広域的な交通アクセスの進展により、霞ヶ浦や筑波山周辺の自然資源、土浦城址をはじめとする歴史的資源を生かした周遊観光ルートを構築するなど、計画的な観光振興策を推進します。

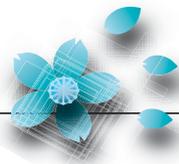
また、観光資源の積極的な情報発信により、知名度の向上や好ましいイメージづくりを図ります。さらに、飛行船を活用したまちづくりを進めるため、飛行船基地の誘致に努めます。

⑧勤労者福祉(安心して働くことのできる環境の整備)

だれもが安心して働くことのできる環境を整備し、関係機関と連携をとりながら、就労機会の確保と勤労者福祉の充実を図ります。



第4節 保健・福祉サービスの充実した、人々の あたたかいふれあいのあるまちづくり



子どもからお年寄りまで、だれもが住み慣れた地域の中で、お互いに支えあい、健康に生きる喜びと希望をもって、安全・快適かつ便利に暮らせるまちづくりを進めます。

①地域福祉(共に支え合う地域福祉の推進)

住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、保健・医療・福祉が相互に連携したきめ細かなサービスが受けられるよう、「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図るとともに、ボランティア、福祉団体等の活動と協働し、だれもが地域活動に参加できるよう、地域福祉の推進を図ります。

②子ども福祉(安心して産み育てられる子ども福祉の充実)

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援施策の推進や健全育成に向けた施設整備などにより、少子化社会に対応した子育て支援を推進します。

③障害者福祉(自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実)

障害者の自立と社会参加を促進するため、それぞれのライフステージ¹に応じた適切な支援に努めるとともに、相談体制の充実や就労機会の拡充を図ります。

また、市民等との協働による地域福祉の実現を通じた障害者支援の推進と障害者の社会参加を促進します。

④高齢者福祉(生きがいをもって元気に暮らせる高齢者福祉の充実)

高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の社会活動・生涯学習活動等への積極的な参加の促進に努めます。

また、それぞれの状況に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、住み慣れた地域できめ細かなサービスが受けられるよう相談体制の充実に努めます。

⑤社会保障(市民生活のセーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営)

すべての市民が、生涯にわたって健康で安定した生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運営に努め、市民の健康の保持増進を確保する国民健康保険、老後保障の中核を担う要介護状態の予防・改善及び要介護者を支援する介護保険の円滑な運営を行います。

さらに、後期高齢者医療制度の創設に伴う周知と適正な運営、国民年金加入の普及啓発及び生活困窮者の自立に向けた支援と福祉の充実に努めます。

¹ライフステージ 年齢にもなって変化する生活段階のこと。

⑥健康・医療(健康で生きがいのある生活を支える保健・医療の充実)

すべての市民が健康で生きがいのある生活が送れるよう、食生活習慣の改善や健康管理に対する意識の高揚を図るとともに、各種健康診査や疾病予防のための保健指導の充実を図ります。

また、急病等の緊急時に安心して受診できるよう、休日・夜間診療体制の充実に努めます。

⑦バリアフリー(すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進)

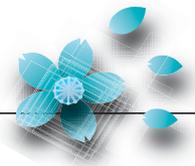
すべての人が安全で快適な社会生活が営めるよう、人にやさしいまちづくりとして、公共施設等のバリアフリー²化に努めるとともに、道路や公共輸送機関をはじめとしたバリアフリーのネットワーク化を図ります。



筋力向上トレーニング

²バリアフリー 障害者や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

第5節 心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり



様々な個性を認め伸ばし合い、創造力豊かで、生きる力、他人を思いやる心を持った人材の育成を目指します。また、市民のだれもが夢を育み、将来を通じて学び、文化・芸術活動やボランティア活動に参加できる心の豊かな人が育ち、明るさがあふれるまちづくりを進めます。

①学校教育(生きる力を育む学校教育の充実)

少子化の進行や核家族化など児童・生徒を取り巻く環境が変化している中で、学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。また、これからの社会を生きる子どもたちが、他人を思いやる心など「豊かな人間性」を培う教育内容の充実、自ら学び考える力など「確かな学力」の定着を図るため、一人ひとりに即した、創意あふれる教育の充実を図ります。

さらに、情報化社会に対応した小中学校の情報教育環境の整備や、耐震補強を含めた学校施設の整備に努めます。

②生涯学習(自己実現を最大限尊重する生涯学習の振興)

多様化するライフスタイルの中で、市民の自発性や創造性を育むとともに、市民のだれもが生涯を通じて学習活動やボランティア活動等に参加できる、「ともに学び たのしく学び 人と地域が豊かに育つまち 土浦」の実現を目指します。

生涯学習活動の拠点となる新図書館の整備や地区公民館活動の充実を図るとともに、生涯にわたって豊かな人生を送るために、自由に学ぶことのできる各種講座の展開や団体・指導者の育成など総合的に生涯学習活動を推進します。

③青少年の健全育成(次代を担う青少年の健全育成)

将来のまちづくりを担う青少年が健全に育つよう関係機関や家庭との連携による地域ぐるみの街頭指導、相談体制、環境浄化活動の充実を図ります。

また、学校の余裕教室を活用し、放課後児童クラブの整備・充実に努めます。

④文化・芸術(文化・芸術活動の振興)

土浦城址や文化財など数多くの歴史・文化遺産を保全活用し、豊かな歴史や伝統を生かした文化活動と優れた芸術・文化に触れ合う機会の充実を図ります。

⑤スポーツ・レクリエーション(すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興)

すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生き生きとした生活が送れるよう、様々なスポーツ施設の充実に努めます。

また、市民の健康増進や生きがいづくりとして、参加機会の拡充や各種スポーツ大会の充実に努めます。

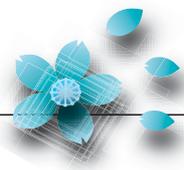
⑥国際化(市民の国際感覚と国際理解の促進)

社会・経済のグローバル化が進み、国際化が進展する中、学校教育をはじめ、生涯学習の場などあらゆる機会を通じて、市民が国際理解を深め、国際感覚を身につけることのできる環境づくりに努めるとともに、在住外国人との相互理解を深め、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合う多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。



IT講習会

第6節 人と環境にやさしい循環型社会づくり



掛け替えのない地球環境を守り、次代の子どもたちに引き継ぐことは、今を生きる私たち一人ひとりの責任であり、環境にやさしいまちづくりを進め、やすらぎとうるおいのある市民生活を創出するため、循環型社会の構築に努めます。

①環境保全(持続可能な地球環境の保全)

生活環境の保全については、環境基本条例の基本理念を念頭に、環境の将来像である「自然と暮らしが循環の中で共生する『水郷の文化』が息づくまち・つちうら」の実現に向け、市民・事業者・市の三者の協働により環境保全活動を推進します。

地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動を積極的に推進します。

また、事業活動や日常生活が地球環境に及ぼす影響を十分認識し、身近な地域から地球温暖化防止に努め、省資源・省エネルギーを推進し、新エネルギーの活用について検討を進めます。

②自然環境(恵まれた自然環境の保全)

霞ヶ浦や河川の水辺や里山などの自然とのふれあいを通じて、霞ヶ浦から筑波山麓に至る自然環境の保全などへの関心を高め、水と緑が有機的に連なり、豊かな生態系が保たれる水郷の環境を、地域で維持、保全、育成していく仕組みの構築を図ります。

特に、霞ヶ浦については、家庭雑排水、事業場排水対策の強化などにより、泳げる霞ヶ浦の実現に向けて、水質浄化に努めます。

③ごみ処理(ごみ処理の適正化とリサイクルの推進)

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、ごみ発生抑制と効率的なごみ処理システムの確立により、資源の有効利用を図ります。

市民・事業者・市それぞれが、相互の理解と協力の下、役割と責任を分担し、三者の協働により、ごみの資源化、減量化システムの構築に取り組むとともに、環境教育体制の整備を推進し、市民の環境に対する意識改革を図ります。

また、ごみ収集体制の一層の効率化と分別収集の徹底を図るとともに、ごみを適正かつ安全に処理するため、ごみ処理施設の適切な管理運営に努めます。

④環境衛生(環境美化と環境衛生の推進)

美しい清潔なまちづくりを進めるため、市民や事業者との協働により、一層の環境美化活動の推進に取り組みます。

市民生活に欠かすことのできない、し尿、浄化槽汚泥処理施設である衛生センターについては、機器・設備等の適正管理に努めます。

市営斎場については、市民の利便性の向上を図るため、新市営斎場施設の整備を検討します。

市営霊園については、市民ニーズに応じた整備を進めるとともに、墓地需要に応じた適切な管理運営に努めます。

⑤上水道(安定した上水道の供給)

安全な水を将来にわたって安定供給するため、配水管の耐震化をはじめ、施設の改良・更新と適正な維持管理を行うとともに、健全な事業経営に努めます。

⑥下水道(快適な生活を支える下水道の整備)

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設整備等を推進し、水洗化を促進するとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及拡大に努めます。

⑦住宅(良好な住環境の確保と市街地の形成)

良好な住環境を確保するため、市営住宅の居住水準の維持改善を図ります。また、良質な住宅・宅地の整備を促進するとともに、まちづくり制度の活用推進による良好な市街地の形成に努めます。

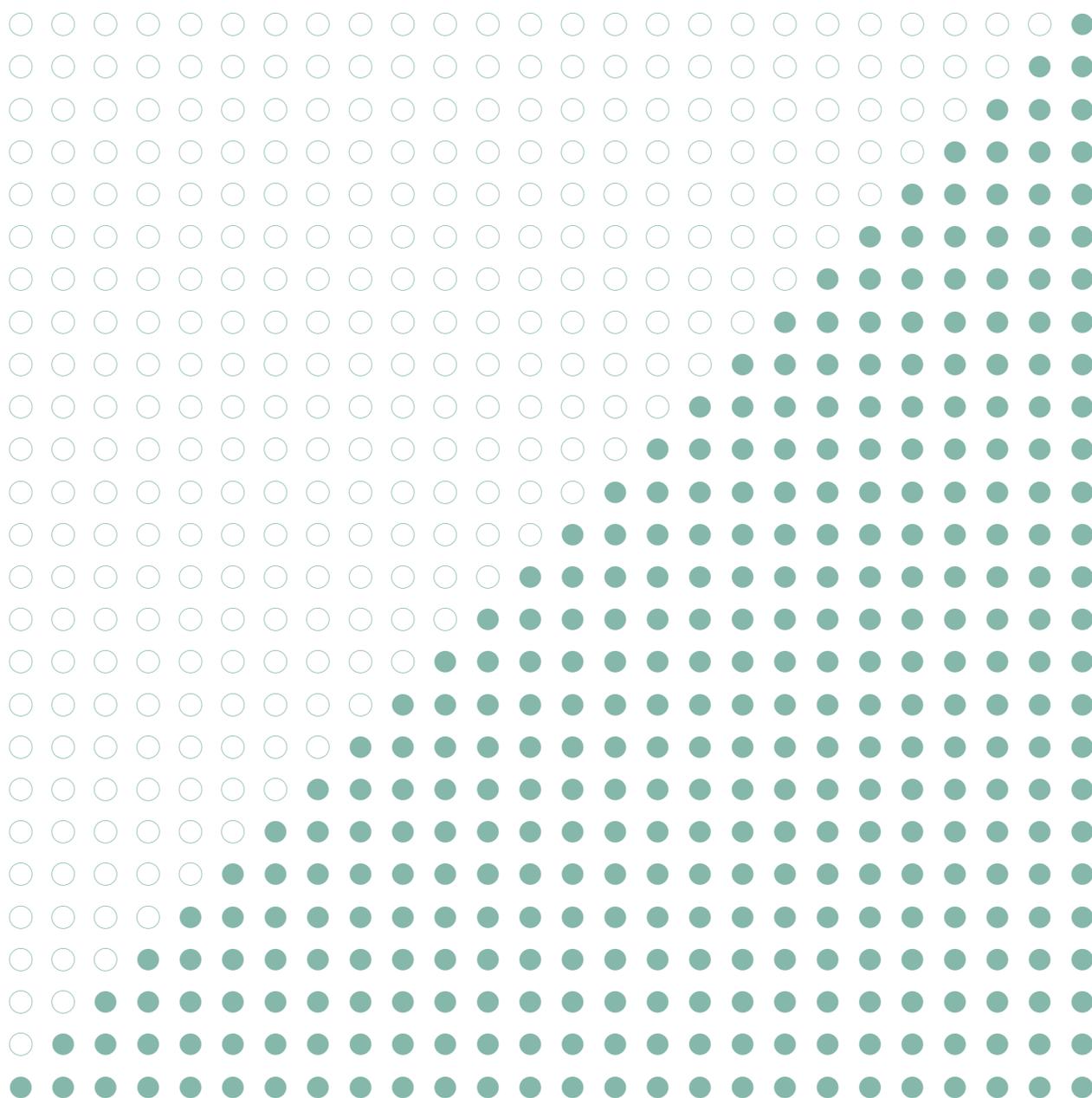


穴塚大池

基本計画

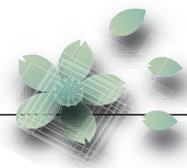
| | |
|---|-----|
| 序章 基本計画概要と戦略プラン | 57 |
| 第1節 基本計画の概要 | 58 |
| 第2節 つちうら戦略プラン | 60 |
| 第1章 計画推進の基本姿勢 | 65 |
| 第1節 行財政改革の推進と 市民サービスの向上 | 67 |
| 第2節 市民と行政が一体となった 協働のまちづくり | 81 |
| 第2章 部門別計画 | 93 |
| 第1節 将来を展望した広域的な都市づくりを 推進し、快適でゆとりのある まちづくり | 95 |
| 第2節 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、 明るいまちづくり | 109 |
| 第3節 産業の振興を図り、活力とにぎわいの あるまちづくり | 125 |
| 第4節 保健・福祉サービスの充実した、 人々のあたたかいふれあいのある まちづくり | 149 |
| 第5節 心の豊かさとたくましさを育む教育の 推進と、子どもや市民の明るさが あふれるまちづくり | 171 |
| 第6節 人と環境にやさしい循環型社会づくり | 193 |

序 章



基本計画概要と戦略プラン

第1節 基本計画の概要



第1項 基本計画の目的

基本計画は、基本構想で示した本市の将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、体系的に整理し、その方向を示します。

第2項 計画の構成

基本計画は、「序章」、「計画推進の基本姿勢」、「部門別計画」により構成します。

「序章」は、本基本計画の構成(読み方)を示すとともに、本市の将来像を実現するための総合的、先導的プランである戦略プランを示します。

「計画推進の基本姿勢」、「部門別計画」は、行政の施策の大綱に沿って分野ごとに体系化し、進むべき方向を示します。

第3項 計画の期間

基本計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

第4項 基本計画の読み方

■戦略プラン

戦略プランは、基本理念を踏まえながら、将来都市像の早期実現に向けて、重点的かつ優先的に取り組む4つの分野横断的なプランです。

それぞれのプランについて、取組に当たっての基本的な考え方や、プラン展開の方向を示しています。

■計画推進の基本姿勢及び部門別計画

「計画推進の基本姿勢」及び「部門別計画」については、以下の内容を記載しています。

・施策名称

当該施策の名称を示します。

・現状と課題

当該施策の現状及び課題について、箇条書きで簡記しています。また、これを示す代表的な統計データや写真を掲載しています。

・施策の体系・内容

いくつかの視点に基づき、それぞれの施策展開の方向性を整理しています。

・施策の指標・目標値

当該施策への取組によって実現を目指すまちの姿を示す指標(アウトカム指標)を、施策展開の目標として設定しています。あわせて、指標の算式や考え方を記載しています。

また、それぞれの目標の実現のために求められる市民、事業者、行政の役割(主体的役割を担うべき利害関係者)を以下により明記しています。

【目標値設定方法】

| 設定方法 | 目標値設定の考え方 |
|------|--|
| 法 | 法令などにより、達成が義務づけられている数値等については、そのまま設定しました。 |
| 国 県 | 県、国などにおいて目標値が設定されている場合は、目標年度や本市の状況を考慮した上で設定しました。 |
| 計 画 | 「つちうら新こどもプラン」などの分野別計画で、すでに目標値が設定されている場合は、目標年度を考慮の上、原則としてそのまま設定しました。 なお、目標値設定後、社会情勢の変化や本市の状況変化等が生じている場合は、検討の上設定しました。 |
| 個 別 | 特に目標値の設定がない場合は、過去の統計データによるトレンドや、県内の平均値、近隣他市の同指標の数値等、または市民満足度アンケート結果を考慮した上で設定しました。 |

【各主体の定義】

市 民… 土浦市で生活を営む人、土浦市に通勤・通学する人、土浦市で活動する団体
事業者… 土浦市で事業活動を行う法人等
行 政… 土浦市または関連機関、県、国

【役割区分】

◎… 中心的・主体的立場を担うもの（または中心的・主体的立場が期待されるもの）
○… 中心的・主体的立場を担うものに対して、積極的に協力・支援を行っていくもの
△… あまり関与度は高くないが、必要に応じて協力・支援を行っていくもの

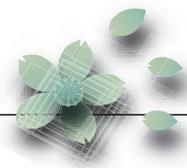
・主要事業

施策の目標を実現するために取り組むべき主な事業について、名称及びその概要について記載しています。

・施策を推進する主な所管部署

当該施策推進の担当となる部署を記載しています。

第2節 つちうら戦略プラン



第7次土浦市総合計画の基本理念を踏まえ、将来都市像の早期実現に向けて、市民のニーズや時代の要請に留意しながら、分野横断的な次の4つの戦略プランを掲げ、施策・事業を重点的かつ優先的に推進します。

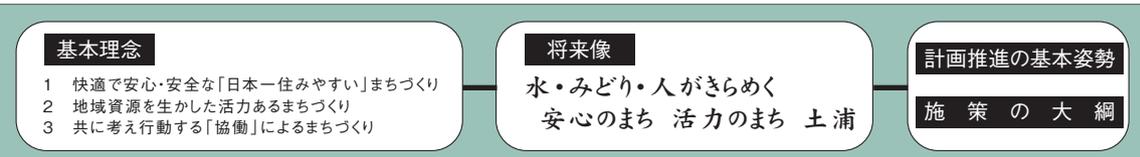
| | |
|-----|---|
| 「つ」 | つどい(集い)、語らい、育む 「みんな いきいきプラン」 |
| 「ち」 | ちいき(地域の)きらりと光る資源を最大限活用する 「にぎわい きらきらプラン」 |
| 「う」 | うまれて暮らせる幸せを、だれもが実感できる 「あんしん・あんぜんプラン」 |
| 「ら」 | らしさを生かし、市民が自信と誇りを持てる 「オンリーワンプラン」 |

戦略プランの取組方、総合計画の位置づけ

- ① 分野横断的な取組により、施策・事業の効果を最大限に発揮させる。
- ② 将来像の実現のためには、限られた資源を「選択と集中」により活用する。
- ③ 各分野の施策推進を先導する。

つちうら戦略プランと計画の体系

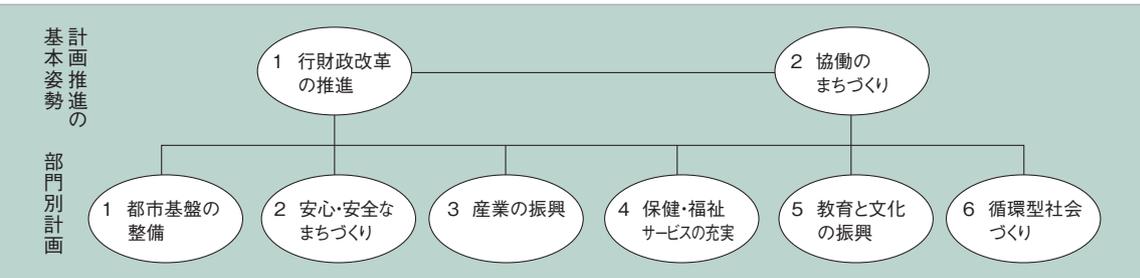
基本構想



つちうら戦略プラン



基本計画



市民が安心して、快適に暮らせる地域社会をつくっていくためには、市民、団体、事業者がまちづくりに主体的に参画していくことが大切です。

そのためには、地域の市民力を向上させる核としてのNPO、ボランティア団体等との連携、活動の場の確保や協働を担う市職員の能力向上や教育環境の充実、「生きる力を育む教育」を推進するとともに、自己実現に向けた生涯学習の推進が必要です。

また、継続的な行財政改革により、効率的な行政運営を推進していく必要があります。

○地域での市民活動の活発化を受けて、多様な主体との協働により、市民一人ひとりの生きがいや喜びが得られる、分権時代にふさわしい「自助・共助・公助」の仕組みづくりを推進します。

【重点事業】

- ・ NPO、ボランティア団体等との連携強化
- ・ 市民ネットワークづくりの推進

○県下で有数の歴史と実績を有する、充実した教育環境を生かしながら、次代の土浦市を支える人材の育成に取り組みます。また、多様化する価値観やライフスタイルにも対応した生涯学習の体制整備を図ります。

【重点事業】

- ・ 生きる力を育む教育の推進
- ・ 新図書館の整備

○市民が安心して暮らし、学び、働くことのできる持続可能なまちづくりを進めるため、民間企業の視点から成果を重視した、徹底した行財政改革を行うとともに、市民サービスの向上に努め、健全でスリムな市役所づくりに取り組みます。

【重点事業】

- ・ 第3次行財政改革大綱の推進
- ・ 行政評価制度の運用

霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然や集積した都市機能を生かしたまちづくりが、新しい土浦の魅力を創造し、高めていく上で、大変重要なことです。

特に、土浦駅周辺の都心のにぎわいを再生することは、コンパクトな都市づくりの基本であり、都心居住の促進策などの推進が必要です。

また、本市の活力を維持向上させるためには、若い世代の転入増、転出抑制など定住化を図ることが必要です。

○土浦駅周辺地区については、県南地域の拠点として、かつ本市の顔として、図書館と住宅を核とした都市基盤の整備により、都市づくりをリードするにぎわい空間づくりを進めます。また、周辺地域については、各地域の特性を生かし、市全体の均衡のある発展を図ります。

【重点事業】

- ・土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業の推進
- ・(仮称)朝日トンネルの整備
- ・神立駅周辺地区の整備

○市民、事業者、行政それぞれの役割と責任の下、リサイクルや廃棄物の減量化を推進し、循環型社会づくりを進めます。また、自然環境の保全に努め、水と緑の豊かな環境を地域で維持、育成していく仕組みの構築を図ります。

【重点事業】

- ・環境基本計画の推進
- ・ごみ処理基本計画の推進

○本市の工業団地の持つ、交通アクセスの優れた新しいビジネス拠点としての利点を最大限に生かし、新たな企業を積極的に誘致するなど、産業基盤を強化し、多様な雇用機会の確保を図ります。また、農業基盤の整備を進めるとともに、恵まれた立地生産環境などを生かし、地域間競争に強い産地づくりを促進し、地域ブランド化を推進します。

【重点事業】

- ・企業誘致の推進
- ・農業基盤の整備、特産物の生産振興

災害に強く、犯罪のない安全なまちは、すべての市民の願いであり、これが実現されてはじめて、安心して暮らすことができます。

そのためには、市民、事業者、関係機関と市が連携を図りながら、「自らのまちは自らが守る」の意識のもと、総合的な施策の推進が必要です。

また、少子・高齢化がますます進展していく社会において、だれでもが健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりのために、高齢者や障害者などすべての人にあたたかいふれあいのあるまち、安心して子どもを産み育てられる支援の充実したまち、そして、だれもが健康で生きがいのある生活を支える保健・医療・福祉体制の充実が必要です。

○市民が平穏で安心して暮らせる環境をつくるために、地域社会が育んできた相互扶助意識を高めながら、自主的な防犯活動を促進・支援し、防犯意識の普及・啓発に努め、犯罪のないまちづくりを推進します。

【重点事業】

- ・防犯体制の充実、防犯意識の普及啓発

○災害発生初期において、「生命・財産の安全」は、自ら守らなくてはならないのが現実です。そのようなことから、防災基礎体力を向上させるため、地域と事業者との協力による自主防災組織の育成・強化及び活性化を図ります。また、耐震補強、雨水排除対策の実施など災害対応力を整備・強化し、災害に強い都市づくりを推進します。

【重点事業】

- ・自主防災体制の充実
- ・既存建築物、学校施設の耐震化の推進
- ・総合的な雨水排除対策の推進

○安心して子どもを産むことができ、子どもが健やかに育つよう、子育て家庭への支援や子育てを支える環境づくりを推進します。また、高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉が相互に連携した地域福祉の充実を図るなど、すべての市民が一生を通して幸せな生活を送れるような生活環境の充実を図ります。

【重点事業】

- ・こどもプランに基づく総合的な子育て支援、母子保健の充実
- ・障害者計画及び障害福祉計画の推進
- ・生活習慣病対策、介護予防の推進

自然、歴史、医療・福祉、教育や人材など、きらりと光る多くの地域資源を本市の宝として、さらに磨き上げ、生かした個性あるまちづくりを進めることにより、市民が「わがまち土浦」と自信と誇りを持つことができるオンリーワンの都市づくり、将来に夢があり活気あふれるまち、真の豊かさが実感できるまちづくりを実現することが必要です。

○地方分権の進展に伴い、今後、本格的な自治体の地域間競争時代の到来が予想され、この競争に勝ち残っていくためには、「他自治体との差別化」を図ることが重要となります。

こうしたことから、日本一を誇る全国花火競技大会や霞ヶ浦など、本市の恵まれた地域資源の持つ魅力、個性を十二分に引き出し、潜在能力を生かした、新しいまちづくりを積極的に進めることにより、「つちうらならでは」また「つちうらブランドの創出」など、「オンリーワンのつちうら」の実現を目指します。

【重点事業】

- ・霞ヶ浦の水質浄化及び活用
- ・全国花火競技大会の充実
- ・かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会の充実
- ・食のまちづくりの推進
- ・長期宿泊体験学習の充実

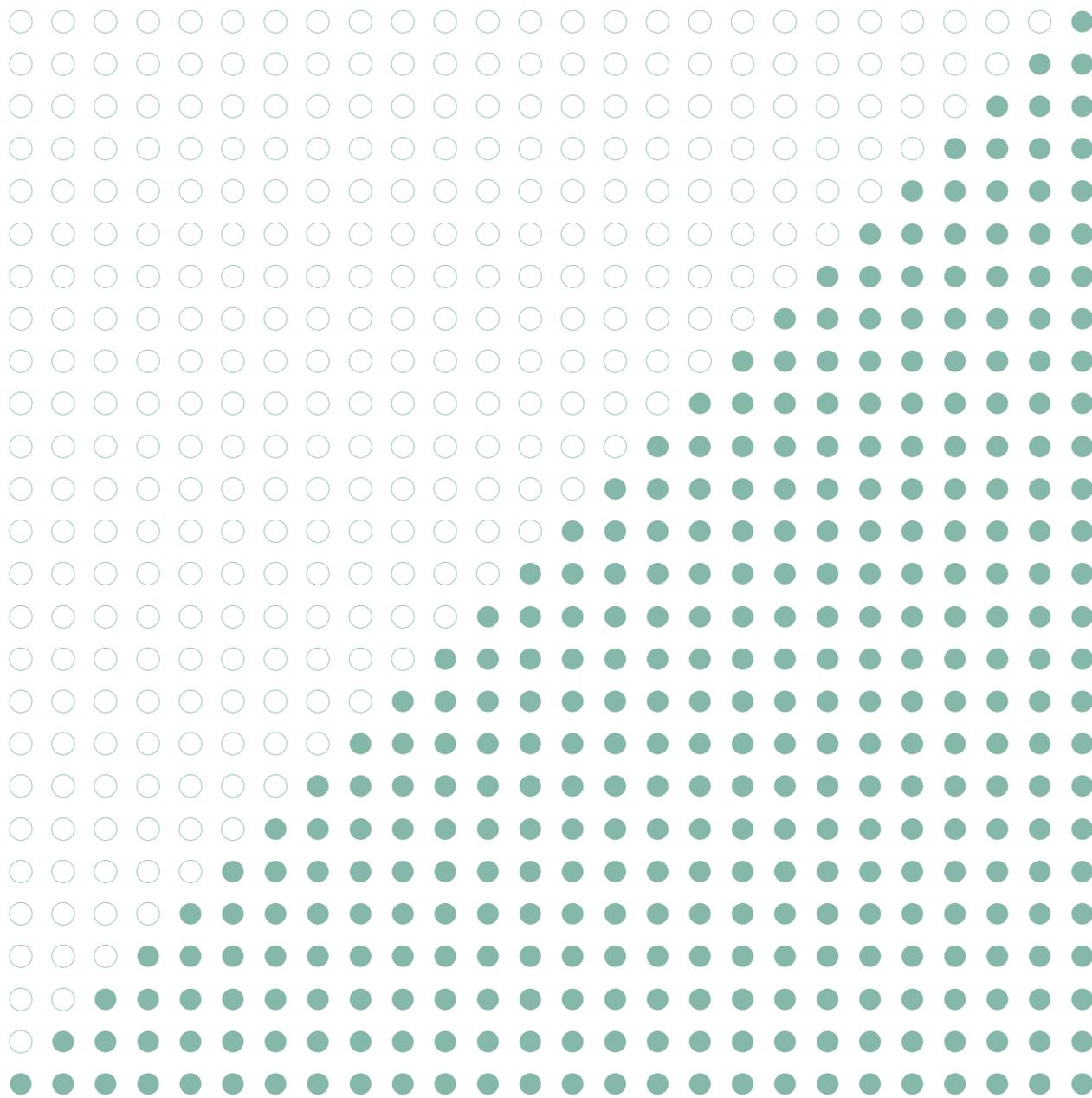


かすみがうらマラソン



土浦花火づくし

第 1 章



計画推進の基本姿勢

第 1 節

行財政改革の推進と 市民サービスの向上



第1項

効率的な行政運営の推進

現状と課題

- 急激な人口減少、少子高齢化、地方分権の進展、国際化、地球規模での環境問題、IT社会の進展、市民の価値観とライフスタイルの多様化など、我が国の社会経済情勢は、急激に変化しています。
- 本市においては、地方分権の進展による権限、事務の委譲や社会情勢の変化などにより、行政需要は増大し、また、高度化、複雑多様化しています。
- これらに対応し、これまで以上に自立性の高い行政主体として機能するためには、行財政基盤の強化が不可欠であり、簡素で効率的な行政運営体制を整備する必要があります。
- 平成18年4月に「パラダイムシフト¹へのチャレンジ 成長から成熟へ」を基本理念とした「土浦市第3次行財政改革大綱」を策定し、引き続き全庁を挙げて行財政改革を推進しています。
- 行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、最少経費で最大効果を発揮する行政サービスを目指し、行政運営の効率化、定員適正化、給与体系の見直しを行うことが課題です。
- 新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できるよう、柔軟かつ合理的な組織の構築が求められています。また、施設管理においては指定管理者制度²を活用するなど、安全性を確保し、かつ低コスト化が必要です。
- 市民サービスの維持・向上を図りながら、事務の効率化を進めるため、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応できる職員を育成し、創意工夫や事務改善に積極的な取組が求められています。

¹パラダイムシフト 物事の大きな枠組みや考え方が変わること、従来の常識が通用しないような大きな変化のこと。

²指定管理者制度 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度。

■部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

| 部門 | | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|---------------|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般行政部門 | 議会 | | 10 | 10 | 10 | 11 | 10 | 9 |
| | 総務 | | 196 | 205 | 211 | 207 | 195 | 180 |
| | 税務 | | 61 | 60 | 57 | 60 | 63 | 64 |
| | 民生 | | 187 | 188 | 191 | 196 | 199 | 200 |
| | 衛生 | | 88 | 85 | 82 | 78 | 76 | 75 |
| | 労働 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| | 農林水産 | | 43 | 43 | 40 | 39 | 34 | 31 |
| | 商工 | | 17 | 17 | 18 | 18 | 15 | 14 |
| | 土木 | | 118 | 117 | 111 | 101 | 97 | 89 |
| | 小計 | | 721 | 726 | 721 | 711 | 691 | 665 |
| 特別行政部門 | 教育 | | 197 | 191 | 190 | 181 | 177 | 170 |
| | 消防 | | 154 | 155 | 155 | 155 | 179 | 176 |
| | 小計 | | 351 | 346 | 345 | 336 | 356 | 346 |
| 普通会計計 | | | 1,072 | 1,072 | 1,066 | 1,047 | 1,047 | 1,011 |
| 公営企業等 会計部門 | 水道 | | 36 | 33 | 32 | 29 | 27 | 22 |
| | 下水道 | | 34 | 32 | 32 | 29 | 26 | 24 |
| | その他 | | 56 | 54 | 53 | 50 | 41 | 44 |
| | 小計 | | 126 | 119 | 117 | 108 | 94 | 90 |
| 合計 | | | 1,198 | 1,191 | 1,183 | 1,155 | 1,141 | 1,101 |

※総務省による地方公共団体定員管理調書に基づき、上記人数には教育指導主事を含まない。

資料：行革情報政策課

施策の体系

効率的な行政運営の推進

- 1 第3次行財政改革大綱の推進
- 2 組織・機構の改革
- 3 人材の育成・活用
- 4 産学官連携
- 5 行政評価制度の導入・活用
- 6 電子市役所の推進

施策の内容

1 第3次行財政改革大綱の推進

行財政改革大綱に基づく行財政改革の取組を具体的、かつ着実に推進するため、改革推進項目、実施時期、数値目標を定めた実施計画に基づき、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルのもと、全庁的体制で取り組みます。

2 組織・機構の改革

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応できる行政サービスを展開するため、機動性と柔軟性を発揮できる弾力的な組織・機構の整備を図るとともに、全庁的に対応するための政策形成機能や総合調整機能の充実強化を図ります。

公社等の外郭団体については、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、統廃合も含めた外郭団体のあり方を検討するとともに、積極的な経営改善を促し、自主性・自立性を持ったより健全で効果的な運営を促進します。

3 人材の育成・活用

新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進し、高度化、複雑化する業務に対応するための専門能力や分権型社会に対応した高い総合調整能力・政策形成能力を効果的に養成するため、自己啓発活動支援制度の充実を図るとともに、職場内研修(OJT)、職場外研修など各種職員研修の充実を図ります。

また、職員の能力や適性を的確に把握し、適材適所の職員配置や有効な勤務評定制度の運用など人事管理制度の確立を図ります。

4 産学官連携

産業界と大学・研究機関との共同研究や情報交換など、様々な分野において連携と協力関係を構築します。

民間の効率性や専門性が発揮できる事務事業について、指定管理者制度の導入や民間等への委託化を進めます。

5 行政評価制度の導入・活用

施策や事務事業の推進に当たっては、行政評価制度³を導入・活用した事務事業の見直しを行い、市民本位の効率性や満足度の向上を図るとともに、コストや成果重視の考え方に立った行政運営に努めます。

6 電子市役所の推進

土浦市総合情報化基本計画に基づき、市民の視点に立った利用しやすい電子市役所を推進します。

簡素化、迅速化など、市民の利便性の向上や経費の節減を図るため、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、庁内ネットワークの活用や電子申請などに対応した各種システムの整備を推進するとともに、庁内情報化の人材育成を積極的に進めます。

また、電子市役所の推進に向け、IT講習会の実施などにより、市民の情報活用能力の向上と情報格差の解消に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|--------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 定員数 | 1,106人 | 1,031人 | 法 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】効率的な行政体制の構築状況を表す指標です。行革推進法での4.6%以上の職員定員純減及び合併効果を踏まえた目標とします。 | | | | | | |
| 行政評価制度の活用度 | 導入検討中 | 導入と活用 | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】効率的・効果的な行政経営への取組状況を表す指標です。平成20年度の導入と制度の定着化・活用を目指します。 | | | | | | |
| 電子申請・届出システムの業務数 | 29業務 | 50業務 | 国県 | ○ | △ | ◎ |
| 【考え方】市民の利便性の向上への取組状況を表す指標です。対象業務の拡大による一層の利便性向上を目指します。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|----------------------------------|
| 行財政改革の推進 | ・第3次行財政改革大綱及び実施計画に基づく計画の推進 |
| 定員管理の適正化 | ・定員適正化計画に基づく職員数の適正化 |
| 人材育成の推進 | ・職員研修計画に基づく研修制度の充実及び適正な人事評価制度の運用 |
| 行政評価制度の運用 | ・行政評価の導入と活用 |
| 総合情報化の推進 | ・情報化基本計画に基づく電子市役所の推進 |

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課 ○行革情報政策課 ○人事課

³行政評価制度 政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。

第2項

健全な財政運営の確保

現状と課題

- 市税収入は、過去10ヶ年のピーク平成9年度決算の24,235百万円に比べ、平成18年度決算は23,096百万円と、△1,139百万円、△4.7%の減の状況にあります。
- 普通交付税は、三位一体の改革の影響により、ピーク時の平成12年度決算の4,382百万円に比べ、平成18年度は1,708百万円、臨時財政対策債を含めても3,101百万円と、それぞれ、△2,674百万円、△61.0%、△1,281百万円、△29.2%と大幅に減少しています。
- 扶助費¹等の義務的経費は、平成8年度決算の16,856百万円に比べ、平成18年度は21,141百万円と、10ヶ年で4,285百万円、25.4%と大幅な増加傾向にあります。
- 経常収支比率²は、平成8年度決算の81.1%から、平成18年度は87.1%と上昇し、財政硬直化の傾向がうかがえます。
- 歳入の伸びが見込めず、加えて義務的経費の増加が見られる状況において、なお徹底した行財政改革の推進及び中長期的な視点に立った財政運営により、財政の弾力性を確保しつつ、健全性を維持することが継続的な課題です。

■一般会計の推移

(単位：百万円)

| 区分 年度 | 歳入総額 | | 歳出総額 | | 実 質 収 支 ³ | 単年度 収 支 ⁴ | 経常収支 比 率 | 地方債 現在高 | 公債費 比 率 |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------------------------------|----------------------------|----------------|------------|---------------|
| | 伸率(%) | 伸率(%) | | | | | | | |
| 14 | 44,867 | 1.6 | 42,926 | 1.2 | 1,371 | 75 | 80.8 | 47,417 | 15.4 |
| 15 | 45,000 | 0.3 | 43,372 | 1.0 | 1,377 | 6 | 82.0 | 47,667 | 17.8 |
| 16 | 50,590 | 12.4 | 49,389 | 13.9 | 910 | △467 | 84.7 | 47,361 | 18.5 |
| 17 | 45,304 | △10.4 | 44,094 | △10.7 | 949 | 39 | 85.3 | 45,348 | 16.5 |
| 18 | 45,762 | 1.0 | 44,741 | 1.5 | 834 | △115 | 87.1 | 43,303 | 17.0 |

資料：財政課

¹扶助費 社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。

²経常収支比率 人件費や扶助費、公債費(借入金の返済のこと)などの毎年経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税などの経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標のこと。市の場合、80%を上回らないことが望ましいと言われている。

³実質収支 歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額のこと。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。

⁴単年度収支 当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額のこと。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるため、当該年度だけの収支を把握しようとする場合には、単年度収支をみる。

■特別会計の推移

(単位：百万円)

| 年度 | 区分 | 歳入総額 | | 歳出総額 | | 実質収支 | 単年度収支 | 地方債現在高 |
|----|----|--------|--------|--------|--------|------|-------|--------|
| | | | 伸率 (%) | | 伸率 (%) | | | |
| 14 | | 33,673 | △ 2.9 | 33,306 | △ 2.9 | 357 | 15 | 43,639 |
| 15 | | 35,290 | 4.8 | 34,916 | 4.8 | 352 | △ 5 | 42,359 |
| 16 | | 36,033 | 2.1 | 35,731 | 2.3 | 273 | △ 79 | 40,936 |
| 17 | | 36,273 | 0.7 | 35,903 | 0.5 | 370 | 97 | 39,051 |
| 18 | | 36,263 | △ 0.0 | 35,875 | △ 0.0 | 332 | △ 38 | 37,107 |

資料：財政課

■水道事業会計の推移

(単位：百万円)

| 年度 | 区分 | 歳入総額 | | 歳出総額 | | 地方債現在高 |
|----|----|-------|--------|-------|--------|--------|
| | | | 伸率 (%) | | 伸率 (%) | |
| 14 | | 3,622 | △ 0.3 | 3,175 | △ 0.6 | 6,994 |
| 15 | | 3,495 | △ 3.5 | 3,109 | △ 2.1 | 7,393 |
| 16 | | 3,580 | 2.4 | 3,062 | △ 1.5 | 7,835 |
| 17 | | 3,561 | △ 0.5 | 3,118 | 1.8 | 8,204 |
| 18 | | 3,614 | 1.5 | 3,158 | 1.3 | 8,036 |

資料：財政課

■一般会計の歳入の推移と計画

(単位：百万円、%)

| 区分 | 実績期間 (平成 15 ~ 19 年度) | | | 計画期間 (平成 20 ~ 24 年度) | | | |
|------|-----------------------|---------|-------|----------------------|---------|-------|--------|
| | 歳入額 | 構成比 | 伸長率 | 歳入額 | 構成比 | 伸長率 | |
| 歳入状況 | 市税 | 111,749 | 48.6 | △ 3.4 | 124,216 | 54.3 | 11.2 |
| | 地方譲与税等 | 18,261 | 7.9 | 6.5 | 14,237 | 6.2 | △ 22.0 |
| | 地方交付税 | 11,889 | 5.2 | △ 43.7 | 5,561 | 2.4 | △ 53.2 |
| | 国県支出金 | 23,709 | 10.3 | 2.8 | 29,376 | 12.9 | 23.9 |
| | 基金等繰入金 | 6,613 | 2.9 | 186.2 | 2,341 | 1.0 | △ 64.6 |
| | 市債 | 20,105 | 8.7 | 10.3 | 19,649 | 8.6 | △ 2.3 |
| | その他 | 37,703 | 16.4 | 55.3 | 33,384 | 14.6 | △ 11.5 |
| | 歳入合計 | 230,029 | 100.0 | 3.7 | 228,764 | 100.0 | △ 0.5 |
| 一般財源 | 市税 | 111,749 | 78.7 | △ 3.4 | 124,216 | 86.2 | 11.2 |
| | 地方譲与税等 | 18,261 | 12.9 | 6.5 | 14,237 | 9.9 | △ 22.0 |
| | 地方交付税 | 11,889 | 8.4 | △ 43.7 | 5,561 | 3.9 | △ 53.2 |
| | 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 77 | 0.0 | △ 2.5 | 77 | 0.0 | 0.0 |
| | 一般財源合計 | 141,976 | 100.0 | △ 7.8 | 144,091 | 100.0 | 1.5 |
| 財源別 | 自主財源 | 156,065 | 67.8 | 9.7 | 159,941 | 69.9 | 2.5 |
| | 依存財源 | 73,964 | 32.2 | △ 7.1 | 68,823 | 30.1 | △ 7.0 |

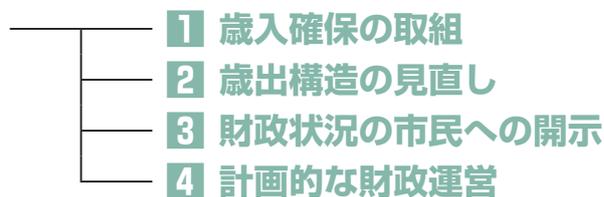
資料：財政課

| 区分 | 実績期間 (平成 15 ~ 19 年度) | | | 計画期間 (平成 20 ~ 24 年度) | | | |
|----------|----------------------|---------|-------|----------------------|---------|-------|--------|
| | 歳出額 | 構成比 | 伸長率 | 歳出額 | 構成比 | 伸長率 | |
| 性質別歳出の状況 | 義務的経費 | 103,673 | 46.0 | 10.3 | 102,974 | 45.0 | △ 0.7 |
| | 人件費 | 46,626 | 20.7 | △ 1.4 | 45,369 | 19.8 | △ 2.7 |
| | 公債費 | 31,335 | 13.9 | 7.7 | 26,225 | 11.5 | △ 16.3 |
| | 扶助費 | 25,712 | 11.4 | 46.2 | 31,380 | 13.7 | 22.0 |
| | 投資的経費 | 17,683 | 7.9 | △ 44.9 | 25,919 | 11.3 | 46.6 |
| | その他経費 | 103,515 | 46.1 | 19.0 | 99,871 | 43.7 | △ 3.5 |
| | 物件費 | 33,711 | 15.0 | 1.4 | 33,946 | 14.8 | 0.7 |
| | 補助費等 | 12,395 | 5.5 | △ 1.8 | 12,027 | 5.3 | △ 3.0 |
| | 維持補修費 | 4,177 | 1.9 | △ 7.1 | 4,289 | 1.9 | 2.7 |
| | 繰出金 | 31,274 | 13.9 | 16.8 | 28,511 | 12.5 | △ 8.8 |
| | その他 | 21,958 | 9.8 | 123.1 | 21,098 | 9.2 | △ 3.9 |
| | 歳出合計 | 224,871 | 100.0 | 5.5 | 228,764 | 100.0 | 1.7 |

資料：財政課

施策の体系

健全な財政運営の確保



施策の内容

1 歳入確保の取組

① 収納率の向上等自主財源の確保

税の公平性確保と収納率向上のため、各種の収納強化対策及び収納機会の拡大により、市税等の自主財源の確保を図ります。

また、刊行物等を活用した広告収入など、新たな収入の確保に努めます。

② 企業誘致の促進による自主財源の確保

税の優遇制度や誘致体制の強化により、企業誘致を促進し、市民の雇用の確保及び自主財源の拡大を図ります。

③ 国、県補助金等の確保

国、県等の補助対象事業を活用し、各種補助金の確保に努めます。

④ 受益者負担の見直し

施設利用等の使用料・手数料の適正化を図るため、受益者負担の視点から、内容の見直しを図ります。

2 歳出構造の見直し

① 経費の節減合理化

常にコスト意識を持ちながら、徹底した事務事業の見直しにより、経費の節減合理化を図ります。

② 補助金等の整理合理化

補助金等について、その意義、目的、成果等の再点検を行い、整理合理化を図ります。

3 財政状況の市民への開示

財政計画をはじめ、バランスシート¹や行政コスト計算書²の作成公表など、財政状況について、市民にわかりやすく情報を開示することによって、市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を推進します。

4 計画的な財政運営

中長期的な展望に立った財政計画の下、事業の計画や実施に際しては、事業の必要性、緊急性、費用対効果を十分に検証するなど、計画的な財政運営に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|-------|---------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 経常収支比率 | 87.1% | 80.0%以下 | 国県 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】 財政の健全運営への取組成果（財政運営の弾力性の確保状況）を表す指標です。比較的柔軟な財政構造が確保されていると判断可能な水準を目標とします。 | | | | | | |
| 実質公債費比率 | 16.7% | 15.0%以下 | 国県 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】 財政の健全運営への取組成果（公債費の負担割合の軽減状況）を表す指標です。全国市町村の平成17年度平均値以下を目標とします。 | | | | | | |
| 市税の収納率 | 84.6% | 90.0% | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 財政の健全運営への取組成果（自主財源の適切な確保状況）を表す指標です。三位一体の改革等が進む中で自主財源の確保の重要性が増しており、収納率の向上を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------|--------------------|
| 財政の健全化 | ・ 財政計画策定による柔軟な財政運営 |

施策を推進する主な所管部署

○ 財政課 ○ 納税課

¹ **バランスシート** ある一定時点における資産、負債、資本の状態を表す財務諸表のこと。

² **行政コスト計算書** 民間企業で言う「損益計算書」にあたり、1年間に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報をコストという側面から把握するもの。

第3項

更なる広域連携の推進

現状と課題

○平成の大合併により本市を含め、周辺自治体でも合併が進みましたが、合併前と同様に、広域圏としての一体感を深めながら、共通した課題に対しては、共同で取り組むなど効率的な行政運営を進める必要があります。

○行政の効率化を図るなどスケールメリットを生かしたまちづくりを進めるためには、広域連携の強化や新たな合併の検討が必要です。

施策の体系

更なる広域連携の推進



施策の内容

1 広域行政の推進

土浦石岡地方広域市町村圏¹による広域行政の充実を図ります。

し尿処理やごみ処理などの広域的な事務組合等の事業の充実と連携を図るとともに、交通体系の整備、保健・福祉・教育・消防等についても、周辺市町村との積極的な広域行政を推進し、行政サービスの一層の向上を推進します。

2 周辺市町との連携強化

土浦石岡地方広域市町村圏域構成市町との連携を強化するとともに、土浦・つくば・牛久業務核都市²の整備推進を図ります。

県南の雄都にふさわしい都市の構築に向けて、観光ネットワークや広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、魅力にあふれる都市の創造に向けた50万都市構想の実現を目指し、市民の意向を的確にとらえながら、市町村合併及び広域連携の推進を図ります。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|--------------------|
| 行政の広域化の推進 | ・土浦石岡地方広域市町村圏計画の推進 |

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課

¹土浦石岡地方広域市町村圏 土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町の4市1町により構成され、市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の行政の効率化と均衡ある発展のために組織されている。

²業務核都市 東京都区部の一極集中を是正するために、業務・教養文化・レクリエーションなどの都市機能を導入し、東京圏における広範囲な自立都市圏の中核都市として育成・整備してすべき都市のこと。

第4項

自主・自立のまちづくりの推進

現状と課題

○地方分権の推進により、国・県・市町村の対等・協力の新しい関係に基づく役割分担などの新たな行政システムが構築され、地方公共団体は、自己決定・自己責任の原則の下、自ら治める責任の範囲が拡大しました。

○公平性の確保と透明性の向上を図り、政策形成過程への市民の広範な参画により市民本位の自主・自立のまちづくりを推進する必要があります。

施策の体系

自主・自立のまちづくりの推進

- 1 市民本位による自主・自立のまちづくりの推進
- 2 国・県との適切な役割分担

施策の内容

1 市民本位による自主・自立のまちづくりの推進

市民の自らの意思と責任による自主・自立のまちづくりを推進します。

政策形成過程への市民参画を推進し、連携と協働による地域づくりを進めます。

2 国・県との適切な役割分担

国・県・市町村の対等・協力の新しい関係に基づき、まちづくりに必要な権限や財源の委譲など役割分担の明確化を図るとともに、市民に最も身近な基礎的自治体としての自主性・自立性を高めます。

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課 ○行革情報政策課

第5項

適正な公共施設の維持管理と整備

現状と課題

○類似する公共施設については、効率的・効果的な活用を図るため、その必要性、管理運営方法、利用状況等について、総合的な検討が必要です。

○公の施設の維持管理及び運営などについては、一部の施設に指定管理者制度が導入されていますが、引き続きアウトソーシング¹の徹底を図る必要があります。

○公共施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理を行っていく必要があります。

施策の体系

適正な公共施設の維持管理と整備

- 1 公共施設のスクラップ・アンド・ビルド
- 2 公共施設の計画的な改修の推進
- 3 低・未利用地の適正な処分
- 4 市有財産の適正な管理



¹アウトソーシング 企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

1 公共施設のスクラップ・アンド・ビルド

効率的で効果的な施設利用を図るため、市民のニーズを踏まえながら、類似施設及び民間と競合する施設のあり方を検討するとともに、市民の利便性が向上する施設については、その整備を検討するなど、公共施設のスクラップ・アンド・ビルド¹を推進します。

2 公共施設の計画的な改修の推進

老朽化した市庁舎等を長期的に保持するため、建物・電気・機械、空調、給排水設備について、それぞれの機能を点検し優先度による計画的な改修を行います。

さらに、低・未利用建物を他の用途に転用し、有効利用を図ります。

また、公共施設等の建設、維持管理、運営等については、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うPFI事業²の可能性を検証します。

老朽化・狭隘化が著しい市庁舎は、建設に向けた検討を進めます。

3 低・未利用地の適正な処分

市有財産の有効活用と適正な財産管理を行います。また、市有地管理システムの拡充による有効・未利用状況の精査を行い、低・未利用地については、適正な処分に努めます。

4 市有財産の適正な管理

公の施設の管理運営に関し、市民サービスの向上や管理経費の縮減が期待できるものについては、指定管理者制度³を導入します。

また、費用対効果を検証し、効果の得られる部分については、民間委託を推進します。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|--------------|
| 公共施設の適正管理 | ・新庁舎建設に向けた検討 |

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課 ○管財課

¹スクラップ・アンド・ビルド 時代の要請に対して応えられなくなった制度やシステム、施設などを、改正あるいは廃止、廃棄し、新しい時代の要請に応えられるように再構築すること。

²PFI(事業) Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のこと。

³指定管理者制度 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度のこと。

第6項

市民ニーズに対応したサービスの提供

現状と課題

○市民の利便性の向上を目指し、証明書等の交付の迅速化・効率化や接遇の改善、窓口のワンストップサービス¹の推進、受付時間の延長など窓口サービスの向上に努めています。

○市民相談については、平成13年度1,735件だったものが、平成18年度には2,517件と増加傾向にあるため、実施回数を増やすなど、相談機会の拡充を図っています。

■市民相談件数の推移

(単位：件)

| 年度 | 区分 | 総数 | 請願・陳情 | 要望 | 法律 | 税務 | 行政 | 窓口相談 |
|----|----|-------|-------|----|-----|-----|----|-------|
| 13 | | 1,735 | 3 | 28 | 456 | 122 | 13 | 1,113 |
| 14 | | 2,065 | 3 | 26 | 473 | 139 | 50 | 1,374 |
| 15 | | 2,249 | 3 | 32 | 472 | 131 | 48 | 1,563 |
| 16 | | 2,248 | 0 | 43 | 470 | 115 | 45 | 1,575 |
| 17 | | 2,337 | 0 | 34 | 478 | 152 | 41 | 1,632 |
| 18 | | 2,517 | 9 | 42 | 575 | 189 | 58 | 1,644 |

資料：広報広聴課

施策の体系

市民ニーズに対応したサービスの提供

- 1 窓口サービスの向上
- 2 市民相談の充実

施策の内容

1 窓口サービスの向上

市民の利便性の向上を目指し、支所・出張所等との情報ネットワークや総合窓口の充実、窓口業務の休日サービスや時間延長を図るなど、市民ニーズに対応した迅速かつ質の高いサービスの提供に努めます。

また、行政事務に関する申請届出など手続きのオンライン化、公共施設の予約案内システムの整備など行政手続きの利便性の向上を図ります。

更なる行政サービスの向上を目指して、行政運営の効率化や適切な職員の人事管理を図ります。

2 市民相談の充実

身近な市民法律相談や税務相談などを開設し、市民が必要とする暮らしに関する相談などの体制の充実を図ります。

¹ワンストップサービス 一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 「市民法律相談」「税務相談」「行政相談」の実施回数 | 8回/月 | 現状維持 | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】市民ニーズに対応したサービスの提供状況を表す指標です。平成18年度に実施回数を増やしていることから、現状維持を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|---------------------------------|
| 窓口サービスの向上 | ・中央出張所の駅前北地区移転、休日サービスや窓口時間の延長など |
| 市民相談の充実 | ・くらしに関する各種相談の実施 |

施策を推進する主な所管部署

○行革情報政策課 ○広報広聴課 ○市民課



市民相談

第 2 節

市民と行政が一体となった 協働のまちづくり



第1項

市民協働のまちづくりの推進

現状と課題

○近年、市民の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを重視するライフスタイルへと変化し、市民ニーズも高度化・複雑多様化しています。また、地方分権の進展により地域の特性に応じた自主的なまちづくりが求められています。一方、NPO法の制定を契機として、ボランティアやNPO¹などによる社会参加活動が活発となってきており、市民のまちづくりに対する意識が高まっています。

- 今後は、市民と行政が対等なパートナーとしてお互いの立場や役割を尊重し、共に考え、決定し、行動する協働の意識を高めていくことが大切です。このため、行政の透明性を高め、情報の共有化を図るとともに、町内会などの市民自治組織とNPO、ボランティア団体など市民活動団体の支援により、市民・行政双方の協働関係を重視した仕組みづくりを進める必要があります。
- 市民の声を行政に反映させるため、パブリックコメント²の実施のほか、市政懇談会の実施や各種計画策定の際、策定委員会等の委員公募にも取り組んでいます。

施策の体系

市民協働のまちづくりの推進

- 1 市民参画と協働のシステムづくり
- 2 市民の自治意識の高揚
- 3 活動の場の環境整備

施策の内容

1 市民の参画と協働のシステムづくり
今後ますます、自己責任と自己決定に基づく自治運営が求められることから、地域とともに協働し、特色を生かした個性的なまちづくりを推進していく必要があります。

このため、コミュニティ意識の更なる醸成を図り、市民と行政が一体となったコミュニティの推進に取り組むための場の設置など、市民活動拡充の環境整備に努めます。

また、計画等の策定時には、積極的な情報の提供を行うとともに、策定委員会等の委員公募の充実や会議の公開など、政策形成過程への市民参加を推進します。

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

²パブリックコメント 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

2 市民の自治意識の高揚

地域社会の抱える問題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築き上げようとする自治意識を高める必要があります。

市民との協働によるまちづくりをより一層推進するため、市民と行政の役割を明確にし、地域間や地域内の連携強化などに努めます。

3 活動の場の環境整備

地区市民委員会や町内会など様々な領域のコミュニティ活動について、地区コミュニティセンターを核とした、地域活動の環境整備を行います。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| NPO法人設立数 | 13 法人 | 20 法人 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】市民との協働によるまちづくりへの取組成果を表す指標です。現在のNPO法人数の50%以上の増加を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|---|
| 神立地区コミュニティセンター管理運営 | ・指定管理者による効率的な運営 |
| NPO、ボランティア団体との連携強化 | ・連携・協働事業等に関する情報の収集・提供 ・NPO、ボランティア団体の育成と協働のまちづくりの推進 |

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課 ○企画調整課 ○行革情報政策課

第2項

心豊かな生活を営めるコミュニティの形成

現状と課題

○核家族化の進行や個人の生活を重視するライフスタイルの広がりなどにより、人々との繋がりが希薄になっており、地域における住民活動の衰退が見られます。活力ある地域活動を形成するために、従来から地域に根差した自治会や公民館を中心とした活動により、住民の相互交流を図ることが必要です。

○新しい形のコミュニティとして同じ目的を持った市民による地域づくり団体の活動が芽生え始めており、その育成・支援が必要です。

施策の体系

心豊かな生活を営める
コミュニティの振興



施策の内容

1 コミュニティ活動の支援

コミュニティ意識の啓発、リーダーの育成や情報の提供などに努めるとともに、活動に対する相談、指導等の充実を図ります。

2 コミュニティ組織の充実

町内会や地区市民委員会、ボランティアなど市民の重要な役割を担っているコミュニティ組織の充実を図ります。

3 市民ネットワークの推進

コミュニティの活性化と住みやすいまちづくりの推進を目指し、地区コミュニティセンターとともに連携・パートナーシップを確立するための市民ネットワークづくりを進めます。

4 コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の拠点となる地域公民館については、地域住民の十分な合意形成とコミュニティ施設の必要性に応じて整備を支援します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|-------------|-------|-----|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 町内会（自治会）加入率 | 88.9% | 90% | 個別 | ◎ | △ | ◎ |

【考え方】住みよいまちの基礎となるコミュニティの形成状況を表す指標です。より有意な地域コミュニティの形成を目指し90%の加入率を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|--------------------|
| コミュニティ活動の推進 | ・わがまち活性化推進事業 |
| コミュニティ施設の整備 | ・地域コミュニティ施設新築等補助事業 |

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課



コミセンまつり

第3項

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

現状と課題

- 本市におけるNPO¹やボランティア活動の活発化を踏まえ、市としての総括窓口を設置し、地区コミュニティセンターとともに、情報収集や人材育成、活動支援体制の拡充に努めています。
- 市民参加による各種ボランティア活動を推進するため、活動参加の啓発と活動推進のための様々な支援を行っている社会福祉協議会内ボランティアセンターへの活動支援を行っています。
- 平成14年度から「人材バンク制度²」を開設し、市民相互の自発的学習活動を支援しています。今後は、活動の場を充実していく必要があります。
- 団塊の世代の地域における活躍の場を広げるための仕組みづくりを進める必要があります。

■土浦市ボランティア連絡協議会登録団体一覧

(平成19年4月1日現在)

| No | 団体名 | No | 団体名 |
|----|--------|----|----------------------------|
| 1 | 七草の会 | 13 | 紫峰会 |
| 2 | 六好会 | 14 | 新治ふれあいボランティア |
| 3 | こもれびの会 | 15 | 新治そばボランティア |
| 4 | さわやか | 16 | 土浦朗読の会 |
| 5 | やまびこの会 | 17 | 土浦手話の会 |
| 6 | たまき会 | 18 | ひまわりの会 |
| 7 | ふたば会 | 19 | 土浦市更生保護女性会 |
| 8 | コスモスの会 | 20 | 小町の会 |
| 9 | さくら会 | 21 | たんぼぼの会 |
| 10 | かすみ会 | 22 | 土浦美容ボランティア |
| 11 | むつみの会 | 23 | 土浦おはなしポケット |
| 12 | よつわの会 | 24 | 土浦市いきいきヘルス体操指導士の会（かたつむりの会） |

資料：土浦市社会福祉協議会

施策の体系

一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進

- 1 ボランティアの育成支援
- 2 ボランティア活動のPR
- 3 ボランティア活動の場の充実

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

²人材バンク制度 これまで身につけたり学んだりしてきた様々なことを「今度は自らが講師となって教えてみたい」と思っている方に登録していただき、それを学びたい方やグループなどに紹介することで、市民の皆様の生涯学習活動を支援する制度。

施策の内容

1 ボランティアの育成支援

市民によるまちづくり活動を進めていくため、ボランティアやNPOなど市民の主体的な社会活動を支援していきます。

また、様々なボランティア育成事業を行っている社会福祉協議会ボランティアセンター活動の支援と連携を図ります。

さらに、団塊の世代の人々が地域社会に溶け込むための受け皿づくりを推進します。

2 ボランティア活動のPR

広報紙や市のホームページ等による広報活動の充実を積極的に図るとともに、ボランティアに関する情報ネットワークの充実を図ります。

3 ボランティア活動の場の充実

人材バンクの充実を図るとともに、活躍の場づくりに努めます。

また、ボランティア活動のコーディネーター役である社会福祉協議会ボランティアセンターの支援により、ボランティア登録者の活動の活発化を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|--------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 人材バンク制度登録者数 | 56人 | 100人 | 個別 | ◎ | ○ | ◎ |
| 【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。団塊の世代などの退職者が多く見込まれる中で、学習活動における指導者としてより多くの市民に活躍してもらうことを目標とします。 | | | | | | |
| 人材バンク活動回数 | 63回/年 | 100回/年 | 個別 | ◎ | ○ | ◎ |
| 【考え方】まちづくりに対する市民の自発的活動の状況を表す指標です。登録者一人に対し、年間1回の活動が行われることを目標とします。 | | | | | | |
| ボランティアセンター年間登録者数 | 1,733人 | 2,200人 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。住民基本台帳人口構成比で現在の1.45%→1.55%程度を目標とします。 | | | | | | |
| ボランティア養成講座修了者数 | 105人 | 200人 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。時代の要請に応える新規講座を開催と既存講座のさらなる創意工夫により修了者の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 公民館ボランティアの育成数 | 0団体 | 8団体 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】市民が主役のまちづくりの実現状況を表す指標です。市民の学習活動を支援するボランティア活動のため、各公民館でボランティア団体を育成することを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|---------------------------------|
| ボランティアの育成 | ・人材バンク制度の充実 ・ボランティアセンター事業の充実 |

施策を推進する主な所管部署

○市民活動課 ○生涯学習課 ○社会福祉協議会

第4項

行政の透明化を進める情報提供の推進

現状と課題

- 情報化社会の進展に対応する自治体業務の電子化が課題となっています。
- 情報公開条例及び個人情報保護条例の制定やパブリックコメント制度¹の実施等により、市保有の行政情報に市民が接する機会が増え、情報に関する諸制度の適正な運用と充実が求められています。
- 「広報つちうら」の更なる紙面の充実と「こんにちは市長さん」「Eメールによる市政提言」等による、市民からの要望・相談等に対して、迅速な対応が必要です。

施策の体系

行政の透明化を進める 情報提供の推進



施策の内容

1 情報公開制度の充実等

情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用するとともに、情報公開制度と個人情報保護制度の充実を図ります。

さらに、新たな施策の立案や制度の導入などに当たっては、パブリックコメントを含め様々な手法を用い、広く市民からの意見を求めます。

2 広報活動の充実

月2回発行の「広報つちうら」をはじめとする各種刊行物、CATV、インターネットなどの媒体を通して市政情報を発信するとともに、新聞、テレビなど報道機関への情報提供に努めます。

3 広聴活動の充実

市政に対する意見・要望・相談等については、公平・的確かつ迅速な対応を図り、市民の行政に対する信頼確保に努めます。また、「こんにちは市長さん」「市政懇談会」「模擬議会」などを通して、市民の意向の把握に努めます。

¹パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|-----------------|--------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 土浦市ホームページアクセス件数 | 66万件/年 | 90万件/年 | 個別 | ○ | ○ | ◎ |

【考え方】 広報活動の充実への取組成果を表す指標です。市民との情報を共有する手段として、これまで以上に内容の充実を図り、約1.4倍増を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|---|
| 広報活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙の充実とわかりやすい情報の発信 ・ホームページ、ケーブルテレビ等多様な媒体を活用した情報の発信 ・市政広報ビデオ、市勢要覧の作成 |
| 広聴活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種懇談会の実施・審議会等の市民委員の公募 ・パブリックコメント制度による市民の意見の反映 |

施策を推進する主な所管部署

○行政情報政策課 ○広報広聴課 ○総務課



広報つちうら

第5項

男女共同参画社会づくりの促進

現状と課題

○男女平等に向けた法律や制度の整備は着実に進められていますが、性別によってその役割を固定的にとらえる考え方が今なお残っているため、男女共同参画に向けた意識の醸成が必要です。

○女性の政策・方針決定の場への参画が男性と比べて少ないことから、女性の意見をより反映する方策が求められています。

○男女が共に仕事と家庭生活とを両立できるようにするために、日常生活における家事や育児等を男女双方で担える環境を整備することが課題です。

■審議会等における女性委員の割合

(各年1月1日現在)

| 区分 年 | 全委員数 (人) | | | 付属機関における 委員数 (人) 【地方自治法 202 の 3】 | | | 行政委員会における 委員数 (人) 【地方自治法 180 の 5】 | | | その他の委員会等における 委員数 (人) 【市規則・要綱】 | | |
|---------|----------|-----------|-------|--|-----------|-------|---|-----------|-------|-------------------------------------|-----------|-------|
| | うち 女性 | 割合 (%) | | うち 女性 | 割合 (%) | | うち 女性 | 割合 (%) | | うち 女性 | 割合 (%) | |
| 14 | 1,433 | 311 | 21.70 | 365 | 65 | 18.52 | 43 | 4 | 9.30 | 1,025 | 242 | 23.61 |
| 15 | 1,435 | 308 | 21.46 | 366 | 68 | 18.58 | 43 | 4 | 9.30 | 1,026 | 236 | 23.00 |
| 16 | 1,475 | 310 | 21.02 | 325 | 62 | 19.08 | 43 | 4 | 9.30 | 1,107 | 244 | 22.04 |
| 17 | 1,194 | 269 | 22.53 | 341 | 65 | 19.06 | 42 | 5 | 11.90 | 811 | 199 | 24.54 |
| 18 | 1,068 | 240 | 22.47 | 331 | 63 | 19.03 | 41 | 5 | 12.20 | 696 | 172 | 24.71 |
| 19 | 1,287 | 273 | 21.21 | 420 | 79 | 18.81 | 55 | 6 | 10.91 | 812 | 188 | 23.15 |

資料：男女共同参画課

施策の体系

男女共同参画社会づくりの推進

- 1 男女の人権の尊重と男女の共同参画に向けた意識改革
- 2 政策・方針等の立案及び決定過程への共同参画
- 3 職場・家庭・地域社会における共同参画の推進
- 4 心身の健康づくりの確保
- 5 国際理解と協力の促進

施策の内容

1 男女の人権の尊重と男女の共同参画に向けた意識改革

男女の人権擁護を推進するとともに、男女共同参画意識の醸成に努めます。

2 政策・方針等の立案及び決定過程への共同参画

政策・方針等の決定の場への男女共同参画の促進を図り、意思決定の場における男女平等を推進します。

3 職場・家庭・地域社会における共同参画の推進

女性の就業を支援するとともに、仕事と家庭・地域活動の両立に向けた環境整備を推進し、また、家庭生活及び地域生活における男女共同参画を推進します。

4 心身の健康づくりの確保

母体保護に関する知識の普及・啓発に努めます。また、生涯を通じた男女の健康づくりを支援します。

5 国際理解と協力の促進

男女共同参画は、国際的な取組とともに進められていることから、国際理解と協力の促進を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---------------------|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 市の審議会等に占める女性委員の構成割合 | 21.2% | 30.0% | 計画 | ◎ | ◎ | ◎ |

【考え方】男女共同参画社会の実現状況を表す指標です。これまで以上に市の政策・方針等を決定する場に女性の参画機会を拡大するため、女性委員の構成割合を30%以上にすることを目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-----------------------------------|
| 男女共同参画の推進 | ・第2次つちうら女性プラン21の推進及び男女共同参画推進計画の策定 |

施策を推進する主な所管部署

○男女共同参画課

第6項

人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発

現状と課題

○人権侵害をなくし、人権を尊重する社会を創造するために、人権意識の高揚を図り、人権教育を推進することが必要です。

○非核平和都市宣言を踏まえ、市民一人ひとりが平和に関する意識を高め、戦争のない平和な世界を求める取組を推進する必要があります。

施策の体系

人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発

- 1 人権尊重の社会づくり
- 2 平和の推進

施策の内容

1 人権尊重の社会づくり

児童生徒の人権感覚や人権意識を醸成するために、教職員の人権に対する理解と意識・指導力を高め、教育活動の充実を図ります。

市民の人権を尊重する意識の高揚を図るため、県の人権啓発推進センターとの連携を図り、啓発活動を行うとともに各種研修への参加を進めます。

2 平和の推進

平和の大切さを発信できる児童生徒の育成、平和に関する資質の啓発に努め、平和希求の心を養う平和教育を推進します。

広島市平和祈念式典への市民参加、非核平和パネル展、非核平和宣言都市看板の設置などを進め、意識啓発を推進します。また、戦争体験資料などの収集・保存に努めます。

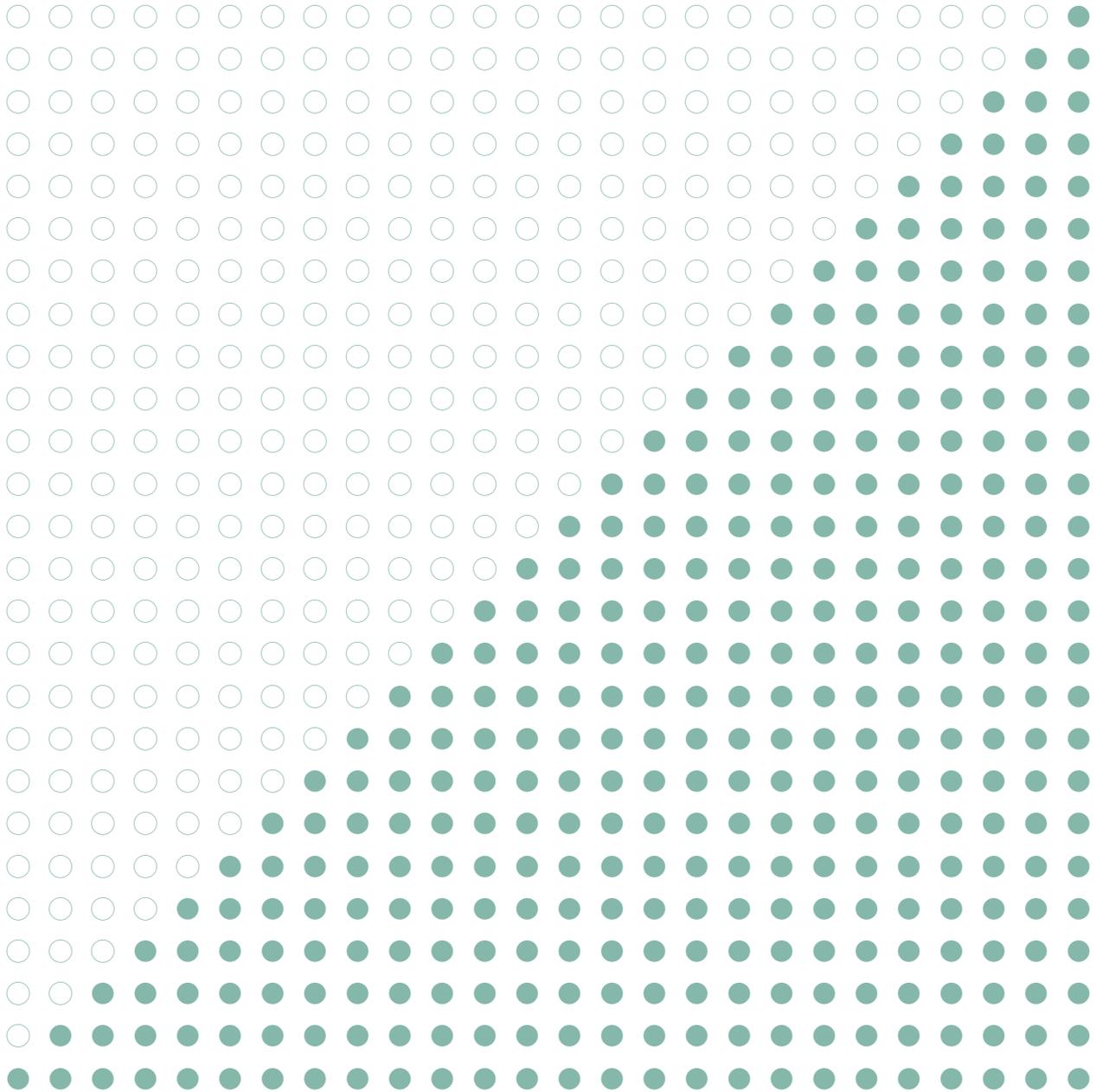
主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------|------------------|
| 平和の推進 | ・広島市平和祈念式典への市民参加 |

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○生涯学習課 ○指導課

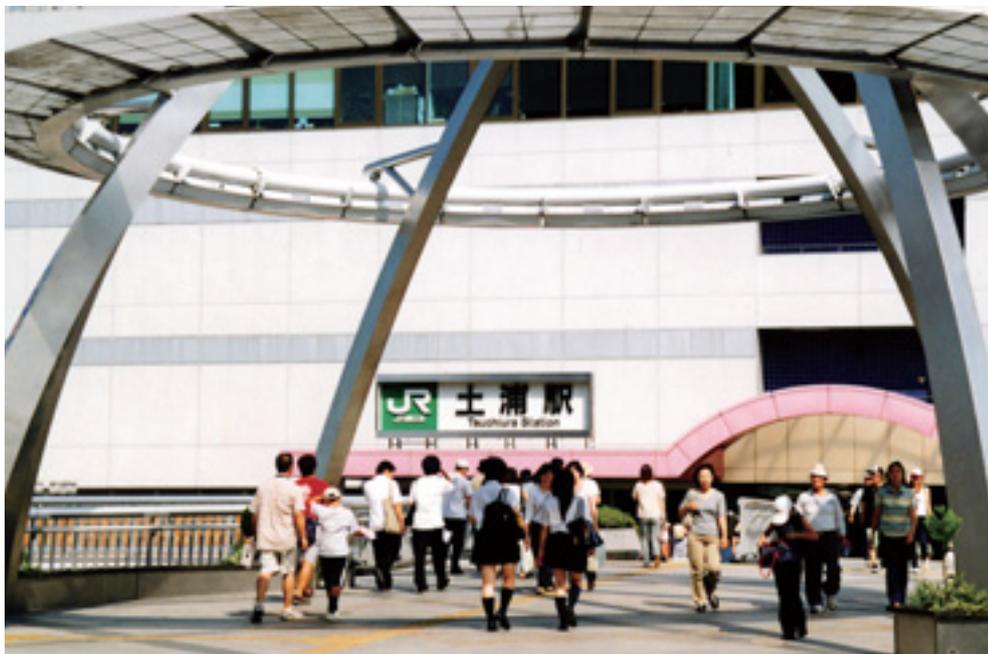
第 2 章



部門別計画

第 1 節

将来を展望した広域的な都市づくりを
推進し、快適でゆとりのあるまちづくり



第1項

市民参加による適正な土地利用の誘導

現状と課題

- 本市の市街化区域¹は、昭和46年3月の区域区分(線引き)以後、土地区画整理事業等の市街地整備により面積を拡大し、平成19年4月1日現在で3,235ha(市域全体の約26.2%)となっています。一方、市街化調整区域²は、9,119ha(同約73.8%)となっており、市街化区域と市街化調整区域の均衡ある土地利用を図ってきました。
- 土地利用については、それぞれの地域特性を生かした土地利用の形成を図る必要があります。このため、豊かな自然や恵まれた資源、史跡・文化財を保全しながら、観光資源としての利用促進や住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地の適切な配置を図るなど、地域の特性に応じて合理的な土地利用を実現する必要があります。
- 地区の特性に合わせた良好な居住空間の確保と土地利用の誘導を目的とした地区計画は、平成19年4月1日現在で7地区において指定されており、環境に配慮したゆとりのある市街地の形成に努めています。
- 水郷筑波国定公園周辺や霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境は本市の資源であり、その保全・活用を図るとともに、その魅力を十分に引き出していくことが重要です。
- 少子高齢化社会や成熟した都市型社会にあっては、都市の既存ストックを有効活用しつつ、多様な都市機能が集積された、効率的で持続可能な都市の形成が重要です。
- 都市計画マスタープラン³に示されている質の高いコンパクトな都市づくりの推進を図るため、中心市街地の魅力と活力を更に向上させる必要があります。
- 自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保つため、市街化区域と市街化調整区域の適時適切な見直しを図るとともに秩序ある土地利用の推進が課題です。

¹市街化区域 市街地として積極的に開発、整備する区域のことで、すでに市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を行う区域のこと。

²市街化調整区域 市街化が抑制される区域のことで、原則として用途地域を定めず、宅地造成などの開発ができない区域のこと。

³都市計画マスタープラン 都市計画法(第18条の2)に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市計画の総合的、長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるもの。

■用途地域指定の状況

(平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 面積 (h a) | 比率 (%) | 区 分 | 面積 (h a) | 比率 (%) |
|--------------|----------|--------|--------|----------|--------|
| 第1種低層住居専用地域 | 718 | 22.2 | 準住居地域 | 188 | 5.8 |
| 第2種低層住居専用地域 | 550 | 17.0 | 近隣商業地域 | 122 | 3.8 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 170 | 5.3 | 商業地域 | 151 | 4.7 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 133 | 4.1 | 準工業地域 | 294 | 9.1 |
| 第1種住居地域 | 500 | 15.5 | 工業地域 | 90 | 2.7 |
| 第2種住居地域 | 78 | 2.4 | 工業専用地域 | 241 | 7.4 |

資料：都市計画課

■区域区分の変遷

(単位：ha)

| | 市街化区域 | 市街化調整区域 | 合 計 | 備 考 |
|---------|-------|---------|--------|--------|
| 昭和46年3月 | 2,970 | 9,380 | 12,350 | 区域区分決定 |
| 昭和52年8月 | 3,019 | 9,331 | 12,350 | 第1回見直し |
| 昭和56年3月 | 3,022 | 9,331 | 12,353 | 行政界変更 |
| 昭和60年1月 | 3,075 | 9,278 | 12,353 | 第2回見直し |
| 昭和63年9月 | 3,075 | 9,279 | 12,354 | 行政界変更 |
| 平成 元年5月 | 3,175 | 9,179 | 12,354 | 随時変更 |
| 平成 2年3月 | 3,217 | 9,137 | 12,354 | 随時変更 |
| 平成 4年6月 | 3,214 | 9,140 | 12,354 | 第3回見直し |
| 平成 7年5月 | 3,235 | 9,119 | 12,354 | 随時変更 |

資料：都市計画課

■地区計画の指定状況

(平成19年4月1日現在)

| 名 称 | 最終決定年月日 | 位 置 | 面積 (h a) |
|-------------------|-------------|--|----------|
| 木 田 余 地 区 | 平成 17. 3.25 | 木田余東台一丁目～五丁目の各全部及び手野町の一部 (木田余土地区画整理事業の施行区域) | 70.8 |
| 永 国 地 区 | 平成 6.10.25 | 永国台地内 | 12.1 |
| 田 村 ・ 沖 宿 地 区 | 平成 17. 3.25 | おおつ野一丁目～八丁目の各全部 (田村・沖宿土地区画整理事業の施行区域) | 99.5 |
| 土 浦 北 工 業 団 地 | 平成 6.10.25 | 大字今泉及び大字小山崎の各一部 | 41.7 |
| 瀧 田 地 区 | 平成 10.10.14 | 字新川及び大字大岩田字瀧田の各一部 | 20.6 |
| 烏 山 一 ・ 二 丁 目 地 区 | 平成 16. 2.13 | 烏山一丁目及び烏山二丁目の各一部 | 31.0 |
| 真 鍋 新 町 地 区 | 平成 17. 3.25 | 真鍋新町の一部 | 13.7 |

資料：都市計画課

施策の体系

市民参加による適正な 土地利用の誘導

- 1 適正な土地利用の誘導
- 2 コンパクトなまちづくりの推進
- 3 国土調査の推進

施策の内容

1 適正な土地利用の誘導

都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行います。また、良好な住環境の実現を図るなど地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民とともに地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導します。

自然的土地利用については、農業振興地域整備法など関連法規の適正な運用を図り、その保全・活用に努めます。

2 コンパクトなまちづくりの推進

土浦市都市計画マスタープランで示している質の高いコンパクトな都市づくりを推進するため、都市中心部への都市機能集積を誘導し、中心市街地の魅力と活力の向上を図ります。

また、特別用途地区⁴の活用を検討し、効率的な都市構造を目指します。

3 国土調査の推進

土地境界及び権利関係を明確化するため、国土調査を推進します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 地域の特性を生かした個性的で快適なまちづくりが行われていると感じる市民割合 | 14.2% | 19.2% | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】土浦らしさを創出する適正な土地利用への取組成果を表す指標です。市民の理解と合意の下で各種都市計画及び開発許可等が適切に実施されることにより、5%の満足度向上を目標とします。 | | | | | | |
| 国土調査の成果の登記完了率 | 89% | 90% | 国県 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】土地の高度かつ合理的な利用への取組状況を表す指標です。民間委託等による効率的な調査の実施により、90%を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|-----------------------------|
| 適正な土地利用の誘導 | ・区域区分や地域地区の見直し ・地区計画等の導入 |

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○耕地課

⁴特別用途地区 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、条例により用途地域に重ねて特定する地区のこと。

第2項

高質な都市基盤の整備

現状と課題

- 本市の幹線道路は、常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号及び主要地方道などが市内を縦・横断し、東京を始めとする首都圏の主要都市や県内都市間を結ぶ重要路線となっています。
- 市道については、延長約1,496k mのうち改良済延長が約666k m(改良率44.5%)にとどまっているほか、舗装済延長は約1,135k m(舗装率75.8%)となっています。
- 都市計画道路については、44路線の計画決定に対して、整備済延長は59,133mで57.6%の整備率となっています。
- 市内では、スプロール現象¹や郊外型店舗の増加による交通混雑、渋滞、騒音、排気

ガスなどの様々な都市交通問題や環境問題が発生しており、総合的な交通体系の構築や、厳しい財政状況下での効率的な整備が課題となっています。

- 道路は、地域振興や産業の活性化、地域生活環境の向上に幅広い役割を果たすため、各市街地間をネットワークするとともに、田園地域を含めた道路ネットワークの形成を図る必要があります。
- バリアフリー化²に対応した道路、安心して安全な道路が求められており、舗装修繕や危険箇所等の補修など早急な対策を講じる必要があります。また、地域や利用者による道路環境美化活動への取組も必要となっています。

■道路整備の状況

(平成17年4月1日現在)

| 区分 | 路線数(本) | 延長(m) | 舗装 | |
|----|--------|-----------|-----------|--------|
| | | | 延長(m) | 舗装率(%) |
| 総数 | 6,780 | 1,624,853 | 1,258,305 | 77.44 |
| 内訳 | 市道 | 6,756 | 1,129,425 | 75.61 |
| | 県道 | 20 | 70,206 | 97.00 |
| | 国道 | 3 | 49,288 | 100.00 |
| | 高速自動車道 | 1 | 9,386 | 100.00 |

資料：道路課

■市道の状況

(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 路線数(本) | 実延長(m) | 改良 | | 舗装 | |
|----|--------|-----------|---------|--------|-----------|--------|
| | | | 延長(m) | 改良率(%) | 延長(m) | 舗装率(%) |
| 一級 | 54 | 94,212 | 78,056 | 82.85 | 94,206 | 99.99 |
| 二級 | 31 | 44,597 | 34,559 | 77.49 | 43,938 | 98.52 |
| 一般 | 6,718 | 1,357,621 | 553,768 | 40.79 | 996,614 | 73.41 |
| 合計 | 6,803 | 1,496,430 | 666,383 | 44.53 | 1,134,758 | 75.83 |

資料：道路課

¹スプロール現象 都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

²バリアフリー(化) 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

■都市計画道路の状況(市域分)

(平成19年4月1日現在)

| 路線番号 | 路線名 | 幅員(m) | 決定延長(m) | 整備済延(m) | 整備率(%) |
|--------|-----------|-------|---------|---------|--------|
| 3・4・1 | 神立停車場線 | 18 | 350 | 0 | 0.0 |
| 3・4・2 | 中貫白鳥線 | 18 | 4,490 | 4,020 | 89.5 |
| 3・5・3 | 木田余神立線 | 12 | 2,390 | 1,288 | 53.9 |
| 3・4・4 | 中貫神立線 | 16 | 2,450 | 0 | 0.0 |
| 3・4・5 | 川口下稲吉線 | 16 | 5,110 | 5,110 | 100.0 |
| 3・3・6 | 土浦新治線 | 25 | 12,020 | 7,210 | 60.0 |
| 3・4・7 | 中高津中貫線 | 16 | 6,400 | 420 | 6.6 |
| 3・4・8 | 真鍋神立線 | 16 | 5,500 | 760 | 13.8 |
| 3・4・9 | 真鍋町線 | 16 | 350 | 350 | 100.0 |
| 3・4・10 | 真鍋神林線 | 16 | 1,500 | 1,500 | 100.0 |
| 3・3・11 | 荒川沖木田余線 | 25 | 9,200 | 8,557 | 93.0 |
| 3・3・12 | 川口田中線 | 25 | 2,500 | 1,750 | 70.0 |
| 3・6・13 | 駅前東崎線 | 9.5 | 560 | 275 | 49.1 |
| 3・3・14 | 駅前川口線 | 22 | 300 | 138 | 46.0 |
| 3・4・15 | 田宿中城線 | 16 | 510 | 0 | 0.0 |
| 3・4・16 | 土浦駅西通り線 | 16 | 750 | 130 | 17.3 |
| 3・4・17 | 穴塚大岩田線 | 20 | 5,650 | 2,241 | 39.7 |
| 3・4・18 | 大和上高津線 | 16 | 3,900 | 3,150 | 80.8 |
| 3・4・19 | 桜ヶ丘大岩田線 | 16 | 2,450 | 2,450 | 100.0 |
| 3・4・20 | 阿見学園線 | 20 | 3,730 | 3,730 | 100.0 |
| 3・3・21 | 荒川沖駅前西通り線 | 26 | 360 | 286 | 79.4 |
| 3・3・22 | 荒川沖駅前東通り線 | 26 | 470 | 470 | 100.0 |
| 3・4・23 | 下坂田線 | 18 | 480 | 0 | 0.0 |
| 3・5・29 | 並木線 | 12 | 670 | 670 | 100.0 |
| 3・2・30 | 土浦駅東学園線 | 32.5 | 5,250 | 2,060 | 39.2 |
| 3・4・31 | 下高津桜町線 | 16 | 650 | 0 | 0.0 |
| 3・4・32 | 中央立田線 | 18 | 850 | 0 | 0.0 |
| 3・4・33 | 木田余線 | 16 | 920 | 920 | 100.0 |
| 3・5・34 | 東台御りょう線 | 12 | 1,340 | 1,340 | 100.0 |
| 3・3・35 | 土浦阿見線 | 25 | 2,820 | 2,820 | 100.0 |
| 3・4・38 | 田村沖宿線 | 16 | 2,550 | 2,550 | 100.0 |
| 3・4・39 | 今泉線 | 16 | 600 | 600 | 100.0 |
| 3・4・40 | 今泉大畑線 | 16 | 2,240 | 2,240 | 100.0 |
| 3・5・41 | 木田余池下線 | 12 | 460 | 460 | 100.0 |
| 3・2・42 | 牛久土浦線 | 30 | 4,130 | 0 | 0.0 |
| 3・4・43 | 常名虫掛線 | 16 | 2,000 | 0 | 0.0 |
| 3・5・46 | 真鍋並木線 | 12 | 2,500 | 0 | 0.0 |
| 3・3・49 | 荒川沖寺子線 | 26 | 70 | 70 | 100.0 |
| 3・5・53 | 小松大岩田線 | 13 | 1,230 | 587 | 47.7 |
| 3・3・58 | 土浦千代田線 | 27 | 1,000 | 0 | 0.0 |
| 3・4・59 | 中貫下稲吉線 | 16 | 160 | 0 | 0.0 |
| 3・4・61 | 高岡下大島線 | 17 | 1,650 | 771 | 46.7 |
| 7・5・1 | 大和桜線 | 12 | 140 | 140 | 100.0 |
| 8・6・1 | 有明大和線 | 10 | 70 | 70 | 100.0 |
| 44路線 | | | 102,720 | 59,133 | 57.6 |

資料：都市計画課

高質な都市基盤の整備

- 1 幹線道路の整備
- 2 (仮称)朝日トンネルの整備
- 3 都市計画道路の整備
- 4 生活道路の整備
- 5 自転車道の整備

施策の内容

1 幹線道路の整備

幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図ります。

また、広域幹線である国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や新治地区との一体化を推進します。

2 (仮称)朝日トンネルの整備

石岡市と連絡する(仮称)朝日トンネルの整備推進により、利便性の向上、広域観光の振興などを図ります。

3 都市計画道路の整備

現在、事業化されている国施行1路線と県施行3路線、市施行3路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進めます。

さらに、長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進めます。

4 生活道路の整備

安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、踏切部の歩道や交通安全施設の整備を推進します。

また、道路整備に当たっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めます。

5 自転車道の整備

霞ヶ浦自転車道については、つくばりんりんロードと連絡を図り、中心市街地、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、小町の里などのネットワーク化を促進します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|--------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 都市計画道路の整備率 | 57.6% | 63.8% | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】高質な都市基盤の実現に向けた幹線道路の整備状況を表す指標です。必要性や整備効率、社会経済情勢等も考慮した計画的な整備により63.8%を目標とします。 | | | | | | |
| 市道改良率 | 44.19% | 46.19% | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。年間整備延長6,000mの堅持により、改良率2%増を目標とします。 | | | | | | |
| 市道の歩道整備率 | 6.8% | 7.0% | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる歩道の整備状況を表す指標です。市道の年間改良予定6,000mの1割にあたる600mの歩道整備を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|---|
| 幹線道路の整備促進 | ・国道6号牛久土浦バイパスなどの整備促進 ・土浦新治線や国道354号の整備促進 |
| (仮称)朝日トンネルの整備 | ・土浦・石岡間のトンネル整備 |
| 小野土浦線の整備 | ・虫掛・坂田間及び坂田・藤沢間の整備 |
| 都市計画道路の整備 | ・荒川沖木田余線などの整備促進要望 ・川口田中線整備事業 ・木田余神立線整備事業 ・神立停車場線整備事業 |
| 生活道路の整備 | ・道路新設改良事業 |
| 自転車道の整備 | ・霞ヶ浦自転車道の整備促進 |

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課 ○道路課 ○都市計画課 ○公園街路課



荒川沖木田余線

第3項

うるおいのある河川・公園の整備

現状と課題

- 河川は、市民生活や生産活動と密接に結びつくとともに、水と緑の自然環境を構成する重要な要素となっております。一方、近年では、豪雨に伴う都市部での排水が問題となっており、その流末となる河川の改修が大きな課題となっております。
- 本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして8河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められていますが、未整備区間も多く残っており、今後とも計画的に河川改修を促進していく必要があります。
- 橋梁については、241橋があり、災害時における緊急輸送路としての橋梁の耐震補強や市民生活の利便や交通安全の確保を図るため、早急な整備が必要となっております。
- 公園・緑地は、人々にうるおいと安らぎをもたらし、市民が集い、生涯学習や健康づくり、安全な遊び場として重要な役割を担っています。
- 本市の公園・緑地の設置状況は、都市公園53ヶ所、85.15haが開設され、市民一人当たりの都市公園面積は5.91㎡で、県内平均7.66㎡を下回っています。
- 市街地におけるオープンスペース¹の確保、スポーツ・レクリエーションの場、心身の健康増進の場、地球温暖化の防止等多様な面から公園、緑地の確保と均衡ある配置が必要です。

■河川の改修状況

(平成19年4月1日現在)

| 河川名 | 市内延長(m) | 改修箇所 | 改修延長(m)(18年度まで) | 改修率(%) |
|------|---------|------|-----------------|--------|
| 乙戸川 | 3,250 | 両岸 | 1,540(暫定) | 47.4 |
| 花室川 | 4,650 | 〃 | 4,650 | 100.0 |
| 備前川 | 3,800 | 〃 | 3,800 | 100.0 |
| 上備前川 | 2,830 | 〃 | 2,830 | 100.0 |
| 桜川 | 13,000 | 〃 | 13,000 | 100.0 |
| 新川 | 2,400 | 〃 | 1,440(一部暫定含む) | 60.0 |
| 天の川 | 6,730 | 〃 | 6,730 | 100.0 |
| 境川 | 1,550 | 〃 | 1,000 | 64.5 |

資料：茨城県

■橋梁の整備状況

(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 本数(本) | 延長(m) |
|-----|-------|-------|
| 木橋 | 8 | 96 |
| 永久橋 | 233 | 4,399 |
| 合計 | 241 | 4,495 |

資料：道路課

¹オープンスペース 交通や建物など特定の用途によって占有されない空地进行を空地のまま存続させることを目的に確保した土地のこと。公園・広場・墓園などが含まれる。

■都市公園の整備状況

(平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 計画面積 (h a) | 開設施設数 | 開設面積 (h a) | 整備率 (%) |
|--------|------------|-------|------------|---------|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 37 | 11.46 | 100.00 |
| | 近隣公園 | 7 | 9.30 | 86.92 |
| | 地区公園 | 2 | 8.04 | 100.00 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 2 | 45.10 | 69.49 |
| | 運動公園 | 2 | 7.33 | 22.40 |
| | 風致公園 | 1 | 3.02 | 100.00 |
| 緑 地 | 0.90 | 2 | 0.90 | 100.00 |
| 合 計 | 131.75 | 53 | 85.15 | 64.63 |

資料：公園街路課

■都市公園以外の公園・緑地

(平成19年4月1日現在)

| 施設数 | 面積 |
|-------|-----------|
| 171箇所 | 31.40 h a |

資料：公園街路課

施策の体系

うるおいのある河川・公園の整備

- 1 河川・橋梁の整備
- 2 公園・緑地の整備
- 3 緑地及び平地林、斜面林の保全
- 4 緑化の推進
- 5 運動公園の整備

施策の内容

1 河川・橋梁の整備

自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら河川改修・橋梁の整備を促進します。

乙戸川、境川、新川などの河川改修の促進や橋梁の整備を進めます。

2 公園・緑地の整備

霞ヶ浦総合公園を始めとする都市公園の整備・充実を図るとともに、穴塚大池周辺や霞ヶ浦湖岸、桜川沿いなどのまとまりのある緑地や本市の特色である水辺環境を生かした公園・緑地の整備、維持管理に努めます。

3 緑地及び平地林、斜面林の保全

市民緑地などの制度を活用し、まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市の緑地として積極的に活用し整備を推進します。

4 緑化の推進

公共施設、道路、河川など公共空間の緑化の推進を図るとともに、地域ぐるみで家庭・事業所など私有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図ります。

5 運動公園の整備

川口運動公園の機能向上を図るとともに、常名運動公園及び新治運動公園については、市民の意向や需要を踏まえ、機能分担にも配慮しながら整備計画の見直しを進めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 市民一人当たりの公園面積 | 5.91㎡ | 7㎡ | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】うるおいのある公園・緑地の整備への取組成果を表す指標です。継続的な公園の整備の推進により、市民一人当たり7㎡を目標とします。 | | | | | | |
| 公園の里親制度認証団体数 | — | 10団体 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】市民参加型の公園管理の実現状況を表す指標です。市民から募集した里親の数を平成24年度までに10団体とすることを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|----------------------------|
| 河川・橋梁の整備 | ・乙戸川、境川、新川などの整備の促進要望 |
| 公園・緑地の整備 | ・亀城公園整備事業 ・赤池公園整備事業 |
| 運動公園の整備 | ・常名運動公園整備事業 ・新治運動公園整備事業 |

施策を推進する主な所管部署

○農林水産課 ○道路課 ○公園街路課



霞ヶ浦総合公園



朝日峠展望公園

第4項

やさしく利便性の高い公共交通体系の構築

現状と課題

- 茨城県が策定した公共交通活性化指針を踏まえ、本市にふさわしい公共交通のあり方を検討するとともに、市民の多様な活動を支える移動手段として、土浦市総合交通体系調査の基本理念の実現に向けた具体的な取組を進める必要があります。
- 本市の公共交通機関は、J R常磐線、路線バス網、まちづくり活性化バス及びのりあいタクシーからなっています。J R常磐線は、東京方面、水戸方面を結ぶ幹線となっていますが、新型車両や特別快速車両の導入により利便性の向上が図られています。現在は、東京駅乗り入れが計画されており、早期実現を図るなど、輸送力の増強が課題となっています。
- J R常磐線3駅の1日当たりの平均乗車人員数は、平成18年度32,814人で、このうち土浦駅の乗車数は17,796人となっています。
- 路線バスについては、平成18年10月1日現在3社53系統が運行されており、近年は利用者数の減少傾向が見られます。
- 路線バスは、高齢化が進む中で、広く市民の足として利用促進を図るとともに、路線の維持・確保等、サービス向上を図っていく必要があります。
また、中心市街地の活性化のために運行されているまちづくり活性化バス¹やのりあいタクシー²の利用促進と運行の充実を促進する必要があります。
- つくばエクスプレスつくば駅との連絡強化をはじめとした広域的な公共交通ネットワークの構築が求められています。

¹まちづくり活性化バス 中心市街地の活性化とともに、バス利用不便地域の緩和、公共交通利用の促進を目的に、NPO法人まちづくり活性化土浦が運行している。

²のりあいタクシー 高齢者の外出支援・交通事故防止、バス停の利用が不便な人への配慮を目的としたデマンド型福祉交通事業に賛同した市内のタクシー会社からなる土浦地区タクシー協同組合が、市の補助を受け試験運行を開始した。利用対象は、原則的に市内在住の65歳以上。

■常磐線駅別1日当たり平均乗車人員の推移

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 土浦駅 | | 20,207 | 19,644 | 19,477 | 18,574 | 17,796 |
| 神立駅 | | 5,804 | 5,824 | 5,726 | 5,567 | 5,506 |
| 荒川沖駅 | | 11,383 | 11,084 | 11,008 | 10,198 | 9,512 |
| 合計 | | 37,394 | 36,552 | 36,211 | 34,339 | 32,814 |

資料：JR水戸支社(企画調整課調べ)

■路線バス利用者数(乗車人員)の推移

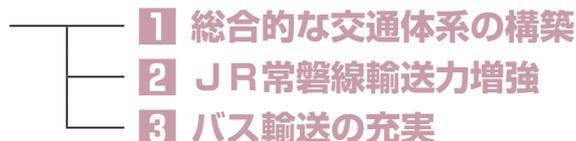
(単位：人)

| 年度 | 会社名 | JRバス関東 | 関東鉄道 | 関鉄観光バス | 合計 | 前年度比 |
|----|-----|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 14 | | 818,240 | 4,451,021 | 233,806 | 5,503,067 | — |
| 15 | | 694,635 | 4,008,645 | 205,287 | 4,908,567 | △ 594,500 |
| 16 | | 615,036 | 3,897,047 | 182,438 | 4,694,521 | △ 214,046 |
| 17 | | 561,370 | 3,874,984 | 199,205 | 4,635,559 | △ 58,962 |
| 18 | | 515,464 | 3,887,799 | 183,571 | 4,586,834 | △ 48,725 |

資料：各バス事業者(企画調整課調べ)

施策の体系

やさしく利便性の高い
公共交通体系の構築



施策の内容

1 総合的な交通体系の構築

高齢化の進展、環境問題や市街地の活性化に対応するとともに、人と環境にやさしい、活力ある交通体系の構築を図ります。

2 JR常磐線の輸送力増強

JR常磐線の東京駅乗り入れの早期実現など、輸送力の増強促進を図ります。

3 バス輸送の充実

路線バスは高齢化が進む中で、広く市民の足として、路線の維持及び本数を確保し、適切なサービスの充実を図ります。

また、中心市街地の活性化のために運行されているまちづくり活性化バスや高齢者を対象としたドア・トゥ・ドアの輸送サービス「のりあいタクシー」の利用促進を図ります。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|-------------|
| JR常磐線の輸送力増強 | ・東京駅乗り入れの要望 |

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○商工観光課 ○都市計画課

第5項

市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備

現状と課題

- 本市の通信基盤は、ケーブルテレビや光ファイバーなどにより整備が進められておりますが、さらに、市内全域を対象とした環境整備を進める必要があります。
- 情報化については、今後とも急速に進展することが考えられ、「いつでも、どこでも、

なんでも、だれでも」ネットワークにつながるユビキタスネット社会¹の実現に向けての対応が課題となっています。

- すべての市民が情報化の利便性を享受できるように、ブロードバンド²未整備地域の解消を図ることが重要となっています。

施策の体系

市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備

1 情報通信基盤の整備促進

2 情報ネットワークの整備推進

施策の内容

1 情報通信基盤の整備促進

地域間の情報通信格差を是正し、産業の振興と市民生活の利便性向上に資するという観点から、情報通信基盤を整備促進します。

また、県や各市町村間の公共施設を高速ネットワークで結ぶことにより、充実した市民サービスが提供できるよう整備促進を図ります。

2 情報ネットワークの整備推進

市民間の情報格差を解消し、市民が情報を主体的に利活用できる能力が高まるよう、学校教育や生涯学習の場における情報教育の充実や情報拠点の整備を推進します。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|---------------|
| 情報拠点の整備 | (仮) 情報センターの整備 |

施策を推進する主な所管部署

- 行革情報政策課

¹ユビキタスネット社会 ネットワークや機器を意識することなく「いつでも、どこでも、なんでも、だれでも」情報通信技術を利用できる社会のこと。

²ブロードバンド 高速なインターネット接続手段のこと。ADSL、CATV、FTTHなど、おおむね1Mbps以上の速度を持つ回線を指す。

第 2 節

市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり



第1項

災害に強い安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 南関東地域直下型地震の被害予想地域に含まれる本市では、土浦市地域防災計画に基づき、防災対策の積極的な推進に努めてきました。
- 市民の安心・安全に対する意識も高まっており、平成18年度現在、市内の173町内会のうち、約82%にあたる142町内で自主防災組織が結成されています。また、資機材については、約77%の134町内で整備されています。
- 災害に強いまちをつくるため、地域防災計画の推進と避難訓練等の実施が必要です。また、地震災害の被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化を推進する必要があります。
- 地域の安心・安全は地域で守るという考えから、自治会単位での防災組織の充実・強化が求められています。また、災害時における相互応援協定の締結や災害時要援護者の避難・誘導體制の整備を進める必要があります。
- 武力攻撃事態や大規模テロの際に市民の生命や身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、国民保護計画¹に基づき危機管理体制の強化と充実を図る必要があります。

■自主防災組織結成及び資機材整備の状況

(平成19年3月31日現在)

| 事 項 | | 数 | 率 (%) |
|-------|-----|-----|-------|
| 結 成 | 組織済 | 142 | 82.1 |
| | 未組織 | 31 | 17.9 |
| | 計 | 173 | 100.0 |
| 資 機 材 | 整備済 | 134 | 77.5 |
| | 未整備 | 39 | 22.5 |
| | 計 | 173 | 100.0 |

資料：総務課

施策の体系

災害に強い安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域防災計画の推進
- 2 自主防災組織の育成強化と活性化
- 3 災害時要援護者に対する支援
- 4 防災施設・設備の充実強化
- 5 防災体制の広域化とシステム化
- 6 国民保護計画の推進
- 7 橋梁震災対策の推進
- 8 既存建築物等の耐震化の推進

1 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づく組織及び体制の強化を図るためマニュアル化を推進するとともに、各施策を計画的に推進します。

また、防災訓練、各種研修会及び講演会等を通じ、防災知識の普及と意識の啓発に努めます。

2 自主防災組織の育成強化と活性化

未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施します。

また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。

3 災害時要援護者に対する支援

高齢者や障害者等の災害弱者が災害発生時に安全に避難できるよう、避難・誘導體制について検討し、整備を図ります。

4 防災施設・設備の充実強化

災害時に情報の迅速な対応を図るため、地域防災無線及び防災行政無線のデジタル化を推進します。

また、災害時の迅速な対応を図るため、食糧及び防災資機材等備蓄品の充実を図ります。

5 防災体制の広域化とシステム化

茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図ります。

また、災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図ります。

6 国民保護計画の推進

市民の生命と財産を守るため、国民保護計画に基づいた施策を推進します。

7 橋梁震災対策の推進

災害時の緊急輸送路を確保するため、幹線市道に架かる橋梁の耐震補強及び改修工事を推進し、耐震性の向上を図ります。

8 既存建築物の耐震化の推進

地震に強いまちをつくるため、耐震改修促進計画に基づき耐震診断、耐震改修費の一部助成など、既存建築物の耐震化を推進します。

¹国民保護計画 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画のこと。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-----------|-----------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 自主防災組織の運営及び訓練補助金利用状況 | 35 組織 | 86 組織 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】自主的な防災組織の育成状況を表す指標です。全自主防災組織の50%の組織での活用を目標とします。 | | | | | | |
| 地域防災訓練・総合防災訓練への参加人数 | 1,500 人/回 | 1,800 人/回 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】自主的な防災活動の活性化への取組成果を表す指標です。「自らのまちは自らが守る」意識の醸成により、参加者の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 災害時における協定書の締結団体数 | 5 団体 | 20 団体 | 個別 | △ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】広域的な防災体制の構築状況を表す指標です。食糧・資機材などの相互提供について、県内市町村を除き、現在の協定5団体(葛飾区、郵便局外3)を20団体(葛飾区外4、郵便局外9、協力事業所5)に増加させることを目標とします。 | | | | | | |
| 避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁(34橋)の補強実施件数 | 8 橋 | 12 橋 | 個別 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】災害時の緊急輸送路の確保に向けた取組状況を表す指標です。新たに4橋の補強実施を目標とします。 | | | | | | |
| 耐震診断実施戸数 | 400 戸 | 700 戸 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】既存木造住宅の耐震化に対する意識醸成の状況を表す指標です。これまでの取組実績や他市町村の状況から、毎年50戸の実施を目標とします。 | | | | | | |
| 危険建築物の調査・把握・指導状況 | 0% | 100% | 法 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】既存の危険建築物に対する改善に向けた取組状況を表す指標です。すべての危険建築物に対し、指導することを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|-----------------|
| 自主防災組織の強化 | ・自主防災組織の育成強化 |
| 災害情報連絡体制の整備 | ・防災無線整備事業 |
| 避難誘導体制の整備 | ・障害者防災マニュアルの作成 |
| 震災対策の推進 | ・緊急輸送路の橋梁耐震補強事業 |
| 既存建築物の耐震化の推進 | ・既存建築物耐震化推進事業 |

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○管財課 ○道路課 ○建築指導課 ○学務課



総合防災訓練

第2項

地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり

現状と課題

- 本市の刑法犯認知件数は平成15年の4,914件をピークに減少傾向にあり、平成18年には3,214件となっています。
- 自治会と協力し防犯灯を設置することにより、夜道でも安心して歩けるまちづくりが求められています。
- 悲惨な事故、凶悪な事件が続発している現代社会において、地域の安心・安全は地域自らの手で守る必要があります、自治会単位の自主的な防犯組織の設立が課題です。

■刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

| 区分 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 凶悪犯 | 30 | 25 | 22 | 21 | 28 | 16 |
| 粗暴犯 | 171 | 190 | 182 | 123 | 143 | 146 |
| 窃盗犯 | 3,606 | 3,976 | 4,107 | 3,173 | 2,878 | 2,480 |
| 知能犯 | 118 | 57 | 111 | 131 | 163 | 105 |
| 風俗犯 | 19 | 24 | 26 | 22 | 40 | 10 |
| その他 | 379 | 441 | 466 | 489 | 552 | 457 |
| 合計 | 4,323 | 4,713 | 4,914 | 3,959 | 3,804 | 3,214 |

資料：茨城県警察本部

施策の体系

地域ぐるみで取り組む 防犯まちづくり

- 1 安心・安全な地域づくり
- 2 防犯意識の普及啓発
- 3 犯罪被害者の援助支援

施策の内容

1 安心・安全な地域づくり

夜間の犯罪、事故を防止するため、町内会における防犯灯等の設置を進めるとともに、町内会を単位とする防犯組織を結成し、地域ぐるみで防犯、地域安全運動に取り組めます。

また、青色回転灯を装備した公用車により市内のパトロールを強化するとともに、警察をはじめ、防犯関係団体との連携を強化するなど、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

2 防犯意識の普及啓発

情報紙やインターネットを使って犯罪情報の提供を行うとともに、各界各層を対象に防犯講座を開催し、防犯意識の高揚を図ります。

3 犯罪被害者の援助支援

(社)いばらき被害者支援センターを通じて、犯罪被害者に対する各種援助を支援します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------------|-------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 自主防犯組織の結成数 | 153 団体 | 165 団体 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 地域ぐるみでの防犯まちづくりへの取組状況を表す指標です。全行政区の 95%における結成を目標とします。 | | | | | | |
| 刑法犯認知件数 | 3,214 件 / 年 | 2,900 件 / 年 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 安心・安全な地域づくりへの取組成果を表す指標です。地域防犯パトロールなどの実践強化により、約 10%削減することを目標とします。 | | | | | | |
| 防犯体制の整備と防犯意識に対する市民満足度 | 26.9% | 31.9% | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 安心・安全な地域づくりへの取組成果を表す指標です。防犯体制の更なる充実等により、5%の満足度向上を目標とします。 | | | | | | |
| 防犯に関する講座（教室）の開催数 | 54 回 / 年 | 80 回 / 年 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 防犯意識の普及啓発に向けた取組状況を表す指標です。学校、町内会、高齢者クラブ等で開催されている交通安全教室においても防犯講座を実施し、年間 80 回の実施を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-------------|
| 防犯体制の充実 | ・ 自主防犯組織の結成 |
| 防犯意識の普及啓発 | ・ 防犯情報の提供 |

施策を推進する主な所管部署

- 生活安全課



安心・安全まちづくりパレード

第3項

市民の生命と財産を守る消防・救急の充実

現状と課題

- 本市の火災発生状況は、年々減少傾向にあり、平成18年の火災発生件数は40件です。なお、人口1万人当たりの火災発生件数では2.8件となり、県内では非常に低い数値となっています。
- 救急出場件数は、平成18年が6,739回であり、増加傾向にあります。
- 火災等の災害から市民の生命や財産を守るためには、消防車両及び消防無線の配備などによる常備消防の充実を図るとともに、消防団の充実・強化を図り連携して災害に備えることが必要です。

- 交通事故の多発、救急患者の増加により救急車の出動件数が増加しており、救命救急士の養成等高度な救急業務が求められています。一方で、いつ事故や災害に遭遇しても市民自ら対処できるよう応急手当の普及・啓発に努めることも必要です。

■火災の発生状況

| 年 | 区分 | 出火件数 | 建物火災件数 | 死傷者数(死者数) | 損害額(千円) | 1件当たり損害額(千円) | 人口1万人当たり火災件数 | |
|----|----|------|--------|-----------|---------|--------------|--------------|-----|
| | | | | | | | 市 | 県 |
| 13 | | 81 | 48 | 9 (3) | 24,3210 | 3,002 | 5.6 | 6.5 |
| 14 | | 61 | 40 | 7 (1) | 173,994 | 2,852 | 4.2 | 6.9 |
| 15 | | 58 | 36 | 7 (1) | 128,966 | 2,223 | 4.0 | 5.5 |
| 16 | | 50 | 35 | 4 (3) | 141,835 | 2,836 | 3.5 | 5.5 |
| 17 | | 50 | 32 | 10 (3) | 139,329 | 2,786 | 3.5 | 6.1 |
| 18 | | 40 | 23 | 8 (2) | 54,227 | 1,355 | 2.8 | 5.1 |

資料：消防本部

■消防力の現状

(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 常備消防 | | | | | | | 消防団 | | |
|--------|------|--------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 署所 | ポンプ自動車 | はしご車 | 化学車 | 救助工作車 | 救急車 | 職員 | 分団 | 動力ポンプ | 団員 |
| 基準 | 6 | 10 | 2 | 1 | 1 | 6 | 285 | — | 39 | 1,390 |
| 現有 | 6 | 10 | 2 | 1 | 1 | 6 | 176 | 39 | 39 | 563 |
| 充足率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 63 | — | 100 | 41 |

資料：消防本部

■救急出動件数の推移

| 年 区分 | 13 | | 14 | | 15 | | 16 | | 17 | | 18 | | 増加率(%) 平成13年 基準 |
|----------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-----------------------|
| | 件数 | 構成比 (%) | |
| 火災 | 53 | 1.0 | 38 | 0.7 | 39 | 0.7 | 34 | 0.6 | 39 | 0.6 | 35 | 0.5 | △ 34.0 |
| 水難 | 1 | 0.0 | 2 | 0.0 | 13 | 0.2 | 2 | 0.0 | 3 | 0.0 | 9 | 0.1 | 800.0 |
| 交通 | 1,052 | 20.4 | 1,052 | 19.9 | 1,047 | 18.2 | 1,041 | 17.6 | 1,049 | 16.1 | 1,011 | 15.0 | △ 3.9 |
| 労働 災害 | 39 | 0.8 | 46 | 0.9 | 43 | 0.7 | 50 | 0.8 | 48 | 0.7 | 48 | 0.7 | 23.1 |
| 運動 競技 | 25 | 0.5 | 27 | 0.5 | 38 | 0.7 | 31 | 0.5 | 35 | 0.5 | 35 | 0.5 | 40.0 |
| 一般 負傷 | 569 | 11.0 | 569 | 10.8 | 644 | 11.2 | 636 | 10.8 | 792 | 12.2 | 897 | 13.3 | 57.6 |
| 加害 | 60 | 1.2 | 96 | 1.8 | 100 | 1.7 | 76 | 1.3 | 78 | 1.2 | 75 | 1.1 | 25.0 |
| 自損 行為 | 98 | 1.9 | 73 | 1.4 | 97 | 1.7 | 113 | 1.9 | 99 | 1.5 | 120 | 1.8 | 22.4 |
| 急病 | 2,840 | 55.1 | 2,988 | 56.6 | 3,262 | 56.8 | 3,432 | 58.0 | 3,817 | 58.7 | 3,932 | 58.3 | 38.5 |
| その他 | 417 | 8.1 | 388 | 7.3 | 463 | 8.1 | 500 | 8.5 | 546 | 8.4 | 577 | 8.6 | 38.4 |
| 合計 | 5,154 | 100.0 | 5,279 | 100.0 | 5,746 | 100.0 | 5,916 | 100.0 | 6,506 | 100.0 | 6,739 | 100.0 | 30.8 |

資料：消防本部

■自動体外式除細動器(AED)設置状況

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------|---------|-----------|----------|
| 設置台数(累計台数) | 9台(9台) | 25台(34台) | 25台(59台) |
| 主な設置場所 | 土浦市役所 他 | 公民館・中学校 他 | 小学校 他 |

※19年度は10月1日現在

資料：消防本部

施策の体系

市民の生命と財産を守る 消防・救急の充実

- 1 消防力の充実
- 2 救急業務の充実
- 3 デジタル消防救急無線の整備
- 4 予防行政の強化
- 5 防火意識の高揚

施策の内容

1 消防力の充実

計画的な消防車両の更新、配備や水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、消防庁舎の建設に向けた検討を行うなど、消防力の充実を図ります。

また、消防団の施設、装備を充実し、大規模災害時等において重要な役割を担う消防団活動の活性化を図ります。

2 救急業務の充実

高度な救急措置を行える救急救命士が高規格救急車に常時乗車する体制の強化を図ります。

また、市民に対して救急講習会を開催し、救急現場での市民による新たな応急手当の手法の普及を図るとともに、自動体外式除細動器(AED)の配備を推進します。

3 デジタル消防救急無線の整備

県内全域を対象とした広域化、共同化に対応できる消防指令システムの整備を図ります。

4 予防行政の強化

公共公益施設等に対する査察を強化し、消防用設備などの設置と機能の維持、消防訓練の実施、防火管理者に対する指導を行います。

5 防火意識の高揚

市民に対する消火訓練を実施するなど、防火意識の高揚に努めます。

また、住宅火災による死者の発生を防止するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 救急・消防体制に関する市民満足度 | 42.6% | 現状維持 | 個別 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】救急・消防体制の充実への取組成果を表す指標です。市民の期待が高まる中、更なる救急・消防体制の充実により、現状の高い水準を維持することを目標とします。 | | | | | | |
| 救急車の到達時間 | 5.7分 | 現状維持 | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】救急業務の充実への取組成果を表す指標です。合併による市街地の拡大や高齢化による出動件数の増加により、現場到達時間に影響を与える可能性もある中で、現状維持を目標とします。 | | | | | | |
| 救急救命士数 | 18名 | 24名 | 法 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】救急業務の充実への取組成果を表す指標です。高規格救急車6台に救急救命士が常時1名乗車できる体制を確立するため、24名の配置を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|--|
| 消防車両等の整備 | ・消防ポンプ車更新 ・消防資機材の整備 ・消防水利施設（消火栓等）の整備 |
| 救急業務の整備 | ・AEDの配備 ・救急車両の更新 |
| デジタル消防救急無線の整備 | ・デジタル消防救急無線の整備 |

施策を推進する主な所管部署

○消防本部



消防出初式

第4項

市民が安全に生活できる交通環境の整備

現状と課題

- 本市における車両登録台数及び交通量は、ここ数年ほぼ横ばい状態にあります。交通事故発生件数はやや減少傾向にあるものの、年間1,500件以上の交通事故が発生しており、交通安全対策の一層の推進が求められています。
- 自動車利用は日常不可欠なものであり、安全で円滑、快適な交通社会を実現するため

には、歩行者や特に自転車利用者が安心して通行でき、かつ、自動車が円滑に走行できる道路交通環境を整備する必要があります。

- 市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、広報啓発活動を一層充実させる必要があります。

■車両登録台数の推移

(各年3月31日現在、単位：台)

| 区分 | | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|------|------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 四輪車 | 登録車 | | 84,969 | 85,621 | 85,155 | 85,796 | 86,149 | 84,957 |
| | 軽四輪 | | 21,562 | 22,453 | 23,904 | 24,993 | 24,667 | 26,330 |
| 二輪車 | 自動二輪 | | 3,869 | 3,935 | 3,958 | 4,054 | 4,058 | 4,238 |
| | 原付 | | 7,779 | 7,458 | 7,383 | 7,301 | 7,243 | 7,095 |
| 小型特殊 | | | 1,227 | 1,178 | 1,141 | 1,084 | 1,094 | 1,048 |
| 合計 | | | 119,406 | 120,645 | 121,541 | 123,228 | 123,211 | 123,668 |

資料：生活安全課

■交通量の推移(12時間交通量)

(単位：台)

| 年 | 場所 | 真鍋交差点 | 川口一丁目交差点 | 千束町交差点 | 小松坂下交差点 | 中村バイパス交差点 | 中貫バイパス交差点 | 中貫交差点 | 有明町東口交差点 | 学園東大通り交差点 |
|----|----|--------|----------|--------|---------|-----------|-----------|--------|----------|-----------|
| 13 | | 26,536 | 21,377 | 27,299 | 23,966 | 22,028 | 24,933 | 31,060 | 8,936 | 41,989 |
| 14 | | 28,190 | 21,218 | 27,744 | 24,353 | 21,984 | 28,756 | 28,839 | 8,881 | 38,585 |
| 15 | | 27,605 | 22,485 | 29,492 | 28,069 | 20,044 | 28,178 | 30,593 | 8,787 | 40,899 |
| 16 | | 27,659 | 22,590 | 28,681 | 24,058 | 19,185 | 30,326 | 29,216 | 7,944 | 40,279 |
| 17 | | 27,560 | 22,827 | 27,527 | | 21,571 | 30,104 | 33,217 | | 41,454 |
| 18 | | 25,484 | 23,005 | 27,688 | | 21,356 | 29,912 | 32,887 | | 40,628 |

資料：生活安全課

■交通事故発生件数の推移

(単位：件)

| 区分 | | 年 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発生件数 | | | 1,808 | 1,673 | 1,598 | 1,648 | 1,596 | 1,551 |
| 死傷者 | 死者数 | | 12 | 18 | 15 | 15 | 6 | 4 |
| | 負傷者数 | | 2,247 | 2,096 | 2,037 | 2,104 | 2,079 | 2,029 |
| | 合計 | | 2,259 | 2,114 | 2,052 | 2,119 | 2,085 | 2,033 |

資料：生活安全課

| 区分 | | 年度 | | | | | |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 加入者数 | | 17,116 | 17,177 | 15,446 | 14,833 | 14,537 | 13,482 |
| 内訳 | 一般 | 9,439 | 9,126 | 9,189 | 8,769 | 8,396 | 7,404 |
| | 中学生以下 | 7,677 | 8,051 | 6,257 | 6,064 | 6,141 | 6,078 |

資料：生活安全課

施策の体系

市民が安全に生活できる
交通環境の整備

- 1 交通安全施設の整備充実
- 2 交通安全意識の啓発
- 3 放置自転車対策の推進
- 4 道路環境の形成
- 5 交通事故被害者対策

施策の内容

1 交通安全施設の整備充実

安全で快適な道路交通環境を確保するため、カーブミラーやガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。

また、信号機の設置などを関係機関に要望します。

2 交通安全意識の啓発

警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報紙等による広報活動などを徹底することにより、交通安全意識の高揚に努めます。特に幼児、児童、生徒、高齢者等に対して、交通安全教育を推進します。

3 放置自転車対策の推進

土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置禁止区域について、定期的な撤去を実施するとともに、特に駅前等の放置自転車が多い地区に指導員を配置するなど、対策の強化を図ります。

4 道路環境の形成

関係機関と調整を図りながら、歩道の設置、交差点の改良、踏切道の拡幅など安心できる歩行空間の確保に努めます

5 交通事故被害者対策

万が一の事故に備えて、県民交通災害共済への加入促進に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|-----------------------|----------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 交通事故発生件数 | 1,613件/年 (過去5年間平均) | 1,600件/年 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】安全に生活できる交通環境の整備成果を表す指標です。過去5年間の交通事故発生件数の平均値を下回ることを目標とします。 | | | | | | |
| 交通安全教室の開催数 | 70回/年 | 90回/年 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】交通安全意識の啓発に向けた取組状況を表す指標です。現在、各学校や町内会において開催されている交通安全教室の充実により、3割程度の開催増を目標とします。 | | | | | | |
| 県民交通災害共済加入率 | 10% | 現状維持 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】交通事故の被害者対策への取組状況を表す指標です。現状、加入者が減少傾向にある中で、現状維持を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|---------------------|
| 交通安全施設の整備 | ・カーブミラーなどの交通安全施設の整備 |
| 放置自転車対策の推進 | ・駐輪場の適正管理 |

施策を推進する主な所管部署

○生活安全課 ○道路課



交通安全教室

第5項

浸水被害に強いまちづくり

現状と課題

○現在本市では、8カ所の下水道雨水ポンプ場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪雨に対応しています。

○近年、国内では異常気象ともいえるような集中豪雨の発生がみられ、当地域においても記録的な集中豪雨が発生していることから、市民が安心して暮らせるよう、計画的な雨水排除対策が重要です。

■下水道ポンプ施設の状況

(平成19年4月1日現在)

| 名称 | 種別 | 計画 | | 整備済 | | 稼動年 |
|---------|----|---------|-------------------------|---------|-------------------------|------|
| | | ポンプ数(台) | 能力(m ³ /min) | ポンプ数(台) | 能力(m ³ /min) | |
| 亀城ポンプ場 | 合流 | 5 | 326 | 5 | 326 | 昭和41 |
| 桜川ポンプ場 | 合流 | 4 | 208.8 | 4 | 208.8 | 昭和45 |
| 塚田ポンプ場 | 雨水 | 4 | 680 | 4 | 680 | 昭和54 |
| 川口ポンプ場 | 雨水 | 4 | 148 | 4 | 148 | 昭和59 |
| 港ポンプ場 | 雨水 | 4 | 282 | 4 | 282 | 昭和63 |
| 川口川ポンプ場 | 雨水 | 2 | 36 | 2 | 36 | 平成5 |
| 木田余ポンプ場 | 雨水 | 4 | 1,206 | 2 | 306 | 平成11 |
| 新川ポンプ場 | 雨水 | 5 | 1,170 | 3 | 538.8 | 平成14 |

資料：下水道課

施策の体系

浸水被害に強いまちづくり

- 1 都市下水路の整備
- 2 総合的な雨水排除対策の推進
- 3 既設下水道(雨水排除用)ポンプ場の整備
- 4 公共下水道(雨水)整備事業

施策の内容

1 都市下水路の整備

市街化の進展に伴い雨水排除が速やかに行われるよう、都市下水路の整備を推進します。

2 総合的な雨水排除対策の推進

集中豪雨に対応するため、都市下水路等の整備を行うとともに、貯水・遊水機能を高めるためのまちづくりを推進します。

3 既設下水道(雨水排除用)ポンプ場の整備

施設・設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場の改築及び設備の更新を行い、雨水排除の健全化を図ります。

4 公共下水道(雨水)整備事業

浸水地域解消のため、計画的に雨水管渠の整備を進めます。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|-----------------------------------|
| 都市下水路の整備 | ・都市下水路の整備 ・小規模排水路の整備 |
| 既設下水道ポンプ場の整備 | ・雨水ポンプ場の改築整備 ・公共下水道雨水ポンプ場の適正管理 |
| 公共下水道雨水排水路の整備 | ・公共下水道木田余排水区整備事業 |

施策を推進する主な所管部署

○下水道課



木田余ポンプ場

第6項

消費生活の安定

現状と課題

○消費者を取り巻く環境は、規制緩和の進展、IT化¹、グローバル化²などを反映し、様々な商品やサービスが幅広く流通しており、消費生活をめぐる問題もますます多様化・複雑化しているため、消費者の自立支援や被害の未然防止、相談体制の充実を図る必要があります。

○平成18年度における消費生活相談の件数は1,931件で、架空請求・不当請求に関する相談が特に多く寄せられています。

○複雑化した消費生活問題について、自主的に取り組む消費者団体の役割が重要であることから、その育成・支援の必要があります。

■消費生活相談件数の推移

(単位：件)

| 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,286 | 2,239 | 3,571 | 1,892 | 1,931 |

資料：消費生活センター

■商品別相談件数

(単位：件)

| 順位 | 16年度 | | 17年度 | | 18年度 | |
|----|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-----|
| 1 | 架空請求・不当請求 | 2,536 | 架空請求・不当請求 | 781 | 架空請求・不当請求 | 896 |
| 2 | 住宅関連 | 161 | フリーローン・サラ金・ヤミ金 | 204 | フリーローン・サラ金・ヤミ金 | 229 |
| 3 | フリーローン・サラ金・ヤミ金 | 147 | 住宅関連 | 159 | 住宅関連 | 114 |
| 4 | 書籍・印刷物 | 46 | 電話回線 | 38 | 電報・電話 | 30 |
| 5 | 教室・講座 | 42 | 書籍・印刷物 | 36 | 保険 | 27 |
| 6 | 学習教材 | 33 | 自動車 | 32 | 自動車 | 24 |
| 7 | 自動車 | 18 | 学習教材 | 28 | 教室・講座 | 19 |
| 8 | 内職・副業 | 15 | 健康食品 | 25 | 海外宝くじ | 17 |
| 9 | 健康食品 | 15 | 教室・講座 | 22 | 複合サービス会員 | 16 |
| 10 | 化粧品 | 14 | クリーニング | 19 | 健康食品 | 14 |

資料：消費生活センター

施策の体系

消費生活の安定

- 1 消費者教育と啓発の充実
- 2 相談業務の充実
- 3 消費者団体への育成・支援
- 4 消費生活モニターの強化

¹IT化 社会の構造が、IT(情報技術)を軸とした産業・経済・文化に移行しつつある状況のこと。

²グローバル化 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

施策の内容

1 消費者教育と啓発の充実

高度情報化社会の中で、情報収集及び的確かつ迅速な対応が求められていることから、消費生活展の開催など更なる消費者情報の充実を図るとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、的確かつ迅速な対応を図ります。

2 相談業務の充実

消費者取引に係るトラブルの増加、悪質業者の巧妙化に伴う相談の増加などに対応するため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談員の知識や技法のレベルアップに努め、相談業務の充実を図ります。

3 消費者団体への育成・支援

消費者団体を育成・支援し、消費者の自主的活動を促進します。

4 消費生活モニターの強化

安心して安全な消費生活のために、消費者問題に関する行政とのパイプ役や地域の消費者のリーダー役として、消費生活モニターを強化します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|----------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 消費生活講座等参加者数 | 1,464人/年 | 現状値以上 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】自立した賢い消費者の育成状況を表す指標です。市民の積極的な参加により、賢い消費者・自立する消費者が現状より増えることを目標とします。 | | | | | | |
| 消費生活相談件数 | 1,931人/年 | 現状値以下 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】消費者トラブルの未然防止と、苦情相談等の適正かつ効率的な処理への取組成果を表す指標です。消費者トラブルの未然防止対策の推進等により、現在より相談件数が減少することを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-----------------|
| 消費者への啓発推進 | ・消費生活展の開催 |
| 相談業務の充実 | ・消費者トラブルなどの相談対応 |

施策を推進する主な所管部署

○生活安全課

第 3 節

産業の振興を図り、活力と にぎわいのあるまちづくり



第1項

県南地域の拠点として中心市街地の整備

現状と課題

- 社会経済の変化やモータリゼーション¹の進展、少子高齢化など都市をめぐる状況は急速に変化しています。このような状況の中、本市の中心である土浦駅周辺地区については、県南地区の中核都市としての拠点性の維持・向上とまちの魅力づくりが求められています。
- まちづくり三法の改正により、郊外型大規模集客施設の立地が制限される中、中心市街地への都市機能の集積による効率的な都市づくりが求められています。
- 中心市街地は、大型店跡やホテル跡に民間開発の動きが出てきていますが、まだまだ低・未利用地が多く、居住人口も減少傾向にあり、その活性化が求められています。駅前東口周辺では、民間によるマンションやホテルの建設整備が進んでいます。
- 土浦駅前北地区は、図書館をメインとした公益施設及び住宅を核とした「土浦駅前北地区 第一種市街地再開発事業」に着手し、平成22年度の事業完成を目指しています。
- 大和町北地区は、平成13年度に土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生基本計画を策定、平成14年9月には土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生計画(約9ha)について国土交通大臣の承認を受けました。
- 土浦駅東口地区は、平成16年1月土浦駅東口周辺地区市街地総合再生計画(約16ha)について国土交通大臣の承認を受け、平成16年3月には、土浦駅東口周辺第1地区市街地再開発事業基本計画を策定しました。
- 中心市街地の活性化を目的として運行するまちづくり活性化バス「キララちゃん」は、土浦市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民・事業者・行政が連携し平成17年3月から試験運行を行い、市民の好評を得て平成19年4月から本格運行しています。

■活性化バスの利用状況

(単位：人)

| 年度 | 項目 | 年間利用者数 | 1日当たり利用者数 | 1便当たり利用者数 |
|----|----|---------|-----------|-----------|
| 17 | | 111,474 | 305.4 | 7.6 |
| 18 | | 125,921 | 345.0 | 8.6 |

資料：商工観光課

¹モータリゼーション 自動車の急激な社会における普及のこと。

県南地域の拠点として
中心市街地の整備

- 1 土浦駅北地区の整備
- 2 大和町北地区の整備
- 3 まちなか居住の促進
- 4 土浦駅東口地区の整備
- 5 中心市街地活性化施策の推進
- 6 まちづくり活性化バス運行事業の促進

施策の内容

1 土浦駅前北地区の整備

土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業(図書館・美術品展示室・情報センター・出張所の公益施設及び住宅を核とした再開発事業)を推進し、事業の完成を目指します。

また、再開発事業に併せた駅前東崎線の拡幅整備及び土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業による、既存ペDESTリアンデッキ¹との連絡により、歩行者の安全性、利便性の向上を図ります。

2 大和町北地区の整備

土浦駅前北地区の進捗状況を見極めながら、有効な土地利用を図るため、土地利用構想、事業化の検討、さらには事業支援等民間活力の導入を図ります。

3 まちなか居住の促進

中心市街地の低・未利用地については、土地・建物の共同化などの民間による再開発事業や優良建築物整備事業等を誘導・支援することで、土地の有効利用とまちなか居住を促進します。

4 土浦駅東口地区の整備

土浦駅東口地区については、土浦東口周辺地区市街地総合再生計画に基づき、民間開発の誘導、支援を行うとともに都市機能再生を図ります。

また、霞ヶ浦と中心市街地との回遊性に配慮しつつ、市民や来街者が集い、水辺に親しむことのできる憩いや余暇空間としての土地利用を誘導します。

5 中心市街地活性化施策の推進

商業者、関係団体、関係機関が協働し、連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づき、魅力ある商店・商店街づくり事業、空き店舗対策・創業支援事業、まちづくり機関への支援事業などを推進します。

6 まちづくり活性化バス運行事業の促進

まちづくり活性化バスの運行や利用促進等の支援を行います。

¹ペDESTリアンデッキ 高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路(または広場)のこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|------------|--------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 中心市街地の居住人口 | 6,237人 | 6,860人 | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |

【考え方】中心市街地の整備成果を表す指標です。現在のまちなか居住人口の1割増加を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|---|
| 土浦駅北地区の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅北地区第一種市街地再開発事業 ・土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 ・駅前東崎線整備事業 |
| 大和町北地区の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅西口周辺地区市街地総合再生事業（大和町北地区） |
| 中心市街地の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画に基づく施策の実施 |

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課 ○都市計画課 ○土浦駅北開発事務所



土浦駅北地区第一種市街地再開発事業(完成予想図)

第2項

地域の特性を生かした市街地の整備

現状と課題

- 本市の市街化区域は、土地区画整理事業や工業団地の整備などにより秩序ある良好な市街地の形成を推進してきました。
しかし、これらの区域内では、住宅、産業の定着があまり進んでいない地区も見られ、市街地の活力向上のためには定着促進の施策が必要です。
- 市街化区域内の集団的な低・未利用地については、計画的な市街化が図られるよう適正な土地利用の誘導が必要です。
- 南の拠点である荒川沖駅周辺地区は、平成7年度に市街地総合再生計画を策定し、都市基盤の整備を推進しています。
また、北の拠点である神立駅周辺地区は、平成13年度に神立駅地区街区整備計画を策定し、土地区画整理事業等によるまちづくりを推進しています。
- 常磐自動車道インターチェンジ周辺地区は、地域の特性を生かした民間開発が期待されます。
- 穴塚大池周辺地区の一部は、自然環境に配慮しながら、筑波研究学園都市に隣接する地理的条件や交通条件を生かした機能を配置することが課題です。

■土地区画整理事業の地区別概要(施行済)

(平成19年4月1日現在)

| 地区名 | 施行者 | 施行面積 (h a) | 施行年度 |
|---------|-----|--------------------|-----------|
| 1 神立第1 | 県知事 | 168.0 (内土浦市 127.2) | 昭和39～昭和44 |
| 2 神立第2 | 県知事 | 29.6 | 昭和42～昭和45 |
| 3 乙戸 | 組合 | 58.0 | 昭和45～昭和53 |
| 4 神林 | 組合 | 27.2 | 昭和48～昭和57 |
| 5 虫掛 | 組合 | 33.1 | 昭和49～昭和56 |
| 6 木田余 | 組合 | 70.8 | 昭和59～ |
| 7 桜ヶ丘 | 組合 | 4.1 | 昭和59～昭和63 |
| 8 中村西根 | 土浦市 | 38.7 | 昭和60～平成2 |
| 9 田村・沖宿 | 組合 | 99.6 | 平成元～平成11 |
| 10 瀧田 | 組合 | 20.7 | 平成7～平成11 |

資料：都市計画課

■市街地再開発事業の地区別概要

(平成19年4月1日現在)

| 事業名 | 施行者 | 施行面積 (h a) | 施行年度 |
|------------------------|-----|------------|-----------|
| 1 土浦駅前地区市街地再開発事業 | 組合 | 2.1 | 昭和63～平成10 |
| 2 荒川沖駅西口第1-A地区市街地再開発事業 | 組合 | 0.36 | 平成9～平成17 |
| 3 土浦駅前北地区市街地再開発事業 | 土浦市 | 1.0 | 平成18～平成21 |

資料：都市計画課

地域の特性を生かした
市街地の整備

- 1 荒川沖駅周辺地区の整備
- 2 神立駅周辺地区の整備
- 3 インターチェンジ周辺地区の整備
- 4 穴塚大池周辺地区の整備

施策の内容

1 荒川沖駅周辺地区の整備

西口については、第1-A地区市街地再開発事業に続く事業化の検討を行うとともに、東口についても、街区整備構想等の策定を行い、整備促進を図ります。

2 神立駅周辺地区の整備

かすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業による駅前広場・道路等の都市基盤の整備及び橋上駅・東西自由通路の整備を図ります。

3 インターチェンジ周辺地区の整備

常磐自動車道土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺地区については、立地条件を生かして、民間開発等の誘導により、流通・業務等の土地利用を図ります。

4 穴塚大池周辺地区の整備

上高津貝塚ふるさと歴史の広場との連携に配慮しつつ、中心市街地と筑波研究学園地区との中間に位置する地理的優位性、土浦駅学園線に近接するなどの交通条件を生かして、道路等都市基盤の整備と市街地の整備を図ります。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|--|
| 神立駅周辺地区の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・神立駅西口地区土地区画整理事業 ・神立駅橋上駅舎・自由通路整備事業 ・神立停車場線整備事業 |

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○公園街路課



荒川沖駅

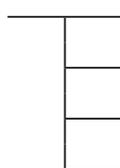
第3項 景観の向上

現状と課題

- 霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然景観と土浦城址周辺の歴史的景観は本市固有の財産です。まちの魅力を高めるためには、このような自然景観と歴史景観の保全と再生に努めるとともに、まちづくりに生かすことが必要です。
- 景観法の全面施行により、地方公共団体による景観行政の推進が期待されています。
- 地域住民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、連続性のある町並み景観の形成のために建物等の修景に対する支援を行うなど、景観形成に向けた取組が課題となっています。
- 商店街ににぎわいを取り戻すための取組の一環として景観づくりが求められています。
- 不適正な屋外広告物は、まちの景観を損なうものであり、それぞれの街区・地区に調和した屋外広告物が掲出されるよう適切な規制誘導が求められています。

施策の体系

景観の向上

- 
- 1 景観計画の策定及び推進
 - 2 歴史的景観の整備
 - 3 市民参加による都市景観づくり
 - 4 違反屋外広告物の撤去

施策の内容

1 景観計画の策定及び推進

景観法に基づく景観計画を策定し、都市景観や自然・歴史景観形成の推進を図ります。

2 歴史的景観の整備

旧水戸街道沿いの歴史的景観資源等を活用するため、町並み景観の保全と再生を図るとともに歴史の小径整備や電線地中化工事などを進め、景観整備による地域の活性化を図ります。

3 市民参加による都市景観づくり

都市景観の向上のためには、市民の協力が不可欠であり、ワークショップ¹等の開催を通じて市民と行政が一体となった景観づくりを進めます。

4 違反屋外広告物の撤去

屋外広告物の掲出については、景観に配慮するよう適正な規制誘導を行うとともに、街なかや幹線道路沿いのはり紙等の違反屋外広告物については、民間ボランティアとの連携により撤去するなど迅速に対応します。

¹ワークショップ 問題解決や合意形成、トレーニングの手法のこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 景観行政への満足度 | 11.9% | 16.9% | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】都市景観の保全への取組成果を表す指標です。各種事業の推進により、5%の満足度の引き上げを目標とします。 | | | | | | |
| 違反屋外広告物ボランティアの加入団体数 | 15 団体 | 20 団体 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】都市景観の保全に対する地域ぐるみでの取組状況を表す指標です。まちの美観に対する市民の意識の高揚を図ることにより、約 30%の増加を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------|------------|
| 景観形成の推進 | ・都市景観整備事業 |
| 歴史的景観の整備 | ・歴史の小径整備事業 |

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○公園街路課



歴史の小径



桜川と筑波山

第4項

安全な食料を供給する農林水産業の振興

現状と課題

- 食の安全や農業者の高齢化、農産物の価格低迷などにより、我が国の食料、農業、農村を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 本市の農業は、地域の特性を生かし、水稲、れんこん、果樹、野菜を主体としてきましたが、農家数1,773戸、経営耕地面積3,561haに減少する中、農業産出額は100億円弱の横ばい傾向にあります。
- 農業の担い手不足が懸念される中、農業の持続的な発展のため、企業的経営感覚を備えた経営体や営農集団が農業生産の中核を担う仕組みの確立が求められています。
- 首都圏に位置する有利な立地条件を生かし、野菜・果樹などとのバランスをとりながら、収益性の高い農業生産構造を築く必要があります。
- 農業・農村の健全な発展のため、農業の中核を担う経営体の育成や高生産性農業を支える農業基盤の整備、農村の生活環境の整備を進めることが課題となっています。
- 農地及び農業用水等の保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきている一方で、環境保全を重視する国民全体の価値観の変化に対応するため、農業生産基盤の整備においては生態系に配慮し、環境保全を重視した方策が求められています。
- 消費者の農産物の安心・安全に対する関心が高まっており、地産地消や食育の取組を一層推進する必要があります。
- 霞ヶ浦を活用した水産業や筑波山麓を活用した林業については、地域性を生かした生産の向上と適正な資源の維持・管理が求められています。

■農家数・経営耕地面積・農業産出額の推移

| 区分 | | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|------------|---------|---|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | |
| 農家数(戸) | 専業農家 | | 393 | 393 | 422 | 422 |
| | 第1種兼業農家 | | 398 | 398 | 380 | 380 |
| | 第2種兼業農家 | | 1,502 | 1,502 | 971 | 971 |
| | 総数 | | 2,293 | 2,293 | 1,773 | 1,773 |
| 経営耕地面積(ha) | 田 | | 2,058 | 2,025 | 2,010 | 2,000 |
| | 畑 | | 1,270 | 1,251 | 1,227 | 1,225 |
| | 樹園地 | | 342 | 330 | 324 | 322 |
| | 総数 | | 3,670 | 3,606 | 3,561 | 3,547 |
| | 1戸あたり面積 | | 1.60 | 1.57 | 2.01 | 2.00 |
| 農業産出額(千円) | | | 878 | 889 | 968 | 956 |

資料：茨城農林水産統計年報

■作物別作付面積・収穫量の推移

| 区分 | | 年 | | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-------|----------|----------|---------|-------|-------|-------|----|
| | | 面積 (ha) | 収穫量 (t) | | | | |
| 野菜・果実 | れんこん | 面積 (ha) | 496 | 496 | 496 | 495 | |
| | | 収穫量 (t) | 9,660 | 8,430 | 9,670 | 9,400 | |
| | 梨 | 面積 (ha) | 87 | 83 | 82 | 82 | |
| | | 収穫量 (t) | 1,937 | 1,761 | 1,928 | 2,016 | |
| | ねぎ | 面積 (ha) | 61 | 63 | 63 | 63 | |
| | | 収穫量 (t) | 1,265 | 1,448 | 1,323 | 1,388 | |
| 花き | グラジオラス | 面積 (ha) | 20.6 | 21.0 | 21.1 | — | |
| | | 出荷量 (千本) | 4,825 | 4,000 | 5,010 | — | |
| | アルストロメリア | 面積 (ha) | 4.6 | 4.7 | 4.8 | — | |
| | | 出荷量 (千本) | 4,000 | 4,000 | 4,000 | — | |
| | 柳類 | 面積 (ha) | 44.2 | 43.9 | 43.6 | — | |
| | | 出荷量 (千本) | 5,365 | 5,240 | 5,120 | — | |

資料：茨城農林水産統計年報、茨城の園芸

■公設地方卸売市場の取扱状況

| 年度 | 区分 | 青果 (t) | 魚類 (t) | 花き (千本) |
|----|----|--------|--------|---------|
| 13 | | 43,782 | 10,515 | 10,181 |
| 14 | | 40,942 | 10,635 | 11,867 |
| 15 | | 36,991 | 9,717 | 12,190 |
| 16 | | 35,582 | 8,952 | 12,395 |
| 17 | | 35,550 | 7,662 | 12,558 |
| 18 | | 29,804 | 6,477 | 12,359 |

資料：公設地方卸売市場

施策の体系

安全な食料を供給する 農林水産業の振興

- 1 優良農用地の保全と有効活用
- 2 生産基盤の整備
- 3 農業経営体の育成
- 4 特産物の生産振興
- 5 消費者ニーズに対応した生産流通体制の整備
- 6 都市と農村の交流
- 7 環境にやさしい農業の推進
- 8 畜産環境の整備
- 9 豊かな森林の育成
- 10 漁業資源の確保及び水産加工業の振興
- 11 農業公社の機能と役割
- 12 公設地方卸売市場の充実

1 優良農地の保全と有効利用

農地は国土の保全や美しい景観の提供など多面的な機能を有することから、優良農地の積極的な保全に努めるほか、農地の利用集積による担い手農家等の規模拡大を図るなど農地の有効活用を推進します。

2 生産基盤の整備

手野地区の圃場整備をはじめとした農業基盤整備や地域農業を支える農道や用排水路の整備を進め、認定農業者へ農地を集積しながら、生産性の向上を図ります。

3 農業経営体の育成

認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成を図るなど農業経営への支援を行うとともに、流通体制の整備、関係機関の連携強化等によって、時代の消費志向に適応した生産性の高い都市近郊型農業の振興を図ります。

4 特産物の生産振興

立地環境や生産環境などの恵まれた環境を生かして地域間競争に強い産地づくりを促進し、れんこん、花き、果樹、そばなどの特産物の生産振興を図るとともに、関係団体との連携による特産物の消費拡大や付加価値を付けた農産物加工品の開発、地域ブランド化¹を推進します。

5 消費者ニーズに対応した生産流通体制の整備

食の安心・安全志向の高まりや消費者から信頼される産地づくりに対応するため、生産履歴管理の徹底や農薬の適正使用を推進するとともに、消費者ニーズに対応した農産物の生産促進を図り、農産物の流通販売の充実に努めます。

また、学校給食への地元農産物の利用や生産者と消費者の交流事業を進め、地産地消の拡大に努めます。

6 都市と農村の交流

首都圏近郊の立地を生かして、市民農園・農業体験を通じた交流の場の整備充実を図るとともに、産業祭や産地直売所を通しての地元農産物のPR活動を行い、農村の活性化を推進します。

また、団塊世代の受け皿として、観光と連携したグリーンツーリズム²志向を取り入れた都市と農村の交流促進を図ります。

7 環境にやさしい農業の推進

たい肥等を有効活用した土づくりを促進し、減農薬・減化学肥料による環境保全型農業を推進するとともに、農業用廃ビニール等のリサイクルの普及啓発に努めます。

8 畜産環境の整備

家畜の適正なふん尿処理による堆肥化を促進し、耕種農家との連携による農地還元を図り、施設の近代化や防疫体制の充実強化に努めます。

¹地域ブランド 「地域発の商品・サービスのブランド化」と「地域イメージのブランド化」を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

²グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

9 豊かな森林の育成

水源涵養や森林浴などの機能を有する森林を保全するため、造林の促進など林業の振興を図ります。

また、平地林の保全を図るため、下草刈りや間伐など所有者による適切な森林管理の促進に努めます。

10 漁業資源の確保及び水産加工業の振興

在来の霞ヶ浦に生息するわかさぎ、えび、うなぎ等の増殖を図るための放流事業などにより資源の確保に努めるとともに、関係団体と一体となった外来魚の駆除事業を展開します。

また、優良水産加工品の奨励と消費拡大を進め、水産加工業の振興に努めます。

11 農業公社の機能と役割

地域農業の実情を踏まえた農業公社の見直しを進め、市・農業協同組合などとの機能や役割分担を整理し、今後の地域農業を推進する体制整備に努めます。

12 公設地方卸売市場の充実

農水産物流通の拠点である公設地方卸売市場のより一層の効率化に向けた検討を図り、時代に対応した流通拠点の形成を推進します。

また、市場まつり等の多様なイベントを通じて消費者との交流を図り、市場の活性化に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 認定農業者数 | 169人 | 200人 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】 高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。より高度な農業基盤を確立するため、2割程度の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 農業生産法人化数 | 3件 | 8件 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】 高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。生産組織や認定農業者などの中から、規模拡大や経営の効率化等を進め、現状の倍以上の法人数を目標とします。 | | | | | | |
| 銘柄産地指定品目数 | 2品目 | 5品目 | 個別 | ○ | ○ | ○ |
| 【考え方】 農産品のブランド化による販売力向上への取組状況を表す指標です。現在のれんこん、グラジオラスのほか新たに3品目を加え、合わせて5品目とすることを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|--|
| 農業基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営ほ場整備事業（手野地区） ・ 県営畑地帯総合整備事業（坂田地区） ・ 農道・かんがい排水事業 ・ 村づくり総合整備事業（新治地区） |
| 特産物の生産振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の推進 ・ 消費拡大事業 |
| グリーンツーリズムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の整備 ・ 都市と農村の交流事業 |

施策を推進する主な所管部署

○農林水産課 ○耕地課 ○公設地方卸売市場 ○農業公社

第5項

消費者ニーズに対応した商業の振興

現状と課題

- 本市の商業については、平成16年6月1日現在店舗数が2,061店、従業員数15,737人、年間販売額は5,530億円に達しておりますが、商店数、従業員数、販売額とも減少傾向にあります。
- モータリゼーション¹の進展、市街地周辺部への大型店の進出等により、中心市街地における定住人口の減少及び商業機能の衰退など空洞化が進んでおり、商店街の再開発事業や空き店舗対策による活性化の取組が急務です。
- 長引く不況の影響で、市内の中小企業者の経営は厳しい状況にあり、融資制度の情報提供と円滑な資金調達の支援を行う必要があります。
- 商業振興のため、商工団体との連携を更に強化していく必要があります。

■店舗数等の推移

(各年6月1日現在)

| 年 | 区分 | 卸売業 | | | 小売業 | | | |
|----|----|--------|---------|------------|--------|-----------------------|---------|------------|
| | | 店舗数(店) | 従業員数(人) | 年間販売額(万円) | 店舗数(店) | 売場面積(m ²) | 従業員数(人) | 年間販売額(万円) |
| 9 | | 580 | 5,838 | 48,170,655 | 1,711 | 212,040 | 10,767 | 24,570,290 |
| 11 | | 659 | 6,569 | 48,007,068 | 1,704 | 218,145 | 11,952 | 23,118,904 |
| 14 | | 567 | 5,206 | 35,703,939 | 1,560 | 202,730 | 11,523 | 19,329,077 |
| 16 | | 563 | 4,995 | 36,285,323 | 1,498 | 206,563 | 10,742 | 19,023,972 |

資料：商業統計調査

■買物の利用交通機関の状況

(単位：%)

| 区分 | 年 | | | | | 増減(15-9) |
|---------|---|------|------|------|------|----------|
| | | 6 | 9 | 12 | 15 | |
| 鉄道 | | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 200.0 |
| バス | | 1.8 | 1.2 | 0.8 | 1.0 | △44.4 |
| 自家用車 | | 76.3 | 82.5 | 84.9 | 90.5 | 18.6 |
| バイク・自転車 | | 17.5 | 13.6 | 11.6 | 6.7 | △61.7 |
| 徒歩 | | 3.6 | 1.9 | 2.4 | 1.4 | △61.1 |

資料：商工観光課

¹モータリゼーション 自動車の急激な社会における普及のこと。

消費者ニーズに対応した

- 1 商店街活性化の推進
- 2 経営の安定
- 3 起業促進
- 4 融資制度の充実
- 5 食のまちづくりの推進
- 6 まちづくり機関の充実
- 7 商業体験学習の推進

施策の内容

1 商店街活性化の推進

多様化する消費者ニーズに対応するため、商工会議所など関係機関との連携を図り、各商店街組織の機能強化やイベント・案内看板などの取組を促進するとともに、地域に密着したうまいおいのある商業空間の形成に努めながら、地域の特性や魅力を生かした個性ある商店街づくりを進めます。

中心市街地活性化については、アドバイザー派遣による総合的な商店街の賑い創出事業などを支援します。

2 経営の安定化

商工会議所を主体とした経営指導や講習会を充実させ、顧客の視点に立った商業・サービス業の確立を支援します。

また、商店街リーダーや後継者による実践的な研究活動や経営改善の指導など商店街を担う人材の育成強化に努めます。

3 起業促進

空き店舗を活用したSOHOつちうらやチャレンジショップ事業、起業家セミナーなどを推進し、新規起業者の支援と商店街への多様な業種・業態の導入を図ります。

4 融資制度の充実

経営の安定を図るための融資制度に関する情報提供と円滑な資金調達の支援を行います。

5 食のまちづくりの推進

市民や商業者・関係団体の連携によるオリジナルカレーや名物創作料理などを生かし、カレーフェスティバル等の開催を通して、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、本市の食の歴史や資源を生かした食のまちづくりを推進します。

6 まちづくり機関の充実

中心市街地活性化の取組を横断的・総合的に企画調整するまちづくり機関を支援します。

7 商業体験学習の推進

市・学校・商店会・商業関係団体が連携し、小中学生を対象にキッズマートの開催及び異世代間交流を通じて起業家精神、チャレンジ精神の醸成を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|----------|----------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 商店数 | 2,061 店 | 現状維持 | 個別 | ◎ | ◎ | ○ |
| 【考え方】 商業の振興への取組成果を表す指標です。周辺地域における商業施設の整備等による地域間競争の激化等を踏まえ、現状維持を目標とします。 | | | | | | |
| 年間販売額 | 5,530 億円 | 5,800 億円 | 個別 | ◎ | ◎ | ○ |
| 【考え方】 商業の振興への取組成果を表す指標です。茨城県の年間経済成長率（見込み；2%）の1/2にあたる1%を5年間見込んだ額（5%増）を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|--|
| 商店街活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり機関の管理・運営の支援 ・活性化バスの運行支援 ・ジャズフェスティバル開催の支援 |
| 起業促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・SOHOの運営 ・チャレンジショップ事業の支援 |
| 食のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・カレーフェスティバルの開催 ・名物料理等の創作 |

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



まちづくり活性化バス



カレーフェスティバル



SOHO つちうら

第6項

創造性と技術力のある工業の振興と企業誘致

現状と課題

- 本市には、3つの工業団地が立地し、県内でも有数の工業集積を誇るものの、景気低迷の影響から、近年に造成した工業団地への企業誘致の促進が課題となっています。
- 本市の工業の状況については、平成17年12月末現在、183事業所、従業員数12,575人、製造品出荷額は6,119億円となっており、近年増加傾向にあり、周辺都市を大きく上回っています。
- 本市の事業所の多くは、中小企業が占めており、既存産業の活性化及び新産業の創出を図るため、地元・地場企業と誘致企業間のネットワークづくりが必要です。
- 企業の経営判断において、立地構想から操業開始までが短期化傾向にあり、そのスピードと質的变化に対処できる体制づくりが課題となっています。
- 地域の活性化と持続的な地域経済の発展を促進するため、産学官の相互連携が求められています。
- 活力ある工業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に向けた取組に対して支援する必要があります。

■工業の推移

(各年12月31日現在)

| 年 | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 製造品出荷額等(百万円) | |
|----|------|-------------|---------|-------------|--------------|-------------|
| | 実数 | 指数(H13=100) | 実数 | 指数(H13=100) | 実数 | 指数(H13=100) |
| 13 | 213 | 100.0 | 11,585 | 100.0 | 518,051 | 100.0 |
| 14 | 195 | 91.5 | 10,917 | 94.2 | 489,125 | 94.4 |
| 15 | 196 | 92.0 | 10,622 | 91.7 | 522,654 | 100.9 |
| 16 | 180 | 84.5 | 11,911 | 102.8 | 606,315 | 117.0 |
| 17 | 183 | 85.9 | 12,575 | 108.5 | 611,919 | 118.1 |

資料：工業統計調査

■茨城県工業との比較

(各年12月31日現在)

| 年 | 1事業所当たり従業者数(人) | | 1事業所当たり製造品出荷額等(百万円) | | 1従業者当たり製造品出荷額等(百万円) | |
|----|----------------|------|---------------------|-------|---------------------|------|
| | 土浦市 | 茨城県 | 土浦市 | 茨城県 | 土浦市 | 茨城県 |
| 13 | 54.4 | 36.3 | 2,432 | 1,336 | 44.7 | 36.8 |
| 14 | 56.0 | 37.1 | 2,508 | 1,398 | 44.8 | 37.7 |
| 15 | 54.2 | 36.4 | 2,667 | 1,390 | 49.2 | 38.2 |
| 16 | 66.2 | 39.3 | 3,368 | 1,534 | 50.9 | 39.1 |
| 17 | 68.7 | 38.9 | 3,344 | 1,568 | 48.7 | 40.4 |

資料：工業統計調査

■従業者規模別事業所数の推移

(各年12月31日現在)

| 区分 | 年 | 13 | | 14 | | 15 | | 16 | | 17 | |
|----|------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | | 実数 | 構成比(%) |
| 総数 | | 213 | 100.0 | 195 | 100.0 | 196 | 100.0 | 180 | 100.0 | 183 | 100.0 |
| 内訳 | ～29人 | 170 | 79.8 | 152 | 77.9 | 154 | 78.6 | 136 | 75.6 | 140 | 76.5 |
| | 30人～ | 43 | 20.2 | 43 | 22.1 | 42 | 21.4 | 44 | 24.4 | 43 | 23.5 |

資料：工業統計調査

■工業団地の状況

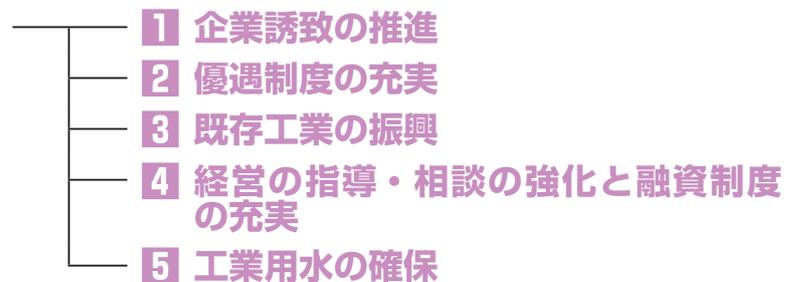
(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 名称 | 土浦・千代田工業団地 | テクノパーク土浦北 | 東筑波新治工業団地 |
|-------------|----|------------------|-----------|-----------|
| 所在地 | | 東中貫町 他 | 紫ヶ丘 | 沢辺 他 |
| 面積 (ha) | | 168.0 (市内 127.2) | 41.7 | 35.3 |
| 工場立地面積 (ha) | | 137.5 (市内 87.5) | 34.4 | 24.4 |
| 立地企業 | | 43 (市内 25) | 8 | 8 |
| 分譲面積 (ha) | | — | 9.7 | 11.5 |

資料：商工観光課

施策の体系

創造性と技術力のある
工業の振興と企業誘致



施策の内容

1 企業誘致の推進

企業懇談会による情報収集や関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し工業団地を中心とした製造・物流・研究開発など多様な業種の立地を促進します。

2 優遇制度の充実

企業誘致を促進するため、茨城県及び市独自の優遇制度を積極的にPRしていきます。

3 既存工業の振興

経営体質の改善や近代化、生産設備の整備促進を図るとともに、住工混在地区の解消に努めます。

4 経営の指導・相談の強化と融資制度の充実

企業経営診断や指導・相談体制の強化とともに、各種融資制度の普及・啓発に努めることにより、中小企業の振興を図ります。

5 工業用水の確保

県南広域工業用水道事業及び県西広域工業用水道事業を促進します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|---------|---------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 市内3工業団地内の操業工場数 | 41社 | 49社 | 個別 | △ | ○ | ◎ |
| 【考え方】 企業誘致への取組成果を表す指標です。テクノパーク土浦北及び東筑波新治工業団地内の分譲中区画(8区画)の完売を目標とします。 | | | | | | |
| 製造品出荷額等 | 6,119億円 | 6,425億円 | 個別 | △ | ◎ | ○ |
| 【考え方】 工業の振興への取組成果を表す指標です。茨城県の年間経済成長率(見込み; 2%)の1/2にあたる1%を5年間見込んだ額(5%増)を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|---------------|
| 企業誘致の促進 | ・ 固定資産税相当分の助成 |

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



テクノパーク土浦北

第7項

自然・歴史的資源を生かした観光の振興

現状と課題

- 全国花火競技大会やキララまつりなどの各種イベントを開催するなど積極的な観光事業を推進しています。
- 上高津貝塚や土浦城址をはじめとした名所・旧跡、霞ヶ浦や筑波山麓などの自然、自然

の恵みである川魚や果樹などの特産物、これらの様々な資源を観光に結びつけ、観光客を増加させていく必要があります。

- 市外からの観光客の誘致を図るため、積極的な情報発信が必要です。

■主な観光イベント一覧

| イベント名 | 開催時期 | 開催場所 | 内容 |
|-----------------|--------------------|---|--|
| 土浦桜まつり | 3月下旬 ～ 4月上旬 | 亀城公園 ウララ広場 川口ショッピングモール まちかど蔵ほか | 亀城公園を中心に、特産物の展示・販売、キャラクターショーなどの多彩なイベントを実施、また、乙戸沼公園や桜川、新川等で協賛行事を開催します。 |
| 日枝神社流鏝馬祭 | 4月上旬 | 日枝神社 | 近江坂本の日枝、東京赤坂の日枝と並び日本三大山王流鏝馬祭として、約一千年の歴史を誇る古式豊かな祭りです。 |
| 土浦さつきまつり | 5月下旬 ～ 6月上旬 | 亀城プラザほか | 亀城プラザを会場として、さつきを中心に、腕自慢が丹精込めて育てた盆栽が集まり、華を競います。植木市も開催されます。 |
| 土浦祇園まつり | 7月下旬 | 土浦駅前通り等 | 八坂神社の祭礼で、山車や獅子が市内を練り歩きます。 |
| 土浦キララまつり | 8月上旬 | 土浦駅前通り 亀城公園ほか | 土浦の夏を彩る市民参加のまつりで、踊りや山車の競演、亀城公園での新郷土民謡など様々なイベントが行われます。 |
| からかさ万灯 | 8月15日 | 鷲神社 | 雨乞いと五穀豊穡を祈願し奉納される仕掛花火。また、国選択・県指定の無形民俗文化財にもなっています。 |
| 土浦全国花火競技大会 | 10月上旬 | 桜川河畔 | 全国から選び抜かれた花火師が卓越した技を競い合う日本一の競技大会で、優秀な出品者には内閣総理大臣賞や経済産業大臣賞のほか各賞が授与されます。 |
| 土浦薪能 | 10月上旬 | 亀城公園 | 土浦城本丸跡で幽玄、麗美な薪能を開催し、古典芸能の振興を図ります。 |
| 土浦菊まつり菊花品評大会 | 11月上旬 | 亀城公園 | 数千鉢の菊花が、秋の亀城公園を飾ります。 |
| 観光帆曳船運行 | 7月下旬 ～ 10月中旬 | 霞ヶ浦 | 霞ヶ浦の夏の風物詩として、霞ヶ浦の伝統漁法である帆曳船漁を再現し観光用に運行します。 |
| 土浦藩關流古式炮術公開演武大会 | 11月上旬 | 亀城公園 | 土浦城本丸跡を会場に古武道としての關流炮術の演武を披露し、土浦藩が誇った大筒火縄銃による町打ちの文化と伝統を幅広く紹介します。 |

資料：商工観光課、観光協会

自然・歴史的資源を生かした観光の振興

- 1 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進
- 2 観光基本計画に基づく施策の推進
- 3 魅力ある観光ルートの創設
- 4 観光行事の充実
- 5 受け入れ体制の充実と情報の発信
- 6 観光施設の整備・充実

施策の内容

1 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進

霞ヶ浦の活用については、茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による水質浄化施策の推進と併せて、水上スポーツや水辺を生かしたスポーツ・レジャーの環境整備、観光帆船の運行や湖岸の景観向上に努めるとともに、水上交通の整備を促進します。

2 観光基本計画に基づく施策の推進

観光基本計画に基づき、自然資源や歴史資源を活用した広域周遊ルートの設定やクラインガルテン¹など農業と連携した体験型観光開発を図り、滞在型観光の振興に努めます。

また、各種地域資源を映画・テレビドラマなどの撮影地として活用するフィルムコミッション²を設立し、「土浦」を発信することにより、地域の活性化を図ります。

3 魅力ある観光ルートの創設

つくばエクスプレスや朝日トンネルなどを利用した観光客の誘致を図るため、霞ヶ浦や筑波山麓などの豊かな自然をはじめ、全国に誇れる土浦全国花火競技大会、土浦城址やまちかど蔵、小町の里、伝統的なまつり、観光果樹園、れんこん田の景観や農業体験など、本市の持つ魅力的な観光資源をネットワーク化した観光ルートを創設し、PR活動の強化を図ります。

4 観光行事の充実

土浦全国花火競技大会やキララまつりなどの全市的なイベントの一層の充実と、地域資源を生かした新たな観光イベントを展開します。

5 受け入れ体制の充実と情報の発信

多様化する観光客のニーズに対応するため、観光協会を中心に観光関連業界・団体・市民との連携の強化を図るとともに、受け入れ体制の充実を推進します。

また、観光情報ホームページや観光案内所・パンフレットの充実などの効果的なPRとわかりやすい観光案内版の設置・観光ボランティアの育成などに努めます。

6 観光施設の整備

まちかど「蔵」、小町の里、キララ館などの機能向上や歴史的建造物の景観整備を推進するとともに、国民宿舎「水郷」の施設整備・充実を図り、観光客の誘致に努めます。

¹クラインガルテン ドイツ語で「小さな庭」を意味する。日本では主に滞在型市民農園のことをいう。

²フィルムコミッション 映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関のこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|------------|------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 入込観光客数 | 1,542,300人 | 1,600,000人 | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】観光の振興への取組成果を表す指標です。観光客の満足度の向上、観光消費額の増加等の推進により、3.5%の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 宿泊者数 | 104,500人/年 | 110,000人/年 | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】観光の振興への取組成果を表す指標です。平成17年度の実績を基に、日帰り観光客（92.7%）と宿泊観光客数（7.3%）の構成割合を維持することを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|--------------------------------|
| 観光施策の推進 | ・観光基本計画に基づく各種施策の推進 |
| 観光資源の活用 | ・地域資源を生かしたまちづくり事業 ・観光ルートの設定 |
| 観光情報の提供 | ・観光パンフレットの作成 ・ホームページの充実 |
| 全国花火競技大会事業 | ・花火競技大会の充実 |
| 観光施設の整備 | ・各種観光施設の維持管理 |

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



小町の里



帆曳船

第8項

安心して働くことのできる環境の整備

現状と課題

- 勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター(ワークヒル土浦)を拠点に、勤労者福祉を進めています。
- 勤労者福祉の向上は、勤労者自身だけでなく、安定した雇用の確保と地域社会の発展に大きく寄与するものであり、その推進が必要とされています。
- 高齢者等の雇用安定に向け、関係機関との連携を図りながら、企業に対する雇用確保を措置する制度の導入について、周知啓発を図ることが求められています。
- 公共職業安定所との連携を密にしながら、求職者のニーズにあった求人情報を提供することにより、再就職の促進や雇用の安定確保を図る必要があります。

公共職業安定所の職業紹介状況

(各年3月31日現在)

| 年 | 区分 | 有効求職者数 | 有効求人数 | 有効求人倍率 |
|----|----|--------|-------|--------|
| 15 | | 7,361 | 4,747 | 0.64 |
| 16 | | 6,894 | 5,242 | 0.76 |
| 17 | | 6,277 | 6,306 | 1.00 |
| 18 | | 6,007 | 6,956 | 1.16 |
| 19 | | 5,898 | 7,314 | 1.24 |

資料：土浦公共職業安定所

施策の体系

安心して働くことのできる環境の整備

- 1 勤労者福祉施設の充実
- 2 勤労者福利厚生 of 充実

施策の内容

1 勤労者福祉施設の充実

勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター(ワークヒル土浦)の利用促進を図ります。

2 勤労者福利厚生 of 充実

中小企業労働者共済会貸付制度の充実を図るとともに、中小企業退職金共済制度への加入促進を図り、中小企業の従業員福祉の向上と雇用の安定を図ります。

多岐・複雑化する雇用問題に対応するため、勤労者や事業主のニーズに合わせた労働問題懇談会等を開催し、雇用環境の改善に努めます。

健康で働く意欲のある団塊世代や高齢者の就業を推進するため、企業との連携を強化しながら雇用の促進に努めます。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|--------------------|
| 勤労者福祉施設の充実 | ・ワークヒル土浦の適正管理と利用促進 |

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



ワークヒル土浦

第 4 節

保健・福祉サービスの充実した、人々の
あたたかいふれあいのあるまちづくり



第1項

共に支え合う地域福祉の推進

現状と課題

- 急激な少子高齢化の進行に伴い、福祉ニーズが増大かつ多様化・高度化している一方、介護者の高齢化等により、家庭での介護力は、低下傾向にある状況となっています。このため、共に生きる地域づくりの実現に向け、地域福祉を支える人づくりが必要です。
- 核家族化や生活様式の変化により、地域における連帯感が薄れる傾向のある現代にお

いて、福祉を充実させるためには、周囲の人々との支え合いが必要であり、日常生活圏域における連携を強化することが求められています。

- 福祉ニーズは、ますます多種多様化しており、身近な相談体制や支援体制づくりによって、だれもが役割を担って、地域活動に参加することが重要です。

施策の体系

共に支え合う地域福祉の推進

- 1 地域ケアシステムの充実
- 2 社会福祉協議会との連携強化
- 3 民生委員児童委員活動の充実

施策の内容

1 地域ケアシステムの充実

中学校区ごとの地域において、行政・社会福祉協議会・保健医療機関・福祉施設・福祉サービス事業者等さらには地域住民との連携を図り、地域で要援護者を支える地域ケアシステム「ふれあいネットワーク」の体制を強化します。

2 社会福祉協議会との連携強化

市の「地域福祉計画」に基づき策定した「地域福祉活動計画」の推進を支援し、各地域の拠点である、支部社会福祉協議会との連携強化により、地域内の情報共有を図り、地域福祉活動を促進します。

3 民生委員児童委員活動の充実

情報提供及び研修等の実施による、民生委員児童委員活動への支援を充実します。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|--------------------------------------|
| 地域ケアシステムの充実 | ・地域福祉計画に基づく各種施策の推進 ・ふれあいネットワークの推進 |

施策を推進する主な所管部署

- 社会福祉課 ○社会福祉協議会

第2項

安心して産み育てられる子ども福祉の充実

現状と課題

- 本市の0～5歳人口は、平成14年4月1日時点で8,347人だったものが、平成19年4月1日現在では7,617人と730人の減少となっており、緩やかな減少傾向にあります。
- 核家族化・都市化の進行等により、孤立感や不安感を抱えながら子育てをしている親が増えており、安心して相談できる支援体制を整えるため、「つちうら新こどもプラン(土浦市次世代育成支援行動計画)」に基づき、総合的な子育て支援施策を推進していますが、さらに、地域全体で子育てを支援する地域環境が求められています。
- 少子化の背景の一つである子育て世帯の経済的負担感の軽減や支援の充実が求められています。
- 地域社会のつながりが希薄となる中、子どもの安全確保や住宅環境の整備、施設等のバリアフリー化など、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立を図る支援体制の確立が課題です。
- 多様化する保育ニーズに対応する施設の整備と保育サービスの充実が望まれています。また、近年の社会構造等の変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが多様化しています。
- 児童虐待の防止策として、市民が相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関が連携し、速やかに対応することが必要です。また、出産後間もない時期での、育児ストレスや産後のうつ病などによって、不安や孤独感を抱えている家庭をケアする必要があります。
- 近年、離婚の増加等により、母子家庭などひとり親家庭が増加傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移

| 区分 | 年 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----|---|------|------|------|------|------|------|
| 土浦市 | | 1.32 | 1.28 | 1.29 | 1.30 | 1.23 | 1.30 |
| 茨城県 | | 1.40 | 1.38 | 1.34 | 1.33 | 1.32 | 1.35 |
| 国 | | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 |

資料：厚生労働省

■保育所の入所状況

(各年4月1日現在、単位：人)

| 区分 | | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|---------------|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～5歳の人口（常住人口） | | | 8,347 | 8,328 | 8,269 | 8,155 | 7,727 | 7,617 |
| 公立 | 設置数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 定員（人） | | 910 | 910 | 910 | 910 | 910 | 910 |
| | 入所児（人） | | 942 | 979 | 975 | 967 | 942 | 870 |
| | 入所率（％） | | 103.5 | 107.6 | 107.1 | 106.3 | 103.5 | 95.6 |
| 民間 | 設置数 | | 7 | 8 | 8 | 8 | 9 | 10 |
| | 定員（人） | | 540 | 600 | 660 | 660 | 720 | 780 |
| | 入所児（人） | | 583 | 620 | 677 | 701 | 740 | 823 |
| | 入所率（％） | | 108.0 | 103.3 | 102.6 | 106.2 | 102.8 | 105.5 |
| 計 | 設置数 | | 17 | 18 | 18 | 18 | 19 | 20 |
| | 定員（人） | | 1,450 | 1,510 | 1,570 | 1,570 | 1,630 | 1,690 |
| | 入所児（人） | | 1,525 | 1,593 | 1,652 | 1,668 | 1,682 | 1,693 |
| | 入所率（％） | | 105.2 | 105.5 | 105.2 | 106.2 | 103.2 | 100.2 |

資料：こども福祉課

■母子世帯数の推移（児童扶養手当認定世帯）

(各年4月1日現在、単位：人)

| 年 | 区分 | 離別 | 死亡 | 廃疾 | 遺棄 | 未婚の女子 | 拘禁 | 計 |
|----|----|-------|----|----|----|-------|----|-------|
| 14 | | 984 | 23 | 3 | 8 | 152 | 3 | 1,173 |
| 15 | | 1,089 | 22 | 3 | 5 | 130 | 3 | 1,252 |
| 16 | | 1,117 | 17 | 2 | 5 | 130 | 2 | 1,273 |
| 17 | | 1,240 | 18 | 3 | 6 | 147 | 4 | 1,418 |
| 18 | | 1,320 | 17 | 3 | 5 | 184 | 4 | 1,533 |
| 19 | | 1,342 | 17 | 3 | 6 | 181 | 4 | 1,553 |

資料：こども福祉課

■児童館の利用状況

(単位：人)

| 区分 | 都和児童館 | | | | | ポプラ児童館 | | | | |
|----|-------|--------|-----|--------|--------|--------|-------|-----|-------|--------|
| | 幼児 | 小学生 | 中高生 | 大人 | 計 | 幼児 | 小学生 | 中高生 | 大人 | 計 |
| 13 | 4,670 | 16,725 | 316 | 11,691 | 33,402 | | | | | |
| 14 | 3,882 | 15,313 | 273 | 10,502 | 29,970 | | | | | |
| 15 | 3,356 | 15,785 | 369 | 10,684 | 30,194 | | | | | |
| 16 | 3,105 | 12,095 | 182 | 9,517 | 24,899 | | | | | |
| 17 | 3,060 | 15,568 | 394 | 11,643 | 30,665 | 7,162 | 7,176 | 137 | 6,537 | 21,012 |
| 18 | 3,577 | 17,664 | 373 | 13,709 | 35,323 | 10,266 | 5,106 | 789 | 9,039 | 25,200 |

資料：こども福祉課

安心して産み育てられる
子ども福祉の充実

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子育てに関する経済的支援の充実
- 3 子育て環境の整備
- 4 職業と家庭の両立支援
- 5 要保護児童対策の充実
- 6 ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の内容

1 地域における子育て支援の充実

地域における子育てサービスの充実を図るとともに、子育てに関する意識の啓発に努めます。

2 子育てに関する経済的支援の充実

経済的負担の軽減のため、出産費用や医療費の助成、保育料の軽減、幼稚園就園奨励費等経済的支援の充実を図ります。

3 子育て環境の整備

犯罪防止策の強化、交通安全教育の推進を図るとともに、子育てにやさしい住環境の整備を進めます。

4 職業と家庭の両立支援

職業と家庭の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図るとともに、育児休業制度の普及に努めます。

5 要保護児童対策の充実

福祉関係諸団体や学校及び児童相談所等関係機関との連携や地域福祉の推進により、児童虐待防止対策の徹底と子育てのための相談体制の充実を図ります。

6 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭などの経済的な安定と自立の促進を図るため、多様な家庭の実情やニーズにあった支援に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|-----|-----|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 保育所待機児童数（毎年4月1日現在） | 0人 | 0人 | 計画 | △ | △ | ◎ |
| 【考え方】 保育体制の充実への取組成果を表す指標です。現在の待機児童0人を継続させることを目標とします。 | | | | | | |
| 児童館設置数 | 3館 | 4館 | 計画 | ○ | △ | ◎ |
| 【考え方】 子育て支援拠点の整備状況を表す指標です。児童の健全育成と子育て支援の拡充を図るため、1館の増設を目標とします。 | | | | | | |
| 子育て交流サロン設置数 | 1ヶ所 | 2ヶ所 | 計画 | ○ | △ | ◎ |
| 【考え方】 子育て支援拠点の整備状況を表す指標です。児童の健全育成と子育て支援の拡充を図るため、1館の増設を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|-------------------------|
| こどもプランの推進 | ・こどもプランに基づく各種施策の推進 |
| 保育体制の充実 | ・民間保育園新設に伴う設置・運営支援 |
| 子育て支援拠点の整備 | ・児童館の設置 ・子育て交流サロンの設置 |
| 要保護児童対策の充実 | ・要保護児童対策地域協議会の設置 |

施策を推進する主な所管部署

○こども福祉課 ○障害福祉課 ○指導課



子育て交流サロン

第3項

自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実

現状と課題

- 本市では、平成19年4月1日現在、身体障害者手帳交付者が3,827名、知的障害者が594名となっており、近年は、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害が重度化・重複化する傾向にあります。
- 身体障害、知的障害、精神障害に係るサービス等の枠組みを一元化する障害者自立支援法が、平成18年4月1日から施行され、法の基本理念である障害のある方が地域で暮らせる自立と共生の社会を実現するため、「障害者計画」及び「障害福祉計画」を指針として、総合的に施策を推進する必要があります。
- 障害者の種別、程度に関わらず、地域の一員として社会と関わりながら地域の中で自立した生活が行えるよう、情報提供や生活支援を充実していくことが必要です。
- 障害者が障害の原因となる疾病に対する適切な医療を受けることや健康管理を行うことが容易にできる医療体制の充実が求められています。
- また、発達に特別な支援を要する児童に対して早期に適切な療育支援が行われるよう、相談支援体制の充実及び関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障害者が、自由に社会活動や経済活動に参加するため、就労支援をはじめとする各種支援の必要があります。
- 障害者の自立と社会参加を支援し、ノーマライゼーション¹の実現を目指していくためには、社会基盤づくりが重要です。このため、住民への啓発活動など、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きる安心のまちづくり等が課題となっています。

■身体障害者手帳の交付者数

(平成19年4月1日現在、単位：人)

| 区分 | 18歳未満 | | 18歳以上 | | 合計 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 |
| 視覚障害 | 3 | 3.0 | 303 | 8.1 | 306 | 8.0 |
| 聴覚障害 | 15 | 15.2 | 252 | 6.8 | 267 | 7.0 |
| 音声言語障害 | 0 | — | 27 | 0.7 | 27 | 0.7 |
| 肢体障害 | 68 | 68.7 | 2,029 | 54.4 | 2,097 | 54.8 |
| 内部障害 | 13 | 13.1 | 1,117 | 30.1 | 1,130 | 29.5 |
| 合計 | 99 | 100.0 | 3,728 | 100.0 | 3,827 | 100.0 |

資料：障害福祉課

¹ノーマライゼーション 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

■知的障害者の現況

(平成19年4月1日現在、単位：人)

| 区 分 | 18歳未満 | 18歳以上 | 合 計 |
|-----|-------|-------|-----|
| 重 度 | 82 | 211 | 293 |
| 中 度 | 53 | 120 | 173 |
| 軽 度 | 51 | 77 | 128 |
| 合 計 | 186 | 408 | 594 |

資料：障害福祉課

施策の体系

自立と社会参加を促進する 障害者福祉の充実

- 1 助け合いのあるまちづくり
- 2 安全で快適な生活環境の整備
- 3 総合的な障害福祉サービスの提供
- 4 保健・療育体制の充実
- 5 個性を生かす教育・育成の推進
- 6 就労支援と働く場づくり
- 7 生きがいのある生活支援

施策の内容

1 助け合いのあるまちづくり

保健、医療、福祉、教育、就労、防災とが連携した総合的な地域ケアシステムを整備するとともに、お互いが理解し合う「こころ」を養う福祉教育を推進し、ボランティア活動を促進します。

2 安全で快適な生活環境の整備

ユニバーサルデザイン¹や交通バリアフリー²の視点も加えたバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備等の強化を推進します。

3 総合的な障害福祉サービスの提供

(ライフステージに応じた適切な支援)

障害者計画及び障害福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、ケアマネジメント³体制を整備して相談支援を強化します。

また、計画的な自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施により、地域での自立生活を支援するとともに、情報提供やコミュニケーション支援体制を充実します。

¹ユニバーサルデザイン 文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

²バリアフリー 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

³ケアマネジメント 利用者ひとりひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して 組み合わせ、調整すること。

4 保健・療育体制の充実

障害の予防と早期発見に対する支援、リハビリテーション体制の充実を図ります。

また、地域精神医療体制と連携した心のケア支援体制の整備を推進します。

5 個性を生かす教育・育成の推進

発達障害児等への療育指導體制の強化と教育機関、保健機関等との連携による支援体制（早期発見、早期療育支援）の充実を図ります。

また、障害児の個性に応じた保育・教育体制と将来にわたる一貫した支援を行います。

6 就労支援と働く場づくり

職業安定所や障害者就労支援センターなど関係機関との連携を強化し、一般就労への移行や福祉的就労を含めて、就労移行支援事業や就労継続支援事業を充実します。

障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保します。

7 生きがいのある生活支援

障害者の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行います。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|--------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| コミュニケーション支援者（手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員）数 | 27人/年 | 100人/年 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 助け合いのまちの実現状況を表す指標です。より充実した助け合い環境の実現のための人材数の確保を目標とします。 | | | | | | |
| 「つくしの家」通所者一般就労移行人数 | 2人/年 | 5人/年 | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 障害者の就労支援への取組成果を表す指標です。関係機関との連携を図りつつ、就労に向けた訓練等を強化することにより、5年間で2.5倍の人数を移行させることを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|---|
| 障害福祉サービス等の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び障害福祉計画に基づく総合的な福祉サービスの充実 ・地域生活支援事業の推進 |
| 療育体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期療育支援事業の充実 |

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○障害福祉課 ○健康増進課

第4項

生きがいをもって元気に暮らせる高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本市における65歳以上の高齢者人口は、平成19年4月1日現在で28,349人、高齢化率は19.9%となっており、平成29年には、高齢者人口が約37,000人、高齢化率が25.5%に達すると見込まれます。
特に、75歳以上の後期高齢者の増加による寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。
- 高齢化の進展とともに、いわゆる団塊の世代が高齢期に達する時期を間近に控えて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、認知症高齢者についても、今後ますます増加していくことが予想されます。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。

- 近年、高齢者を取り巻く環境は、核家族化に伴う孤独死や悪徳商法、詐欺等が増加しているほか、交通弱者、災害弱者になるなど、厳しい状況になっています。
このため、地域コミュニティの促進や防犯対策・災害対策の強化により、高齢者の安心と安全を図ることが求められています。
- 高齢者が自らの経験や知識を生かして地域づくりに積極的に参加するなど、生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会づくりが求められており、高齢者の持つ意欲と能力を発揮できる場の創設を推進する必要があります。
また、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、生活支援を充実する必要があります。

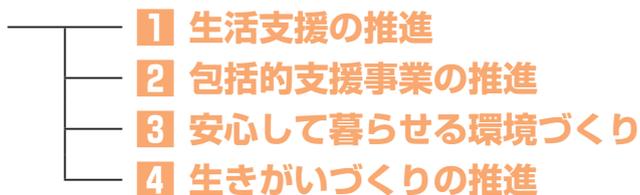
■要援護高齢者の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

| 年 | ねたきり高齢者 | | | 認知症高齢者 | | | ひとり暮らし高齢者 | | |
|----|---------|-----|-------|--------|-----|-----|-----------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 12 | 127 | 253 | 380 | 33 | 84 | 117 | 208 | 954 | 1,162 |
| 13 | 143 | 262 | 405 | 35 | 100 | 135 | 232 | 1,013 | 1,245 |
| 14 | 132 | 250 | 382 | 52 | 134 | 186 | 299 | 1,133 | 1,432 |
| 15 | 217 | 403 | 620 | 85 | 228 | 313 | 319 | 1,204 | 1,523 |
| 16 | 145 | 275 | 420 | 51 | 163 | 214 | 292 | 1,125 | 1,417 |
| 17 | 240 | 480 | 720 | 99 | 322 | 421 | 285 | 1,131 | 1,416 |
| 18 | 353 | 802 | 1,155 | 171 | 501 | 672 | 278 | 1,111 | 1,389 |
| 19 | 383 | 835 | 1,218 | 183 | 514 | 697 | 281 | 1,107 | 1,388 |

資料：高齢福祉課

生きがいをもって元気に
暮らせる高齢者福祉の充実



施策の内容

1 生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できる配食サービス等在宅生活支援事業の充実を図ります。

また、認知症高齢者及びその家族への訪問・相談を実施し、支援に努めます。

3 安心して暮らせる環境づくり

高齢者に対し、地域における声かけや見守り体制の構築を促進します。

また、関係各課と協力を図り、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、対応マニュアル等の整備に努めます。

2 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターの保健・介護・福祉の専門職員が連携して、地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者の生活を支援する体制の充実を図ります。

4 生きがいづくりの推進

高齢者が自分の能力を生かして地域社会への積極的な参加ができるよう、働く喜びを感じる事業、知識を高める事業、社会に貢献する事業及び生活にうるおいを与える事業の推進に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 生きがい対応型デイサービス事業における特定高齢者の利用者数 | 0人 | 120人 | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 高齢者が生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりの推進状況を表す指標です。特定高齢者（要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者（おおむね高齢者人口の5%程度））の10%が利用することを目標とします。 | | | | | | |
| 高齢者実態把握割合 | 5.6% | 10% | 個別 | ○ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 要支援高齢者の自立支援に向けた生活状況把握の取組状況を表す指標です。適切な在宅高齢者の生活実態を把握するため、10%の実態把握を目標とします。 | | | | | | |
| 介護施設訪問割合 | 56% | 100% | 計画 | △ | ○ | ◎ |
| 【考え方】 適切な介護サービスの提供状況の確認実態を表す指標です。全介護施設等を訪問することを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|----------------------|
| 包括的支援事業の推進 | ・地域包括支援センターの運営強化 |
| 生きがい活動支援 | ・生きがい対応型デイサービスの設置促進等 |

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○社会福祉協議会



デイサービス

第5項

市民生活のセーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営

現状と課題

- 本市における社会保障制度の状況は、国民健康保険被保険者数が平成19年4月1日現在57,915人、介護保険は、平成19年4月1日現在で、居宅介護(支援)サービス受給者数2,357人、施設介護サービス受給者数769人、国民年金は、被保険者数35,930人となっています。
また、生活保護については、平成18年度月平均世帯数564世帯、月平均受給者数が691人となっています。
- 国民健康保険制度は、長年にわたり地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しており、近年は国民健康保険財政の悪化から制度改正を繰り返し行っていますが、更なる抜本的な改革が必要となっています。
- 国民健康保険税の収納率は年々低下しており、健全財政を確保するため収納率向上が課題です。
- 医療費助成制度は、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を目的としていますが、多種多様な医療給付制度と交錯しているため適正な給付体制の整備が課題です。
- 介護保険については、高齢化の進展とともに利用者が急増しており、今後、介護給付費の急速な増加が懸念されています。
また、介護が必要となったとき市民が安心して利用できるように、介護サービスの質の向上、情報の提供及び介護基盤の整備を促進することが重要となっています。
- 老人保健制度は、急速な高齢化の進展に伴い医療費が増加しており、医療費の適正化と財政の健全化を図ることが必要です。
このため、75歳以上の高齢者について、新たな制度として、後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されることになっており、今後の高齢社会に向けて、制度の円滑な運営が必要となります。
- 国民年金は国民共通の基礎年金として、充実・安定を基本としてきた制度ですが、増加する未納者への対策と少子高齢化等、社会情勢に応じた制度の見直しが求められています。
- 高齢化や核家族化等の社会的要因、景気の動向等の経済的要因により、近年、生活保護世帯が増え、保護費が増加していることから、保護の適正化に向けた取組の必要があります。

■国民健康保険の推移

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 住民基本台帳人口（年度末） | | 143,760 | 143,540 | 143,363 | 143,088 | 143,546 |
| 国保被保険者数（年度末） | | 56,786 | 57,876 | 58,344 | 58,132 | 57,915 |
| 国保被保険者数（年度平均） | | 56,027 | 57,627 | 58,430 | 58,611 | 58,393 |
| 国保世帯数（年度末） | | 28,074 | 28,892 | 29,334 | 29,660 | 29,909 |
| 加入率（年度末） | | 39.5 | 40.3 | 40.7 | 40.6 | 40.3 |
| 総受診件数（老人保健除く） | | 300,060 | 352,418 | 372,782 | 397,135 | 412,967 |
| 受診率（老人保健除く） | | 700 | 787 | 811 | 852 | 881 |
| 医療給付費用額（千円；老人保健除く） | | 7,482,311 | 9,236,015 | 9,695,879 | 10,628,615 | 11,059,744 |
| 一人当たり費用額（円；老人保健除く） | | 174,437 | 206,378 | 211,041 | 227,896 | 235,825 |
| 保険税現年度調定額（千円） | | 4,730,526 | 4,813,499 | 5,097,621 | 5,315,860 | 5,416,308 |
| 一人当たり調定額（円） | | 83,304 | 83,169 | 87,372 | 91,445 | 93,522 |
| 一世帯当たり調定額（円） | | 168,502 | 166,603 | 173,779 | 179,227 | 181,093 |

資料：国保年金課

■要支援・要介護認定者数の推移

（各年4月1日現在、単位：人）

| 年 | 区分 | 要支援 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 | 認定率 (%) |
|----|-----|------|------|-------|------|------|------|------|-------|---------|
| | | 要支援1 | 要支援2 | | | | | | | |
| 14 | 第1号 | 239 | | 617 | 398 | 332 | 309 | 242 | 2,137 | 9.0 |
| | 第2号 | 9 | | 28 | 32 | 5 | 9 | 8 | 91 | — |
| | 計 | 248 | | 645 | 430 | 337 | 318 | 250 | 2,228 | — |
| 15 | 第1号 | 278 | | 687 | 451 | 346 | 333 | 264 | 2,359 | 9.6 |
| | 第2号 | 15 | | 30 | 35 | 14 | 9 | 12 | 115 | — |
| | 計 | 293 | | 717 | 486 | 360 | 342 | 276 | 2,474 | — |
| 16 | 第1号 | 328 | | 826 | 439 | 412 | 384 | 308 | 2,697 | 10.6 |
| | 第2号 | 11 | | 46 | 28 | 18 | 11 | 16 | 130 | — |
| | 計 | 339 | | 872 | 467 | 430 | 395 | 324 | 2,827 | — |
| 17 | 第1号 | 377 | | 916 | 549 | 474 | 390 | 326 | 3,032 | 11.6 |
| | 第2号 | 11 | | 53 | 28 | 22 | 11 | 13 | 138 | — |
| | 計 | 388 | | 969 | 577 | 496 | 401 | 339 | 3,170 | — |
| 18 | 第1号 | 386 | | 1,061 | 612 | 528 | 416 | 344 | 3,347 | 12.3 |
| | 第2号 | 8 | | 64 | 30 | 30 | 10 | 16 | 158 | — |
| | 計 | 394 | | 1,125 | 642 | 558 | 426 | 360 | 3,505 | — |
| 19 | 区分 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 | 認定率 (%) |
| | 第1号 | 267 | 368 | 706 | 753 | 623 | 479 | 377 | 3,573 | 12.6 |
| | 第2号 | 11 | 12 | 39 | 37 | 35 | 15 | 21 | 175 | — |
| | 計 | 278 | 385 | 745 | 790 | 658 | 494 | 398 | 3,748 | — |

資料：高齢福祉課

■生活保護の推移

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 月平均世帯数（世帯） | | 402 | 424 | 471 | 502 | 564 |
| 月平均受給者数（人） | | 504 | 523 | 584 | 622 | 691 |
| 月平均保護率（%） | | 3.7 | 3.9 | 4.3 | 4.6 | 4.8 |
| 年間扶助費（千円） | | 1,091,037 | 1,135,153 | 1,224,712 | 1,272,243 | 1,473,880 |

資料：社会福祉課

市民生活のセーフティネット
としての社会保障制度の
適正な運営

- 1 国民健康保険
- 2 介護保険
- 3 国民年金
- 4 生活保護

施策の内容

1 国民健康保険

国民健康保険制度が長期的に安定するよう制度改善を国に要望するとともに、被保険者の納税意識の高揚と収納率の向上及び医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。

治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系への転換を図り、糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の予防に着目した特定健診及び特定保健指導を充実・強化します。

2 介護保険

安心して介護保険が利用できるよう、介護サービスの質の向上を目指します。特に、ケアマネジャー¹への支援充実を図るとともに、サービス事業者の内容開示や介護情報の提供により、より良いサービスが選択できる環境づくりに努めます。

介護サービスの基盤については、24時間・365日安心して暮らせるよう、居住系サービスを中心として、日常生活圏域ごとに均衡ある整備を目指します。

また、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、市民の期待や要望に即した施策を展開するとともに、適切な介護保険料の設定及び低所得者への対応を図り、安定した介護保険制度の運営に努めます。

3 国民年金

広報紙や年金パンフレット等を用いた制度の啓発活動を行うとともに、窓口相談の充実を図ります。

4 生活保護

低所得者世帯への相談支援体制の充実を図るとともに、病状調査や診療報酬明細書点検の徹底、自立・就労支援の強化、関係機関等との連携による適正実施に努め、生活の支援を図ります。

¹ケアマネジャー 介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、客観的な調査を行い、それに基づいてケアプランを作成し、対象サービスとの調整をし、介護保険の給付管理をする職業のこと。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|--------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 国民健康保険税収納率 (現年度分、滞納繰越分合計) | 60.66% | 68% | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】国民健康保険事業の健全化への取組状況を表す指標です。平成17年度における茨城県の平均収納率を目標とします。 | | | | | | |
| 施設入所者のうち要介護度4・5の方の入所率 | 56% | 70% | 国県 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】介護保険の安定運営への取組状況を表す指標です。国の目標値と同水準を目標とします。 | | | | | | |
| 要介護度2～5の認定者のうち施設入所率 | 31% | 37% | 国県 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】介護保険の安定運営への取組状況を表す指標です。国の目標値と同水準を目標とします。 | | | | | | |
| 国民年金納付率 | 59.8% | 63.4% | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】国民年金の適正な運営状況を表す指標です。市町村が収納業務を行っていた平成13年度の納付率を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------|---|
| 国民健康保険 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の適正な運営 後期高齢者医療制度の適正な運営 |
| 介護保険 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の適正な運営 |
| 生活保護 | <ul style="list-style-type: none"> 被保護世帯の自立支援と保護の適正実施 相談支援体制の充実 |

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○高齢福祉課 ○国保年金課



健康まつり

第6項

健康で生きがいのある生活を支える保健・医療の充実

現状と課題

○高齢社会の急速な進展や社会情勢の変化に伴い、生活習慣病や精神的健康を阻害する要因が増大しており、本市においても、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病が、全死因の6割を占めていることから、保健指導等の充実が課題となっています。

○高齢社会の到来により、医療費や介護給付費の増大が予測されており、介護予防や健康相談、健康教育を推進していく必要があります。

○救急医療対策については、市民の休日・夜間における医療不安の解消を図るため、今後も救急医療体制の継続強化を図っていく必要があります。

■妊娠届出数及び妊婦・乳幼児健診の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 妊娠届出数 | | 1,421 | 1,422 | 1,344 | 1,363 | 1,367 |
| 妊婦委託健康診査 | | 2,513 | 2,551 | 2,389 | 2,453 | 2,447 |
| 乳児委託健康診査 | | 1,832 | 1,828 | 1,862 | 1,776 | 1,738 |
| 4か月児健康診査 | | 1,314 | 1,272 | 1,268 | 1,183 | 1,194 |
| 1歳6か月児健康診査 | | 1,261 | 1,259 | 1,233 | 1,251 | 1,160 |
| 3歳児健康診査 | | 1,168 | 1,242 | 1,214 | 1,209 | 1,177 |
| 母と子の歯科健康診査 | 子 | 832 | 804 | 761 | 794 | 738 |
| | 母 | 385 | 398 | 346 | 422 | 422 |

資料：健康増進課

■基本健康診査・がん検診等の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---------|----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 基本健康診査 | | 9,216 | 10,000 | 9,967 | 8,442 | 7,963 |
| 胃がん検診 | | 2,790 | 2,995 | 2,756 | 3,929 | 3,689 |
| 子宮がん検診 | | 2,692 | 2,773 | 2,354 | 2,649 | 2,677 |
| 乳がん検診 | | 2,379 | 1,837 | 1,664 | 2,101 | 1,856 |
| 大腸がん検診 | | 3,087 | 3,046 | 2,886 | 3,428 | 2,985 |
| 肺がん検診 | | 7,271 | 7,815 | 7,620 | 6,711 | 6,142 |
| 内喀痰検診 | | 242 | 238 | 206 | 136 | 125 |
| 前立腺がん検診 | | 1,373 | 1,554 | 1,848 | 1,146 | 919 |
| 腹部超音波検診 | | 643 | 1,146 | 1,135 | 1,366 | 1,325 |
| 骨粗鬆症検診 | | 965 | 1,208 | 1,212 | 1,295 | 1,383 |

資料：健康増進課

■予防接種の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ポリオ | 2,730 | 2,627 | 2,622 | 2,528 | 2,362 |
| B C G | 2,187 | 1,360 | 1,737 | 1,243 | 1,248 |
| 三種混合 | 5,332 | 5,436 | 5,531 | 5,393 | 5,044 |
| 二種混合 | 1,369 | 1,316 | 1,292 | 1,306 | 1,374 |
| 日本脳炎 | 6,324 | 6,408 | 6,316 | 1,423 | 260 |
| 流行性耳下腺炎 | 954 | 1,102 | 1,095 | 1,250 | 1,110 |
| 水痘 | 829 | 846 | 764 | 820 | 857 |
| 高齢者インフルエンザ | 10,671 | 13,122 | 14,401 | 15,180 | 15,551 |
| 麻しん・風しん混合 | — | — | — | — | 2,494 |

資料：健康増進課

■主要死因別死亡者数の推移

| 年度 | 区分 | 悪性 新生物 | 脳血管 疾患 | 心疾患 | 肺炎 | 不慮の 事故 | 老衰 | 自殺 | その他 | 計 |
|----|--------|-----------|-----------|------|-----|-----------|-----|-----|------|-------|
| 13 | 人数(人) | 319 | 140 | 133 | 81 | 35 | 30 | 42 | 237 | 1,017 |
| | 構成比(%) | 31.4 | 13.8 | 13.1 | 8.0 | 3.4 | 3.0 | 4.1 | 23.3 | 100 |
| 14 | 人数(人) | 326 | 158 | 177 | 99 | 51 | 40 | 38 | 256 | 1,145 |
| | 構成比(%) | 28.5 | 13.8 | 15.5 | 8.6 | 4.5 | 3.5 | 3.3 | 22.4 | 100 |
| 15 | 人数(人) | 373 | 143 | 176 | 92 | 54 | 29 | 37 | 266 | 1,170 |
| | 構成比(%) | 31.9 | 12.2 | 15.0 | 7.9 | 4.6 | 2.5 | 3.2 | 22.7 | 100 |
| 16 | 人数(人) | 345 | 115 | 168 | 85 | 50 | 47 | 31 | 244 | 1,085 |
| | 構成比(%) | 31.8 | 10.6 | 15.5 | 7.8 | 4.6 | 4.3 | 2.9 | 22.5 | 100 |
| 17 | 人数(人) | 380 | 138 | 185 | 96 | 54 | 38 | 36 | 247 | 1,174 |
| | 構成比(%) | 32.4 | 11.8 | 15.6 | 8.2 | 4.6 | 3.2 | 3.0 | 21.2 | 100 |

資料：土浦保健所

施策の体系

健康で生きがいのある生活を
支える保健・医療の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 母子保健の充実
- 3 生活習慣病予防対策の推進
- 4 介護予防の推進
- 5 感染症予防対策の推進
- 6 救急医療体制の充実

施策の内容

1 健康づくりの推進

健康づくりのための食生活改善指導を実施する食生活改善推進員や運動普及指導を実施する運動普及推進員の拡大を図り、地域住民の指導及び支援体制の充実を図ります。

「こころの相談」や「精神障害者デイケア」事業についても、関係機関との連携により充実を図ります。

2 母子保健の充実

安心して子どもを産み、健やかな子どもを育てられるよう、健康診査や育児相談等の保健事業を充実させ、個々に合ったきめ細かな支援を行います。

育児不安の解消・虐待防止を図るため、生後4か月までに全出生児の状況を把握し必要な援助を行います。

3 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病予防のため、健康診査及び各種がん検診の受診率を高め、疾病の早期発見に努めます。

また、生活習慣病予防を目的とした健診後の保健指導や健康教育の充実を図ります。

4 介護予防の推進

特定高齢者が、要支援・要介護状態にならないよう、地域包括支援センター等と連携を図り、介護予防事業を積極的に推進します。

また、一般高齢者については、健康相談、健康教育等を実施し、健康寿命を延長し、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、福祉・医療関係機関と連携を図りながら支援していきます。

5 感染症予防対策の推進

各種予防接種の接種率と結核健康診断の受診率の向上に努めるとともに、保健所等関係機関との連携により、感染症に関する予防対策の普及・啓発を強化し、感染症の発生防止を図ります。

6 救急医療体制の充実

医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日緊急診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の緊急診療体制の充実・強化を図るとともに、第二次救急医療体制として病院群輪番制の充実に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 4か月児健康診査受診率 | 92.9% | 100% | 計画 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保への取組状況を表す指標です。対象となる全乳児の受診を目標とします。 | | | | | | |
| 地域支援事業の効果人数 | 168人 | 480人 | 計画 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】介護予防事業等の実施成果を表す指標です。第三次土浦市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成18～20年度）で設定している効果人数を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|---|
| 母子保健の充実 | ・妊婦健康診査、妊婦健康教育など妊娠・出産時の保健事業の充実 ・乳幼児健康診査、乳幼児教室、育児相談等の充実 |
| 生活習慣病予防対策の推進 | ・健康診査、各種がん検診等の充実 ・健康教育、健康相談など生活習慣病予防対策の推進 |
| 介護予防の推進 | ・介護予防事業の推進 ・地域包括支援センターとの連携強化 |
| 救急医療体制の充実 | ・休日・夜間緊急診療の充実 |

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○健康増進課

第7項

すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が社会の一員として自立し、様々な分野に自由に参加し、世代を超えて交流できる環境を整えていく必要があります。
- 「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公共施設や民間施設の改善事業を計

画的に推進するとともに、新たな施設についても、バリアフリーに配慮した整備をする必要があります。

- すべての市民が生き生きと社会参加でき、快適に生活することができるまちづくりを全市的・総合的に進めていく必要があります。

施策の体系

すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

- 1 すべての人が使いやすい施設の整備
- 2 自由に移動できる交通環境の整備
- 3 やさしい心の醸成
- 4 多様な要望への支援体制の充実

施策の内容

1 すべての人が使いやすい施設の整備

「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、市庁舎・公民館・学校等の段差解消、障害者用トイレの設置等公共施設の整備を推進するとともに、公共的民間施設のバリアフリー化のための整備を助成します。

また、バリアフリー新法¹に基づく基本構想を策定し、総合的なバリアフリーの推進に努めます。

2 自由に移動できる交通環境の整備

駅等公共交通機関の施設整備を促進します。

JR常磐線神立駅について、人にやさしいバリアフリーの駅舎づくりを促進します。

3 やさしい心の醸成

小中学校の学習過程における福祉啓発活動の推進を図ります。このため、擬似体験学習の実施による理解の促進を図ります。

また、出前講座の実施等による福祉啓発活動の推進を図ります。

4 多様な要望への支援体制の充実

庁内関係部局及び社会福祉協議会等各種団体との連携を強化し、交流活動の充実とボランティア活動への支援を行います。

¹バリアフリー新法(「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月施行)) 多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の推進を目的とした「ハートビル法」と、駅や空港といった旅客施設のバリアフリー化の推進を目的とした「交通バリアフリー法」を一本化し、道路、交通施設、福祉施設、商業施設等の連続的なバリアフリー化を促進するもの。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------------|---|
| 人にやさしいまちづくり事業 | ・公共施設の改善整備 ・公共的民間施設整備への助成 |
| 総合的なバリアフリーの推進 | ・バリアフリー新法 ¹ に基づく基本構想の策定及びバリアフリーの推進 |

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○都市計画課



高齢者疑似体験

第 5 節

心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、
子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり



第1項

生きる力を育む学校教育の充実

現状と課題

- 本市には、平成19年5月1日現在、公立6園・私立16園の幼稚園があり、園児数は、平成13年の3,000人から平成18年2,916人とわずかに減少しています。
- 少子化や核家族化が進行する中で、幼児を取り巻く環境づくりが重視されており、就学前から保護者、関係機関が連携を強める必要があります。
- 本市には、小学校20校、中学校8校があり、児童・生徒数は、平成13年5月1日現在12,417人、平成19年は12,137人と少子化の進展に伴い減少傾向にあります。
- 全国的に、小学校、中学校ともに学力の低下が懸念されています。基礎的・基本的な内容を重視し、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら考え主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの確かな学力を身につけさせる教育活動の充実が求められています。また、社会体験活動等を通して豊かな人間性を育成する必要があります。
- 児童・生徒の問題行動が多様化・深刻化しています。児童・生徒及び保護者の悩みや不安に適切に対処できるよう教育相談の充実を図り、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 老朽化した校舎や屋内運動場を計画的に改築していく必要があります。また、校舎等の耐震診断を早期に完了し、補強等を推進していく必要があります。
- 市内には、県立5校、私立3校の高等学校があり、平成19年生徒数は8,233人で、市外からも多くの生徒が通っています。また、大学1校、短期大学1校では、1,548人の学生を受け入れ、専門的な知識や技術を学んでいます。

■幼稚園設置状況と就園率の推移

(各年5月1日現在、単位：人)

| 区分 年 | 幼児人口 A | 幼稚園数 | | | 入園児童数 B | | | 入園定数 | | | 就園率(%) B/A |
|---------|-----------|------|----|----|---------|-------|-------|------|-------|-------|---------------|
| | | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | |
| 14 | 4,180 | 6 | 16 | 22 | 496 | 2,487 | 2,973 | 980 | 2,665 | 3,645 | 71.1 |
| 15 | 4,143 | 6 | 16 | 22 | 483 | 2,453 | 2,936 | 980 | 2,665 | 3,645 | 70.9 |
| 16 | 4,196 | 6 | 16 | 22 | 443 | 2,478 | 2,921 | 980 | 2,665 | 3,645 | 69.6 |
| 17 | 4,119 | 6 | 16 | 22 | 438 | 2,516 | 2,954 | 980 | 2,665 | 3,645 | 71.7 |
| 18 | 4,000 | 6 | 16 | 22 | 444 | 2,487 | 2,931 | 980 | 2,665 | 3,645 | 73.3 |
| 19 | 3,833 | 6 | 16 | 22 | 393 | 2,523 | 2,916 | 980 | 2,695 | 3,675 | 76.1 |

資料：教育委員会

■児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

| 区分 | | 年 | | | | | |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 総人口(人) | | 144,629 | 144,453 | 144,496 | 144,094 | 143,602 | 143,656 |
| 小学校 20校 | 児童数(人) | 8,346 | 8,276 | 8,250 | 8,238 | 8,227 | 8,219 |
| | 対前年比(%) | 100 | 99 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 学級数 | 293 | 298 | 296 | 292 | 294 | 296 |
| | 1学級当たり児童数 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | 1校当たり人口(人) | 7,231 | 7,223 | 7,225 | 7,205 | 7,180 | 7,183 |
| 中学校 8校 | 生徒数(人) | 4,221 | 4,059 | 4,043 | 3,911 | 3,853 | 3,918 |
| | 対前年比(%) | 102 | 96 | 100 | 97 | 99 | 102 |
| | 学級数 | 126 | 125 | 125 | 123 | 121 | 123 |
| | 1学級当たり生徒数 | 34 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 |
| | 1校当たり人口(人) | 18,079 | 18,057 | 18,062 | 18,012 | 17,950 | 17,957 |

(注)養護学校は除く

資料：教育委員会

■義務教育施設の状況

(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 学校数 | 学級数 | 児童・生徒数 | 1学級当たり児童・生徒数 | 教師数 | 教師1人当たり児童・生徒数 | 屋内運動場 | プール | 柔剣道場 | 校舎(m ²) |
|-----|-----|-----|--------|--------------|-----|---------------|-------|-----|------|---------------------|
| 小学校 | 20 | 296 | 8,219 | 28 | 459 | 18 | 20 | 20 | — | 82,886 |
| 中学校 | 8 | 121 | 3,918 | 32 | 268 | 15 | 8 | 8 | 7 | 44,576 |
| 合計 | 28 | 419 | 12,137 | — | 727 | — | 28 | 28 | 7 | 127,462 |

資料：教育委員会

■市内高等学校の状況

(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 学校数 | 学級数 | 生徒数(人) | | |
|------|-----|-----|--------|-------|-------|
| | | | 男 | 女 | 計 |
| 県立高校 | 5 | 112 | 2,439 | 1,897 | 4,336 |
| 私立高校 | 3 | 107 | 2,189 | 1,708 | 3,897 |
| 合計 | 8 | 219 | 4,628 | 3,605 | 8,233 |

資料：教育委員会

■高等学校への進学状況

| 区分 | | 年 | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 中学校卒業者(人) | | 1,387 | 1,338 | 1,225 | 1,285 | 1,373 | 1,322 |
| 進学者(人) | | 1,343 | 1,297 | 1,193 | 1,249 | 1,350 | 1,290 |
| 進学率(%) | | 96.8 | 96.9 | 97.4 | 97.2 | 98.3 | 97.6 |

(注)養護学校は除く

資料：教育委員会

■大学・短期大学の状況

(平成19年5月1日現在)

| 区分 | 学校数 | 学級数 | 生徒数(人) |
|------|-----|---------------------------------|--------|
| 短期大学 | 1 | 看護学科 | 85 |
| | | 人間生活学科 〃 人間福祉専攻 健康栄養専攻 | 251 |
| | | 保育科 | 389 |
| 大学 | 1 | 産業社会学部 〃 産業情報学科 社会福祉学科 | 666 |
| | | 医療保健学部 〃 理学療法学科 看護学科 | 157 |

※医療保健学部(理学療法学科・看護学科)は平成19年4月に新設

資料：教育委員会

生きる力を育む学校教育の充実

- 1 幼児教育の充実
- 2 特色ある学校づくり
- 3 教育内容の充実
- 4 豊かな心を育む教育の推進
- 5 健康・体力の増進
- 6 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
- 7 特別支援教育の推進
- 8 学校給食の充実
- 9 高校・大学等との連携強化
- 10 学校施設の整備・充実

施策の内容

1 幼児教育の充実

幼児期の子どもの健全な成長に寄与するため、幼稚園・保育所と小学校、地域との相互交流を図り、集団生活に必要な基本的生活習慣や態度及び社会性を養う教育を推進します。

また、幼児の保護者には、家庭教育に必要な心構えや知識、技能を習得する機会を提供します。

2 特色ある学校づくり

学校長のリーダーシップと教職員の資質の向上を図り、特色ある学校づくりを促進します。

また、適切な学校評価を実施し、その結果をふまえて、学校、家庭、地域社会が相互に連携し合う「開かれた学校づくり」を推進します。

3 教育内容の充実

少人数指導やチームティーチング¹を積極的に導入し、基礎基本の確実な定着を図る「わかる授業づくり」の実践、個に応じた指導の充実を図るとともに、話し合い、学び合いを通して学ぶ意欲を高めるための環境を整備します。

また、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、生きる力を育む総合的な学習の展開・充実を図るとともに、幼小中連携教育を推進します。

4 豊かな心を育む教育の推進

宿泊体験学習などの豊かな体験を通して道徳教育を推進します。

また、各校の豊かな心育成コーディネーターを中心に学校、家庭、地域との連携協力を深め、規範意識の高揚と公共マナーの向上を目指し、心の教育を推進するとともに、人権尊重の意識を高め一人ひとりを大切にする教育を推進します。

¹チームティーチング 学級の指導に1人の教員が当たるのではなく、複数の教員がチームを作り、児童生徒の指導に当たる授業形態のこと。

5 健康・体力の増進

体育・スポーツ活動を充実し、生涯にわたる豊かなスポーツライフおよび健康の保持増進の基礎を培う学校体育、学校健康教育を充実します。

6 社会の変化に適切に対応できる教育の推進

社会の変化に適切に対応できるよう、コミュニケーション能力の育成を図る国際理解教育、情報リテラシー²を身につけさせるための情報教育、よりよい環境を創造するための資質を育てる環境教育の充実を図ります。

7 特別支援教育の推進

障害のある幼児・児童・生徒が自分の能力や可能性を伸ばし、自立と社会参加ができるよう特別支援教育の充実を図ります。このため、特別支援コーディネーターを中心とする校内支援員会などの機能的な支援体制の整備に努めます。

8 学校給食の充実

安全で衛生的な学校給食を目指し、給食内容、施設・設備の充実及び運営の効率化を図るため、給食センターの調理業務等を民間へ委託するなど、公設民営化を推進し、新治地区の自校方式をセンター方式に切り替えていきます。

安全・安心な食材を提供するため地産地消に取り組み、食に関する指導の充実に努めます。

9 高校・大学等との連携強化

本市の歴史や地域の特色をテーマとした研究や学習等を推進するため、市内をはじめ近隣の高等学校・大学や専修学校・民間企業・NPOなどとの連携を強化します。

10 学校施設の整備・充実

学校施設の耐震化の推進及び老朽施設の質的整備を図ります。また、多様な学習形態に対応する学校施設の質的向上を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|------------------|------------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 児童の下校時の安全にボランティアで協力してもらっている学校数 | 8校 | 20校 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】地域ぐるみでの子どもの安全確保に向けた取組状況を表す指標です。学校、家庭、地域社会や関係機関との連携により、子どもの安全を守る活動を全小中学校で展開することを目標とします。 | | | | | | |
| 小学校3年間（4年～6年）で読む本の冊数が50冊以上の児童生徒の割合 | 25% | 50% | 国県 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】子どもの学力向上に向けた取組状況を表す指標です。県の事業「みんなにすすめたい1冊の本」と連携し、国語力の一層の向上を図るため、50%を目標とします。 | | | | | | |
| みんないっしょにマナーアップ推進事業への参加者数 | 10,000人 | 15,000人 | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】豊かな心を育む教育の推進状況を表す指標です。教育月間中に全幼稚園、小学校、中学校で実施する「マナーアップ推進事業」への参加者について、現在の1.5倍の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 小中学校の体力テスト総合評価AまたはBの児童生徒の割合 | 小学校30% 中学校30% | 小学校50% 中学校50% | 国県 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】子どもの体力増進のための取組成果を表す指標です。体育の授業や日常の学校生活の中で体力づくりを進め、小中学校とも全生徒の50%を目標とします。 | | | | | | |

²情報リテラシー 情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------|---|
| 生きる力を育む教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ みんなに進めたい1冊の本推進事業（小4～中3）・ 少人数指導の充実（小中学校）・ 宿泊体験学習の実施（中学1年生生徒） |
| 特別支援教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 特別支援TT教諭の配置（幼稚園）・ 特別支援TT教諭の配置（小中学校） |
| 学校施設の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none">・ 計画的な耐震診断調査の実施・ 耐震補強及び大規模改造工事 |

施策を推進する主な所管部署

○教育総務課 ○学務課 ○指導課



桜川探検隊

第2項

自己実現を最大限尊重する生涯学習の振興

現状と課題

- 本市の地区公民館は、8つの中学校区ごとに設置しており、各種講座や教室等の開催をはじめサークル活動が盛んに行われるなど、平成18年度の利用状況は341,427人で、平成14年度の333,988人と比べ、約2.2%の増となっています。
- 高齢化が進む社会で、だれもが生きがいを持ち充実した人生を送るためには、市民の生涯学習への理解と関心を深める必要があります。
- 生涯にわたり学ぶ機会と、学んだ成果を生かす実践の場を提供することが望まれています。
- 地域や家庭における教育力の低下が指摘されており、地域ぐるみの教育力向上が課題となっています。
- 多様化する市民のニーズに応え、専門的な学習の機会を提供するため、高等教育機関との関係強化の必要があります。
- 読書ばなれに歯止めをかけることが求められる中で、子どもの読書活動を社会全体で支援するための施策が必要です。

生涯学習施設の概要

| | 施設名称 | 施設内容 | 面積 (㎡) |
|-------------|----------------|--------------|--------|
| 公 民 館 | 一中地区公民館 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 1,750 |
| | 二中地区公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,223 |
| | 三中地区公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,213 |
| | 四中地区公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,216 |
| | 上大津公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 725 |
| | 六中地区公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,219 |
| | 都和公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,243 |
| | 新治地区公民館 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 1,290 |
| | 荒川沖東部地区学習等供用施設 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 362 |
| | 荒川沖西部地区学習等供用施設 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 334 |
| | 藤沢集会所 | 木造 平家建 | 132 |
| | 図書館 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 1,159 |
| | 土浦石岡地方社会教育センター | 鉄筋コンクリート造4階建 | 1,450 |

資料：教育委員会

■公民館利用者数の推移

(単位：人)

| 公民館名 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一中地区公民館 | 49,884 | 47,066 | 45,926 | 50,078 | 50,933 |
| 二中地区公民館 | 32,875 | 32,612 | 36,022 | 36,292 | 35,204 |
| 三中地区公民館 | 65,284 | 62,365 | 65,224 | 64,330 | 62,627 |
| 四中地区公民館 | 62,465 | 65,841 | 69,012 | 66,231 | 66,742 |
| 上大津公民館 | 12,525 | 14,069 | 14,887 | 14,632 | 13,311 |
| 六中地区公民館 | 43,688 | 47,240 | 50,480 | 52,197 | 53,483 |
| 都和公民館 | 53,784 | 55,529 | 50,390 | 49,285 | 48,086 |
| 新治地区公民館 | 13,483 | 11,057 | 11,115 | 11,048 | 11,041 |
| 合計 | 333,988 | 335,779 | 343,056 | 344,093 | 341,427 |

資料：教育委員会

■図書館蔵書冊数及び利用冊数の推移

(単位：冊)

| 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 蔵書冊数（分館含む） | 191,467 | 194,010 | 199,229 | 211,649 | 217,550 |
| 利用冊数（分館含む） | 310,929 | 314,667 | 327,836 | 311,641 | 320,233 |

資料：教育委員会

施策の体系

自己実現を最大限尊重する 生涯学習の振興

- 1 生涯学習プログラムの充実
- 2 学習成果の還元
- 3 学習情報の提供
- 4 生涯学習の基盤づくり
- 5 生涯学習関連施設の整備・充実
- 6 図書館建設の推進
- 7 仮称「土浦市こども読書推進計画」の策定

施策の内容

1 生涯学習プログラムの充実

子どもから高齢者・障害者・外国人など、だれもが毎日の暮らしの中で学びたいことや、必要としている学習メニューに対応した学習プログラムを企画し、各種教室・講座の学習内容の充実を図ります。

2 学習成果の還元

生涯学習活動の成熟化とともに、その学習成果を地域社会の発展に生かしたいと考える人も多くなってきており、学んだ成果を発表する機会や、その成果を生涯学習事業に生かしていく体制を充実させ、市民が自主的・主体的に生涯学習活動ができるよう支援します。

3 学習情報の提供

生涯学習に関する情報を効果的に収集し、市民にわかりやすく提供できるシステムを充実するとともに、生涯学習に関する相談に適切に対応できる、相談体制の整備を図ります。

4 生涯学習の基盤づくり

生涯学習をより深く理解し、継続的な学習活動を行う人材の育成に積極的に取り組み、学習で得た成果を地域へ還元するシステムの構築と、生涯学習の着実な推進に当たり、市民・行政の双方の協働関係を重視した推進体制の整備を図ります。

5 生涯学習関連施設の整備・充実

地区公民館や生涯学習関連公共施設の利便性向上や効率的な運営に努め、施設の整備・充実を図ります。

市民ニーズに応える学習機会の提供や身近な学習の場として、生涯学習をより活発化し、魅力ある地区公民館活動の推進に努めます。

6 図書館建設の推進

生涯学習等の拠点となる新図書館の建設を推進するほか、地域に密着した分館の整備に努めます。

また、蔵書数や貸出しシステム機能の充実を図るとともに、開館時間の延長や開館日数の増などサービスの向上に努めます。

7 仮称「土浦市こども読書推進計画」の策定

市内の子どもの読書環境を整え、読書とおして言葉を学び、想像力を豊かにし、生きるための力を身につけることを支援する具体的な施策を推進するため、仮称「土浦市こども読書推進計画」を策定します。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|------------|------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 図書館の個人登録者数 | 22,213人 | 50,000人 | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】市民が主体的に生涯学習に取り組んでいる状況を表す指標です。近年減少傾向にありますが、新図書館の整備など魅力ある図書館づくりを一層推進し、50,000人の登録者を目標とします。 | | | | | | |
| 図書館の利用者数 | 101,325人/年 | 400,000人/年 | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】生涯学習拠点の整備成果を表す指標です。新図書館の整備など魅力ある図書館づくりを一層推進し、大幅な利用者の増加を目標とします。 | | | | | | |
| 各地区公民館の利用者数 | 341,427人/年 | 400,000人/年 | 個別 | ◎ | △ | ◎ |
| 【考え方】生涯学習拠点としての公民館の利用状況を表す指標です。学習支援機能の見直し等により、年間10,000人程度の利用者増加を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-------------|---------------------|
| 新図書館の整備 | ・施設整備 ・図書の購入 |
| 地区公民館の整備 | ・新治地区公民館の建設 |
| 生涯学習フェスティバル | ・生涯学習活動の成果発表・講演会の開催 |

施策を推進する主な所管部署

○生涯学習課

第3項

次代を担う青少年の健全育成

現状と課題

- 近年、核家族化や少子化の進行により、社会体験や自然体験が不足したまま成長し、心の豊かさやたくましく生きる力に欠ける若者が増えつつあります。青少年期において、異なる年齢層との出会い・交流や、ボランティア活動等により豊かな社会性を養い、品位ある人格を形成するよう社会活動への参加を促進する必要があります。
- 情報化の進展や生活習慣の変化により、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、家庭内だけでなく、学校、地域社会がそれぞれの持つ教育機能を発揮しながら、互いに連携協力し青少年の非行防止に努める必要があります。
- 些細な問題であっても、早期発見と適切な対処により解決を図るよう相談体制を充実する必要があります。
- 放課後児童クラブは、市内の20小学校のうち15ヶ所に設置されており、平成18年10月で851人が入所しています。
- 放課後児童クラブへの入所希望者は、年々増加傾向にあり、クラブの大規模化が進んでいます。また、指導面においても障害児童の入所など、更なる充実が求められています。そのため、施設整備による大規模化の解消や指導員の研修等を実施し、より充実したクラブ運営が必要です。

■青少年施設の概要

| 施設名 | 敷地面積(m ²) | 建物面積(m ²) | 内 容 |
|---------|-----------------------|-----------------------|---|
| 青少年の家 | 31,619.66 | 1,352.5 | 青少年が共同生活を通して、自分の個性・能力を発見し、より豊かな人間性を培い仲間とともにたくましく育っていく場の提供を行います。 |
| 青少年センター | — | 947.415 | 青少年の健全育成を目的に青少年の豊かな人間形成と健全な生活環境づくり、そして、各種青少年団体相互の連携を図ります。 |

資料：教育委員会

■土浦警察署管内少年事件罪種別検挙人数の推移

| 刑法犯名 | 年 | 検 挙 人 数 (人) | | | | | |
|-------|---|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 強 盗 | | 4 | 0 | 5 | 3 | 1 | 2 |
| 傷 害 | | 13 | 19 | 6 | 11 | 13 | 10 |
| 暴 行 | | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 恐 喝 | | 22 | 9 | 19 | 4 | 13 | 3 |
| 窃 盗 | | 121 | 123 | 92 | 82 | 137 | 130 |
| 占 脱 | | 12 | 11 | 12 | 24 | 40 | 32 |
| そ の 他 | | 9 | 9 | 7 | 4 | 14 | 25 |
| 計 | | 186 | 171 | 142 | 129 | 218 | 204 |

資料：土浦警察署

■児童クラブの開設状況

(平成19年10月1日現在)

| クラブ名 | 開設場所 | 開設年月日 | 定数 | 入級者数 |
|--------------|---------------|-------------|--------|------|
| 土浦小学校児童クラブ | 土浦小学校内余裕教室 | 昭和55年 5月19日 | 90人 | 96人 |
| 下高津小学校児童クラブ | 下高津小学校内専用クラブ室 | 昭和53年 6月 2日 | 90人 | 100人 |
| 東小学校児童クラブ | 中村1区公民館内 | 平成14年 7月10日 | 45人 | 43人 |
| 大岩田小学校児童クラブ | 大岩田小学校内余裕教室 | 平成12年 6月 5日 | 90人 | 103人 |
| 真鍋小学校児童クラブ | 真鍋小学校内余裕教室 | 昭和53年 5月 8日 | 90人 | 89人 |
| 都和小学校児童クラブ | 都和小学校内余裕教室 | 平成19年4月2日移設 | 90人 | 55人 |
| 荒川沖小学校児童クラブ | 荒川沖小学校内余裕教室 | 平成13年 6月15日 | 45人 | 57人 |
| 中村小学校児童クラブ | 中村小学校内余裕教室 | 昭和53年 5月24日 | 45人 | 82人 |
| 土浦第二小学校児童クラブ | 第二小学校内余裕教室 | 平成11年11月 8日 | 45人 | 62人 |
| 上大津東小学校児童クラブ | 上大津東小学校内余裕教室 | 平成15年 4月 8日 | 45人 | 26人 |
| 上大津西小学校児童クラブ | 上大津西小学校内余裕教室 | 平成18年 6月 3日 | 45人 | 13人 |
| 神立小学校児童クラブ | 神立小学校内専用クラブ室 | 昭和52年 6月 9日 | 45人 | 41人 |
| 右朧小学校児童クラブ | 右朧小学校内余裕教室 | 平成13年 3年21日 | 45人 | 65人 |
| 都和南小学校児童クラブ | 都和南小学校内専用クラブ室 | 平成16年 3月 1日 | 45人 | 19人 |
| 乙戸小学校児童クラブ | 乙戸南児童公民館内 | 平成 6年 4月30日 | 45人 | 27人 |
| 藤沢小学校児童クラブ | 藤沢小学校内余裕教室 | 平成 5年 5月 1日 | 63人 | 33人 |
| 山ノ荘小学校児童クラブ | 山ノ荘小学校内余裕教室 | 平成19年 4月 2日 | 45人 | 17人 |
| 合 計 | | | 1,008人 | 928人 |

資料：教育委員会

次代を担う青少年の健全育成

- 1 健全な環境づくりの推進
- 2 健全育成事業の推進
- 3 青少年施設の充実
- 4 放課後児童クラブの充実

施策の内容

1 健全な環境づくりの推進

少年非行の早期発見・未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導活動を行うとともに、青少年や保護者等からの相談に対して適切な助言や指導をする相談活動の充実を図ります。

また、白ポストの設置、有害ポスター・立看板等の排除を行う環境浄化活動を推進します。

2 健全育成事業の推進

青少年団体の育成及び指導者の養成に努めるとともに、親子による創作活動や地域活動を通しての世代間交流の推進を図ります。

3 青少年施設の充実と活用

青少年が共同宿泊生活を通して自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培うための青少年の家の整備を推進するとともに、子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育むため、遊びや学びの場としてのこどもランドの充実に努めます。

4 放課後児童クラブの充実

大規模児童クラブの解消を図るとともに、児童クラブ指導員の確保、養成講座の充実を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|-------------|-----------|-----------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 青少年センター利用者数 | 45,048人/年 | 50,000人/年 | 個別 | ◎ | △ | ◎ |

【考え方】 青少年施設の充実と活用への取組成果を表す指標です。過去5年間の利用者は横ばいですが、施設のPRと運営改善を進めながら、現状の10%増加を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|--------------|
| 放課後児童対策事業 | ・放課後児童クラブの整備 |

施策を推進する主な所管部署

○青少年課

第4項 文化・芸術活動の振興

現状と課題

○本市の文化財は、国指定が国宝を含め11件、県指定が47件、市指定が221件の計279件あり、これら先人から引き継がれた数多くの貴重な歴史的文化遺産や民俗文化財等を適切に保存し、次の世代に継承することが必要です。

○文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさ・うるおいのある日常生活を送りたいという市民が増えてきており、市民一人ひとりが文化芸術活動を実践できる環境づくりが求められています。

○市の芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ機会を提供する必要があります。

■博物館利用者数の推移

(単位：人)

| 施設名 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 博物館 | | 22,359 | 20,292 | 20,105 | 22,263 | 14,797 |
| 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 | | 22,622 | 25,628 | 24,182 | 23,153 | 21,479 |

※平成18年度の博物館利用者数は、展示室改装工事のため9ヶ月間の利用者数

資料：教育委員会

■文化施設の概要

| 施設名 | 施設内容 | 面積(m ²) |
|--------------------|--|---------------------|
| 市民会館 | 鉄筋コンクリート造(3階建) | 5,657 |
| 亀城プラザ | 鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階建) | 7,431 |
| 博物館 | 鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階、地上3階建) | 2,483 |
| ◇ 付属展示館(土浦城東櫓) | 木造瓦葺入母屋造(2階建) | 111 |
| 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 | 考古資料館〔鉄筋コンクリート造(2階建)〕 | 1,765 |
| | 屋外展示〔鉄骨造平家建(貝層断面展示施設)、木造茅葺平家建(竪穴住居3棟)、木造杉皮葺平家建(掘立柱建物)〕 (上高津貝塚ふるさと歴史の広場 総面積49,788) | |
| ◇ 付属展示館(武者塚古墳展示施設) | 鉄筋コンクリート壁構造(小屋部分木造) | 37 |

資料：教育委員会

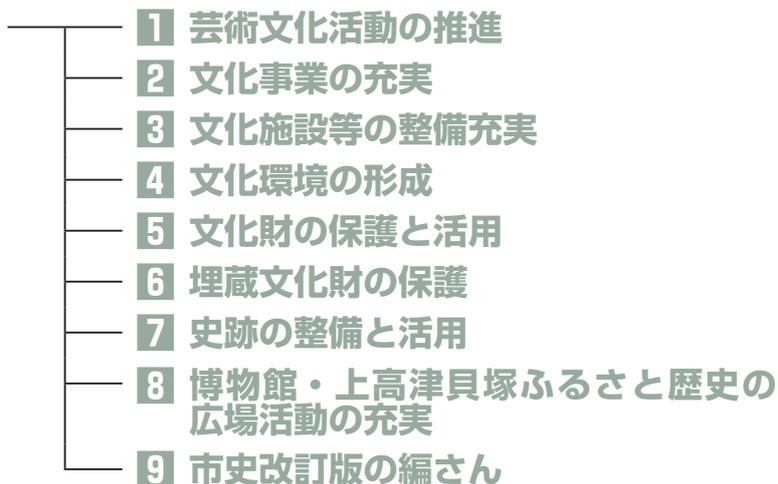
■指定文化財一覧

(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 文化財件数 | 内容 |
|-----|-------|--|
| 国指定 | 1件 | 工芸品(1) |
| | 10件 | 建造物(1) 絵画(1) 彫刻(1) 工芸品(6) 史跡(1) |
| 県指定 | 47件 | 建造物(3) 絵画(4) 彫刻(9) 工芸品(14) 書跡(3) 考古資料(5) 無形民俗(3) 史跡(3) 天然記念物(3) |
| 市指定 | 220件 | 建造物(14) 絵画(11) 彫刻(42) 工芸品(57) 書跡(6) 古文書(5) 考古資料(13) 歴史資料(11) 有形民俗(7) 無形民俗(5) 史跡(41) 名勝(2) 天然記念物(6) |
| 計 | 278件 | |

資料：教育委員会

文化・芸術活動の振興



施策の内容

1 芸術文化活動の推進

市展・文化祭など文化活動の推進を図るとともに、イベントや文化団体の活動、施設利用などの情報提供に努め、さらに、各種文化団体の育成と自主的活動を支援し、芸術文化の振興と文化意識の高揚を図ります。

2 文化事業の充実

市展・文化祭・土浦薪能・市民会館自主文化事業等の内容の充実を図るとともに、既存の文化施設等を活用して多彩な文化的行事を開催し、市民が優れた芸術・文化を学び鑑賞する機会と創作、発表する機会の拡充に努めます。

3 文化施設等の整備充実

市民の文化活動の基盤である文化施設を、より高い文化性を持ちうるように整備するとともに、市民の文化活動に対して、場の提供や機会の拡充に努めます。

4 文化環境の形成

文化環境の形成を促進するため、新たな公共施設の整備や既存施設の改築などに当たっては、文化的要素を積極的に取り入れるなど、文化的視点に立った施策の展開に努めます。

5 文化財の保護と活用

国・県・市指定文化財の保護活用と市民の共有財産である文化財の愛護思想の普及と伝統芸能の継承に努めます。

6 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、記録保存と出土品の整理保存や展示公開に努めます。

7 史跡の整備と活用

本市の歴史的シンボルとして、県指定史跡である土浦城址の整備を図るとともに、国指定史跡上高津貝塚をはじめ、指定史跡の整備と活用に努めます。

8 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実

市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、博物館や上高津貝塚ふるさと歴史の広場の活動を充実させるとともに、郷土の考古・歴史・民俗などに関する資料を収集保存し展示公開に努めます。

9 市史改訂版の編さん

第一次「土浦市史」の刊行以降、新たに発見された資料と継続してきた各種調査を踏まえて新たに新治地区の調査を進め、多角的な側面から編んだ第二次「土浦市史」を刊行します。

市史別編図書として、色川三中や長島尉信いろかわみなか なかじまやすのぶなど地域の形成に貢献した人物の資料やテーマに即した資料・解説書を刊行し、歴史及び文化資料の充実に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-----------|-----------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 市展出展数 | 405点 | 現状値以上 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】芸術文化活動の推進成果を表す指標です。芸術や文化により身近に触れる機会を確保するため、市展を広く周知し、現状以上の方に参加してもらうことを目標とします。 | | | | | | |
| 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の利用者数 | 45,416人/年 | 48,000人/年 | 個別 | ○ | △ | ◎ |
| 【考え方】市民の歴史や文化への意識高揚に向けた取組成果を表す指標です。地域の歴史や文化への意識の高揚を図るため、利用者数を現状値より約5%増とすることを目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|--------------------|---|
| 美術品展示室の整備・活用 | ・収蔵美術品の展示活用及び展示施設の提供 |
| 文化事業の充実 | ・市民会館自主文化事業の充実 ・土浦薪能の開催 |
| 文化財の保護と活用 | ・指定文化財の紹介及び書籍の刊行 |
| 市史改訂版の編さん | ・第二次「土浦市史」の刊行 |
| 第23回国民文化祭・いばらき2008 | ・洋舞フェスティバル、映像文化フェスティバル、霞ヶ浦・水の文化フェスティバルの開催 |

施策を推進する主な所管部署

○文化課



土浦薪能

第5項

すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 本市では、川口運動公園、新治運動公園、霞ヶ浦文化体育館、市立武道館など各種体育施設の整備を進めるとともに、スポーツ施設予約システムの導入により、市民の利便性の向上や施設利用の促進を図るほか、学校体育施設の市民への開放を積極的に進め、スポーツ活動の促進と参加機会の拡充に努めています。
- 健康づくり、仲間づくり、生きがいをづくりの一環としてスポーツを楽しむ人を支援するため、スポーツ教室の開催や指導者の育成を図る必要があります。
- 市民の多様なニーズに応えるため、民間活力を生かし、スポーツクラブ等の充実が課題です。
- 子どもから高齢者まで、だれもがスポーツに親しめる機会を提供するため、現在の体育施設を改修するなど利用しやすい環境をつくることが求められています。
- 霞ヶ浦や筑波山麓などの自然環境の下でスポーツに親しめるという本市の特性をPRし、市民のスポーツ振興と観光客招致の両方を結びつけた施策を進める必要があります。



かすみがうらウォーキング



高齢者スポーツ大会

■体育施設の概要

| 施設名 | 敷地面積 (㎡) | 施設概要 |
|-------------------|---------------|---|
| 川口運動公園 陸上競技場 | 35,395 | 日本陸連第三種公認、収容人員 15,000 人 トラック 1 周 400m、8 コース等 |
| 〃 〃 野球場 | 21,110 | 収容人員 11,500 人 センターライン長 122m、ファウルライン長 99m |
| 〃 〃 庭球場 | 7,241 | 収容人員 1,800 人 クレーコート 6 面 全天候型ハードコート 2 面 |
| 神立公園野球場 | 16,873 | 野球場 2 面 照明塔 6 機 センターライン長 105m 両翼 85m |
| 中貫公園運動広場 | 6,500 | 多目的運動広場（サッカー、ソフトボール、少年野球） |
| 霞ヶ浦文化体育館（水郷体育館） | 延床面積 7,605 | 観覧席（仮設含む）2,019 席 大体育館（バレーコート 3 面、バスケットコート 2 面） 小体育館（バレーコート 1 面、バスケットコート 1 面） |
| 霞ヶ浦総合公園 水郷プール | 17,943 | 水面積 3,935 ㎡、ちびっ子プール、流水プール 1 周 294.39m 多目的プール 50 m× 8 コース |
| 〃 〃 庭球場 | 25,000 | テニスコート 9 面（全天候型砂入り人工芝） 管理棟、駐車場、壁打ち等 |
| 〃 〃 お祭広場 | 19,500 | サッカー場 1 面 |
| 〃 〃 多目的広場 | 28,000 | ソフトボール場 2 面 |
| 〃 〃 相撲場 | 180 | 屋根付き相撲場 |
| 荒川沖地区野球場 | 9,939 | 野球場 1 面 センターライン長 90m 両翼 85m |
| 南部地区市民運動場 | 17,345 | 野球場 1 面 サッカー 1 面 |
| 土浦市武道館 | 1,427 | 鉄筋、鉄骨造 3 階建延床面積 1476.47㎡ 1 階弓道場、会議室、事務室等 512.57㎡ 2 階柔道場、更衣室等 478.95㎡ 3 階剣道場、更衣室等 484.95㎡ |
| 乙戸ファミリースポーツ公園テニス場 | 2,000 | 全天候型ハードコート 3 面 |
| 市民運動広場 | 95,591 | 多目的広場（サッカー場、ラグビー場、）野球場 2 面 ゲートボール場 6 面、自由広場（野球サブグラウンド等） |
| 木田余地区市民運動広場 | 23,800 | 多目的運動広場（少年野球、ソフトボール、サッカー等） |
| 新治運動公園 | 112,189 | 多目的運動広場（サッカー 1 面、ソフトボール 2 面） テニスコート 4 面 |
| 新治トレーニングセンター | 1,421 | バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面 |
| 本郷グラウンド | 12,371 | 野球場 1 面 |
| 新治柔剣道場 | 379 | 柔道場 1 面、剣道場 1 面 |

資料：教育委員会

■体育施設利用者数の推移

(単位：人)

| 施設名 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 川口運動公園 陸上競技場 | | 23,794 | 10,739 | 17,200 | 17,547 | 13,012 |
| 〃 〃 野球場 | | 5,535 | 5,638 | 9,595 | 8,640 | 14,395 |
| 〃 〃 庭球場 | | 11,722 | 14,108 | 6,860 | 6,370 | 4,305 |
| 神立公園野球場 | | 10,210 | 8,908 | 9,388 | 10,909 | 8,786 |
| 中貫公園運動広場 | | 983 | 763 | 1,251 | 1,658 | 1,695 |
| 霞ヶ浦文化体育館(水郷体育館) | | 109,028 | 91,756 | 107,073 | 112,287 | 143,336 |
| 霞ヶ浦総合公園 水郷プール | | 72,768 | 48,722 | 64,671 | 66,372 | 52,871 |
| 〃 〃 庭球場 | | 48,234 | 49,195 | 50,432 | 51,343 | 50,856 |
| 〃 〃 お祭広場 | | 5,214 | 8,093 | 8,738 | 8,488 | 6,177 |
| 〃 〃 多目的広場 | | 16,119 | 22,557 | 17,328 | 16,644 | 19,674 |
| 〃 〃 相撲場 | | 100 | 70 | 60 | 50 | — |
| 荒川沖地区野球場 | | 5,145 | 5,447 | 3,798 | 6,149 | 4,892 |
| 南部地区市民運動場 | | 12,275 | 14,060 | 15,249 | 15,835 | 14,152 |
| 土浦市武道館 | | 35,401 | 37,376 | 38,111 | 39,809 | 41,749 |
| 乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート | | 6,984 | 4,524 | 3,498 | 5,275 | 5,151 |
| 市民運動広場 | | 28,302 | 30,057 | 25,443 | 26,474 | 17,479 |
| 木田余地区市民運動広場 | | 6,747 | 6,879 | 7,754 | 6,802 | 6,559 |
| 新治運動公園 | | 8,284 | 10,485 | 14,323 | 18,389 | 18,315 |
| 新治トレーニングセンター | | 15,378 | 12,955 | 13,338 | 9,874 | 8,856 |
| 本郷グラウンド | | 1,260 | 1,130 | 1,544 | 1,735 | 1,780 |
| 新治柔剣道場 | | 7,750 | 9,000 | 9,750 | 9,500 | 8,200 |
| 合計 | | 431,233 | 392,462 | 425,404 | 440,150 | 442,240 |

資料：教育委員会

施策の体系

すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② 競技スポーツの充実
- ③ スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

施策の内容

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民のスポーツ活動やスポーツを通じた健康づくり及び市民相互の親睦や交流のため、各種スポーツ大会や講習会の開催・運営など、市民の自発的なスポーツ活動を支援します。

筑波山麓におけるスカイスポーツや霞ヶ浦のウォータースポーツ、豊かな自然を活用したアウトドア活動など、地域の資源を生かした多様なレクリエーション活動の充実に努めます。

ゲートボールなどの高齢者スポーツの普及や障害者のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

2 競技スポーツの充実

かすみがうらマラソン大会兼国際盲人マラソンかすみがうら大会などの各種スポーツ大会の充実に努めるとともに関係団体の活動支援や地域に密着した団体の育成を図ります。

また、体育協会と連携の下、スポーツクラブの育成指導などを推進し、選手育成と競技力の向上を図ります。

3 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

既存施設の整備・充実を図るとともに、その有効な活用を推進します。

また、市民の日常の運動、散歩、休息の場として、総合公園、運動公園の整備・充実に図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--|------------|------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| かすみがうらマラソン大会兼国際盲人マラソンかすみがうら大会参加者数 | 8,963人 | 15,000人 | 個別 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 競技スポーツやスポーツ大会の充実への取組成果を表す指標です。ノーマライゼーションの実践や国際協力を図る場として今後も充実を図り、参加者を15,000人に増加することを目標とします。 | | | | | | |
| 体育施設利用者数 | 442,240人/年 | 458,000人/年 | 個別 | ◎ | ○ | ◎ |
| 【考え方】 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実への取組成果を表す指標です。現状より約3.5%増を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-----------------------------------|
| マラソン大会の充実 | ・かすみがうらマラソン大会兼国際盲人マラソンかすみがうら大会の充実 |

施策を推進する主な所管部署

○スポーツ振興課



第6項

市民の国際感覚と国際理解の促進

現状と課題

○市内在住外国人が増加傾向にあり、円満な地域のコミュニティ創出やお互いに情報交換できる環境づくりが必要です。

また、外国人も一市民としてまちづくりや地域の行事にも参加できるよう相互理解を進める必要があります。

○国際化が進む中で、国際性豊かな青少年育成を拡充するため、外国人との積極的な交流等による一層の相互理解が必要です。

○青少年の幅広い視野と豊かな情操を育むため、社会体験や友好都市等との交流を進める必要があります。

さらに、交流を幅広く展開し地域の活性化に繋げるためには、市民や民間団体の主導による相互交流が重要です。

施策の体系

市民の国際感覚と国際理解の促進



施策の内容

1 国際交流の推進

国際理解のための講座やイベントなどを通して、市民の国際感覚を高め、国際相互理解を推進します。

また、友好都市フリードリッヒスハーフェン市との関係を拡充し、より一層の交流の充実を図ります。

2 多文化共生の推進

本市に居住する外国人との共生を目指して、日本語教師ボランティアを養成し、外国人子弟への日本語教室を実施するなどの充実を図ります。

3 国際理解の教育の充実

小中学校などを対象に実施する国際理解のための講座や学習活動の充実により、国際化に対応できる人材の育成を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 国際交流スタッフ・ボランティア人数 (人口1,000人当たり) | 0.23人 | 1.00人 | 個別 | ◎ | ○ | ◎ |
| 【考え方】国際交流の推進状況を示す指標です。国際交流や多文化共生の担い手としてボランティア活動に参加できる環境の充実を図り、人口1,000人当たり1.0人を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|-----------|
| 国際化への対応 | ・中学生の海外派遣 |

施策を推進する主な所管部署

○生涯学習課



国際交流

第 6 節

人と環境にやさしい循環型 社会づくり



第1項

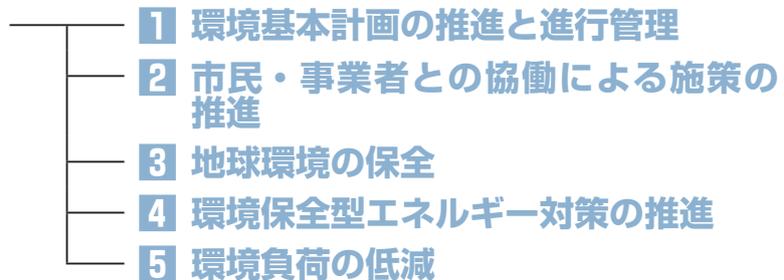
持続可能な地球環境の保全

現状と課題

- 環境保全に対する市民・事業者の関心は高く、自主的な環境美化活動が展開されていますが、今後も、市民・事業者・市の三者が連携を強めて、環境基本計画の推進を図り、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 環境基本計画の進捗状況を管理するための進行管理委員会を組織するなど、適正な運用管理を図る必要があります。
- 地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模での環境問題に対し、国際的協調のもと、国、県との協働により、積極的な対応を図る必要があります。特に地球温暖化防止対策については、その必要性が国際的に高まる中、本市においても率先して省エネルギーの推進や新エネルギーの活用を検討するなど、地球規模の環境保全を図る必要があります。
- 市も一事業者との認識のもと、土浦市役所環境保全率先実行計画や平成18年度に認証取得したISO14001¹に基づき、環境負荷の低減を図る必要があります。

施策の体系

持続可能な地球環境の保全



施策の内容

1 環境基本計画の推進と進行管理

市の取組については、担当部署の明確化及び率先推進を行うとともに、市民・事業者の取組については広範なPRによる確実な推進を図ります。

また、進行管理委員会を組織し、計画の進捗状況を管理します。

2 市民・事業者との協働による施策の推進

市民・事業者・市民団体の代表で組織されている環境基本計画推進協議会との協働により、市民、事業者、市が一体となった取組を推進します。

¹ISO14001 組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に引き止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格のこと。

3 地球環境の保全

市役所環境保全率先実行計画やISO14001に基づく環境マネジメントシステム²の有効活用により、温室効果ガスの削減を図ります。

また、市が行うすべての事務事業について省資源・省エネルギー化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

4 環境保全型エネルギー対策の推進

地球環境問題を地域から推進するため、省資源・省エネルギーの取組を更に進めるとともに、新エネルギーの活用についても検討し、環境保全型エネルギーの推進を図ります。

5 環境負荷の低減

市役所自らが一つの事業所としての立場に立ち、新治地区を含めた組織・施設について、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムにより、自らが行う事務事業における環境負荷の低減を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 市民・事業者・市の三者ごとの主体別行動計画の取組率 | 市民 62% 事業者 51% 市 66% | 市民 70% 事業者 60% 市 75% | 計画 | ◎ | ◎ | ◎ |

【考え方】関係者が一体となった環境にやさしいまちづくりへの取組状況を表す指標です。環境基本計画に定める主体別行動計画の取組状況の約10%向上を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|-------------------------------------|
| 環境基本施策の推進 | ・環境基本計画に基づく環境施策の計画的な推進 ・ISO認証の維持 |

施策を推進する主な所管部署

○環境保全課



新エネルギー
(ひまわり燃料)の活用

²環境マネジメントシステム 企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

第2項

恵まれた自然環境の保全

現状と課題

○近年、身近な里山や水路・ため池などの減少や余暇時間の増加に伴い、自然とのふれあいを求める人が増加しています。

また、暮らしや産業を支える水の環境を守ろうという意識も高まりつつあります。

こうした気運を、自然体験や環境学習等を通じて高め、貴重な自然環境を保全するという運動に広げていく必要があります。

○霞ヶ浦は、貴重な自然環境であり、水質浄化は県も含めての最大の課題ですが、ここ10年間は横ばい状態であり、改善には至っていないのが現状です。

水質汚濁原因の約5割は、生活排水や事業系排水など人為的要因ですが、近年は農地・山林・市街地等の面源負荷が増大傾向にあります。

このため、水質の改善や砂浜の創生、ヨシ原の復元など自然の再生等に向けた取組に

ついて、市民・事業者・研究者そして行政がパートナーシップを構築し、推進していく必要があります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用が重要となっています。

○本市の貴重な自然環境である筑波山麓については、森林管理が適正に行われず、放置された森林が増加しているため、水源かん養機能の低下に対する対策を実施する必要があります。

○農山村部においては、集落の力によって良好な自然環境が守られてきましたが、集落の機能が低下し、農地や農業用水などの保全が難しくなっています。

一方、市民の環境への関心が高まっており、地域ぐるみで農地や水を守ろうという取組を支援する必要があります。



そば畑

■霞ヶ浦の水質(COD¹)

(単位：mg/ℓ)

| 水域 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 西 浦 | | 7.3 | 7.5 | 7.8 | 7.6 | 8.2 |
| 北 浦 | | 7.8 | 7.7 | 8.3 | 7.7 | 8.4 |
| 常陸利根川 | | 7.8 | 7.2 | 7.7 | 7.4 | 8.1 |
| 平均 | | 7.5 | 7.5 | 7.9 | 7.6 | 8.2 |

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

資料：茨城県(環境対策課)

■霞ヶ浦の水質(全窒素²)

(単位：mg/ℓ)

| 水域 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------|----|------|------|------|-----|------|
| 西 浦 | | 0.96 | 0.95 | 1.2 | 1.1 | 0.99 |
| 北 浦 | | 0.86 | 0.88 | 1.5 | 1.1 | 0.93 |
| 常陸利根川 | | 0.97 | 0.84 | 0.92 | 1.0 | 0.83 |
| 平均 | | 0.93 | 0.91 | 1.2 | 1.1 | 0.93 |

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

資料：茨城県(環境対策課)

■霞ヶ浦の水質(全りん³)

(単位：mg/ℓ)

| 水域 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 西 浦 | | 0.12 | 0.11 | 0.10 | 0.11 | 0.10 |
| 北 浦 | | 0.095 | 0.099 | 0.13 | 0.092 | 0.11 |
| 常陸利根川 | | 0.087 | 0.083 | 0.088 | 0.093 | 0.096 |
| 平均 | | 0.11 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

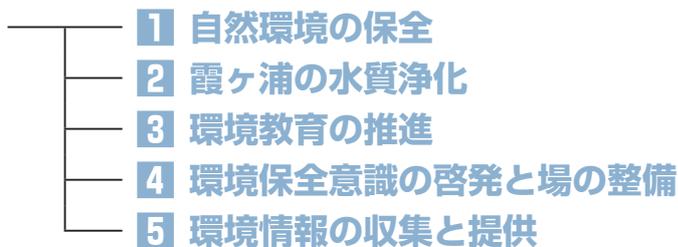
資料：茨城県(環境対策課)

¹COD Chemical Oxygen Demandの略。和訳すると化学的酸素要求量という意味で、水の汚れの度合いを表す値として用いられ、酸化剤(過マンガン酸カリウム)を使用して測定する。COD値が高いと、水中の物質が酸素を奪うことにより水中の酸素が足りなくなり、魚の生息が難しくなり、自然浄化作用も止まってしまう。

²全窒素 水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びタンパク質、アミノ酸、ポリペプチド、尿素等有機性窒素の総量。全窒素は、動物及び植物に由来しているもので、全ての水に含まれている。また、生活排水、工場排水、畜産、排水等の混入により増加する。

³全りん 水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。水中のりん化合物には、地質由来のものや動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。

恵まれた自然環境の保全



施策の内容

1 自然環境の保全

霞ヶ浦から筑波山麓に至る自然環境を保全するため、総合的な施策を推進します。大気環境・水環境や生態系の保全を図るとともに、民間の環境保全活動を支援します。

また、家庭排水対策の強化、流入河川の浄化、農地・農業用排水路の保全に努めます。

さらに、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例などによる適正指導に努め、残された貴重な自然環境や谷津田の保全を図ります。

2 霞ヶ浦の水質浄化

水質浄化のため、家庭排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型合併処理浄化槽事業の推進に加え、流入河川の浄化対策の推進、水辺景観事業の推進と自然浄化機能の活用など広域的な水質浄化対策についても、霞ヶ浦問題協議会との連携を強化するなど積極的に取り組みます。

また、霞ヶ浦への関心と水質浄化の気運の醸成を目指し、訪れた人々が気軽に「霞ヶ浦」と触れ合うことのできる砂浜の創生を促進します。

3 環境教育の推進

協働による環境保全への取組を推進するため、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要となることから、学校教育や生涯学習、事業所における研修などあらゆる機会を通じた環境教育や環境学習の充実を図ります。

4 環境保全意識の啓発と場の整備

関係機関及び市民団体等との連携強化に努める外、学校教育や生涯学習を通じて環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用を図るとともに、野外フィールドの整備を促進します。

5 環境情報の収集と提供

環境情報を収集し、各種環境教育の場や、環境白書、市ホームページなどを通じて周知を図るとともに、政令市として自動車騒音常時監視を実施します。

また、公共用水域の水質測定、ダイオキシン⁴類測定等の環境調査を定期的実施し、監視を強化します。

⁴ダイオキシン 無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けないが、脂肪などには溶けやすいという性質を持つ。炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で、意図せずに発生し、人工物質としては、最も強い毒性をもつ物質である。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|------------------|-------------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 監視検査事業所数 基準超過事業所数 | 31 事業所 12 事業所 | 37 事業所 0 | 法 | △ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 事業所系排水対策への取組状況を表す指標です。現状値より 20%多い事業所への監視検査の実施と基準超過事業所の絶無を目標とします。 | | | | | | |
| 浄化施設放流水 BOD の河川環境基準達成率 | 80% | 100% | 国県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 【考え方】 霞ヶ浦の水質浄化に向けた取組成果を表す指標です。家庭排水路浄化施設放流水の全水質検査において、河川水質での環境基準である BOD2 mg / ℓ 以下の達成を目指します。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------|--|
| 霞ヶ浦の水質浄化 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界湖沼会議への参加 ・湖岸域の砂浜整備促進 |
| 環境情報の収集と提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音常時監視事業 |
| 環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進 |

施策を推進する主な所管部署

- 環境保全課



河川の水質調査

第3項

ごみ処理の適用化とリサイクルの推進

現状と課題

- ごみ処理については、社会経済情勢の動向や生活様式の変化に即したごみ処理体制や、各種リサイクル法に対応した循環型社会形成の確立が強く求められています。
- 本市のごみ量は、ここ数年減少傾向を示していますが、更なる減量とリサイクルを推進するため、今後も排出者に対し、資源物の分別やごみの分け方・出し方の指導強化による意識の高揚を図るなど、なお一層啓発事業を充実する必要があります。
近年、多種多様な廃棄物が発生しており、処理困難物については販売店による回収の検討や、事業系ごみの適正処理の指導強化も必要となっています。
- ごみ処理施設については、現在の焼却施設が稼動開始から15年を経過しており、施設の老朽化が課題となっています。設備の維持補修費用が年々増加傾向にあり、焼却炉の経年劣化に伴うガス冷却室およびダクト・耐火物の改修を行い、施設の延命化を図っています。
- 今後、将来の施設更新計画を策定するうえで、リサイクル施設・リサイクルプラザなどの併設により、効率的な処理が行える廃棄物循環型処理施設¹の構築や、併せて広域化も視野に入れて検討していく必要があります。
- 管理型最終処分場については、焼却灰を安全に処理するため、適切な覆土や堰提工事の実施、水処理施設の設備の点検、補修など、計画的な維持管理を行っていく必要があります。
- 資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化、資源リサイクルを推進するため、ごみ処理基本計画に基づいた施策を着実に推進していくことが重要です。
- 合併により新治区域が新たに加わりましたが、ごみ処理体制が異なるため、今後、制度の整合を図っていくことが課題です。

¹廃棄物循環型処理施設 一般廃棄物を安定的、経済的、衛生的かつ安全に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び副生成物をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる施設のこと。

■ごみ収集の状況

土浦区域

(単位：t、%)

| 区分 | | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭系 | 収集量 | | 36,487 | 36,940 | 36,237 | 36,657 | 36,752 |
| | 伸び率 | | △ 3.5 | 1.2 | △ 1.9 | 1.2 | 0.3 |
| 事業系 | 収集量 | | 23,388 | 22,843 | 21,560 | 21,715 | 21,168 |
| | 伸び率 | | △ 1.9 | △ 2.3 | △ 5.6 | 0.7 | △ 2.5 |
| 合 計 | 収集量 | | 59,875 | 59,783 | 57,797 | 58,372 | 57,920 |
| | 伸び率 | | △ 2.8 | △ 0.2 | △ 3.3 | 1.0 | △ 0.8 |

新治区域

(単位：t、%)

| 区分 | | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----|-----|----|-------|-------|--------|-------|--------|
| 家庭系 | 収集量 | | 2,085 | 2,092 | 2,048 | 2,394 | 2,078 |
| | 伸び率 | | 3.9 | 0.3 | △ 2.1 | 16.9 | △ 13.2 |
| 事業系 | 収集量 | | 725 | 988 | 706 | 907 | 788 |
| | 伸び率 | | 13.1 | 36.3 | △ 28.5 | 28.5 | △ 13.1 |
| 合 計 | 収集量 | | 2,810 | 3,080 | 2,754 | 3,301 | 2,866 |
| | 伸び率 | | 6.2 | 9.6 | △ 10.6 | 19.9 | △ 13.2 |

※土浦区域は可燃及び粗大ごみ、新治区域は可燃及び粗大ごみの合計

※新治区域の可燃ごみは空き缶とともに収集しているため、資源物扱い

資料：環境衛生課

■ごみ総排出量の推移

土浦区域

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 (人) | | 135,464 | 135,120 | 135,380 | 135,058 | 134,724 |
| 総排出量 (t) | | 62,383 | 62,130 | 60,157 | 60,844 | 60,315 |
| 1人1日当たり (g) | | 1,262 | 1,260 | 1,214 | 1,234 | 1,227 |

新治区域

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人 口 (人) | | 9,324 | 9,284 | 9,232 | 9,002 | 8,979 |
| 総排出量 (t) | | 3,212 | 3,433 | 3,078 | 3,626 | 3,205 |
| 1人1日当たり (g) | | 944 | 1,013 | 911 | 1,104 | 978 |

※人口は各年度10月1日現在の常住人口、総排出量は各年度末現在

※ごみ総排出量 = 収集量 + 直接搬入量 (集団回収量は含まない)

資料：環境衛生課

■リサイクル率の推移

土浦区域

(単位：%)

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------|----|------|------|------|------|------|
| リサイクル率 | | 13.0 | 12.4 | 12.4 | 12.5 | 12.4 |

新治区域

(単位：%)

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------|----|------|------|------|------|------|
| リサイクル率 | | 19.0 | 15.3 | 16.8 | 16.7 | 16.4 |

※家電リサイクル法及び食品リサイクル法などによる民間事業者の行うリサイクル量は含まない

※リサイクル率(土浦区域) = (分別収集量 + 施設回収量 + 集団回収量) / (ごみ総排出量 + 集団回収量) × 100

リサイクル率(新治区域) = (資源回収量 + 集団回収量) / (ごみ総排出量 + 集団回収量) × 100

資料：環境衛生課

ごみ処理の適正化と リサイクルの推進

- 1 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進
- 2 資源物のリサイクル推進の強化
- 3 安全かつ適正な処理体制の整備
- 4 環境(ごみ)教育の推進
- 5 市民・事業者・市の三者による協働
- 6 ごみ処理施設の更新
- 7 最終処分場の適正管理の推進
- 8 施設の延命化対策

施策の内容

1 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進

生ごみの減量化、販売店回収の活用、過剰包装の自粛等による、家庭系ごみの発生及び排出抑制を図ります。

また、事業系ごみについても、事業者の協力を得ながら、適正排出の指導による減量化を推進します。

2 資源物のリサイクル推進の強化

分別収集の強化・充実及び子ども会廃品回収事業の継続支援等による家庭系ごみのリサイクルを推進するとともに、事業系ごみについても、適正な自己処理の指導とリサイクルの推進を図ります。

3 安全かつ適正な処理体制の整備

焼却施設及び最終処分場等の、ごみ処理体制を充実するとともに、処理困難物の適正処理のため、関係機関等との連携を強化します。

また、効率的かつ安定的なごみ処理を確保するため、ごみ処理施設の広域化等も含めた多角的な検討を行います。

4 環境(ごみ)教育の推進

ごみの減量、リサイクル等の意識の向上を図るため、インターネット・広報紙等での啓発事業を推進するとともに、出前講座及び小中学校における総合学習での取組等、環境教育の推進を図ります。

5 市民・事業者・市の三者による協働

ごみの減量・リサイクル活動を円滑に推進するため、市民・事業者・市の三者が協働して行動するとともに、地域住民、さわやか環境推進員との連携を強化します。

また、他の自治体との情報交換、連携の強化に努めます。

6 ごみ処理施設の更新

将来の焼却施設の更新に向けて、立地条件、施設規模、付帯施設などを調査・検討するため、検討組織を早期に立ち上げていきます。

7 最終処分場の適正管理の推進

最終処分場の施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した施設の適正な運営を図ります。

8 施設の延命化対策

焼却施設並びに最終処分場における設備機器の経年劣化や老朽化に対し適切な維持管理と補修を行い、施設の延命化を図ります。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|--------|-------------------------------------|--|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ごみ総排出量 | 土浦区域 60,315 t 新治区域 3,205 t | 土浦区域 55,757 t 新治区域 2,815 t (平成23年度末) | 計画 | ◎ | ◎ | ◎ |

【考え方】市全体のごみの排出抑制への取組成果を表す指標です。土浦市ごみ処理基本計画に基づき、平成12年度のごみ総排出量に比べ土浦区域は15%削減、新治区域は5%削減を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------------|
| ごみ処理基本計画の推進 | ・ごみ処理基本計画策定による各種施策の推進 |
| ごみ減量化・リサイクルの促進 | ・分別収集の拡大 ・情報提供と啓発事業の展開 |
| 清掃センター主要設備の大規模改修 | ・計画的な主要設備の改修工事 |

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課



清掃大作戦

第4項

環境美化と環境衛生の推進

現状と課題

- 生活環境の保全に対する市民の関心は高く、様々な環境美化活動が展開されており、今後とも、市民と行政が連携を強化し、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 現在の市営斎場は施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、新たな施設の整備について、調査検討を行う必要があります。
- 衛生センターについては、特に施設の老朽化が著しいため、適切な維持管理を施しながら、施設の延命化対策を講じていく必要があります。
- 市営霊園は、販売区画の減少により、市民の墓地需要に応じられない状況になることが予測されることから、市民ニーズに合わせて新たな墓地区画の整備が必要となっています。
なお、今泉第二霊園の販売計画については、社会環境等の変化に対応した見直しを図っていく必要があります。

■し尿処理の状況

(単位：kℓ、%)

| 区分 | | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿 | 収集量 | | 8,568 | 8,144 | 7,800 | 7,093 | 6,522 |
| | 伸び率 | | △ 7.45 | △ 4.95 | △ 4.22 | △ 9.06 | △ 8.05 |
| 浄化槽汚泥 | 収集量 | | 9,261 | 9,064 | 8,338 | 8,413 | 7,573 |
| | 伸び率 | | △ 8.41 | △ 2.13 | △ 8.01 | 0.89 | △ 9.98 |
| 合計 | 収集量 | | 17,829 | 17,208 | 16,138 | 15,506 | 14,095 |
| | 伸び率 | | △ 7.95 | △ 3.48 | △ 6.22 | △ 3.92 | △ 9.10 |

資料：環境衛生課

環境美化と環境衛生の推進



施策の内容

1 衛生センターの整備

老朽化した機械、設備等の計画的な整備を行うとともに、適正な定期保守点検による機械、設備の延命化への取組を進めます。

2 市営斎場の整備

老朽化が著しい市営斎場については、より一層の利便性向上を図るため、市民ニーズに合わせた新斎場の整備を推進します。

3 市営霊園の整備

市民の利用ニーズが多様化する中、墓地区画にバリエーションを持たせるなど、市民の墓地需要を的確にとらえた整備を図ります。

また、核家族化等時代の変化に伴う利用者ニーズに合わせて、墓地使用許可期間の見直しを検討します。

4 環境美化の推進

環境美化運動や清掃大作戦等の活動を通して市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町内会、地区市民委員会活動等との連携を強化します。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|---------|-------------|
| 市営斎場の整備 | ・市営斎場建替整備事業 |
| 市営霊園の整備 | ・今泉霊園整備事業 |

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課

第5項

安定した上水道の供給

現状と課題

- 水道は、健康で文化的な生活や様々な社会経済活動を支える上で欠かすことができない基礎的な施設です。
- 本市の上水道は第一次拡張計画による未給水区域への効果的な配水管布設の推進により、平成18年度末の人口普及率は92.7%となっており、一部の地域を除きおおむね市内全域に普及しています。
- 今後も水需要の伸びが見込まれる中で、安全でおいしい水を安定して供給するため、水質の管理や適正な水圧の確保、老朽管や老朽施設の更新、さらに、地震等の災害に強い水道施設の整備を進めていく必要があります。
- 経営面では公営企業として、収支バランスのとれた安定した経営が求められており、経営の健全化を推進し、効率的な事業運営に努める必要があります。

■水道の普及状況

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 給水区域内人口(人)※ | | 144,172 | 144,189 | 143,925 | 143,262 | 143,412 |
| 給水人口(人) | | 129,373 | 130,089 | 131,626 | 131,813 | 132,942 |
| 普及率(%) | | 89.7 | 90.2 | 91.5 | 92.0 | 92.7 |
| 1日最大給水量(m ³) | | 46,846 | 45,544 | 48,303 | 44,519 | 49,311 |
| 1日平均給水量(m ³) | | 40,494 | 40,193 | 40,826 | 41,332 | 42,529 |
| 1人1日最大給水量(ℓ) | | 362 | 350 | 367 | 338 | 371 |
| 1人1日平均給水量(ℓ) | | 313 | 309 | 310 | 314 | 320 |

※給水区域内の人口は各年度3月31日現在

資料：水道課

■用途別使用水量の推移

| 区分 | 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家事用(千m ³) | | 9,598 | 9,557 | 9,755 | 9,833 | 9,820 |
| 団体用(千m ³) | | 1,767 | 1,689 | 1,762 | 1,749 | 1,631 |
| 営業用(千m ³) | | 2,256 | 2,023 | 2,130 | 2,122 | 2,563 |
| 工業用(千m ³) | | 88 | 75 | 74 | 79 | 108 |
| その他(千m ³) | | 35 | 36 | 35 | 24 | 15 |
| 合計(千m ³) | | 13,744 | 13,380 | 13,756 | 13,807 | 14,137 |
| 伸び率(対前年度%) | | — | △2.6 | 2.8 | 0.4 | 2.4 |

資料：水道課

■ 拡張計画の概要

| 区 分 | | 創 設 | 第一次拡張計画 | 第二次拡張計画 | 現計画 |
|---------------------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 計 画 給 水 人 口 (人) | 土浦地区 | 130,000 | 149,800 | — | 161,900 |
| | 新治地区 | 8,700 | 9,300 | 12,100 | |
| 1 日 最 大 給 水 量 (m ³) | 土浦地区 | 32,500 | 64,100 | — | 70,000 |
| | 新治地区 | 1,815 | 3,470 | 5,900 | |
| 1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ) | 土浦地区 | 250 | 428 | — | 432 |
| | 新治地区 | 209 | 373 | 488 | |

資料：水道課

施策の体系

安定した上水道の供給



施策の内容

1 配水場施設整備の推進

経年化した配水設備機器の更新とともに、土浦地区の高低差のある地域が1つの配水管網として整備されているものを高低差により分割し、配水圧の適正化等を確保します。

2 送配水管整備の推進

水需要の増加に伴う送配水管の整備を行い、安定供給を確保します。

3 老朽管の更新

法定耐用年数を経過し老朽化が見られる配水管(石綿管・鋳鉄管等)の布設替えを進めます。

4 直結給水の推進

適正な配水圧を確保しつつ、3階建て住宅などへの直結給水を推進します。

5 普及率の向上

未給水区域への計画的な配水管整備とともに給水区域内の未加入者に対する利用促進を図り、水道の普及に努めます。

6 効率的な事業運営

事業運営の効率化を図るなど、経営の健全化に努めます。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|-------|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 水道普及率 | 92.7% | 94.1% | 個別 | ○ | ○ | ◎ |

【考え方】 安定的な上水道の供給への取組成果を表す指標です。計画的な事業の実施により、水道普及率の向上を目標とします。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|------------------------------|
| 配水場施設整備事業 | ・大岩田、右昴、神立配水場のポンプ等施設の改良・更新工事 |
| 送配水管整備事業 | ・送配水管の布設工事 |
| 老朽管更新事業 | ・老朽化した配水管（石綿管・鋳鉄管等）の布設替工事 |

施策を推進する主な所管部署

○水道課



大岩田配水場

第6項

快適な生活を支える下水道の整備

現状と課題

- 本市の公共下水道は、霞ヶ浦や流入河川などの公共水域の水質保全を図るとともに、生活環境の向上と、中心市街地の浸水防除を図るため、昭和41年度から整備を進めています。
- 平成18年3月末現在の公共下水道の整備状況は、認可面積4,434.6haに対して、整備済面積が3,358ha、水洗化率は90.8%です。
- 公共下水道は、近代的な都市づくりと公共用水域の水質保全に不可欠な施設であり、水道・電気・ガスなどと同様、市民生活を支えるライフラインとなっていることから、今後とも、快適な生活環境の確保を図り、更には水質浄化を目指し、積極的な推進を図ることが望まれます。
- 市民生活環境の改善を図るため、水洗化の普及率向上に努めるとともに、下水道の機能を確保していくうえで、計画的な維持管理の推進も重要です。
- 農業集落排水施設¹については整備が概成しており、今後は適正な維持管理に努めることが必要です。
- 単独処理浄化槽²による生活排水の未処理放流を解決するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

■公共下水道(汚水)の整備状況

(平成19年3月31日現在)

| 区分 | 行政区域 | 整備済区域 |
|-----------|---------|---------|
| 面積 (ha) | 12,354 | 3,358 |
| 人口 (人) | 142,946 | 123,295 |
| 水洗化人口 (人) | — | 111,951 |
| 人口普及率 (%) | — | 86.3 |
| 水洗化率 (%) | — | 90.8 |

資料：下水道課

■霞ヶ浦湖北流域下水道事業の概要

(平成19年3月31日現在)

| 区分 | 土浦市 | 旧石岡市 | 阿見町 | かすみがうら市 | 小美玉市 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計画面積 (ha) | 5,903.8 | 2,160.0 | 2,462.6 | 1,975.6 | 2,016.0 |
| 計画処理人口 (人) | 169,490 | 42,560 | 68,140 | 40,890 | 44,450 |
| 計画汚水量 (m ³) | 102,846 | 35,683 | 48,508 | 34,676 | 28,112 |

資料：下水道課

¹農業集落排水施設 農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。

²単独処理浄化槽 し尿だけを処理する浄化槽こと。

■農業集落排水事業の概要

(平成19年3月31日現在)

| 処理区域 | 区分 | 計画面積 (h a) | 計画処理人口 (人) | 水洗化率 (%) | 供用開始時期 |
|------|----|------------|------------|----------|-----------|
| 西部地区 | | 25 | 780 | 91.7 | 平成 4.8.1 |
| 北部地区 | | 47 | 950 | 86.0 | 平成 7.7.1 |
| 東部地区 | | 60 | 1,770 | 73.2 | 平成 11.7.1 |
| 高岡地区 | | 40 | 940 | 95.2 | 平成 元 .4.1 |
| 沢辺地区 | | 50 | 850 | 90.8 | 平成 5.4.1 |

資料：耕地課

■高度処理型合併処理浄化槽設置助成件数

| 区分 | 年度 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 5人槽 | | 8 | 9 | 9 | 6 | 8 | 9 |
| 6～7人槽 | | 8 | 5 | 7 | 7 | 3 | 6 |
| 8～10人相 | | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 17 | 15 | 16 | 13 | 11 | 15 |

資料：環境衛生課

施策の体系

快適な生活を支える 下水道の整備

- 1 公共下水道(汚水)整備事業の推進
- 2 特定環境保全公共下水道整備事業の推進
- 3 合流式公共下水道改善事業の推進
- 4 農業集落排水事業の推進
- 5 高度処理型合併処理浄化槽の普及

施策の内容

1 公共下水道(汚水)整備事業

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るための管渠を整備します。

2 特定環境保全公共下水道整備事業

良好な水環境の創出と生活環境の向上を図るための管渠を整備します。

3 合流式公共下水道の改善事業

公共用水域の水質保全を図るためのスクリーンを設置します。

4 農業集落排水事業の推進

農業振興地域における生活環境の向上を図るために整備した農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに、処理場から発生する汚泥のコンポスト化³に努めます。

5 高度処理型合併処理浄化槽の普及

公共下水道や農業集落排水事業区域以外の排水対策として、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、霞ヶ浦水質浄化への市民意識の高揚や広報紙、ホームページ等を通じて補助制度をPRします。

施策の指標・目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | 設定方法 | 主な役割 | | |
|---|-------|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 市民 | 事業者 | 行政 |
| 公共下水道処理人口普及率 | 86.3% | 90.0% | 個別 | ○ | ○ | ◎ |
| 【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。投資額を勘案しながら計画的な事業の実施により、90%を目標とします。 | | | | | | |
| 農業集落排水普及率 | 84.9% | 100% | 個別 | ○ | △ | ◎ |
| 【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。最後の計画地区である西根地区の供用開始を目標とします。 | | | | | | |

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|-----------|--|
| 公共下水道整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道認可区域の下水道整備 特定環境保全公共下水道整備 |
| 農業集落排水事業 | <ul style="list-style-type: none"> 西根地区農業集落排水処理施設整備 |

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課 ○耕地課 ○下水道課



土浦市下水道
コンクール
入選作品

³コンポスト化 微生物の働きによって有機性廃棄物を分解、安定化し、土壌の地力向上に役立つ有機肥料を作ること。

第7項

良好な住環境の確保と市街地の形成

現状と課題

○高齢化の進行やライフスタイルの変化によって、住宅や住環境に対するニーズが多様化しており、より快適な住宅づくりやゆとりある住まいの環境づくりが求められています。

また、高齢者施策や福祉施策、環境施策と連携して、安全性や環境の保護に配慮した住環境を整備する必要があります。

○平成17年の国勢調査において、本市の住宅総数は50,002戸で、持家率は62.6%と県平均に比べ低い水準になっており、定住人口の確保や新規転入人口の増加、既成市街地の活力確保のためにも、居住環境の整備を引き続き行う必要があります。

○平成19年4月1日において、本市における公営住宅は、市営住宅と県営住宅とを合わせて2,389戸供給されており、長寿命化に努めるなど適正な維持・管理が求められています。

■住宅の所有形態別世帯数(普通世帯)の推移

(各年10月1日現在)

| 区分 | 年 | 7 | | 12 | | 17 | |
|------|---|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | | 世帯数 | 構成比 (%) | 世帯数 | 構成比 (%) | 世帯数 | 構成比 (%) |
| 持家 | | 27,422 | 61.5 | 29,615 | 62.0 | 31,281 | 62.6 |
| 借家 | | 13,945 | 31.2 | 15,086 | 31.6 | 16,133 | 32.3 |
| 給与住宅 | | 2,720 | 6.1 | 2,519 | 5.3 | 2,218 | 4.4 |
| 間借 | | 536 | 1.2 | 525 | 1.1 | 370 | 0.7 |
| 合計 | | 44,623 | 100.0 | 47,745 | 100.0 | 50,002 | 100.0 |

資料：国勢調査

■公営住宅の管理戸数の推移

(各年4月1日現在、単位：戸)

| 区分 | 年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市営住宅 | | 1,271 | 1,271 | 1,270 | 1,267 | 1,271 | 1,266 |
| 県営住宅 | | 1,101 | 1,101 | 1,067 | 1,067 | 1,111 | 1,123 |

資料：住宅営繕課

良好な住環境の確保と市街地の形成

- 1 良質な住まい・まちづくり施策の推進
- 2 市営住宅の充実
- 3 快適な住まいづくりの支援
- 4 福祉施策と連携した住環境づくり
- 5 住環境の整備
- 6 開発・建築指導の充実

施策の内容

1 良質な住まい・まちづくり施策の推進

良好な住まいづくりを進めるための指針である住宅マスタープランに基づき、地域の特性を生かした住宅施策を推進します。

2 市営住宅の充実

市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建替えを行うとともに、居住環境を改善するため、エレベーターの設置、水洗化、高齢入居者等に対応した屋内手摺りの設置などを行います。

また、適正な維持管理を図るため、受水槽の改修、屋上防水の改修などを行います。

3 快適な住まいづくりの支援

住宅の耐震診断、改修の啓発を行うとともに、優良賃貸住宅供給促進事業を促進します。

4 福祉施策と連携した住環境づくり

住宅相談窓口を充実するとともに、市営住宅の社会福祉事業への活用に努めます。

また、高齢者・障害者向け住宅改造への支援を行うとともに、住宅のバリアフリー¹化、ユニバーサルデザイン²化の啓発に努めます。

5 住環境の整備

地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた、良好な住環境を整備します。

また、市民生活の利便性を高めるため、住居表示整備事業や町界町名整理事業の実施を推進します。

6 開発・建築指導の充実

良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発指導、建築指導を推進し、建築物の安全性の確保に向けた中間検査等の推進を図るとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。

¹バリアフリー 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

²ユニバーサルデザイン 文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

主要事業

| 事業名 | 事業の概要 |
|----------------------|--|
| 住宅マスタープランの策定 | ・住宅マスタープランに基づく総合的な住宅施策の推進 |
| 市営住宅の充実 | ・市営住宅ストック総合活用計画に基づく適正な維持管理 ・竹の入第一住宅建替事業 |
| 住居表示整備 及び町界町名整理事業 | ・住居表示整備事業 ・町界町名整理事業 |
| 建築指導の推進 | ・建築パトロールの推進 |

施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○住宅営繕課 ○建築指導課



市営住宅

(参考資料) 地区別の計画

地

区

別

の

計

画

第1節 地区別の計画について…………… 217

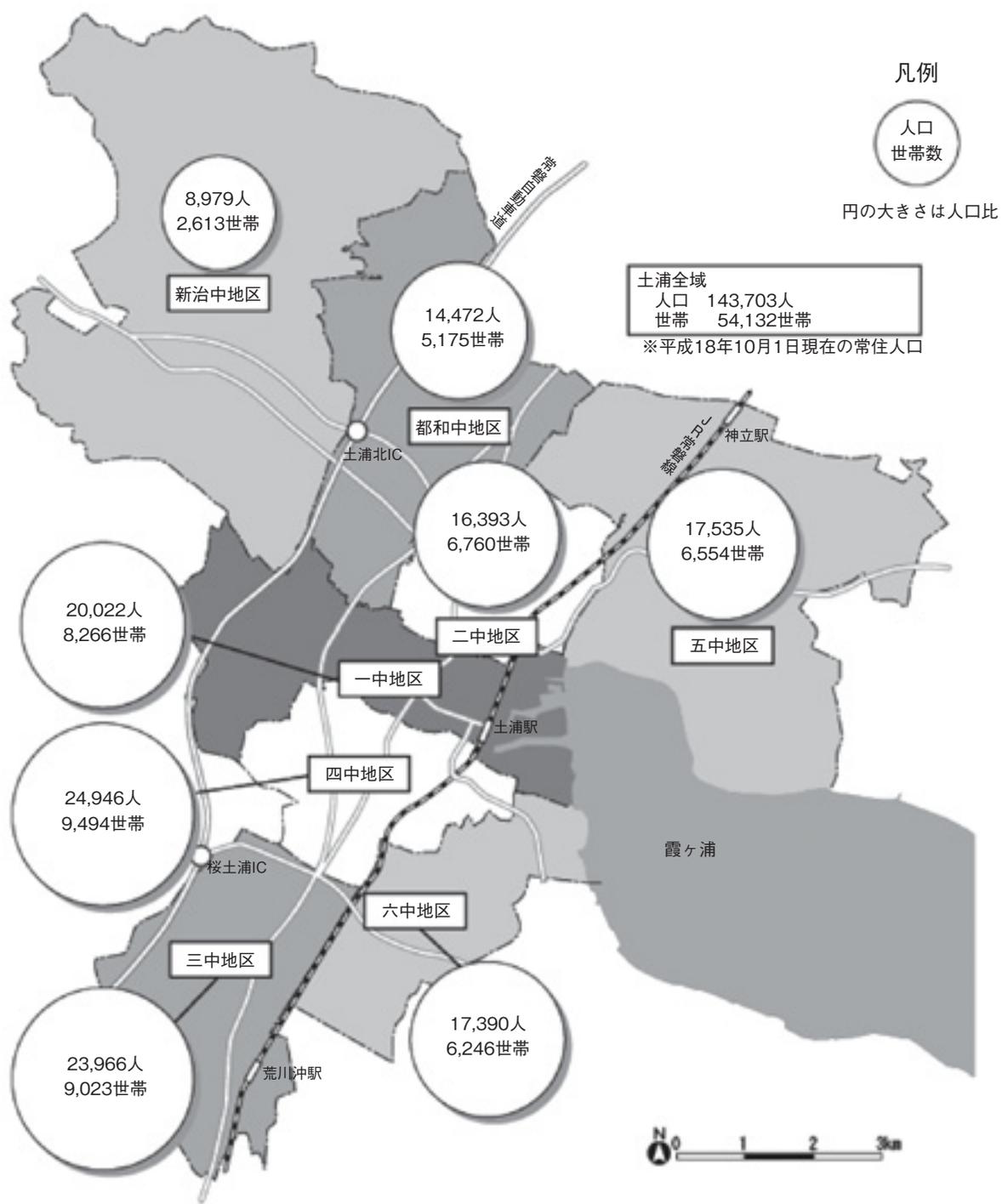
第2節 地域づくりの方向…………… 219

第 1 節

地区別の計画について

地区別の計画は、基本構想のまちづくりの考え方や分野別計画で示した施策の方針などをもとに、市民生活に身近な中学校区を単位として施策を整理したものです。

地区区分



第2節

地域づくりの方向

第1項 一中地区

1) 地区の概況

一中地区は、市域の中央部に位置し、桜川に沿って東西に連なる地域です。東部は霞ヶ浦に面し、西部は豊かな農業地帯や自然環境に恵まれた地域です。JR常磐線西側の市街地は、本市発祥の地として長い歴史を有し、商業・業務の中心地を形成してきました。また、文化的遺産も多く残されています。

西部は、農業的・自然的土地利用の形態にあり、豊かな自然が残されています。

常磐線東側は、霞ヶ浦に面しており、地域内を桜川、新川の一級河川が流れています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|----------------|----------------------------|------------------|-----------------|--------------------------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 効率的な行財政 の運営 | 防犯体制の整備 と防犯意識の普 及 | 湖や川をきれい にする対策 | 駅前等中心市街 地の整備 | 休日・夜間など の救急医療体制 |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 活性化バスなど 中心市街地の活 性化対策 | 市役所の窓口サ ービス | 幼稚園の施設 | 地域の活動や近 隣住民とのふれ あい |



土浦駅前



土浦城址



土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業(完成予想図)



土浦港

主な施策（一中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・1(2) | コンパクトなまちづくりの推進(都市機能集積の誘導) |
| | 2・1・2(3) | 都市計画道路の整備(川口田中線整備事業など) |
| | 2・1・2(5) | 自転車道の整備(霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進) |
| | 2・1・3(1) | 河川・橋梁の整備(新川の整備の促進要望) |
| | 2・1・3(2) | 公園・緑地の整備(亀城公園整備事業) |
| | 2・1・3(5) | 運動公園の整備(川口運動公園の機能向上) |
| | 2・1・4(2) | JR常磐線輸送力増強 |
| | 2・1・4(3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1(2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2(1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2(2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3(1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3(2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4(4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・1(1) | 土浦駅北地区の整備(駅前北地区市街地再開発事業、駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業、駅前東崎線整備事業) |
| | 2・3・1(2) | 大和町北地区の整備(西口周辺地区市街地総合再生事業) |
| | 2・3・1(3) | まちなか居住の促進 |
| | 2・3・1(4) | 土浦駅東口地区の整備 |
| | 2・3・1(5) | 中心市街地活性化施策の推進 |
| | 2・3・1(6) | まちづくり活性化バス運行事業の促進 |
| | 2・3・2(4) | 宍塚大池周辺地区の整備 |
| | 2・3・3(2) | 歴史的景観の整備(歴史の小径整備事業) |
| | 2・3・4(4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5(1) | 商店街活性化の推進(まちづくり機関の管理・運営の支援、ジャズフェスティバル開催の支援) |
| | 2・3・5(3) | 起業促進(SOHO運営、チャレンジショップ事業の支援) |
| | 2・3・5(5) | 食のまちづくりの推進(カレーフェスティバルの開催、名物料理等の創作) |
| | 2・3・5(6) | まちづくり機関の充実 |
| | 2・3・7(1) | 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6(6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7(1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| 教育・文化 | 2・5・2(6) | 図書館建設の推進(新図書館の整備) |
| | 2・5・4(3) | 文化施設等の整備充実(美術品展示室の整備・活用) |
| | 2・5・4(8) | 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の充実 |
| 環境 | 2・6・2(1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2(2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |
| | 2・6・4(2) | 市営斎場の整備(市営斎場建替整備事業) |

第2項 二中地区

1) 地区の概況

二中地区は、中心市街地の北側に位置し、低地部と台地部に区分される地域です。低地部は歴史ある町並みを有する住居系市街地と、沿道立地型商業地などからなります。北側の台地部は、住居系市街地や沿道立地型商業地のほか、土浦一高、つくば国際大学などが立地し、文教地区的特性を有する地域となっています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|---------------------|--------------------|------------------|----------------------------------|-----|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 防犯体制の整備 と防犯意識の普及 | 休日・夜間などの 救急医療体制 | 救急・消防体制 | 高齢者や障害者に配慮した施設や道路 駅前等中心市街地の整備 | |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 市役所の窓口サービス | 地域の活動や近隣住民とのふれあい | 幼稚園の施設 れんこんや花きなど特産品の振興 | |



真鍋の桜



沿道立地型商業地



土浦一高



赤池

主な施策（二中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・2(1) | 幹線道路の整備(土浦・新治線の整備促進) |
| | 2・1・2(5) | 自転車道の整備(つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道の連絡・ネットワーク化) |
| | 2・1・3(1) | 河川・橋梁の整備(新川、境川などの整備の促進要望) |
| | 2・1・3(2) | 公園・緑地の整備(赤池公園整備事業) |
| | 2・1・3(3) | 緑地及び平地林、斜面林の保全(まとまりのある斜面林の保全) |
| | 2・1・4(3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1(2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2(1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2(2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3(1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3(2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4(4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| | 2・2・5(4) | 公共下水道(雨水)整備事業(公共下水道木田余排水区整備事業) |
| 産業振興 | 2・3・1(5) | 中心市街地活性化施策の推進 |
| | 2・3・4(4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5(1) | 商店街活性化の推進 |
| | 2・3・5(5) | 食のまちづくりの推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6(6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7(1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| 教育・文化 | 2・5・1(9) | 高校・大学等との連携強化(研究や学習を通じた市民交流の推進) |
| 環境 | 2・6・2(1) | 自然環境の保全(流入河川の浄化、農地・農業用排水路の保全) |
| | 2・6・2(2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |

第3項 三中地区

1) 地区の概況

三中地区は、市域の南部に位置し、多くは平坦な台地で、南部に乙戸川、北端には花室川が流れています。JR常磐線荒川沖駅が立地するほか、常磐自動車道桜・土浦インターチェンジなど、広域的な交通条件に恵まれています。筑波研究学園都市に近接し、住居系の利用のほか、流通・業務系の土地利用がなされています。乙戸沼は公園として整備されています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|---------------------|--------------------|-------------------------|------------------|---------------------------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 防犯体制の整備 と防犯意識の普及 | 休日・夜間などの 救急医療体制 | 通学路、歩道など の交通安全対策 | 湖や川をきれい にする対策 | 高齢者や障害者 に配慮した施設 や道路 |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 市役所の窓口サ ービス | れんこんや花き など特産品の振 興 | 空気のきれいさ | 地域の活動や近 隣住民とのふれ あい |



荒川沖駅前



流通・業務系の土地利用(土浦市公設地方卸売市場)



乙戸沼公園



ふれあいセンター「ながみね」

主な施策（三中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・2(1) | 幹線道路の整備(国道6号牛久土浦バイパスなどの整備促進) |
| | 2・1・3(1) | 河川・橋梁の整備(乙戸川などの整備促進) |
| | 2・1・4(2) | JR常磐線輸送力増強 |
| | 2・1・4(3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1(2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2(1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2(2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3(1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3(2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4(4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・2(1) | 荒川沖駅周辺地区の整備(街区整備構想の策定等) |
| | 2・3・2(3) | インターチェンジ周辺地区の整備 |
| | 2・3・4(4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5(1) | 商店街活性化の推進 |
| | 2・3・5(5) | 食のまちづくりの推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6(6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7(1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| | 2・4・7(2) | 自由に移動できる交通環境の整備 |
| 環境 | 2・6・2(1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2(2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |
| | 2・6・6(4) | 農業集落排水事業の推進(西根地区農業集落排水処理施設工事) |

第4項 四中地区

1) 地区の概況

四中地区は、一中地区の南側に位置し、台地部を挟んで北側に桜川、南側に花室川が流れています。桜川沿いの低地部には古くからの市街地が形成され、台地部には住宅地開発が多く進み、沿道立地型商業地が形成されています。市役所の庁舎や病院等の公共・公益機能の集積もなされています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|---------------------|------------------|-----------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 防犯体制の整備 と防犯意識の普及 | 湖や川をきれい にする対策 | 休日・夜間など の救急医療体制 | 効率的な行財政 の運営 | 医療施設や診療 体制 駅前等中心市街 地の整備 |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 市役所の窓口サ ービス | 空気のきれいさ 活性化バスなど中心市街地の活性化 対策 | 幼稚園の施設 | |



住宅地(永国台)



公共・公益機能の集積(保健センター)



上高津貝塚ふるさと歴史の広場



四中地区公民館まつり

主な施策（四中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|-----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・2 (3) | 都市計画道路の整備(荒川沖木田余線整備の促進要望) |
| | 2・1・3 (3) | 緑地及び平地林、斜面林の保全 |
| | 2・1・4 (3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1 (2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2 (1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2 (2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3 (1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3 (2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4 (4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・4 (4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5 (5) | 食のまちづくりの推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6 (6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7 (1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| 教育・文化 | 2・5・4 (8) | 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場の充実 |
| 環境 | 2・6・2 (1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2 (2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |

第5項 五中地区

1) 地区の概況

五中地区は、市域の北東部に位置し、台地部と、霞ヶ浦沿岸の低地部からなる広大な地域です。JR常磐線神立駅が立地し、その周辺に市街地が形成されています。大規模な工業団地が立地し、付近には県・市営の団地や共同住宅が立地しています。霞ヶ浦湖畔にはれんこん田が広がり、斜面から台地部にかけては、まとまった樹林地が残っています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|---------------------|---------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 防犯体制の整備 と防犯意識の普及 | 通学路、歩道などの交通安全対策 | 休日・夜間などの救急医療体制 | 上水道の整備 医療施設や診療体制 | |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 商店やマーケットなど日常の買い物 | れんこんや花きなど特産品の振興 | 空気のきれいさ | 救急・消防体制 |



神立駅前



土浦・千代田工業団地



れんこん田 (手野地区)



神立コミュニティセンター

主な施策（五中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・2（1） | 都市計画道路(土浦・新治線の整備促進) |
| | 2・1・2（3） | 都市計画道路の整備(木田余神立線整備事業、神立停車場線整備事業) |
| | 2・1・2（5） | 自転車道の整備(霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進) |
| | 2・1・3（1） | 河川・橋梁の整備(境川などの整備の促進要望) |
| | 2・1・4（2） | J R常磐線輸送力増強 |
| | 2・1・4（3） | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1（2） | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2（1） | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2（2） | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3（1） | 消防力の充実 |
| | 2・2・3（2） | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4（4） | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・2（2） | 神立駅周辺地区の整備(神立駅西口地区土地区画整理事業、神立駅橋上駅舎・自由通路整備事業、神立停車場線整備事業) |
| | 2・3・4（2） | 生産基盤の整備(県営圃場整備事業(手野地区)、農道・かんがい排水事業) |
| | 2・3・4（4） | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5（1） | 商店街活性化の推進 |
| | 2・3・5（5） | 食のまちづくりの推進 |
| | 2・3・6（1） | 企業誘致(固定資産税相当分の助成) |
| | 2・3・7（1） | 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6（6） | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7（1） | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| | 2・4・7（2） | 自由に移動できる交通環境の整備(バリアフリーの駅舎づくり) |
| 環境 | 2・6・2（1） | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2（2） | 霞ヶ浦の水質浄化 |
| | 2・6・2（3） | 環境教育の推進(茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進) |
| | 2・6・5（1） | 配水場施設整備の推進(神立配水場のポンプ等施設の改良・更新工事) |

第6項 六中地区

1) 地区の概況

六中地区は、市域の南部に位置し、花室川が中央部を流れ、川を挟んで北部と南部は丘陵地となっています。北東側が霞ヶ浦に面し、湖畔には、霞ヶ浦総合公園が立地しています。台地部には住宅地開発が進み、幹線道路には沿道型商業施設が立地しています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|----------------------------------|-----|---------------------|------------------------------------|-----------------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 湖や川をきれいにする対策 上水道の整備 | | 防犯体制の整備と 防犯意識の普及 | 高齢者の保健・医療・福祉サービス 休日・夜間などの救急医療体制 | |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 市役所の窓口サービス 空気のきれいさ | | | 幼稚園の施設 | 健康診査などの 予防対策 |



霞ヶ浦総合公園



花室川



ポプラ児童館(烏山)



荒川沖木田余線

主な施策（六中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|-----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・3 (2) | 公園・緑地の整備(霞ヶ浦総合公園の整備・充実) |
| | 2・1・4 (3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1 (2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2 (1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2 (2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3 (1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3 (2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4 (4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・4 (4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5 (5) | 食のまちづくりの推進 |
| | 2・3・7 (1) | 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6 (6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7 (1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| 環境 | 2・6・2 (1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2 (2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |
| | 2・6・5 (1) | 配水場施設整備の推進(大岩田配水場のポンプ等施設の改良・更新工事) |

第7項 都和中地区

1) 地区の概況

都和中地区は、市域北部に位置し、南側の低地、北側の天の川低地部以外は、丘陵地となっています。斜面地や北部丘陵部にはまとまりのある樹林地が残っています。常磐自動車道土浦北インターチェンジや国道6号バイパス、国道125号バイパスなどの交通条件が整い、住宅地が形成されるとともに、テクノパーク土浦北などに大規模な工場が立地しています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|----------------------------|--------|--------------------|--------------------------|---------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 救急・消防体制 防犯体制の整備と防犯意識の普及 | | 休日・夜間などの 救急医療体制 | 通学路、歩道などの 交通安全対策 | 上水道の整備 |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 救急・消防体制 | 幼稚園の施設 | ごみの収集やリ サイクルの推進 | 地域の活動や近 隣住民とのふれ あい | 救急・消防体制 |



アリストロメリアの栽培



テクノパーク土浦北



まとまりのある斜面地の緑(常名)



土浦北インターチェンジ周辺

主な施策（都和中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|-----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・3 (3) | 緑地及び平地林、斜面林の保全(連続する斜面林の保全) |
| | 2・1・3 (5) | 運動公園の整備(常名運動公園整備事業) |
| | 2・1・4 (3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1 (2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2 (1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2 (2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3 (1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3 (2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4 (4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・2 (3) | インターチェンジ周辺地区の整備 |
| | 2・3・4 (4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・5 (5) | 食のまちづくりの推進 |
| | 2・3・6 (1) | 企業誘致(固定資産税相当分の助成) |
| 保健・福祉 | 2・4・6 (6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7 (1) | すべての人が使いやすい施設の整備 |
| 環境 | 2・6・2 (1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2 (2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |
| | 2・6・4 (3) | 市営霊園の整備(今泉霊園拡張事業) |

第8項 新治中地区

1) 地区の概況

新治中地区は、市域の北西部に位置し、桜川沿いの低地部と筑波山麓の台地・山間部からなる広大な地域です。低地部には肥沃な水田、台地・山間部には畑地が広がっています。中央部を国道125号バイパスが通り、常磐自動車道土浦北インターチェンジなどの周辺には、大規模な工場・流通施設が立地しています。

2) 地区別住民意向

(平成18年7月実施 まちづくりアンケート調査結果より)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------|-----------|
| 施策の重要度 (上位5項目) | 休日・夜間などの救急医療体制 | 効率的な行財政の運営 | 防犯体制の整備と防犯意識の普及 救急・消防体制 | | 医療施設や診療体制 |
| 施策の満足度 (上位5項目) | 空気のきれいさ | 騒音が少ないなどの「静けさ」 | 上水道の整備 | 救急・消防体制 幼稚園の施設 | |



そば畑



新治総合福祉センター



小町の里



朝日峠展望公園

主な施策（新治中地区）

| 分野 | 章・節・項番号 | 施策（事業） |
|-------|----------|---|
| 協働 | 1・2・2 | コミュニティの振興(わがまち活性化推進事業、コミュニティ施設新築等補助事業など) |
| | 1・2・3 | ボランティア活動の促進(人材バンク制度の充実、ボランティアセンター事業の充実など) |
| | 1・2・4 | 情報提供の推進(広報活動の充実、広聴活動の充実など) |
| 都市づくり | 2・1・2(1) | 幹線道路の整備(土浦・新治線の整備促進、小野土浦線の整備) |
| | 2・1・2(2) | (仮称)朝日トンネルの整備 |
| | 2・1・2(5) | 自転車道の整備(つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道の連絡) |
| | 2・1・3(5) | 運動公園の整備(新治運動公園整備事業) |
| | 2・1・4(3) | バス輸送の充実(「のりあいタクシー」の利用促進) |
| 安心・安全 | 2・2・1(2) | 自主防災組織の育成強化と活性化(自主防災組織の強化) |
| | 2・2・2(1) | 安心・安全な地域づくり(自主防犯組織の結成) |
| | 2・2・2(2) | 防犯意識の普及啓発(防犯情報の提供) |
| | 2・2・3(1) | 消防力の充実 |
| | 2・2・3(2) | 救急業務の充実 |
| | 2・2・4(4) | 道路環境の形成(歩道の設置、交差点の改良など) |
| 産業振興 | 2・3・2(3) | インターチェンジ周辺地区の整備 |
| | 2・3・4(2) | 生産基盤の整備(県営担い手育成畑地帯総合土地改良事業(坂田地区)、農道・かんがい排水事業、村づくり交付金事業) |
| | 2・3・4(4) | 特産物の生産振興(地産地消の推進、消費拡大事業) |
| | 2・3・4(6) | 都市と農村の交流進(グリーンツーリズムの推進) |
| | 2・3・4(9) | 豊かな森林の育成 |
| | 2・3・5(5) | 食のまちづくりの推進 |
| | 2・3・6(1) | 企業誘致(固定資産税相当分の助成) |
| | 2・3・7(1) | 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進 |
| 保健・福祉 | 2・4・6(6) | 救急医療体制の充実 |
| | 2・4・7(1) | すべての人が使いやすい施設の充実 |
| 教育・文化 | 2・5・2(5) | 生涯学習関連施設の整備・充実(新治地区公民館の建設) |
| 環境 | 2・6・2(1) | 自然環境の保全 |
| | 2・6・2(2) | 霞ヶ浦の水質浄化 |

付 属 資 料

| | |
|----------------------|-----|
| 1. 市長の諮問 | 238 |
| 2. 土浦市総合計画審議会の答申 | 239 |
| 3. 第7次土浦市総合計画策定経過の概要 | 240 |
| 4. 総合計画の策定体制 | 242 |
| 5. 土浦市総合計画審議会委員名簿 | 243 |
| 6. 土浦市総合計画審議会設置条例 | 244 |
| 7. まちづくりアンケート調査結果 | 245 |
| 8. 市政懇談会等概要 | 251 |

1. 市長の諮問

諮問第1号

平成18年8月4日

土浦市総合企画審議会会長 殿

土浦市長 中 川 清

新治村との合併に加えて、本市を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたる市勢の限らない飛躍、発展を図るため、新生土浦市の平成20年度からの総合的な市政運営の指針となる第7次土浦市総合計画を策定したいので、土浦市総合企画審議会設置条例第2条の規定により意見を求めます。

諮 問 理 由

土浦市は、第6次土浦市総合計画を市政運営の指針として、様々な施策を総合的に推進してきました。

さらに、本年2月20日には、新治村と合併し、新生土浦市としての第一歩を踏み出したところです。

しかしながら、近年、地球規模での環境問題やIT社会の進展に伴う経済のグローバル化、少子高齢化の急激な進行、人口減少、産業構造の変化、安全志向の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は予想を超える速さで変化しています。

さらに、「国から地方へ」、「官から民へ」などの各分野での制度改革や都市間競争が進む中、市民の価値観やライフスタイルの多様化に対応した施策の展開など、従来にない変革期を迎えております。

このような状況を踏まえ、将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを目指して、市民との協働による、「新しい土浦」を実現するため、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする総合計画につきまして、貴審議会の意見を求めるものです。

2. 土浦市総合企画審議会の答申

土 総 審 第 1 号

平成19年8月23日

土浦市長 中川 清 殿

土浦市総合企画審議会
会 長 大澤 義明

第7次土浦市総合計画について(答申)

平成18年8月4日付け諮問第1号をもって、本審議会に諮問のあったこのことについては、慎重に審議をした結果、別冊「土浦市総合計画(案)」としてまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、審議会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

記

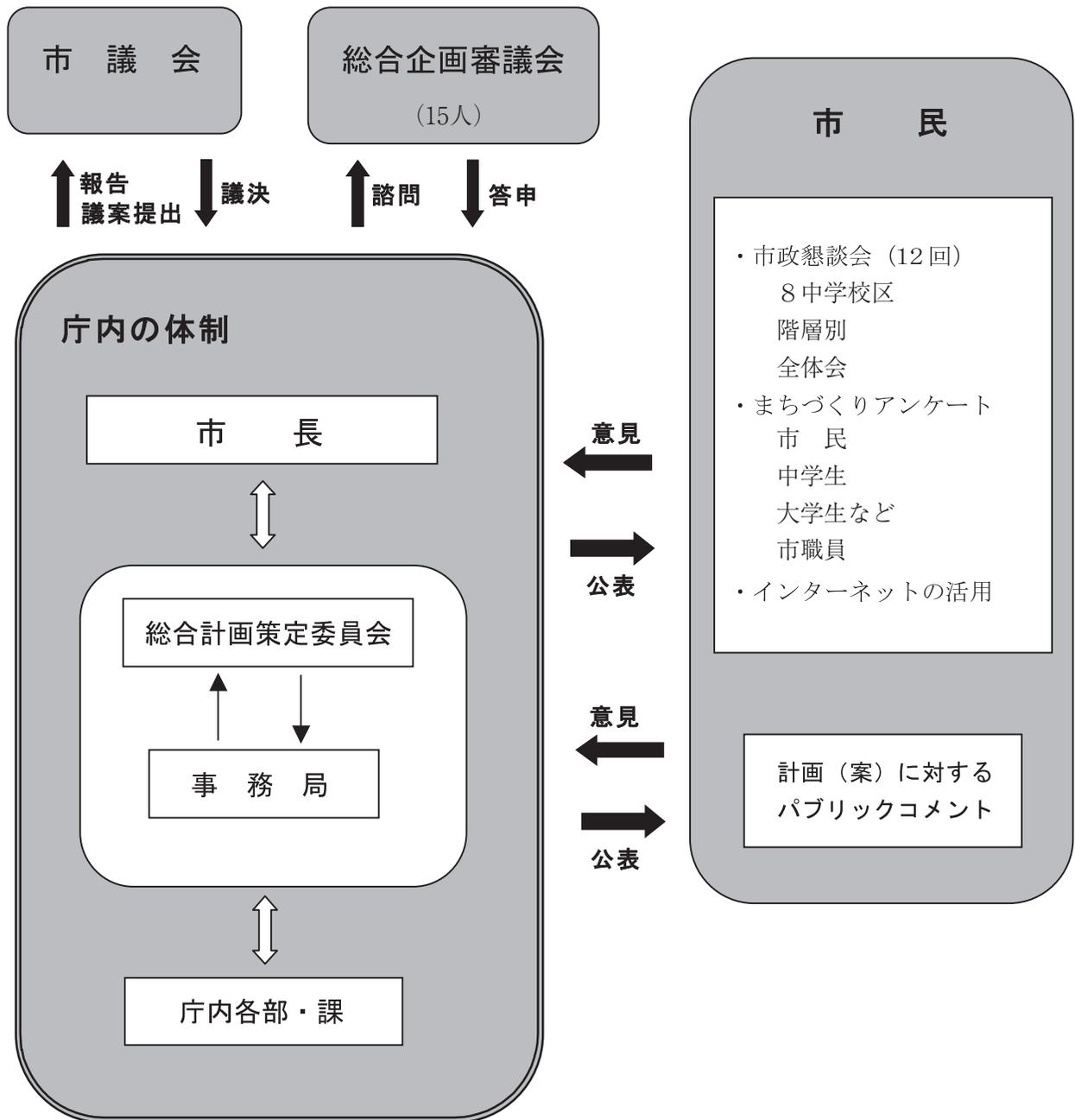
- 1 総合計画の理念、将来像や施策の内容を市民に広く周知し、市民参加のもと、市民と一体となって進めること。
- 2 総合計画を着実に実施するため、財政の健全化を全力で図ること。
- 3 初めて取り入れた施策の指標・目標値の達成に向け、計画的かつ積極的な施策の推進を図ること。

3. 第7次土浦市総合計画策定経過の概要

| 年月日 | 事由 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|---|-------|---------|--------|-----|----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---------|---|----|---|
| 18. 6. 5 ～ 18. 6. 30 | 土浦市総合企画審議会委員の公募 | ●応募者数16人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 7. 4 ～ 18. 7. 21 | まちづくりアンケートの実施 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実配布数(人)</th> <th>回収数(人)</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>5,451</td> <td>2,126</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>1,217</td> <td>1,179</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1,466</td> <td>490</td> <td>33.4%</td> </tr> <tr> <td>市職員</td> <td>1,138</td> <td>986</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 実配布数(人) | 回収数(人) | 回収率 | 市民 | 5,451 | 2,126 | 39.0% | 中学生 | 1,217 | 1,179 | 96.9% | 大学生 | 1,466 | 490 | 33.4% | 市職員 | 1,138 | 986 | 86.6% | インターネット | — | 12 | — |
| 区分 | 実配布数(人) | 回収数(人) | 回収率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民 | 5,451 | 2,126 | 39.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学生 | 1,217 | 1,179 | 96.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学生 | 1,466 | 490 | 33.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市職員 | 1,138 | 986 | 86.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インターネット | — | 12 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 8. 4 | 土浦市総合企画審議会委員の委嘱 第1回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●公募委員2名を含む15名を委嘱 ●正副会長の選任 ●市長から諮問 ●総合計画策定の概要について ●第6次総合計画の進捗状況及び総括について ●計画策定にあたり考慮すべき社会経済情勢等の変化について ●土浦市の現状について ●総合計画策定基本方針について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 9. 22 | 一中地区市政懇談会 | ●出席者48名 意見総数21件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 9. 25 | 二中地区市政懇談会 | ●出席者50名 意見総数31件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 9. 27 | 三中地区市政懇談会 | ●出席者85名 意見総数22件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 9. 29 | 四中地区市政懇談会 | ●出席者29名 意見総数19件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 2 | 五中地区市政懇談会 | ●出席者97名 意見総数23件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 4 | 六中地区市政懇談会 | ●出席者44名 意見総数13件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 6 | 都和中地区市政懇談会 | ●出席者29名 意見総数17件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 10 | 第2回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりアンケート調査結果について ●人口フレームの考え方について ●土地利用構想の検討について ●総合計画の全体構成について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新治中地区市政懇談会 | ●出席者118名 意見総数9件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 13 | 高齢者層市政懇談会 | ●出席者30名 意見総数18件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 16 | 女性層市政懇談会 | ●出席者53名 意見総数31件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 18 | 青年層市政懇談会 | ●出席者30名 意見総数30件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 10. 21 | 市政懇談会全体会 | ●出席者78名 意見総数19件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 年 月 日 | 事 由 | 内 容 |
|---------------------------|----------------------------|---|
| 18. 12. 20 | 第3回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●市政懇談会の実施結果について ●将来の目標人口(案)について ●土地利用構想(案)について ●基本構想(案)について |
| 19. 2. 1 | 第4回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想(案)について ●基本計画(案)について |
| 19. 3. 26 | 第5回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想(案)について ●基本計画(案)について ●将来像(案)について ●基本計画の主要事業(案)について ●施策ごとの指標・目標値(案)について |
| 19. 5. 25 | 第6回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本構想(案)について ●基本計画(案)について ●財政計画(案)について ●将来像(案)について ●パブリックコメント実施(案)について |
| 19. 6. 7 ～ 19. 7. 6 | パブリックコメント意見募集 | ●意見提出者数6人 意見総数28件 |
| 19. 8. 20 | 第7回総合企画審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果及び対応(案)について ●答申(案)について |
| 19. 8. 23 | 総合計画答申 | ●総合計画審議会会長から市長に答申 |
| 19. 9. 4 | 第7次土浦市総合計画 基本構想(案)の議会上程 | ●平成19年第3回市議会定例会 |
| 19. 9. 19 | 基本構想の議決 | ●市議会定例会において議決 |

4. 総合計画の策定体制



5. 土浦市総合企画審議会委員名簿(敬称略)

| 氏 名 | 摘 要 |
|-------------|------------------------------|
| 古 沢 喜 幸 | 土浦市議会議員 (平成 19 年 5 月 18 日から) |
| 中 田 正 広 | 〃 (平成 19 年 4 月 30 日まで) |
| 小 林 幸 子 | 〃 |
| 吉 田 千鶴子 | 〃 |
| 松 本 茂 男 | 〃 (平成 19 年 5 月 18 日から) |
| 吉 田 博 史 | 〃 (平成 19 年 4 月 30 日まで) |
| 堀 越 昭 | 土浦商工会議所 副会頭 |
| 宮 本 幸 男 | 土浦農業協同組合 代表理事理事長 |
| 戸 倉 二 喜 | 土浦市地区長連合会 前会長 |
| 島 岡 宏 明 | 土浦市教育委員会 委員 |
| 井 坂 た け | 土浦市女性団体連絡協議会 会長 |
| 説 田 和 彦 | 土浦青年会議所 副理事長 |
| 長谷川 久 | 日立建機 (株) 土浦工場 総務部長 |
| 大 澤 義 明 | 筑波大学社会工学系教授 |
| 横 山 博 子 | つくば国際大学社会福祉学科教授 |
| 飯 田 章 | 公募市民 |
| 齋 藤 昌 子 | 公募市民 |
| 会 長 大 澤 義 明 | |
| 副会長 堀 越 昭 | |

6. 土浦市総合企画審議会設置条例

昭和43年10月2日

条 例 第 2 2 号

(設置)

第1条 本市の開発と福祉の向上を図るため、土浦市総合企画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、別表に定める必要な調査及び審議を行なうものとする。

(組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体の役職員並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもつて組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあつては、その職を去つたときは、委員の資格を失なうものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

| 審議会名 | 審議事項 |
|------------|--|
| 土浦市総合企画審議会 | 1 総合計画の構想及び基本計画に関すること。 2 その他総合計画に関する必要な事項 |

7. まちづくりアンケート調査結果

1 アンケート調査概要

■調査方法

郵送、配布、インターネット

■調査対象者

市 民…市内に居住する20歳以上の方から無作為抽出(5,500人)

中 学 生…市内全中学校2年生(1,217人)

大 学 生 など…つくば国際大学およびつくば国際短期大学の全学生(1,466人)

市 職 員…土浦市役所全職員(1,138人)

インターネット

■調査期間

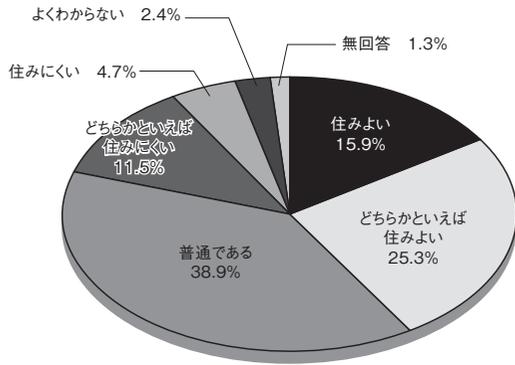
平成18年7月4日(火)～21日(金)

■回収状況

| 区 分 | 実配布数 (人) | 回収数 (人) | 回収率 |
|---------|----------|---------|-------|
| 市 民 | 5,451 | 2,126 | 39.0% |
| 中 学 生 | 1,217 | 1,179 | 96.9% |
| 大 学 生 | 1,466 | 490 | 33.4% |
| 市 職 員 | 1,138 | 986 | 86.6% |
| インターネット | — | 12 | — |

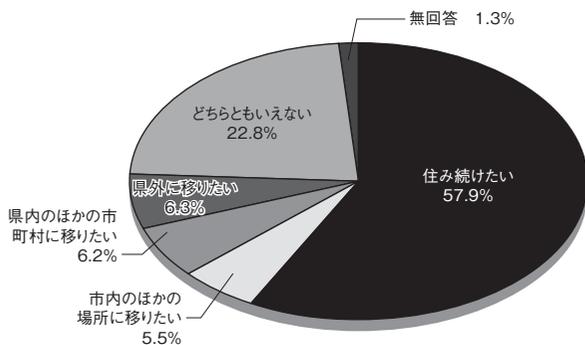
2 アンケート結果

Q1 土浦市の住み心地はいかがですか



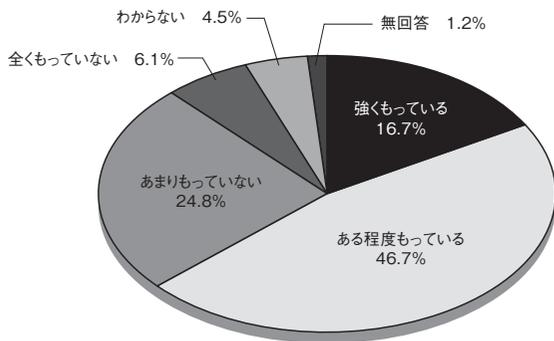
土浦市の住み心地は、「住みよい」が15.9%、「どちらかといえば住みよい」が25.3%で、合わせて“住みよい”が41.2%です。「普通である」が38.9%であり、“住みよい”の41.2%を合わせて、“肯定的”な回答が80.1%を占めます。

Q2 今住んでいる場所にこれからも住み続けたいですか



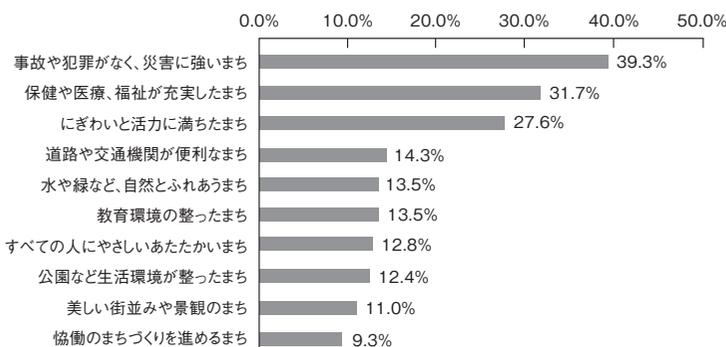
定住意向は、「住み続けたい」が57.9%、「市内のほかの場所に移りたい」が5.5%で、合わせて“市内定住意向”は63.4%です。「どちらともいえない」の22.8%を合わせて、“肯定的”な回答が86.2%を占めています。

Q3 土浦市に「わがまち」といった愛着を持っていますか



土浦市に“わがまち”といった愛着を「強くもっている」が16.7%、「ある程度もっている」が46.7%で、合わせて“愛着をもっている”が63.4%です。

Q4 土浦市が将来どのようなまちになることを望みますか(複数回答；上位10件)



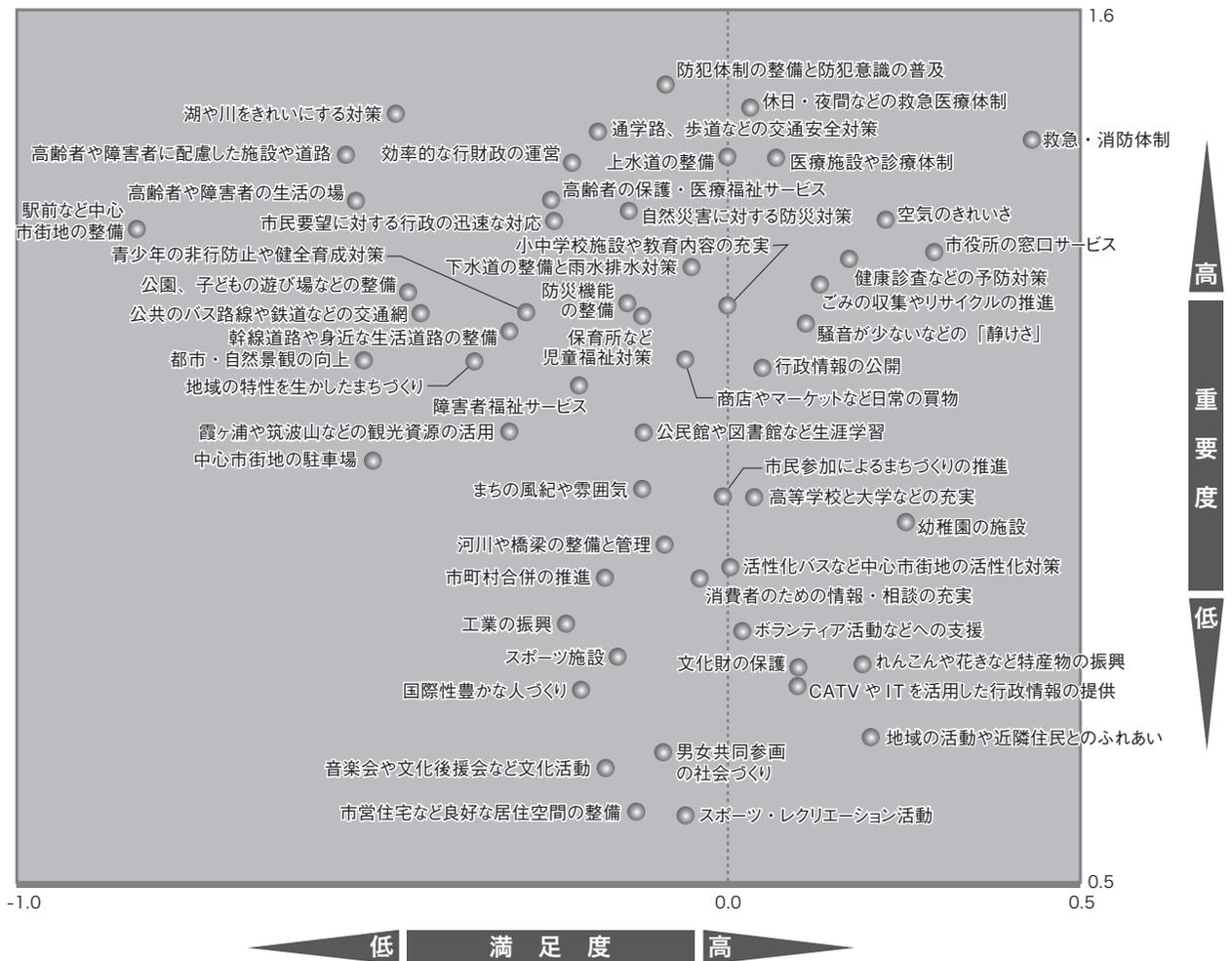
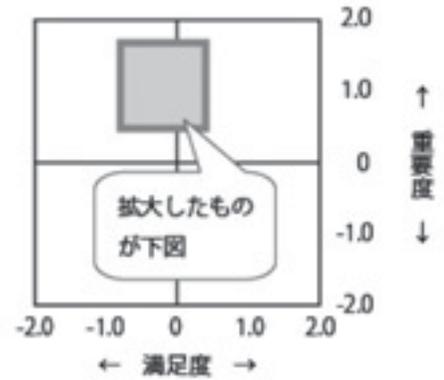
将来のまちのイメージでは、「事故や犯罪がなく、災害に強いまち」が39.3%と最も多く、次いで「保健や医療、福祉が充実したまち」、「にぎわいと活力に満ちたまち」となっています。

Q5 市の主な施策など55項目の満足度、重要度についてどのように感じていますか

各項目に対する回答それぞれに下記ポイントを設定、その加重平均値から横軸を満足度、縦軸を重要度とし、クロス集計したものです。

| | | |
|---|--------------------|------|
| A | 満足している(重要である) | → +2 |
| B | やや満足している(やや重要である) | → +1 |
| C | どちらともいえない | → 0 |
| D | やや不満である(あまり重要ではない) | → -1 |
| E | 不満である(重要ではない) | → -2 |

※下記の図は、あくまでも集計結果であり、施策の重要性や優位性を順位付けしたものではありません。

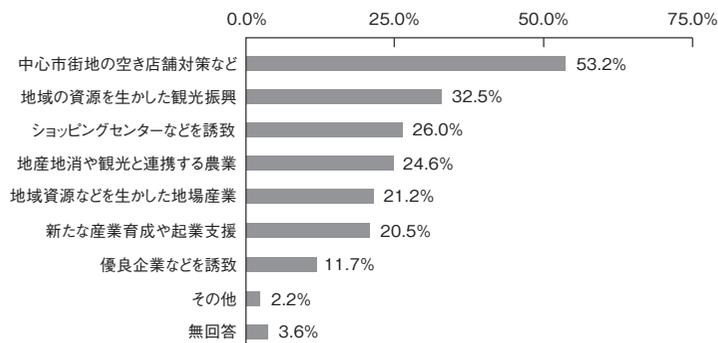


Q6 土浦市にあったらいいと思うもの(施設、サービスなど)は

| 項目(上位10件) | 件数 | 割合(%) |
|------------|-----|-------|
| 図書館 | 111 | 8.9 |
| スポーツ施設・体育館 | 91 | 7.3 |
| ショッピングセンター | 84 | 6.8 |
| 娯楽施設 | 65 | 5.2 |
| 公園 | 63 | 5.1 |
| デパート | 52 | 4.2 |
| 交通機関 | 51 | 4.1 |
| 駐車場 | 42 | 3.4 |
| ホール | 39 | 3.1 |
| 博物館・美術館 | 32 | 2.6 |

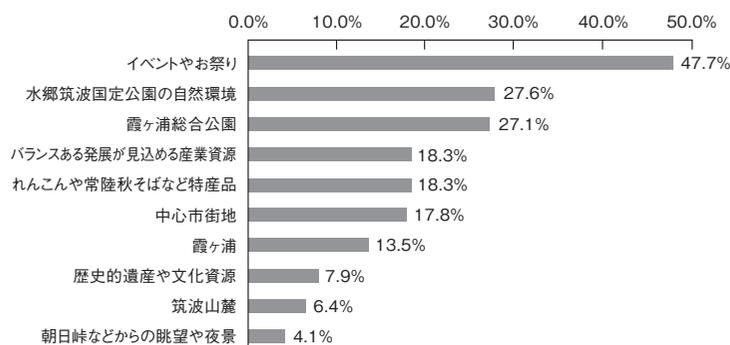
土浦市にあったらいいと思うものは、「図書館」や「スポーツ施設・体育館」、「ショッピングセンター」、「娯楽施設」、「公園」、「デパート」、「交通機関」などが多くなっています。

Q7 「活力とにぎわいのあるまち土浦」のために必要な産業振興の取り組みは(複数回答)



“活力とにぎわいのあるまち土浦”のために必要な産業振興の取組としては、「中心市街地の空き店舗対策など」が53.2%と最も多く、次いで、「地域の資源を生かした観光振興」が32.5%です。

Q8 今後のまちづくりのため、有効に活用すべき地域資源は(複数回答；上位10件)



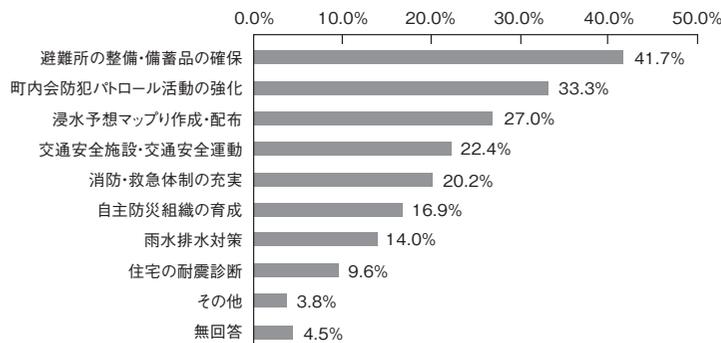
まちづくりに有効に活用すべき地域資源としては、「イベントやお祭り」が47.7%と約半数を占め、次いで、「水郷筑波国定公園の自然環境」が27.6%、「霞ヶ浦総合公園」が27.1%です。

Q9 土浦ならではのもので、まだ生かされていないもの、またはもっと売りこむべきもの(ふるさと自慢)は何ですか

| 項目(上位10件) | 件数 | 割合(%) |
|-----------|-----|-------|
| 霞ヶ浦 | 200 | 31.1 |
| れんこん | 106 | 16.5 |
| 歴史的特性 | 30 | 4.7 |
| 花火大会 | 25 | 3.9 |
| 筑波山 | 24 | 3.7 |
| 亀城公園 | 21 | 3.3 |
| サイクリングロード | 21 | 3.3 |
| カレー | 12 | 1.9 |
| 桜川 | 12 | 1.9 |
| 桜 | 12 | 1.9 |

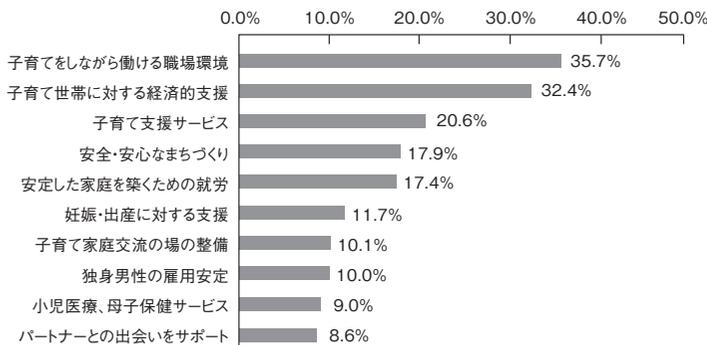
土浦の地域資源としては、「霞ヶ浦」、「れんこん」、「歴史的特性」、「花火大会」、「筑波山」、「亀城公園」、「サイクリングロード」、「カレー」、「桜川」、「桜」などが挙げられています。中でも、「霞ヶ浦」と「れんこん」が多くなっています。

Q 10 市が進めている「安心・安全なまちづくり」のため、特に重要だと思うものは(複数回答)



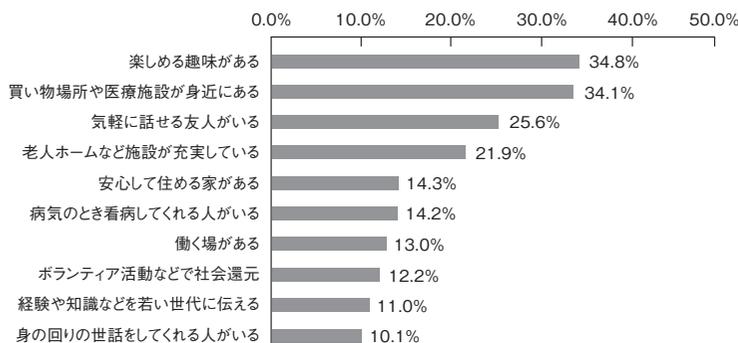
“安心・安全なまちづくり”のために重要と思うことについては、「避難所の整備・備蓄品の確保」が41.7%と最も多く、次いで「町内会の防犯パトロール活動など」が33.3%、「浸水予想マップを作成・配布」が27.0%です。

Q 11 少子化に歯止めをかけるために必要な対策は(複数回答；上位10件)



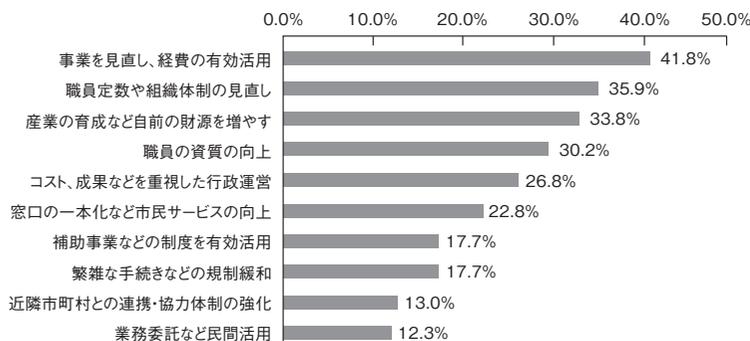
少子化対策としては、「子育てをしながら働ける職場環境」が35.7%、「子育て世帯に対する経済的支援」が32.4%となっており、この2点が3割を超えています。

Q 12 豊かな老後を送るために必要なものは(複数回答；上位10件)



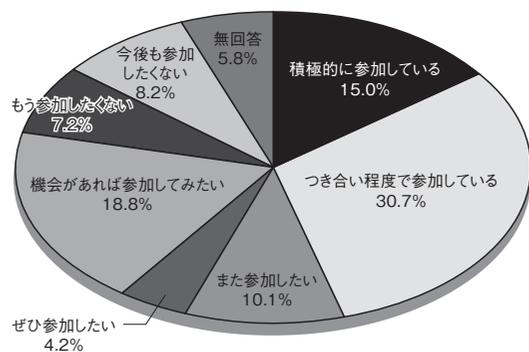
豊かな老後を送るために必要なものは、「楽しめる趣味がある」が34.8%、「買い物場所や医療施設が身近にある」が34.1%でそれぞれ3割を超えています。

Q 13 行財政改革の中で優先すべきものは(複数回答；上位10件)



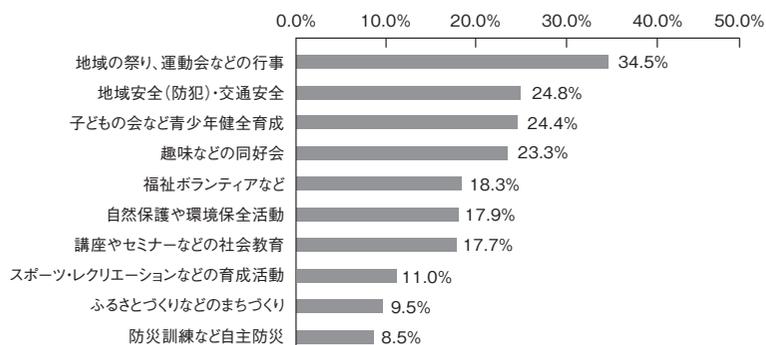
行財政改革の中で優先すべきものとしては、「事業を見直し、経費の有効活用」が41.8%と最も多く、次いで、「職員定数や組織体制の見直し」が35.9%、「産業の育成など自前の財源を増やす」が33.8%となっています。

Q 14 町内会活動やボランティアなど地域の活動への参加は



町内会活動やボランティアなど地域活動への参加状況は、「つき合い程度で参加している」が30.7%と突出しており、2位は「機会があれば参加したい」が18.8%です。“参加している・参加したい”を合計すると、78.8%になります。

Q 15 具体的にどのような活動に参加を希望しますか(複数回答；上位10件)



具体的に参加してみたい地域の活動としては、「地域の祭り、運動会などの行事」が34.5%と最も多く、次いで「地域安全(防犯)・交通安全」が24.8%、「子ども会など青少年健全育成」が24.4%、「趣味などの同好会」が23.3%です。

8. 市政懇談会等概要

1 市政懇談会

| 区 分 | 開 催 日 | 出席者数 | 意見総数 |
|------------|-----------------------|-------|------|
| 一中地区市政懇談会 | 平成 18 年 9 月 22 日 (金) | 48 人 | 21 件 |
| 二中地区市政懇談会 | 平成 18 年 9 月 25 日 (月) | 50 人 | 31 件 |
| 三中地区市政懇談会 | 平成 18 年 9 月 27 日 (水) | 85 人 | 22 件 |
| 四中地区市政懇談会 | 平成 18 年 9 月 29 日 (金) | 29 人 | 19 件 |
| 五中地区市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 2 日 (月) | 97 人 | 23 件 |
| 六中地区市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 4 日 (水) | 44 人 | 13 件 |
| 都和中地区市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 6 日 (金) | 29 人 | 17 件 |
| 新治中地区市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 10 日 (火) | 118 人 | 9 件 |
| 高齢者層市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 13 日 (金) | 30 人 | 18 件 |
| 女性層市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 16 日 (月) | 53 人 | 31 件 |
| 青年層市政懇談会 | 平成 18 年 10 月 18 日 (水) | 30 人 | 30 件 |
| 市政懇談会全体会 | 平成 18 年 10 月 21 日 (土) | 78 人 | 19 件 |

2 パブリックコメントによる意見

| 区 分 | 件数 |
|-------|------------|
| 持 参 | 1 人 (6 件) |
| 郵 送 | 1 人 (1 件) |
| F A X | 1 人 (8 件) |
| Eメール | 3 人 (13 件) |
| 合 計 | 6 人 (28 件) |

第7次土浦市総合計画

発行 平成20年3月

土浦市

〒300-8686

土浦市下高津一丁目20番35号

電話(029)826-1111(代)

水・みどり・人がきらめく
安心のまち 活力のまち
土浦



発行/土浦市

〒300-8686 茨城県土浦市下高津一丁目20番35号

Tel.029-826-1111(代)

<http://www.city.tsuchiura.ibaraki.jp/index.shtml>

平成20年3月